

平成27年 第1回定例会

摂津市議会会議録

平成27年2月19日 開会
平成27年3月27日 閉会

摂 津 市 議 会

目 次

平成27年第1回定例会

○2月19日（第1日）

出席議員、地方自治法第121条による出席者（説明員）、出席した

議会事務局職員	1	1
議事日程、本日の会議に付した事件	1	2
開会の宣告	1	4
市長挨拶		
開議の宣告	1	4
会議録署名議員の指名	1	4
日程1 会期の決定	1	4
日程2 平成27年度市政運営の基本方針	1	4
説明（市長）		
日程3 議案第1号～議案第14号、議案第18号～議案第38号	1	12
提案理由の説明（総務部長、水道部長、保健福祉部長、土木下水道部長、生活環境部長、教育総務部長、市長公室長、次世代育成部長、生涯学習部長）		
日程4 議案第15号	1	44
提案理由の説明（土木下水道部長）		
採決		
日程5 議案第16号	1	44
提案理由の説明（土木下水道部長）		
採決		
日程6 議案第17号	1	45
提案理由の説明（生活環境部長）		
採決		
日程7 報告第1号、報告第2号	1	46
提案理由の説明（消防長、土木下水道部長）		
休会の決定	1	47
散会の宣告	1	47

○3月4日（第2日）

出席議員、地方自治法第121条による出席者（説明員）、出席した

議会事務局職員	2	1
議事日程、本日の会議に付した事件	2	2
開議の宣告	2	3
会議録署名議員の指名	2	3

日程1 議案第1号～議案第14号、議案第18号～議案第38号	-----	2-	3
委員会付託			
日程2 代表質問			
日本共産党 安藤薫議員	-----	2-	3
高志会 嶋野浩一朗議員	-----	2-	32
自民党 大澤千恵子議員	-----	2-	51
延会の宣告	-----	2-	69

○3月5日（第3日）

出席議員、地方自治法第121条による出席者（説明員）、出席した			
議会事務局職員	-----	3-	1
議事日程、本日の会議に付した事件	-----	3-	2
開議の宣告	-----	3-	3
会議録署名議員の指名	-----	3-	3
日程1 代表質問			
公明党 藤浦雅彦議員	-----	3-	3
市民ネットワーク 上村高義議員	-----	3-	28
民主市民連合 東久美子議員	-----	3-	45
大阪維新の会 中川嘉彦議員	-----	3-	60
休会の決定	-----	3-	79
散会の宣告	-----	3-	79

○3月27日（第4日）

出席議員、地方自治法第121条による出席者（説明員）、出席した			
議会事務局職員	-----	4-	1
議事日程、本日の会議に付した事件	-----	4-	2
開議の宣告	-----	4-	4
会議録署名議員の指名	-----	4-	4
日程1 一般質問			
森西正議員	-----	4-	4
日程2 議案第1号～議案第14号、議案第18号～議案第38号	-----	4-	10
委員長報告（総務・建設・文教・民生常任委員長、議会運営委員長、 駅前等再開発特別委員長）			
討論（弘豊議員、木村勝彦議員）			
採決			
日程3 議案第39号	-----	4-	22
提案理由の説明（総務部長）			
採決			

日程 4	議案第 40 号	4	22
	提案理由の説明（保健福祉部長）		
	採決		
日程 5	議会議案第 1 号	4	24
	提案理由の説明（嶋野浩一郎議員）		
	採決		
日程 6	議会議案第 2 号～議会議案第 5 号	4	24
	採決		
日程 7	常任委員会の所管事項に関する事務調査の件	4	25
	閉会中の継続調査に決定		
	閉会の宣告	4	25
☆添付資料			
	審議日程	資料	1
	議案付託表	資料	2
	代表質問要旨	資料	4
	一般質問要旨	資料	10
	常任委員会の所管事項に関する事務調査表	資料	11
	議決結果一覧	資料	12

摂津市議会会議録

平成27年2月19日

(第1日)

平成27年第1回摂津市議会定例会会議録

平成27年2月19日(木曜日)
午前10時 開 会 場
摂 津 市 議 会 議 場

1 出席議員 (21名)

1 番	上 村 高 義	2 番	木 村 勝 彦
3 番	森 西 正	4 番	福 住 礼 子
5 番	藤 浦 雅 彦	6 番	村 上 英 明
7 番	三 好 義 治	8 番	東 久 美 子
9 番	市 来 賢 太 郎	10 番	中 川 嘉 彦
11 番	増 永 和 起	12 番	弘 豊
13 番	山 崎 雅 数	14 番	水 谷 毅
15 番	南 野 直 司	16 番	渡 辺 慎 吾
17 番	嶋 野 浩 一 朗	18 番	大 澤 千 恵 子
19 番	野 原 修	20 番	安 藤 薫
21 番	野 口 博		

1 欠席議員 (0名)

1 地方自治法第121条による出席者

市 長	森 山 一 正	副 市 長	小 野 吉 孝
教 育 長	箸 尾 谷 知 也	市 長 公 室 長	乾 富 治
総 務 部 長	有 山 泉	生 活 環 境 部 長	杉 本 正 彦
生 活 環 境 部 理 事	北 野 人 士	保 健 福 祉 部 長	堤 守
保 健 福 祉 部 理 事	島 田 治	都 市 整 備 部 長	吉 田 和 生
土 木 下 水 道 部 長	山 口 繁	教 育 委 員 会 会 長	山 本 和 憲
教 育 委 員 会 次 世 代 育 成 部 長	登 阪 弘	教 育 総 務 部 長	宮 部 善 隆
監 査 委 員 ・ 選 挙 管 理 委 員 会 ・ 公 平 委 員 会 ・ 固 定 資 産 評 価 審 査 委 員 会 事 務 局 長	井 口 久 和	教 育 委 員 会 会 長	宮 部 善 隆
消 防 長	熊 野 誠	生 涯 学 習 部 長	宮 部 善 隆
		水 道 部 長	渡 辺 勝 彦

1 出席した議会事務局職員

事 務 局 長	藤 井 智 哉	事 務 局 次 長	川 本 勝 也
---------	---------	-----------	---------

1 議 事 日 程

- | | | | |
|----|-----|-----|---|
| 1, | | | 会期決定の件 |
| 2, | | | 平成27年度市政運営の基本方針 |
| 3, | 議案第 | 1号 | 平成27年度摂津市一般会計予算 |
| | 議案第 | 2号 | 平成27年度摂津市水道事業会計予算 |
| | 議案第 | 3号 | 平成27年度摂津市国民健康保険特別会計予算 |
| | 議案第 | 4号 | 平成27年度摂津市財産区財産特別会計予算 |
| | 議案第 | 5号 | 平成27年度摂津市公共下水道事業特別会計予算 |
| | 議案第 | 6号 | 平成27年度摂津市パートタイマー等退職金共済特別会計予算 |
| | 議案第 | 7号 | 平成27年度摂津市介護保険特別会計予算 |
| | 議案第 | 8号 | 平成27年度摂津市後期高齢者医療特別会計予算 |
| | 議案第 | 9号 | 平成26年度摂津市一般会計補正予算(第5号) |
| | 議案第 | 10号 | 平成26年度摂津市水道事業会計補正予算(第3号) |
| | 議案第 | 11号 | 平成26年度摂津市国民健康保険特別会計補正予算(第4号) |
| | 議案第 | 12号 | 平成26年度摂津市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号) |
| | 議案第 | 13号 | 平成26年度摂津市介護保険特別会計補正予算(第4号) |
| | 議案第 | 14号 | 平成26年度摂津市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号) |
| | 議案第 | 18号 | 指定管理者指定の件(摂津市立第1児童センター) |
| | 議案第 | 19号 | 指定管理者指定の件(摂津市立児童発達支援センター) |
| | 議案第 | 20号 | 指定管理者指定の件(摂津市立みきの路) |
| | 議案第 | 21号 | 指定管理者指定の件(摂津市立ひびきはばたき園ほか2施設) |
| | 議案第 | 22号 | 摂津市教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例制定の件 |
| | 議案第 | 23号 | 摂津市教育長の勤務時間、休暇等に関する条例制定の件 |
| | 議案第 | 24号 | 摂津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例制定の件 |
| | 議案第 | 25号 | 摂津市指定介護予防支援事業者の指定並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例制定の件 |
| | 議案第 | 26号 | 摂津市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例制定の件 |
| | 議案第 | 27号 | 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件 |
| | 議案第 | 28号 | 摂津市附属機関に関する条例の一部を改正する条例制定の件 |
| | 議案第 | 29号 | 摂津市行政手続条例の一部を改正する条例制定の件 |
| | 議案第 | 30号 | 特別職の職員の給与に関する条例及び摂津市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定の件 |
| | 議案第 | 31号 | 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件 |
| | 議案第 | 32号 | 摂津市税条例の一部を改正する条例制定の件 |
| | 議案第 | 33号 | 摂津市私立幼稚園の園児の保護者に対する補助金交付条例の一部を改正する条例制定の件 |
| | 議案第 | 34号 | 摂津市立体育館条例の一部を改正する条例制定の件 |
| | 議案第 | 35号 | 摂津市立保育所条例の一部を改正する条例制定の件 |
| | 議案第 | 36号 | 摂津市立保健センター条例の一部を改正する条例制定の件 |
| | 議案第 | 37号 | 摂津市介護保険条例の一部を改正する条例制定の件 |
| | 議案第 | 38号 | 摂津市保育所における保育に関する条例を廃止する条例制定の件 |
| 4, | 議案第 | 15号 | 市道路線認定の件 |

- | | | |
|------|---------|-------------------------|
| 5, 議 | 案 第 16号 | 市道路線廃止の件 |
| 6, 議 | 案 第 17号 | 町の区域及び名称の変更等について議決を求める件 |
| 7, 報 | 告 第 1号 | 損害賠償の額を定める専決処分報告の件 |
| 報 | 告 第 2号 | 損害賠償の額を定める専決処分報告の件 |
-

- 1 本日の会議に付した事件
日程1から日程7まで

(午前10時 開会)

○渡辺慎吾議長 ただいまから平成27年第1回摂津市議会定例会を開会します。

会議を開く前に、市長の挨拶を受けます。市長。

(森山市長 登壇)

○森山市長 おはようございます。

平成27年第1回定例議会開会に当たり一言ご挨拶を申し上げます。

議会議員の皆さん方には年度末何かとお忙しいところ、ご参集を賜り厚くお礼申し上げます。

本日は後ほど私のほうから平成27年度の所信を申し上げますが、今回は報告案件といたしまして、専決処分報告の件が2件、予算案件といたしまして、一般会計予算ほか13件、その他案件といたしまして6件、条例案件といたしまして16件、合計40件のご審議をお願いいたすものでございます。

何とぞよろしく慎重審議の上、ご可決、ご承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

簡単ではありますが、開会に当たりご挨拶といたします。

○渡辺慎吾議長 挨拶が終わり、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員は、市来議員及び中川議員を指名します。

日程1、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

この定例会の会期は、本日から3月27日までの37日間とすることに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺慎吾議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

日程2、平成27年度市政運営基本方針

に関する説明を求めます。市長。

(森山市長 登壇)

○森山市長 本日、ここに平成27年度の一般会計予算を初めとする諸議案のご審議をお願いするに当たりまして、市政運営に関する私の所信と施策の概要を申し上げます。

平成27年度は、私にとって3期目の後半戦のスタートの年でございます。これまで財政再建、人づくり、夢づくりをまちづくりの3本柱に据え、やる気、元気、本気で取り組んでまいりました。幾多の困難を乗り越えることができましたのも、市民の皆様、市議会議員の皆様のご理解とご協力があったことでもあります。

本市は、平成28年11月に市制施行50周年を迎えます。記念すべき大きな節目を前に、何を成すべきかを考え、本年度をいま一度足元を見詰め直し、力を蓄える基礎固めの年と位置づけました。手軽さやスピードが重視される世の中ではありますが、事を成すには何より基本が肝心であります。この先、本市が絶え間ない成長と発展を遂げていくため、今このときに、根を深く大きく張り、幹を太くしておかなければなりません。

平成27年度は、この考え方のもと、徹底した仕事の総点検に取り組み、見直すべきはしっかりと見直し、足腰の強い摂津市をつくり上げるべく、全力を尽くしてまいり所存であります。

さて、我が国の経済についてであります。昨年4月の消費税増税による個人消費の落ち込みなどから、平成26年度の実質GDP成長率はマイナスに転じると見込まれております。また、円安による原材料の輸入コストの上昇や雇用情勢の逼迫に伴う人手不足の進行などにより、企業の先行き

は不透明な状況が続いております。

このような中、政府は景気対策を大胆かつスピード感を持って進めるとし、地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策を打ち出しました。本市におきましても喫緊の課題である、魅力ある地域づくり、人口減少問題の克服に向け、最大限、国の施策を活用できるようアンテナを高く張り、最善の選択を一つひとつ積み重ねてまいります。

次に、本市の財政状況であります。平成25年度決算における経常収支比率は98.7%と平成24年度から1.5ポイント改善し、辛うじて100%を下回りました。しかし、その実態は赤字地方債や一時的な税収に大きく依存したものであることを十分に認識する必要があります。また、市税収入は平成9年度の約202億円をピークに低迷しており、本年度予算では170億円を割り込む非常に厳しい見込みとなっております。

今後を見通しますと、人口減少と少子高齢化に起因する税収の減少や社会保障関係経費の増加、そして老朽化した公共施設の更新問題が重く本市財政にのしかかってまいります。また、法人実効税率の継続的な引き下げやさらなる法人市民税の国税化、償却資産の課税に対する見直しが実行されれば、産業都市である本市の税収に深刻な影響が出てまいります。さらに、阪急京都線連続立体交差事業を初めとする大規模プロジェクトは、本市の大きな夢である一方、莫大な資金が必要であることを十分に理解しておく必要があります。

このように本市を取り巻く状況は非常に厳しいものでありますが、今こそ、旧来の慣行や既成概念を打ち破る絶好のチャンスであると捉え、第5次行政改革をやり抜く覚悟であります。ご承知のとおり、この改

革には大変難しい項目を掲げておりますが、本年度、一つ一つの改革にしっかりと道筋を付けていきたいと思っております。安定した財政基盤を確立し、子どもたちに夢ある未来を引き継いでいけるよう、私を初め、全職員が心を一つにし、粉骨砕身の決意で取り組んでまいります。

それでは、具体的な施策についてご説明申し上げます。

予算編成並びに諸議案の作成に当たりましては、3期目4年間の基本理念である「つながり・絆」を軸に、まちの元気の根幹である「地域」、そしてこれからの摂津を担う「こども」を重点テーマといたしました。

以下、本年度に実施いたします新規事業を中心とした主な施策につきまして、第4次摂津市総合計画に示しております7つのまちづくりの目標に沿って、ご説明を申し上げます。

第1に市民が元気に活動するまちづくりについてであります。

市民・事業者・行政が共通の目標に向かい、それぞれの持ち味を最大限発揮していく協働の取り組みは、事業効果を2倍にも3倍にも高めてくれるものと確信しております。本年度も、自分たちのまちを自分たちで育てる市民主体のまちづくりを推進してまいります。

市民活動の活性化施策につきましては、市民公益活動補助金制度に発展コースを設け、協働の取り組みを促進してまいります。

次に、地域の活性化に向けた取り組みにつきましては、平成28年夏頃の開館に向け、別府地域のコミュニティ施設の工事に着手してまいります。また、自治会加入率の向上を図るため、摂津市自治連合会と連

携し、役員向けマニュアルを作成してまいります。

続いて、情報発信力の強化につきましては、広報課を新たに設置し、ホームページや広報せつがより分かりやすく親しみあるものとなるよう、取り組みを進めてまいります。

第2にみんなが安全で快適に暮らせるまちづくりについてであります。

初めに、JR千里丘西地区のまちづくりにつきましては、いよいよ正念場を迎えておりますが、千里丘西地区市街地再開発準備組合による調査・検討などの活動を引き続き支援をしております。

阪急正雀駅前の整備につきましては、歩行者の安全を確保するため、道路拡幅に向けた地元協議を進めてまいります。また、十三高槻線の上部利用につきましては、地域の皆さんが集い、交流できる施設の建設に向け、実施設計を行ってまいります。

次に、JR操車場跡地のまちづくりについてであります。平成28年度の千里丘新町のまち開きに向け、土地区画整理事業を進めるとともに、周辺道路の整備に取り組んでまいります。また、クリーンセンター及び正雀下水処理場跡地につきましては、吹田市と連携し医療クラスター形成に向けた取り組みを進めてまいります。

安全で便利な道路環境の整備についてであります。本市の重要プロジェクトであります、阪急京都線連続立体交差事業につきましては、大阪府や阪急電鉄株式会社などとの強い連携のもと、関連側道調査を行い、都市計画決定に向けた計画素案の作成に取り組んでまいります。また、新在家鳥飼上線につきましては、歩道設置に向けた用地買収交渉を進め、整備工事に着手してまいります。さらに、阪急摂津市駅北側の

境川河川用地を利用した自転車歩行者専用道路の整備に向け、実施設計を行ってまいります。

続いて、通学路の安全確保に向けた取り組みにつきましては、鳥飼西小学校の通学路の一部区間において、溝蓋の設置及び自転車歩行者専用道路の舗装修繕を進めてまいります。

橋梁の安全対策につきましては、計画に基づく維持修繕、耐震補強に順次取り組むとともに、定期点検による予防保全を実施し、橋梁の長寿命化を進めてまいります。

公共交通の充実に向けた取り組みにつきましては、本年3月に市内循環バス路線を阪急正雀駅付近まで延長するとともに、通勤・通学に対応したダイヤ改正を行い、利用者の利便性の向上を図ってまいります。

次に、安全な水の安定供給についてであります。鳥飼送水所4号配水池の耐震工事に着手してまいります。また、水道事業の効率的な運営及び職員間での技術継承を推進するため、浄水課と工務課を統合し、新たに水道施設課を設置してまいります。

水害を防ぐための雨水排水対策につきましては、東別府及び鳥飼八町地域の雨水整備に向け、支障物件の移設などに取り組んでまいります。また、排水処理機能の維持・強化のため、古川ポンプ場及び入樋ポンプ場の排水ポンプ2基を更新するとともに、老朽化した味舌水路系の排水ポンプ施設の更新に向けた実施設計を行ってまいります。

次に、民間住宅の耐震化に向けた取り組みにつきましては、耐震診断及び改修補助制度の補助額を、昨年度と同様に増額してまいります。また、耐震化率の目標などを定める住宅・建築物耐震改修促進計画の改定に向け、これまでの取り組みの評価・検

証を行ってまいります。

自転車安全利用の推進につきましては、道路交通法改正により自転車の危険行為への指導、取り締まりが強化されることを踏まえ、本市におきましても、自転車安全利用倫理条例に基づく交通安全教室などの取り組みを進めてまいります。

続いて、防災施策についてであります。

本年度、阪神・淡路大震災から20年が経過しました。そして、東日本大震災から間もなく4年が過ぎようとしております。これらの震災から得た貴重な教訓を決して忘れることなく、地域と十分に連携を図りながら、安全で安心を実感できるまちづくりを進めてまいります。

災害に強いまちづくりの推進につきましては、地域防災計画の実効性を高めるため、計画内容をわかりやすく解説したパンフレットを全戸配布するとともに、地域別防災マップの作成に向け、ワークショップを開催してまいります。また、担当部局別の災害対応マニュアルを作成するとともに、小中学校における防災教育の充実に向け、プログラムの作成に取り組んでまいります。さらに、一時避難所に指定した民間協力施設に表示プレートを設置し、市民の認知を図り、災害時の円滑な避難につなげてまいります。

災害用備蓄品の整備につきましては、防災会議女性専門委員会からの意見を踏まえ、各避難所に更衣用テントや簡易トイレなどを順次配備してまいります。

次に、防犯施策につきましては、摂津警察署と協議の上、街頭防犯カメラを順次設置し、市民の安全確保と犯罪の未然防止に取り組んでまいります。

消防施策の推進につきましては、吹田市との消防指令センター及び消防救急デジタ

ル無線の共同運用に向け、整備を進めてまいります。また、全ての消防団員に耐切創性手袋及び救命胴衣を配備し、消防力の向上と団員の安全確保を図ってまいります。

救命率の向上に向けた取り組みにつきましては、より迅速な病院搬送体制を確立するため、救急車にタブレット端末を配備してまいります。

第3にみどりうるおう環境を大切にすまちづくりについてであります。

近年、環境問題は複雑・多様化し、行政の取り組むべき課題も大きく変化しつつあります。環境に配慮した、魅力ある住みよいまちを創出していくため、本年度は、環境の保全及び創造に関する条例の見直しに着手し、環境施策全般の再構築に向けた取り組みを進めてまいります。

環境教育の推進に向けた取り組みにつきましては、小学校4年生を対象としたごみ減量化・リサイクル絵画展の入賞作品をパッカー車に掲示し、広く啓発活動を展開するとともに、こども版環境家計簿の対象者を小学校5年生全員に拡大してまいります。

環境負荷軽減に向けた取り組みにつきましては、本年度工事に着手する別府地域のコミュニティ施設に太陽光発電設備及び蓄電池を整備し、率先して再生可能エネルギーの活用を図るとともに、非常時の電源を確保してまいります。

次に、本市の懸案事項でありますごみ焼却炉の更新問題につきましては、より効率的なごみ処理体制の構築に向け、茨木市とのごみ処理広域化に向けた検討を進めてまいります。また、北摂地域における災害時等廃棄物の処理に係る相互支援協定を締結し、近隣市との連携体制を強化してまいります。

第4に暮らしにやさしく笑顔があふれるまちづくりについてであります。本年の8月15日で終戦から70年の節目を迎えます。現在の平和と繁栄は多くの尊い犠牲のもとに成り立っているという事実を改めて肝に銘じなければなりません。本年度は、戦争の悲惨さや平和の大切さを後世にしっかりと語り継いでいくため、昭和60年に発行した市民の皆さんの戦争体験集を復刻するとともに、広島の子爆弾による被害を奇跡的に逃れた被爆ピアノを使った市民参加型コンサートを実施してまいります。

人権施策につきましては、市民一人一人が差別や虐待などの不当な扱いに苦しむことのない社会を築いていくため、摂津市人権協会と連携し啓発活動に取り組んでまいります。

男女共同参画社会の実現に向けた取り組みにつきましては、第3期男女共同参画計画ウィズプランの中間見直しに向けた市民意識調査を実施してまいります。

次に、福祉施策についてであります。近年、高齢化や核家族化が進み、介護や子育てなどのさまざまな場面で、地域福祉の重要性が高まってきております。本年度は、誰もが安心していきいきと暮らすことができるまちを目指し、生活困窮者への対応などの新たな視点を盛り込んだ第3期地域福祉計画を策定してまいります。

高齢者施策につきましては、身近な地域で気軽に参加できる集いの場を開設し、外出機会の確保及び介護予防に取り組んでまいります。また、弁護士による法的助言サービスを活用し、高齢者の権利擁護に向けた取り組みを進めてまいります。

障害者施策につきましては、全ての障害福祉サービス利用者へのケアプラン作成を

目指し、市内相談支援事業所の人員体制の強化を図ってまいります。

続いて、子育て支援についてであります。本年度は、3歳6カ月児健康診査及び歯科健康診査の実施回数を月1回から2回とし、受診機会の拡充を図ってまいります。また、家庭児童相談室に社会福祉士を新たに配置し、児童虐待防止に向けた取り組み強化を図ってまいります。

保育所待機児童の解消及び保育の質の向上に向けた取り組みにつきましては、民間保育所の分園整備への補助を行うとともに、民間保育所の安定的な保育士確保を支援するため、借り上げ宿舎への補助を実施してまいります。また、子ども・子育て会議の議論を踏まえ、正雀保育所の民営化に向けた取り組みを進めてまいります。

ひとり親家庭の支援につきましては、ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金の支給期間を拡大し、就労に向けた専門資格取得を後押ししてまいります。

生活困窮世帯の支援につきましては、生活困窮者自立支援法に基づき、自立に向けた相談や住居の確保など、総合的な支援に取り組んでまいります。併せて、大阪人間科学大学と連携し、生活困窮家庭の中学生を対象とした学習支援を実施してまいります。

続いて、今後の本市の大きなテーマとなります。健康・医療のまちづくりについてであります。平成30年度に国立循環器病研究センターがJR操車場跡地に移転することを見据え、本年度は、地域医療・健康づくりの推進体制の整備に取り組んでまいります。具体的には、国立循環器病研究センターと協定を締結し、特定健康診査への医師派遣を初めとした具体的な連携を進めるとともに、今後の施策展開の指針とな

る（仮称）健康・医療のまちづくり計画を策定してまいります。また、吹田市と共同で運営する、JR操車場跡地のまちづくりに関するホームページを効果的に活用し、市内外に向けた情報発信に努めてまいります。

次に、一昨年から開始したまちごとフィットネス！ヘルシータウンせつつの取り組みにつきましては、本年度、JR操車場跡地を中心とした千里丘地域に健康遊具を設置し、千里丘コースの整備を進めてまいります。併せて、3年間の集大成として、これまでに整備した全コースを掲載したガイドマップを作成するとともに、案内看板を設置してまいります。また、健康づくり活動に応じて貯まるヘルシーポイントを健康グッズなどに交換できる、まちごと元気！ヘルシーポイント事業を開始し、市民の健康づくりを支援してまいります。

続いて、国民健康保険につきましては、財政の健全化を図り、保険者の都道府県化に円滑に対応していくため、収支均衡に見合った保険料へと改定してまいります。また、被保険者の健康・医療情報を活用し、より有効な保健事業を展開できるよう、データヘルス計画を策定してまいります。

第5に誰もが学び、成長できるまちづくりについてであります。

本年度は、重点テーマに「こども」を掲げ、子どもたちの生きる力を育むべく、とりわけ学力向上に重きを置いた取り組みを進めてまいります。具体的には、小学校のモデル校2校に教材データベースを導入し、学習状況に合わせた課題の設定に活用してまいります。また、学力定着度調査の対象を小学2年生のみから小学6年生までへと拡大し、より詳細な分析を行い、授業内容や指導方法の改善につなげてまいります。

さらに、本市の学力向上施策の課題やその対策について意見をいただくため、学識経験者などで構成する（仮称）学力向上推進懇談会を設置するとともに、学習の意義や自学自習の手引などを掲載した啓発パンフレットを児童・保護者それぞれに配布してまいります。

読書活動の推進につきましては、小中学校の学校用図書の実質を図るとともに、小学校の全児童に読書ノートを配布し、読書習慣の定着化に向けた取り組みを進めてまいります。

次に、学校における相談支援体制の実質につきましては、教育センターに配置している臨床心理士を増員するとともに、各小中学校のスクールカウンセラーを指導するスーパーバイザーを活用し、教育相談やいじめ問題などへの対応強化を図ってまいります。また、スクールソーシャルワーカーの派遣回数もふやし、関係機関との連携強化を図ってまいります。

就学前教育の推進につきましては、義務教育への円滑な接続を図るため、引き続き関係機関と連携し、就学前教育実践の手引きを活用した取り組みを進めてまいります。

学校教育環境の改善につきましては、鳥飼小学校、第一・第二・第四中学校の耐震補強工事を行い、市内小中学校の耐震化率100%を実現するとともに、三宅柳田小学校多目的ホールの天井の落下防止対策を実施してまいります。また、別府小学校の大規模改修を実施するとともに、小中学校トイレの洋式化を順次進め、快適な学習環境を整備してまいります。さらに、第一・第二中学校の正門をオートロック化し、防犯・安全対策を推進してまいります。

次に、中学校給食についてであります

が、育ち盛りの中学生に栄養バランスのとれた昼食を提供するため、6月から全ての中学校でデリバリー方式選択制給食を開始してまいります。

生涯学習施策につきましては、千里丘公民館の耐震補強及びエレベーター設置工事を実施するとともに、誰もが気軽に学び、交流できる場を提供するため、図書及び集会所機能を備えたフロアを整備してまいります。また、図書館システムをリニューアルし、業務の効率化と利用者の利便性の向上を図ってまいります。

文化振興施策につきましては、市民文化ホールの耐震化及び大規模なリニューアル工事に着手してまいります。また、市史編さんの取り組みにつきましては、市民や大学などからの史料収集とデジタルデータ化を進めるとともに、市制施行50周年に向けた記念誌の作成に着手してまいります。

スポーツ環境の充実につきましては、千里丘地域に様々な屋外スポーツに利用できる多目的施設を整備してまいります。また、摂津ふれあいマラソンに自動計測システムを導入し、より正確なタイムと着順を参加者にお知らせできる体制を整えてまいります。なお、総合体育館につきましては、夢を形にすべく関係団体との協議を進め、課題の抽出を行ってまいります。

第6に活力ある産業のまちづくりについてであります。

本市は、工業及び準工業地域が市域の半分近くを占め、多くの事業所が集積する、北摂随一のものづくりのまちであります。しかし、多くの事業所の経営は大変厳しく、経営基盤の強化が喫緊の課題となっております。また、さらなる産業の活性化を図っていくためには、創業に向けた支援な

どに積極的に取り組んでいく必要があります。そこで、本年度から南千里丘モデルルーム跡を産業支援ルームとして活用し、産業振興アクションプランに基づく様々な支援策を展開していきたいと思います。

中小企業の経営力向上に向けた取り組みにつきましては、摂津市商工会と連携し、経営力向上セミナーを実施するとともに、中小企業が有する技術やノウハウのPR機会を拡大するため、育成事業補助金の対象項目の充実を図ってまいります。

創業支援施策につきましては、摂津市商工会や日本政策金融公庫と連携し、創業サポート総合相談窓口を設置するとともに、女性、シニア、若者を対象とした創業支援セミナーや知識の習得から創業までをサポートする創業塾を実施してまいります。

商工業活性化に向けた取り組みにつきましては、活性化補助金を拡充し、商工業団体が市民団体などと協働で行う、摂津市の魅力発信や摂津ブランドの開発に向けた取り組みを支援してまいります。

次に、セッピー商品券につきましては、プレミアム率を20%へ大幅に拡大するとともに、発行数をふやし、消費喚起と市内商店の活性化を図ってまいります。

農業振興施策につきましては、市街化調整区域における水路清掃などの共同活動を支援し、農地保全や担い手不足の解消に取り組んでまいります。

就労支援施策につきましては、専門相談員による就労相談の実施や各種就職フェアなど、それぞれのニーズに合わせた多様な支援を展開してまいります。

第7に計画を実現する行政経営についてであります。

本年度は、本市の最上位計画であります第4次総合計画の中間年に当たるため、市

民意調査を実施し、これまでの取り組みの評価・検証を行ってまいります。併せて、まち・ひと・しごと創生法に基づく地方版総合戦略を策定し、総合計画の関連施策との整合を図りながら、定住促進に向けた取り組みを進めてまいります。

第5次行政改革につきましては、持続可能な行政経営の実現に向け、民営化・民間委託の推進、市単独扶助費等の見直しなどの重要項目を確実に推進するとともに、子ども医療費助成の対象年齢拡大を初めとする、時代のニーズに応じた行政サービスの展開を検討してまいります。

老朽化した公共施設の更新問題につきましては、庁内プロジェクトチームを組織し、計画的かつ効率的な整備や維持管理のあり方を検討してまいります。

次に、指定管理者制度につきましては、昨年度の実績の評価・検証を実施するとともに、平成28年夏頃に開設する別府地域のコミュニティ施設への導入を進めてまいります。併せて、第三者評価の実施に向けた制度設計を進めてまいります。

外郭団体につきましては、引き続き団体が取り組む経営改革の進捗状況をしっかりと把握し、経営改善計画に基づく諸改革を促進してまいります。

続いて、電子自治体の推進につきましては、市民の利便性の向上及び行政運営の効率化を図るため、地域情報化計画に基づく実施計画を策定してまいります。また、マイナンバー制度導入に伴い交付される個人番号カードを活用し、住民票の写しや印鑑登録証明書などのコンビニ交付を開始してまいります。

人事施策につきましては、阪急電車に中吊り広告を掲出し、職員採用試験の実施を広くPRし、優秀な人材の獲得につなげて

まいります。また、インターネットを活用したコミュニケーションシステムを導入し、より効果的なOJTの推進を図り、若手職員の育成に取り組んでまいります。

市役所の利便性の向上に向けた取り組みにつきましては、市役所1階ロビーに、市内の主要施設等を掲載した広告付き案内地図を設置するとともに、新たな財源の確保につなげてまいります。

特色や魅力ある取り組みの推進につきましては、新幹線公園の0系新幹線及び電気機関車のリニューアルに向け、市民や鉄道ファンの皆さんなどにご賛同いただける仕組みを構築し、広く発信してまいります。

最後になりましたが、一言申し上げたいと思います。

近年、個性が尊重され、多様性が認められる一方で、自分さえ良ければいいといった身勝手な考えが世の中に広がっているように思います。私たちは、決して一人では生きていくことができません。「つながり・絆」の中で支え合って初めて、心豊かに生きていくことができます。このような思いから、本年度は脈々と続く人々の営みの結晶である「地域」を守り支え、摂津の未来そのものである「こども」をしっかりと育む取り組みを、重点テーマとしたところであります。

現在、市役所においては初心に立ち返り、あいさつ運動に取り組んでおります。職員一人一人がみずから率先垂範して行動することで、知らず知らずのうちに疎かにしてしまっている当たり前のこと、すなわち人間基礎教育の重要性に改めて気付いたものと思います。

職員はもちろんのこと、地域、そして子どもたちに人間基礎教育の精神を説き、根付かせていくことこそが、いじめや虐待な

どの今日的な病を治す糸口になり、さらには、未来に羽ばたく摂津市の原動力になるものと確信をいたしております。

派手さはなく、むしろ地味で長い道のりですが、これからもその精神であるあいさつを初め、思いやり、奉仕、感謝、節約・環境の五つの心を大切に、地に足をつけ、絶え間ない歩みを続けてまいりたいと思います。

以上、市政運営に当たっての基本的な考え方、並びに本会議にご提案いたしております施策の大要につきまして、ご説明申し上げます。

本年度も解決しなければならない課題が山積いたしております。

私初め、全職員が力を合わせ、やる気、元気、本気そして勇気を持って諸課題に対処し、総合計画に掲げるみんなが育むつながりのまち 摂津に向けた取り組みを推進してまいります。

皆様のご協力、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。私の市政運営の方針とさせていただきます。ご清聴ありがとうございます。

○渡辺慎吾議長 説明が終わりました。

日程3、議案第1号など35件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務部長。

(有山総務部長 登壇)

○有山総務部長 議案第1号、平成27年度摂津市一般会計予算につきまして、提案内容をご説明いたします。

まず、平成27年度予算の概要ですが、当初予算の総額は352億7,300万円で、前年度当初予算比では19億2,888万5,000円、5.8%の増額となっています。

歳出を性質別で見ますと、公債費が10

億9,119万円の減額となったものの、扶助費が6億5,240万3,000円、建設事業費は14億9,701万8,000円それぞれ増額となったことが大きな要因です。

まず、予算概要204ページをご参照ください。

歳出の性質別内訳ですが、人件費は55億2,613万2,000円で、前年度に比べ0.8%の増額です。

公債費は35億7,983万3,000円で、前年度に比べ23.4%の減額です。

扶助費は91億4,636万8,000円で、前年度に比べ7.7%の増額です。

物件費は66億7,692万9,000円で、前年度に比べ3.8%の増額です。

繰出金は41億6,986万3,000円で、前年度に比べ5.1%の増額です。

普通建設事業費は28億5,795万4,000円で、前年度に比べ110%の増額です。

それでは、予算書の3ページをご覧ください。

第1条は、歳入歳出予算の総額を352億7,300万円と定めており、その款項の区分及び当該区分ごとの金額は、4ページからの第1表歳入歳出予算に掲載のとおりです。

まず、歳入ですが、款1市税は169億6,000万円で、前年度に比べ2億9,000万円、1.7%の減額です。

項1市民税は62億1,200万円で、前年度に比べ1億8,040万円、2.8%の減額です。

項2固定資産税は83億1,700万円で、前年度に比べ1億780万円、1.3%の減額です。

項3軽自動車税は8,700万円で、前年度に比べ530万円、6.5%の増額です。

項4市たばこ税は7億8,000万円で、前年度に比べ2,000万円、2.5%の減額です。

項5都市計画税は15億6,400万円で、前年度に比べ1,290万円、0.8%の増額です。

款2地方譲与税は1億5,300万円で、前年度に比べ500万円、3.2%の減額です。

項1地方揮発油譲与税は4,500万円で、前年度に比べ100万円、2.2%の減額です。

項2自動車重量譲与税は1億800万円で、前年度に比べ400万円、3.6%の減額です。

款3利子割交付金は4,800万円で、前年度に比べ336万円、6.5%の減額です。

款4配当割交付金は9,100万円で、前年度に比べ2,975万円、48.6%の増額です。

款5株式等譲渡所得割交付金は1,600万円で、前年度に比べ424万円、36.1%の増額です。

款6地方消費税交付金は19億3,100万円で、前年度に比べ6億6,850万円、53%の増額です。これは地方消費税の消費税率8%引き上げの影響の平年度化などに伴うものです。

款7ゴルフ場利用税交付金は170万円で、前年度に比べ10万円、5.6%の減額です。

款8自動車取得税交付金は4,800万円で、前年度に比べ924万円、23.8%の増額です。

款9地方特例交付金は7,900万円で、前年度と同額です。

款10地方交付税は2億4,200万円で、前年度と同額です。

款11交通安全対策特別交付金は1,700万円で、前年度と同額です。

款12分担金及び負担金は8億9,201万2,000円で、前年度に比べ6,295万4,000円、7.6%の増額です。

款13使用料及び手数料は5億8,805万9,000円で、前年度に比べ301万9,000円、0.5%の増額です。

項1使用料は4億6,414万2,000円で、前年度に比べ192万3,000円、0.4%の増額です。

次に、5ページをご覧ください。

項2手数料は1億2,391万7,000円、前年度に比べ109万6,000円、0.9%の増額です。

款14国庫支出金は61億9,278万5,000円で、前年度に比べ10億54万9,000円、19.3%の増額です。

項1国庫負担金は48億9,291万円で、前年度に比べ3億9,080万8,000円、8.7%の増額です。これは生活保護費等負担金などの増額によるものです。

項2国庫補助金は12億2,728万2,000円で、前年度に比べ5億6,459万3,000円、85.2%の増額です。これは小・中学校耐震補強等工事に伴う学校施設環境改善交付金などの増額によるものです。

項3委託金は7,259万3,000円で、前年度に比べ4,514万8,000円、164.5%の増額です。これは国勢調査に係る基幹統計調査委託金などによる

ものです。

款15府支出金は20億6,705万円で、前年度に比べ5億4,376万3,000円、20.8%の減額です。

項1府負担金は14億460万3,000円で、前年度に比べ1億4,816万9,000円、11.8%の増額です。

項2府補助金は4億4,901万円で、前年度に比べ7億5,244万8,000円、62.6%の減額です。これは大阪府安心こども基金特別対策事業費補助金の減額などによるものです。

項3委託金は2億1,343万7,000円で、前年度に比べ6,051万6,000円、39.6%の増額です。

款16財産収入は2億4,538万5,000円で、前年度に比べ4億1,911万3,000円、63.1%の減額です。

項1財産運用収入は2,538万5,000円で、前年度に比べ88万7,000円、3.6%の増額です。

項2財産売却収入は2億2,000万円で、前年度に比べ4億2,000万円、65.6%の減額です。

款17寄附金は1,000円で、前年度と同額です。

款18繰入金は22億3,795万円で、前年度に比べ3億8,696万5,000円、20.9%の増額です。

項1特別会計繰入金は1,282万6,000円で、前年度に比べ38万5,000円、3.1%の増額です。

項2基金繰入金は22億2,512万4,000円で、前年度に比べ3億8,658万円、21%の増額です。

款19諸収入は8億125万8,000円で、前年度に比べ1億7,430万4,000円、27.8%の増額です。

項1延滞金、加算金及び過料は4,800万円で、前年度に比べ2,900万円、152.6%の増額です。

項2市預金利子は10万円で、前年度と同額です。

項3貸付金元利収入は1億3,103万7,000円で、前年度に比べ518万8,000円、4.1%の増額です。

項4雑入は6億2,212万1,000円で、前年度に比べ1億4,011万6,000円、29.1%の増額です。

款20市債は26億6,180万円で、前年度に比べ8億5,070万円、47%の増額です。これは小・中学校耐震補強等事業に伴う市債を発行するためです。

次に、6ページからの歳出です。

款1議会費は3億5,337万5,000円で、前年度に比べ1,546万3,000円、4.6%の増額です。

款2総務費は34億4,695万円で、前年度に比べ1億6,908万8,000円、5.2%の増額です。

項1総務管理費は26億205万1,000円で、前年度に比べ1,702万5,000円、0.7%の増額です。

項2徴税費は4億1,787万1,000円で、前年度に比べ218万6,000円、0.5%の減額です。

項3戸籍住民基本台帳費は2億3,895万4,000円で、前年度に比べ5,679万7,000円、31.2%の増額です。これはコンビニ交付事業などによるものです。

項4選挙費は7,711万6,000円で、前年度に比べ4,660万1,000円、152.7%の増額です。これは府議会議員選挙及び府知事選挙の執行経費によるものです。

項5統計調査費は7,897万8,000円で、前年度に比べ5,507万4,000円、230.4%の増額です。これは基幹統計調査事務によるものです。

項6監査委員費は3,198万円で、前年度に比べ422万3,000円、11.7%の減額です。

款3民生費は148億280万6,000円で、前年度に比べ3億5,959万1,000円、2.5%の増額です。

項1社会福祉費は57億5,635万8,000円で、前年度に比べ2億597万4,000円、3.7%の増額です。

項2児童福祉費は56億1,837万3,000円で、前年度に比べ2億2,497万2,000円、3.9%の減額です。

項3生活保護費は30億3,835万8,000円で、前年度に比べ1億7,713万1,000円、6.2%の増額です。

項4生活文化費は3億8,470万1,000円で、前年度に比べ2億145万8,000円、109.9%の増額です。これは文化ホールリニューアル工事などによるものです。

項5災害救助費は501万6,000円で、前年度と同額です。

款4衛生費は23億6,989万5,000円で、前年度に比べ2,841万3,000円、1.2%の減額です。

項1保健衛生費は8億9,290万4,000円で、前年度に比べ2,813万1,000円、3.1%の減額です。

項2清掃費は14億7,699万1,000円で、前年度に比べ28万2,000円、0.1%の減額です。

款5農林水産業費は9,408万7,0

000円で、前年度に比べ48万1,000円、0.5%の減額です。

款6商工費は3億1,187万7,000円で、前年度に比べ2,765万9,000円、8.1%の減額です。

款7土木費は39億8,921万円で、前年度に比べ1億2,736万円、3.3%の増額です。

項1土木管理費は26億5,528万6,000円で、前年度に比べ468万7,000円、0.2%の増額です。

項2道路橋りょう費は3億9,948万6,000円で、前年度に比べ3,235万7,000円、8.8%の増額です。

項3水路費は1億4,716万7,000円で、前年度に比べ2,120万7,000円、16.8%の増額です。

項4都市計画費は7億4,905万円で、前年度に比べ7,617万9,000円、11.3%の増額です。

項5住宅費は3,822万1,000円で、前年度に比べ707万円、15.6%の減額です。

款8消防費は16億169万2,000円で、前年度に比べ6億5,200万3,000円、68.7%の増額です。これは吹田市との指令センター共同運用等整備負担金などによるものです。

款9教育費は46億8,977万5,000円で、前年度に比べ17億5,312万3,000円、59.7%の増額です。

7ページに移りまして、項1教育総務費は5億9,066万9,000円で、前年度に比べ4,730万2,000円、8.7%の増額です。

項2小学校費は15億9,519万1,000円で、前年度に比べ6億878万5,000円、61.7%の増額です。こ

れは小学校耐震補強等工事などによるものです。

項3 中学校費は13億2,047万1,000円で、前年度に比べ9億2,142万5,000円、230.9%増額です。これは中学校耐震補強等工事などによるものです。

項4 幼稚園費は2億7,898万6,000円で、前年度に比べ651万3,000円、2.4%の増額です。

項5 社会教育費は5億6,592万円で、前年度に比べ1億5,516万6,000円、37.8%の増額です。これは千里丘公民館耐震補強等工事などによるものです。

款6 図書館費は1億2,725万1,000円で、前年度に比べ2,719万4,000円、17.6%の減額です。

項7 保健体育費は2億1,128万7,000円で、前年度に比べ4,112万6,000円、24.2%の増額です。

款10 公債費は35億7,983万3,000円で、前年度に比べ10億9,119万円、23.4%の減額です。

款11 諸支出金は350万円で、前年度と同額です。

款12 予備費は3,000万円で、前年度と同額です。

次に3ページ、第2条債務負担行為は、8ページ、第2表債務負担行為に記載のとおり、事務機器借上事業など8件です。

第3条地方債は9ページ、第3表地方債に記載のとおりコミュニティセンター事業など7件です。

第4条一時借入金は、本年度の借入れ最高額を50億円としています。

第5条は、同一款内での各項間の歳出予算の流用について記載しています。

以上、平成27年度摂津市一般会計予算の内容説明とさせていただきます。

続きまして、議案第4号、平成27年度摂津市財産区財産特別会計予算につきまして、提案内容のご説明を申し上げます。

それでは、予算書の1ページをご覧ください。

第1条で、歳入歳出予算の総額を15億3,409万5,000円と定め、その款項の区分及び当該区分ごとの金額は、3ページ、第1表歳入歳出予算に記載のとおりでございます。

まず、歳入でございますが、款1 財産収入、項1 財産運用収入6,412万8,000円で、前年度に比べ3.1%、192万円の増額となっております。これは味舌上財産区の一部を民間事業所へ貸し付けの地代収入でございます。昨年度途中より新たな土地貸し付けを行ったことによるものです。

款2 繰越金、項1 繰越金14億6,831万5,000円は前年度に比べ10.3%、1億6,827万1,000円の減額となっております。これは現在建設中であり味舌上公民館の建設費支出に伴う減額です。

次に、款3 諸収入、項1 預金利子等165万2,000円は、前年度に比べ160万1,000円の増額となっております。これは繰越金を運用することによるものです。

次に、歳出でございますが、款1 繰出金、項1 繰出金1,282万6,000円となっております。前年度に比べ3.1%、38万4,000円の増額となっております。これは財産収入の20%相当額を一般会計に繰り出すもので、財産収入の増加によるものでございます。

款2 諸支出金、項1 地方振興事業費 1 5 億2, 1 2 6 万9, 0 0 0 円は前年度に比べ9. 8%、1 億6, 5 1 3 万4, 0 0 0 円の減額となっております。その内容は、各財産区に対する事業交付金であります。

以上、平成27年度摂津市財産区財産特別会計予算の内容説明とさせていただきます。

次に、議案第9号、平成26年度摂津市一般会計補正予算（第5号）につきまして、提案内容をご説明いたします。

今回補正の内容としましては、歳入は国庫支出金、府支出金の年度末見込みによる補正、市債の補正などとなっております。歳出は、商品券発行事業の増額など、国の補正予算に伴う事業について追加補正などとなっております。

まず、補正予算の第1条は、既定による歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7, 2 2 8 万6, 0 0 0 円を増額し、その総額を3 4 6 億6, 0 1 4 万9, 0 0 0 円とするものです。

補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、3 ページからの第1表歳入歳出予算補正に記載のとおりです。

歳入についてですが、款1 市税は7, 6 5 0 万円増額しています。

項2 固定資産税6, 0 0 0 万円の増額は、設備投資の増加などによるものです。

款5 都市計画税は1, 6 5 0 万円の増額です。

款1 3 使用料及び手数料は3 6 0 万1, 0 0 0 円減額しています。

項1 使用料3 6 5 万6, 0 0 0 円の減額は、自転車駐車場使用料などです。

項2 手数料5 万5, 0 0 0 円の増額は、開発許可等手数料などです。

款1 4 国庫支出金は6, 8 0 2 万2, 0 0 0 円減額しています。

項1 国庫負担金7 6 7 万8, 0 0 0 円の増額は、障害者自立支援給付費等負担金などです。

項2 国庫補助金5, 9 0 8 万円の減額は、地域住民生活等緊急支援交付金の増額のほか、番号制度システム整備補助金などの減額によるものです。

項3 委託金1, 6 6 2 万円の減額は、衆議院議員総選挙委託金です。

款1 5 府支出金は4, 6 7 1 万8, 0 0 0 円減額しています。

項1 府負担金6 7 9 万6, 0 0 0 円の増額は、障害者自立支援給付費等負担金などです。

項2 府補助金4, 9 2 8 万4, 0 0 0 円の減額は、医療費補助金などです。

項3 委託金4 2 3 万円の減額は、連続立体交差事業調査委託金などです。

款1 6 財産収入は、各種基金利子により3 6 0 万2, 0 0 0 円増額しています。

款1 7 寄附金は、一般寄附などにより6 5 1 万9, 0 0 0 円増額しています。

款1 8 繰入金は、環境基金繰入金により5 3 8 万1, 0 0 0 円減額しています。

款1 9 諸収入は1 億7, 9 8 8 万7, 0 0 0 円増額しています。

項1 延滞金、加算金及び過料3, 3 0 0 万円の増額は、市税延滞金です。

項4 雑入1 億4, 6 8 8 万7, 0 0 0 円の増額は、商品券売上金などです。

款2 0 市債7, 0 5 0 万円の減額は、事業費の確定などに伴う減額です。

続きまして、4 ページからの歳出ですが、款1 議会費8 9 8 万6, 0 0 0 円の減額は不用額です。

款2 総務費は4 億1, 2 0 9 万9, 0 0

0円増額しています。

項1 総務管理費4億3,831万7,000円の増額は、財政調整基金積立金などの増額によるものです。

項2 徴税費から項6 監査委員費までの減額は、いずれも不用額です。

款3 民生費は9,385万7,000円減額しています。

項1 社会福祉費2,678万2,000円の減額は、障害福祉サービス費等給付費などの増額のほか、不用額によるものです。

項2 児童福祉費から項4 生活文化費までの減額は、いずれも不用額です。

款4 衛生費は4,538万3,000円減額しています。

項1 保健衛生費1,679万7,000円の減額は、環境基金積立金の増額のほか、不用額によるものです。

項2 清掃費2,858万6,000円の減額は不用額です。

款5 農林水産業費142万円の減額は不用額です。

款6 商工費1億8,985万5,000円の増額は、国の補正予算に伴う商品券発行事業の増額のほか、不用額によるものです。

款7 土木費2億5,745万4,000円の減額は、いずれも不用額です。

款8 消防費1,021万3,000円の減額は、水道事業会計繰出金の増額のほか、不用額によるものです。

款9 教育費は6,656万6,000円減額しています。

項1 教育総務費から項5 社会教育費及び項7 保健体育費の減額は、いずれも不用額です。

項6 図書館費2,456万2,000円

の増額は、国の補正に伴う図書館運営事業の増額によるものです。

款10 公債費4,578万9,000円の減額は不用額です。

次に、第2条繰越明許費につきましては、7ページ、第2表繰越明許費に記載のとおり、国の補正予算に伴う総合計画中間評価事業など5事業について、翌年度に事業を行うため、繰越明許するものです。

次、第3条地方債の補正につきましては、8ページからの第3表地方債の補正に記載しています。南千里丘モデルルーム跡整備事業など5事業について、事業費の確定などに伴い起債の限度額を変更するものです。

以上、平成26年度摂津市一般会計補正予算（第5号）の内容説明とさせていただきます。

続きまして、議案第29号、摂津市行政手続条例の一部を改正する条例案につきましてご説明させていただきます。

本件は、平成26年6月13日に公布された行政手続法の改正に伴い、同法が対象範囲としない市の機関がする行政指導と条例及び規則を根拠とする処分について、同法の改正と同様の規定を新たに設けるものです。

それでは、議案書の条文に従いまして改正内容をご説明いたします。

議案参考資料（条例関係）の20ページからの新旧対照表も併せてご参照賜りますようお願いいたします。

第33条第2項に、行政指導に携わる者は、当該行政指導をする際に、市の機関が許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を行使し得る旨を示すときは、その相手方に対して、当該権限を行使し得る根拠を示さなければならないことと

する旨を規定しています。

第34条の2に、法令に違反する行為の是正を求める行政指導の相手方は、当該行政指導が当該法律に規定する要件に適合しないと思料するときは、当該行政指導をした市の機関に対し、その旨を申し出て、当該行政指導の中止その他必要な措置をとることを求めることができる旨を規定します。

また、申出を受けた場合、市の機関は必要な調査を行い、当該行政指導が当該法令に規定する要件に適合しないと認めるときは、当該行政指導の中止その他必要な措置をとらなければならない旨を規定します。

第34条の3に、何人も、法令に違反する事実がある場合においては、その是正のためにされる処分又は行政指導がされていないと思料するときは、当該処分をする権限を有する行政庁又は当該行政指導をする権限を有する市の機関に対し、その旨を申し出て、当該処分又は行政指導をすることを求めることができる旨を規定します。

また、申出を受けた市の機関は、必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認めるときは、当該処分又は行政指導しなければならないとする旨を規定します。

併せて、附則において、摂津市税条例の本条例を引用している部分の項ずれを改正します。本条例は、行政手続法の改正に合わせ平成27年4月1日から施行します。

次に、議案第32号、摂津市税条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、提案内容をご説明申し上げます。

本条例は、地方税法の改正に伴う所要の改正のために制定するものでございます。

それでは、議案書の条文に従いまして改正内容をご説明いたします。

議案参考資料（条例関係）の36ページ

からの新旧対照表も併せてご参照賜りますようお願いいたします。

第63条第3項及び第64条の改正は、子ども・子育て支援法の施行期日の制定に伴う固定資産税の非課税の適用を受けようとする者がすべき申告に係る条文の改正でございます。

次に、附則でございますが、第1項施行期日につきましては、この条例は平成27年4月1日から施行するものでございます。

第2項は、改正後の摂津市新条例第63条第3項及び第64条の規定は、平成28年度以降の年度分の固定資産税について適用し、平成27年度までの固定資産税については、なお従前の例による旨の経過措置の規定でございます。

以上、摂津市税条例の一部を改正する条例の内容説明とさせていただきます。

○渡辺慎吾議長 水道部長。

（渡辺水道部長 登壇）

○渡辺水道部長 議案第2号、平成27年度摂津市水道事業会計予算につきまして、提案内容をご説明申し上げます。

まず、予算書1ページをご覧いただきたいと存じます。

第1条は、本予算の総則を定めたもので、第2条では業務の予定量といたしまして、給水戸数を3万8,800戸、給水人口を8万5,300人、年間総給水量を1,044万3,000立方メートル、1日当たりの平均給水量を2万8,533立方メートルと定めたものでございます。

第3条は、収益的収入及び支出の予定額を定めたもので、収入につきましては、款1水道事業収益で21億6,227万3,000円、前年度に比べ1.5%、3,273万8,000円の減額となっております。

す。これは項1営業収益で20億4,509万9,000円、前年度に比べ1.6%、3,357万5,000円の減額となっており、この主な理由といたしましては、節水意識の高まり、節水機器の普及などの影響により、水需要が減少し、給水収益が減少すると見込んだことによるものでございます。

項2営業外収益では、1億1,717万4,000円、前年度に比べ0.7%、83万7,000円の増額となっており、この主な理由といたしましては、資金運用による預金利息が増加することによるものでございます。

次に、支出につきましては、款1水道事業費用で20億1,848万6,000円、前年度に比べ2.4%、4,664万3,000円の増額となっております。これは項1営業費用で19億229万7,000円、前年度に比べ2.9%、5,288万8,000円の増額となっており、この主な理由といたしましては、固定資産除却費が減少するものの、太中浄水場の運転監視業務委託や動力費、大阪広域水道企業団からの受水費、鳥飼送水所受変電設備更新に係る減価償却費が増加することによるものでございます。

項2営業外費用では1億618万9,000円、前年度に比べ5.6%、624万5,000円の減額となっており、この主な理由といたしましては、企業債の支払い利息が減少することによるものでございます。

項3予備費は、前年度と同額の1,000万円を計上いたしております。

1ページから2ページにかけての第4条は、資本的収入及び支出の予定額を定めたもので、収入につきましては、款1資本的

収入で2億509万円、前年度に比べ49.1%、1億7,039万円の増額となっております。これは、項2工事負担金は、前年度と同額の90万円を計上いたしておりますが、項1企業債で1億8,663万円、前年度に比べ522.1%、1億5,663万円、項3補助金で1,756万円、前年度に比べ362.1%、1,376万円の増額となっており、この主な理由といたしましては、配水管整備事業費などの財源として、企業債借入額及び補助金を増加したことによるものでございます。

次に、支出につきましては、款1資本的支出で8億4,372万9,000円、前年度に比べ12.1%、1億1,656万5,000円の減額となっております。これは項1建設改良費で6億93万4,000円、前年度に比べ13.6%、9,453万8,000円の減額となっており、この主な理由といたしましては、鳥飼送水所受変電設備更新などに係る施設改修費が減少したことによるものでございます。

項2企業債償還金では2億3,779万5,000円、前年度に比べ8.5%、2,202万7,000円の減額となっております。

項3予備費は500万円で、前年度と同額を計上いたしております。

2ページ、第5条は債務負担行為の事項、期間、限度額を定めたもので、平成27年度からの3年間委託します太中浄水場運転監視業務委託事業につきまして、限度額1億8,486万6,000円を、平成27年度からの2年間かけて行います鳥飼送水所4号配水池の施設耐震化等改修工事につきまして、限度額1億4,691万8,000円を、同工事の監理業務につきまして、限度額164万2,000円を計

上いたしております。

第6条は、企業債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めたもので、施設改修事業で3,788万円、配水管整備事業で1億4,875万円の起債を予定いたしております。

3ページ、第7条は、予定支出の各項の経費の金額の流用を定めたもので、予定支出の各項の経費を流用できる場合を定めたものでございます。

第8条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費を定めたもので、職員給与費4億1,13万1,000円、交際費5万円といたしております。

第9条は、たな卸資産の購入限度額を定めたもので、その限度額を3,278万8,000円といたしております。なお、4ページから13ページまでは、平成27年度摂津市水道事業会計予算実施計画、平成26年度摂津市水道事業会計予定貸借対照表、平成26年度摂津市水道事業会計予定損益計算書、平成26年度摂津市水道事業会計予定キャッシュ・フロー計算書、平成27年度摂津市水道事業会計予定貸借対照表、平成27年度摂津市水道事業会計予定キャッシュ・フロー計算書並びに財務諸表に関する注記、14ページから23ページまでは給与費明細書、24ページには債務負担行為に関する調書、27ページには平成27年度摂津市水道事業会計予算総括表並びに28ページからは平成27年度摂津市水道事業会計予算実施計画説明書など、予算に係る説明書を添付いたしておりますので、ご参照賜りますようお願い申し上げます。

以上、平成27年度摂津市水道事業会計予算の提案説明とさせていただきます。

続きまして、議案第10号、平成26年

度摂津市水道事業会計補正予算（第3号）につきまして、提案内容のご説明を申し上げます。

今回の補正予算の内容は、年度末までの収入見込みと支出における執行差金などを精査したものでございます。

まず、補正予算書1ページをご覧いただきたいと存じます。

第1条は、総則を定めたものでございます。

第2条は、収益的収入及び支出における予定額の補正を定めたもので、収入につきましては、款1水道事業収益で既決額21億9,501万1,000円から1,093万9,000円を減額し、補正後の額を21億8,407万2,000円といたすものでございます。これは項1営業収益で主に公共下水道工事に伴う給配水管移設工事に係る受託工事収益の減少により1,169万8,000円を減額いたすものでございます。

項2営業外収益では、受取利息の増加などに伴い75万9,000円を増額いたすものでございます。

次に、支出につきましては、款1水道事業費用で既決額19億6,090万4,000円から5,558万円を増額し、補正後の額を20億1,648万4,000円といたすものでございます。これは項1営業費用で委託料、公共下水道工事に伴う給配水管移設工事の工事請負費、修繕費などの減少などにより2,065万4,000円を減額いたすものでございます。

項2営業外費用では、税務署に支払う消費税及び地方消費税の増加などに伴い499万7,000円を増額いたすものでございます。

項3特別損失につきましては、地方公営

企業法改正に伴う引き当てをするため、7, 123万7, 000円を計上いたすものでございます。

第3条は、資本的支出における予定額の補正を定めたもので、款1資本的支出で既決額9億6, 037万円から4, 326万円を減額し、補正後の額を9億1, 711万円といたすものでございます。これは項1建設改良費で、施設改修工事や固定資産取得費の執行差金などの発生により4, 326万円を減額いたすものでございます。

資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額につきましては、既決額9億2, 567万円を8億8, 241万円に改めるとともに、補填財源につきましては、過年度分損益勘定留保資金8億7, 591万4, 000円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額4, 975万6, 000円を過年度分損益勘定留保資金4億8, 596万4, 000円、減債積立金1億円、建設改良積立金2億5, 000万円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額4, 644万6, 000円に改めるものでございます。なお、2ページから11ページまでは、平成26年度摂津市水道事業会計補正予算実施計画、平成26年度摂津市水道事業会計予定貸借対照表、平成26年度摂津市水道事業会計補正予算予定キャッシュ・フロー計算書、給与費明細書、平成26年度摂津市水道事業会計補正予算実施計画説明書を添付いたしておりますので、ご参照賜りますようお願い申し上げます。

以上、平成26年度摂津市水道事業会計補正予算（第3号）の提案説明とさせていただきます。

○渡辺慎吾議長 保健福祉部長。
（堤保健福祉部長 登壇）

○堤保健福祉部長 議案第3号、平成27年度摂津市国民健康保険特別会計予算につきましてご説明申し上げます。

それでは、予算書の1ページをご覧いただきたいと存じます。

第1条で、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ130億7, 350万3, 000円と定め、その款項の区分及び当該区分ごとの金額は、3ページからの第1表歳入歳出予算に記載のとおりでございます。

まず、歳入でございますが、款1国民健康保険料23億8, 964万8, 000円は、前年度に比べ0.9%、2, 234万9, 000円の増額で、保険給付費等の増加などに伴うものでございます。

款2使用料及び手数料、項1手数料27万円は、前年度に比べ12.5%、3万円の増額でございます。

款3国庫支出金24億7, 854万円は、前年度に比べ3.7%、8, 809万7, 000円の増額でございます。

項1国庫負担金19億2, 020万4, 000円は、前年度に比べ1.0%、1, 933万9, 000円の増額で、療養給付費等負担金の増によるものでございます。

項2国庫補助金5億5, 833万6, 000円は、前年度に比べ14.0%、6, 875万8, 000円の増額でございます。

款4療養給付費交付金4億4, 709万7, 000円は、前年度に比べ34.3%、2億3, 341万9, 000円の減額で、退職被保険者数の減少に伴うものでございます。

款5前期高齢者交付金29億3, 706万1, 000円は、前年度に比べ1.0%、2, 766万9, 000円の増額でございます。

款6府支出金6億5,534万2,000円は、前年度に比べ9.9%、5,876万5,000円の増額でございます。

項1府負担金8,464万1,000円は、前年度に比べ0.9%、74万6,000円の減額でございます。

項2府補助金5億7,070万1,000円は、前年度に比べ11.6%、5,951万1,000円の増額でございます。

款7共同事業交付金30億214万5,000円は、前年度に比べ129.5%、16億9,395万5,000円の増額で、保険財政共同安定化事業の対象医療費の拡大によるものでございます。

款8繰入金、項1一般会計繰入金11億3,625万3,000円は、前年度に比べ11.8%、1億2,015万7,000円の増額で、保険基盤安定繰入金保険者支援分の制度拡充に伴うものでございます。

款9諸収入2,714万7,000円は、前年度に比べ83.8%、1,237万7,000円の増額でございます。

項1雑入は2,711万1,000円を見込んでおります。

項2延滞金、加算金及び過料は3万6,000円を見込んでおります。

次に、歳出でございますが、4ページ、款1総務費1億2,123万4,000円は、前年度に比べ12.7%、1,767万6,000円の減額でございます。

項1総務管理費1億795万円は、前年度に比べ12.0%、1,465万6,000円の減額でございます。

項2徴収費1,277万5,000円は、前年度に比べ19.1%、302万円の減額でございます。

項3運営協議会費50万9,000円

は、前年度と同額でございます。

款2保険給付費78億8,099万9,000円は、前年度に比べ0.4%、3,394万6,000円の増額でございます。

項1療養諸費68億5,247万8,000円は、前年度に比べ0.1%、667万8,000円の減額でございます。

項2高額療養費9億3,886万7,000円は、前年度に比べ5.0%、4,434万9,000円の増額で、高額療養費支給区分の細分化に伴い、支給対象件数の増加が見込まれることによるものでございます。

項3移送費7万円は、前年度と同額でございます。

項4出産育児諸費6,723万2,000円は、前年度に比べ5.9%、420万4,000円の減額でございます。

項5葬祭諸費825万円は、前年度に比べ2.9%、25万円の減額でございます。

項6精神・結核医療給付費1,410万2,000円は、前年度に比べ5.5%、72万9,000円の増額でございます。

款3後期高齢者支援金等13億3,391万3,000円は、前年度に比べ1.3%、1,757万2,000円の減額で、被保険者の減少によるものでございます。

款4前期高齢者納付金等78万9,000円は、前年度に比べ19.8%、19万5,000円の減額でございます。

款5老人保健拠出金4万5,000円は、前年度と同額でございます。

款6介護納付金4億8,983万3,000円は、前年度に比べ10.4%、5,683万4,000円の減額で、介護報酬

の減額改定及び2号被保険者の減少によるものでございます。

款7共同事業拠出金31億5,543万4,000円は、前年度に比べ145.1%、18億6,801万2,000円の増額で、保険財政共同安定化事業の拡充に伴う拠出金の増によるものでございます。

款8保健施設費8,404万3,000円は、前年度に比べ13.8%、1,022万1,000円の増額で、データヘルス計画の策定などによるものでございます。

款9諸支出金、項1償還金及び還付加算金621万3,000円は、前年度に比べ1.3%、7万8,000円の増額でございます。

款10予備費は前年度と同額でございます。

次に、1ページに戻りますが、第2条は歳出予算の流用について定めております。

また、給与費明細書を36ページ以降に記載しておりますので、併せてご参照ください。

以上、平成27年度摂津市国民健康保険特別会計予算についての提案説明とさせていただきます。

続きまして、議案第7号、平成27年度摂津市介護保険特別会計予算につきまして、提案内容をご説明申し上げます。

それでは、予算書の1ページをご覧ください。

第1条で、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ51億9,060万2,000円と定め、その款項の区分及び当該区分ごとの金額は、3ページからの第1表歳入歳出予算に記載のとおりでございます。

まず、歳入でございますが、款1保険料、項1介護保険料13億1,989万9,000円は、第1号被保険者の保険料

で、前年度に比べ17.0%、1億9,224万3,000円の増額で、これは3年に一度の保険料改定により基準額が9.4%増額となったこと及び被保険者数の増加によるものでございます。

款2使用料及び手数料、項1手数料10万2,000円は、保険料の督促手数料で、前年度に比べ13.3%、1万2,000円の増額でございます。

款3国庫支出金9億9,946万3,000円は、前年度に比べ12.7%、1億1,232万2,000円の増額でございます。

項1国庫負担金9億631万1,000円は、前年度に比べ8.4%、7,029万8,000円の増額でございます。これは介護給付費の増加に伴い、国の法定負担分が増加したことによるものでございます。

項2国庫補助金9,315万2,000円は、前年度に比べ82.2%、4,202万4,000円の増額でございます。これは自治体の後期高齢者や所得階層の割合により国から交付されます調整交付金の増加によるものが主なものでございます。

款4支払基金交付金、項1支払基金交付金13億8,029万円は、社会保険診療報酬支払基金から交付されるもので、前年度に比べ4.0%、5,352万1,000円の増額でございます。

款5府支出金7億1,304万9,000円は、前年度に比べ4.5%、3,103万円の増額でございます。

項1府負担金6億9,435万1,000円は、介護給付費負担金で前年度に比べ6.9%、4,477万4,000円の増額でございます。

項2府補助金1,869万8,000円

は、前年度に比べ42.4%、1,374万4,000円の減額でございます。これは地域密着型サービス施設整備の終了に伴い補助金がなくなったことによるものでございます。

款6繰入金7億7,761万1,000円は、介護給付費及び地域支援事業費の法定負担分のほか、職員人件費及び事務費の財源の繰入金で、前年度に比べ0.6%、481万9,000円の増額でございます。

款7諸収入5万8,000円は、前年度に比べ26.1%、1万2,000円の増額でございます。

項1延滞金、加算金及び過料1,000円は介護保険の延滞に伴う延滞金でございます。

項2雑入5万7,000円は、前年度に比べ23.9%、1万1,000円の増額でございます。

款8財産収入、項1財産運用収入13万円は、介護保険給付費準備基金の預金利子で、前年度に比べ5.8%、8,000円の減額でございます。

次に、歳出でございますが、4ページをご覧ください。

款1総務費1億4,501万4,000円は、前年度に比べ13.0%、1,670万6,000円の増額でございます。

項1総務管理費9,856万7,000円は、介護保険制度運営に係る人件費などの一般管理費及び連合会負担金で、前年度に比べ16.1%、1,370万円の増額でございます。これは地域密着型サービス施設整備に係る補助金などがなくなったものの、3年に一度の介護保険法改正に伴うシステム改修委託料や人事異動に伴う職員手当等の増によるものでございます。

項2徴収費310万円は、介護保険料の賦課徴収に係る事務費で、前年度に比べ1.1%、3万4,000円の増額でございます。

項2介護認定審査会費4,334万7,000円は、要介護認定に係る調査及び審査の費用で、前年度に比べ7.4%、297万2,000円の増額でございます。これは要介護認定申請件数の増加に伴い、主治医からの聴取する意見書の数が増加したことに伴うものでございます。

款2保険給付費49億2,511万6,000円は、前年度に比べ7.7%、3億5,406万9,000円の増額でございます。

項1介護サービス等諸費43億297万3,000円は、要介護者への保険給付に係る費用で、前年度に比べ7.6%、3億330万6,000円の増額でございます。

項2介護予防サービス等諸費3億4,571万6,000円は、要支援者への保険給付に係る費用で、前年度に比べ12.3%、3,779万円の増額でございます。

項3その他諸費418万1,000円は、国保連合会への審査支払手数料で前年度に比べ6.3%、24万7,000円の増額でございます。

項4高額介護サービス等費9,240万円は、自己負担の月額上限額を超えた方への給付費で、前年度に比べ13.9%、1,130万円の増額でございます。これは要介護認定者の増加に伴う当該給付対象者の増加によるものでございます。

項5高額医療合算介護サービス等費1,530万円は、高額介護サービス費及び高額療養費支給後の自己負担の上限額を超え

た方への給付費で、前年度に比べ7.7%、110万円の増額でございます。

項6 特定入所者介護サービス等費1億6,454万6,000円は、食費及び居住費の利用者負担額軽減に係る介護保険施設への補足給付で、前年度に比べ0.2%、32万6,000円の増額でございます。

款3 地域支援事業費9,749万8,000円は、前年度に比べ8.6%、770万6,000円の増額でございます。

項1 介護予防事業費449万円は、介護予防事業に係る費用で、前年度に比べ11.7%、47万2,000円の増額でございます。これは主に高齢者の方が地域において気軽に参加できる集いの場をモデル事業として実施することによるものでございます。

項2 包括的支援事業・任意事業費9,300万8,000円は、地域包括支援センターの運営委託経費及び介護用品の給付などの任意事業に係る費用で、前年度に比べ8.4%、723万4,000円の増額でございます。

款4 基金積立金、項1 基金積立金2,097万4,000円は、保険給付に係る剰余金等を介護給付費準備基金に積み立てるもので、前年度に比べ281.1%、1,547万円の増額でございます。これは平成27年度が3年を1期とする第6期介護保険事業計画の初年度に当たるため、剰余金が生まれるものでございます。

款5 諸支出金、項1 償還金及び還付加算金200万円は、過年度分保険料払戻金で前年度と同額でございます。

次に、1ページに戻りますが、第2条は歳出予算の流用につきまして定めております。

また、給与費明細書を30ページ以降に記載しておりますので、併せてご参照お願いいたします。

以上、平成27年度摂津市介護保険特別会計予算につきましての提案説明とさせていただきます。

続きまして、議案第8号、平成27年度摂津市後期高齢者医療特別会計予算につきましてご説明申し上げます。

それでは、予算書の1ページをご覧くださいと存じます。

第1条で、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億7,758万8,000円と定め、その款項の区分及び当該区分ごとの金額は、3ページからの第1表歳入歳出予算に記載のとおりでございます。

まず、歳入でございますが、款1 後期高齢者医療保険料7億2,657万1,000円は、前年度に比べ4.0%、2,771万円の増額で、本市が後期高齢者被保険者から収納いたします保険料でございます。

款2 使用料及び手数料、項1 手数料3万6,000円は、督促手数料でございます。

款3 繰入金、項1 一般会計繰入金1億5,096万2,000円は、事務費繰入金及び保険基盤安定繰入金で、前年度に比べ4.0%、585万6,000円の増額でございます。

款4 諸収入、項1 延滞金、加算金及び過料1万9,000円は保険料の延滞金でございます。

次に、歳出でございますが、4ページ、款1 総務費397万7,000円は、前年度に比べ23.7%、123万6,000円の減額でございます。

項1 総務管理費307万6,000円

は、前年度に比べ25.9%、107万3,000円の減額で、後期高齢者医療事務に係る経費でございます。

項2徴収費90万1,000円は、前年度に比べ15.3%、16万3,000円の減額で、保険料収納に関する経費でございます。

款2後期高齢者医療広域連合納付金8億7,149万8,000円は、前年度に比べ4.2%、3,513万8,000円の増額で、本市が徴収しました保険料及び基盤安定繰入金を大阪府後期高齢者医療広域連合へ納付するものでございます。

款3諸支出金、項1償還金及び還付加算金136万3,000円は、過年度分保険料還付金等でございます。

款4予備費は75万円を計上いたしております。

以上、予算内容の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第11号、平成26年度摂津市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）につきまして、ご説明申し上げます。

今回補正をお願いいたします予算の内容といたしましては、過年度分の国庫府費返還金が確定したことに伴う歳入歳出の補正及び人件費等の精算額を計上いたしております。

それでは、予算書の1ページをご覧いただきたいと存じます。

第1条で、既定による歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,464万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を116億9,670万9,000円といたします。

補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算は、2ペー

ジの第1表歳入歳出予算補正に記載のとおりでございます。

まず、歳入でございますが、款8繰入金、項1一般会計繰入金953万5,000円の減額は、人件費等の精算額を職員給与費等繰入金から減額いたすものでございます。

款9諸収入、項1雑入2,418万2,000円の増額は、過年度分国庫府費返還金が確定したことに伴い返還金の財源として計上するものでございます。

続きまして、歳出でございますが、款1総務費、項1総務管理費646万5,000円の減額は、人事異動及び年度末見込みによる不用額の精算でございます。

項2徴収費285万7,000円の減額は、年度末見込みによる不用額の精算でございます。

項3運営協議会費12万6,000円の減額は、年度末見込みによる不用額の精算でございます。

款2保険給付費、項1療養諸費635万1,000円の減額は、診療報酬に係ります審査支払手数料の不用額の精算でございます。

款8保健施設費、項1保健施設費200万6,000円の減額は、委託料の確定等に伴う精算額でございます。

款9諸支出金、項1償還金及び還付加算金3,245万2,000円の増額は、過年度分国庫府費等返還金の確定に伴う返還金を計上するものでございます。

また、給与費明細書を12ページ以降に記載いたしておりますので、併せてご参照ください。

以上、平成26年度摂津市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）につきましての提案説明とさせていただきます。

続きまして、議案第13号、平成26年度摂津市介護保険特別会計補正予算（第4号）につきまして、その内容をご説明申し上げます。

今回補正をお願いいたします主な予算の内容につきましては、3年に一度見直しが行われます介護保険法の改正に伴いますシステム改修費の増額でございます。

それでは、予算書の1ページをご覧くださいと存じます。

第1条で、既定による歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,458万円を追加し、歳入歳出予算の総額を49億6,563万6,000円とするものでございます。なお、補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額につきましては、2ページの第1表歳入歳出予算補正に記載のとおりでございます。

まず、歳入でございますが、款3国庫支出金、項2国庫補助金158万円の増額は、介護保険システム改修に伴う国庫負担金を新たに計上するものでございます。

款6繰入金、項1一般会計繰入金1,300万円の増額は、介護保険システム改修に係る費用のうち、国庫補助金との差額を一般会計から繰り入れすることに伴うものでございます。

次に、歳出でございますが、款1総務費、項1総務管理費1,458万円の増額は、介護保険法の改正に伴う介護保険システム改修費を新たに計上したことに伴うものでございます。

以上、補正予算の提案説明とさせていただきます。

続きまして、議案第14号、平成26年度摂津市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきまして、その内容をご説

明申し上げます。

今回補正をお願いいたします予算の内容は、保険料収入の増加及び事務費等の精算に伴うものでございます。

それでは、補正予算書の1ページをご覧くださいと存じます。

第1条で、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,375万円を追加し、歳入歳出予算の総額を8億6,053万5,000円といたすものでございます。なお、補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページの第1表歳入歳出予算補正に記載のとおりでございます。

まず、歳入でございますが、款1後期高齢者医療保険料1,399万5,000円の増額は、当初見込みに比べ保険料の収入が増加したことによるものでございます。

款3繰入金、項1一般会計繰入金24万5,000円の減額は、事務費等の精算に伴う一般会計からの繰入金の減額でございます。

次に、歳出でございますが、款1総務費、項1総務管理費10万円の減額は、後期高齢者医療事務に係る費用の精算分でございます。

また、項2徴収費14万5,000円の減額は、保険料徴収に係る費用の精算分でございます。

款2後期高齢者医療広域連合納付金、項1後期高齢者医療広域連合納付金は、保険料収入の増加に伴う納付額を計上いたしております。

以上、補正予算の内容説明とさせていただきます。

○渡辺慎吾議長 説明の途中でございますが、暫時休憩いたします。

（午前11時52分 休憩）

(午後 0時59分 再開)

○渡辺慎吾議長 休憩前に引き続き再開いたします。続けて、保健福祉部長。

(堤保健福祉部長 登壇)

○堤保健福祉部長 議案第20号、指定管理者指定の件（摂津市立みきの路）及び議案第21号、指定管理者指定の件（摂津市立ひびきはばたき園ほか2施設）につきましてご説明申し上げます。

これらはいずれも公の施設の指定管理者を指定することにつきまして、議会の議決を求めるもので、平成25年3月に策定されました外郭団体の見直しに関する指針に基づき、経営力の向上のため法人の統合を進めてまいりました社会福祉法人宥和会と社会福祉法人摂津市社会福祉事業団が、平成27年1月22日付で大阪府より法人合併が認可され、平成27年4月1日から社会福祉法人摂津宥和会となることに伴い、再指定をお願いするものでございます。

それでは、議案番号を追って提案内容をご説明申し上げます。

まず、議案第20号、指定管理者指定の件（摂津市立みきの路）についてでございますが、本件は摂津市立みきの路の指定管理者として、合併後の社会福祉法人摂津宥和会を再指定することにつきまして、摂津市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第3条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

合併後の社会福祉法人摂津宥和会の主たる事務所は、摂津市鳥飼上五丁目2番8号で、代表者は理事長上田晴二氏でございます。

また、指定の期間は平成27年4月1日から平成31年3月31日までの4年間といたしております。これは再指定前の指定

管理の期間が平成26年4月1日から平成31年3月31日までの5年間となっておりますことから、再指定の期間をその残りの期間といたすものでございます。

続きまして、議案第21号、指定管理者指定の件（摂津市立ひびきはばたき園ほか2施設）についてでございますが、本件は摂津市立ひびきはばたき園ほか2施設の指定管理者として合併後の社会福祉法人摂津宥和会を再指定することにつき、摂津市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第3条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

合併後の社会福祉法人摂津宥和会の主たる事務所は、摂津市鳥飼上五丁目2番8号で、代表者は理事長上田晴二氏でございます。

また、指定の期間は平成27年4月1日から平成31年3月31日までの4年間といたしております。なお、保健福祉部、市長公室、教育総務部が連携のもと、法人の責任者及び施設長に対してヒアリングを行い、合併後における各施設の運営管理につきまして、事業計画に沿った事業内容の継続性、職員の配置状況などを確認いたしております。

以上、議案第20号、指定管理者指定の件（摂津市立みきの路）及び議案第21号、指定管理者指定の件（摂津市立ひびきはばたき園ほか2施設）の提案説明とさせていただきます。

次に、議案第25号及び議案第26号は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、介護保険法の一部が改正され、これまで厚生労働省令によることとされていた基準等につきまして、市町村の条例で定めることとされたた

め、条例を制定するものでございます。

まず、議案第25号、摂津市指定介護予防支援事業者の指定並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例制定の件につきまして、その内容を条文に沿ってご説明申し上げます。

本条例は七つの章及び36の条文と附則で構成いたしております。

以下、条文に従ってご説明申し上げます。

第1章は、趣旨及び基本方針とし、第1条につきましては、条例を定める趣旨について、第2条につきましては、本条例における用語の定義につきまして、第3条につきましては、基本方針について規定をいたしております。

第2章につきましては、指定介護予防支援事業者の指定に関する基準とし、第4条において、指定介護予防支援事業者の要件を規定いたしております。

第3章につきましては、人員に関する基準とし、第5条につきましては、従業員の員数、第6条につきましては、管理者について規定いたしております。

第4章につきましては、第7条から第31条までで、運営に関する基準について定めております。第7条につきましては、指定介護予防支援事業者の指定介護予防支援の提供に関する内容及び利用者等に対する手続の説明及び同意について規定し、第8条につきましては、サービス提供拒否の禁止、第9条につきましては、サービス提供困難時の対応、第10条につきましては、受給資格等の確認、第11条につきましては、要支援認定の申請に係る援助、第12条につきましては、身分を証する書類の携

行、第13条につきましては、利用料等の受領、第14条につきましては、保険給付の請求のための証明書の交付、第15条につきましては、指定介護予防支援の業務の委託、第16条につきましては、法定代理受領サービスに係る報告、第17条につきましては、利用者に対する介護予防サービス計画等の書類の交付、第18条につきましては、利用者に関する市への通知、第19条につきましては、管理者の責務、第20条につきましては、運営規程、第21条につきましては、勤務体制の確保等、第22条につきましては、設備及び備品等、第23条につきましては、従業員の健康管理、第24条につきましては、重要事項の掲示、第25条につきましては、秘密の保持等、第26条につきましては、広告につきまして、第27条につきましては、介護予防サービス事業者等からの利益收受の禁止等、第28条につきましては、苦情処理、第29条につきましては、事故発生時の対応、第30条につきましては、会計の区分につきましてそれぞれ規定いたしております。

第31条につきましては、記録の整備について規定しておりますが、本市の独自基準といたしまして、国基準では保存年限が2年間とされているところを、介護給付費の消滅時効と整合性を図るため、5年間といたしております。

第5章につきましては、介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準とし、第32条につきましては、指定介護予防支援の基本取扱方針、第33条につきましては、指定介護予防支援の具体的取扱方針、第34条につきましては、介護予防支援の提供に当たっての留意点についてそれぞれ規定いたしております。

第6章につきましては、基準該当介護予防支援に関する基準とし、第35条において、基準該当介護予防支援に関する基準は、指定介護予防支援に関する基準を準用する旨を規定いたしております。

第7章につきましては、雑則とし、第36条につきましては、条例の施行について、必要な事項は、市長が別に定めるとしております。

附則といたしまして、この条例は平成27年4月1日から施行する旨を定めております。

続きまして、議案第26号、摂津市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例制定の件につきましまして、その内容を条文に従ってご説明申し上げます。

第1条につきましては、条例を定める趣旨について、第2条につきましては、本条例における用語の定義について、第3条につきましては、基本方針について、第4条につきましては、職員に関する基準及び当該職員の員数を定めており、第5条につきましては、条例の施行について必要な事項は市長が定めるとしております。

附則といたしまして、この条例は平成27年4月1日から施行する旨を定めております。

以上、新条例制定の件につきましましての提案説明とさせていただきます。

続きまして、議案第36号、摂津市立保健センター条例の一部を改正する条例制定の件につきましまして、その内容をご説明申し上げます。

本件は、今般の介護保険法の改正に伴い、同法に定める介護予防訪問介護及び介護予防通所介護についての条文が削除されることに伴い、条項の改正を行うものでご

ざいます。なお、議案参考資料（条例関係）43ページの摂津市立保健センターの新旧対照表を併せてご参照賜りますようお願い申し上げます。

それでは、改正条文につきましてご説明申し上げます。

改正内容につきましては、第2条第7号中、引用条文の項番号の変更に伴う条文整備を行うものでございます。

以上、摂津市立保健センター条例の一部を改正する条例制定の件につきましましての提案説明とさせていただきます。

続きまして、議案第37号、摂津市介護保険条例の一部を改正する条例制定の件につきましまして、その内容をご説明申し上げます。

本件は、今般の介護保険法施行令の改正等に伴い、介護保険の保険料等についての改正が必要となり、本条例の一部を改正するものでございます。なお、議案参考資料（条例関係）44ページから48ページの摂津市介護保険条例の新旧対照表及び49ページからの摂津市立保健センター条例の新旧対照表を併せてご参照賜りますようお願い申し上げます。

それでは、改正条文につきましてご説明申し上げます。

まず、第4条についてでございますが、平成27年度から平成29年度までの各年度における保険料を介護保険法施行令第39条の規定に基づいて定めるもので、保険料基準額を6万5,520円に改め、各段階の保険料の額を定めるものでございます。

第6条第3項につきましては、介護保険法施行令第39条に定める基準が改正されたことに伴い、賦課期日後において第1号被保険者の資格の取得または喪失等があっ

た場合の項目を改めるものでございます。

附則第12条につきましては、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の改正に伴う介護予防・日常生活支援総合事業等の実施に関する経過措置について定めるものでございます。

次に、今回の条例改正の附則といたしまして、第1項につきましては、平成27年4月1日より施行することを定めるものでございます。

第2項につきましては、改正後の摂津市介護保険条例第4条及び第6条第3項の規定は、平成27年度以降の保険料について適用し、平成26年度分までの保険料につきましては、従前の例によるものとするものでございます。

第3項につきましては、介護保険法の改正に伴い、摂津市立保健センター条例第2条及び第4条に規定する引用条項が削除されたことに伴う条文整備を行うものでございます。

第4項につきましては、従前の規定による改正前の摂津市立保健センター条例第2条第7号及び第8号並びに第4条第1号の規定は、施行の日から平成29年3月31日までの間は、その効力を有することを定めるものでございます。

以上、摂津市介護保険条例の一部を改正する条例制定の件につきましての提案説明とさせていただきます。

○渡辺慎吾議長 土木下水道部長。

(山口土木下水道部長 登壇)

○山口土木下水道部長 議案第5号、平成27年度摂津市公共下水道事業特別会計予算につきまして、提案内容をご説明申し上げます。

予算書の1ページをご覧ください。

第1条で、歳入歳出予算の総額を62億599万3,000円と定め、その款項の区分及び当該区分ごとの金額は、3ページから4ページの第1表歳入歳出予算に記載しております。

まず、3ページの歳入でございますが、款1分担金及び負担金、項1負担金4,549万8,000円は、前年度に比べ30.8%、2,027万5,000円の減額となっております。これは主に公債費負担金の減少によるものでございます。

款2使用料及び手数料19億5,040万5,000円は、前年度に比べ3.2%、6,000万円の増額となっております。

項1使用料19億5,001万9,000円は、前年度に比べ3.2%、6,000万円の増額となっております。これは平成26年度の決算見込みから使用料収入の増加を見込んだものでございます。

項2手数料38万6,000円は、前年度と同額となっております。

款3国庫支出金、項1国庫補助金7,690万円は、前年度に比べ63.6%、2,990万円の増額となっております。これは補助事業の増加に伴うものでございます。

款4繰入金、項1一般会計繰入金21億442万5,000円は、前年度に比べ0.1%、150万6,000円の減額となっております。これは主に使用料収入の増加に伴うものでございます。

款5諸収入856万5,000円は、前年度に比べ74.7%、2,525万6,000円の減額となっております。

項1資金貸付金返還収入146万3,000円は、前年度に比べ43.3%、44万2,000円の増額となっております。

これは貸付金の増加に伴うものでございます。

項2雑入710万2,000円は、前年度に比べ78.3%、2,569万8,000円の減額となっております。これは高槻市からの三箇牧鳥飼雨水幹線建設負担金の減少によるものでございます。

款6項1市債20億2,020万円は、前年度に比べ2.6%、5,320万円の減額となっております。これは主に資本費平準化債借換債の減少によるものでございます。

次に、4ページの歳出でございますが、款1下水道費15億7,486万5,000円は、前年度に比べ9.7%、1億3,868万7,000円の増額となっております。

項1下水道総務費2億3,122万円は、前年度に比べ51.5%、7,858万3,000円の増額となっております。これは主に消費税及び地方消費税の増加によるものでございます。

項2下水道事業費13億4,364万5,000円は、前年度に比べ4.7%、6,010万4,000円の増額となっております。これは安威川流域下水道維持管理及び建設負担金の増加によるものでございます。

款2公債費46億2,512万8,000円は、前年度に比べ3.1%、1億4,902万4,000円の減額となっております。これは利子償還金の減少によるものでございます。

款3予備費600万円は、前年度と同額となっております。

次に1ページ、第2条債務負担行為は5ページ、表2債務負担行為に記載のとおり、地方公営企業法適用支援業務委託事

業、工水管移設実施設計負担金事業及び工水管移設施工検討設計負担金事業でございます。

第3条地方債につきましては、地方債の起債の目的、限度額など、6ページの第3号地方債に記載しております。

第4条は、歳出予算の流用について定めたものでございます。

以上、平成27年度摂津市公共下水道事業特別会計予算内容の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第12号、平成26年度摂津市公共下水道特別会計補正予算（第3号）につきまして、提案内容をご説明申し上げます。

今回補正をお願いします予算の内容といたしましては、事業費などの確定及び年度末見込みによる歳入歳出予算額の補正でございます。

それでは、補正予算書の1ページをご覧ください。

まず、第1条で、既定による歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億929万4,000円を減額し、その総額を63億2,116万5,000円といたすものでございます。

補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額につきましては、3ページの第1表歳入歳出予算補正に記載のとおりでございます。

まず、歳入でございますが、款3国庫支出金、項1国庫補助金は300万円を増額しております。これは当初予測を上回る配当があったことによるものでございます。

款4繰入金、項1一般会計繰入金は1億1,094万5,000円を減額しております。これは主に諸収入などの歳入の増額及び下水道管理費などの歳出の減額に伴う

ものでございます。

款5諸収入、項2雑入は3,544万円を増額しております。これは主に安威川流域下水道負担金精算返戻金でございます。

款6項1市債は4,440万円を減額しております。これは主に下水道整備費の減額に伴うものでございます。

款7項1繰越金は761万1,000円を増額しております。これは前年度決算剰余金を編入したものでございます。

次に、歳出でございますが、款1下水道費は9,296万2,000円を減額しております。その内容としましては、項1下水道総務費で456万3,000円を減額しております。これは消費税及び地方消費税の減額によるものでございます。

項2下水道事業費で8,839万9,000円を減額しております。これは土地購入費及び安威川流域下水道建設負担金などの減額によるものでございます。

款2項1公債費は1,633万2,000円を減額しております。これは前年度借入額などの確定によるものでございます。

第2条地方債の補正につきましては、事業費の年度末見込みから限度額を変更するもので、4ページ第2表地方債の補正に記載のとおりでございます。

以上、平成26年度摂津市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）の内容説明とさせていただきます。

○渡辺慎吾議長 生活環境部長。

（杉本生活環境部長 登壇）

○杉本生活環境部長 議案第6号、平成27年度摂津市パートタイマー等退職金共済特別会計予算につきまして、提案内容をご説明申し上げます。

それでは、予算書の1ページをご覧ください。

第1条で、歳入歳出予算の総額を1,632万8,000円と定め、その款項の区分及び当該区分ごとの金額は、3ページ、4ページの第1表歳入歳出予算に記載のとおりでございます。

まず、歳入でございますが、款1共済掛金、項1共済掛金は432万円の計上で、前年度に比べ10%、48万円の減額となっております。これは加入者見込み数の減少に伴うものでございます。

款2繰入金、項1共済繰入金は1,163万円で、前年度に比べ3.5%、42万円の減額となっております。

項2一般会計繰入金は37万4,000円の計上で、前年度に比べ23.8%、11万7,000円の減額となっております。

款3諸収入、項1預金利子は4,000円で、積立金の定期預金利子として計上しております。

次に、歳出でございますが、款1共済総務費、項1共済総務管理費は9万1,000円で、前年度に比べ1.1%、1,000円の減額となっております。

款2共済金、項1共済金は1,623万2,000円で、前年度に比べ5.9%、101万4,000円の減額となっております。

款3予備費、項1予備費は5,000円で、前年度に比べ37.5%、3,000円の減額となっております。

以上、提案内容の説明とさせていただきます。

○渡辺慎吾議長 教育総務部長。

（山本教育総務部長 登壇）

○山本教育総務部長 議案第18号、指定管理者指定の件（摂津市立第1児童センター）及び議案第19号、指定管理者指定の

件（摂津市立児童発達支援センター）につきましてご説明申し上げます。

これらはいずれも公の施設の指定管理者を指定することにつきまして、議会の議決を求めるもので、社会福祉法人宥和会と社会福祉法人摂津市社会福祉事業団が平成27年1月22日付で大阪府より法人合併の認可がされ、平成27年4月1日から社会福祉法人摂津宥和会となることに伴うものでございます。

それでは、議案番号を追って提案内容をご説明申し上げます。

まず、議案第18号についてでございますが、本件は摂津市立第1児童センターの指定管理者として、合併後の社会福祉法人摂津宥和会を再指定することにつき、摂津市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第3条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

合併後の社会福祉法人摂津宥和会の主たる事務所は、摂津市鳥飼上五丁目2番8号で、代表者は理事長上田曄二氏でございます。

また、指定の期間は平成27年4月1日から平成31年3月31日までの4年間といたしております。これは指定前の指定管理者の期間が平成26年4月1日から平成31年3月31日までの5年間となっておりましたことから、再指定の指定期間をその残りの期間といたすものでございます。

続きまして、議案第19号につきましてでございますが、本件は摂津市立児童発達支援センターの指定管理者として合併後の社会福祉法人摂津宥和会を再指定することにつき、摂津市公の施設指定管理者の指定の手續等に関する条例第3条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

合併後の社会福祉法人摂津宥和会の主たる事務所は、摂津市鳥飼上五丁目2番8号で、代表者は理事長上田曄二氏でございます。

また、指定の期間は平成27年4月1日から平成31年3月31日までの4年間といたしております。なお、法人合併の経緯及び法人の責任者等に対するヒアリングの内容につきましては、先ほど保健福祉部長のほうからご説明を申し上げたとおりでございます。

以上、議案第18号、指定管理者指定の件（摂津市立第1児童センター）及び議案第19号、指定管理者指定の件（摂津市立児童発達支援センター）の提案内容とさせていただきます。

○渡辺慎吾議長 市長公室長。

（乾市長公室長 登壇）

○乾市長公室長 それでは、議案第22号、摂津市教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例制定の件につきまして、提案内容をご説明申し上げます。

本条例は、平成27年4月1日から施行される地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律に基づき、教育長の身分等の取り扱いが変わることから、新規に制定するものでございます。なお、平成27年4月1日において在任中の教育長につきましては、その教育委員としての任期が満了するまで、または退任するまで現行制度の教育長として在職するものとされていることから、本条例の適用外となるものでございます。したがって、ここでは地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律に基づき、本条例で位置づけを行います教育長を、便宜上、新教育長としてご説明をさせていただきます。

それでは、条例の内容についてご説明申し上げます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により、新教育長は地方公共団体の長が議会の同意を得て任命する特別職としての身分のみを有することとなるとともに、法律上常勤であることが明文化されたこと、さらに法律または条例に特別の定めがある場合を除くほか、その勤務時間及び職務上の注意力の全てをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責めを有する職務にのみ従事しなければならないと明文化されたため、常勤の特別職としての新教育長の職務に専念する義務の特例を新たに定める必要が生じたことから、本条例を制定させていただくものでございます。

続きまして、各条文についてご説明申し上げます。

第1条は、本条例は改正後の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づき、新教育長の職務に専念する義務の特例に関する事項を定める旨を規定しております。

第2条は、新教育長の職務に専念する義務の免除については、一般職の職員の例による旨を規定しております。

続いて、附則についてでございます。

附則第1項は、本条例は平成27年4月1日から施行する旨を規定しております。

次に、附則第2項は、平成27年4月1日の本改正法施行の際、現に在職する現行の教育長は、その教育委員会の委員としての任期中に限り本条例の規定は適用しない旨の経過措置を規定しております。

以上、摂津市教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例制定の提案説明とさせていただきます。

次に、議案第23号、摂津市教育長の勤務時間、休暇等に関する条例制定の件につきまして、提案内容をご説明申し上げます。

本条例は、平成27年4月1日から施行される地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律に基づき、教育長の身分等の取り扱いが変わることに伴い、新規に制定するものでございます。なお、平成27年4月1日において在任中の教育長につきましては、その教育委員としての任期が満了するまで、または退任するまで現行制度の教育長として在職するものとされていることから、本条例の適用外となるものでございます。

したがって、ここでは地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律に基づき、本条例で位置づけを行います教育長を便宜上、新教育長としてご説明をさせていただきます。

それでは、条例の内容についてご説明申し上げます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により、新教育長は地方公共団体の長が議会の同意を得て任命する特別職としての身分のみを有することとなるとともに、法律上常勤となることが明文化されたことに伴い、常勤の特別職として新教育長の勤務時間、休暇等を新たに定める必要が生じたことから、本条例を提案させていただくものでございます。

続きまして、各条文についてでございますが、第1条は、本条例の趣旨として、新教育長の勤務時間、休暇等に関する事項を定める旨を規定しております。

第2条は、新教育長の勤務時間、休暇等については、摂津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の適用を受ける一般職の職

員の例による旨を規定しております。

続いて、附則についてでございます。

附則第1項は、本条例は平成27年4月1日から施行する旨を規定しております。

附則第2項は、本改正法の施行の際、現に在職する現行の教育長は、その教育委員会の委員としての任期中に限り、本条例の規定は適用しない旨の経過措置を規定しております。

以上、摂津市教育長の勤務時間、休暇等に関する条例制定の提案説明とさせていただきます。

次に、議案第27号、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件につきまして、提案内容をご説明申し上げます。なお、議案参考資料の条例関係12ページから17ページも併せてご覧いただきますようお願いいたします。

本条例は、平成27年4月1日から施行される地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律に基づき、教育長の身分等の取り扱いが変わることに伴い、新規に制定するものでございます。なお、平成27年4月1日において在任中の教育長につきましては、その教育委員としての任期が満了するまで、または退任するまで現行制度の教育長として在職するものとされていることから、本条例の適用外となるものでございます。

したがって、ここでは地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律に基づき、本条例で位置づけを行います教育長を便宜上、新教育長としてご説明させていただきます。なお、関係する条例は五つございまして、それぞれ1条から5条に位置づけております。

また、附則において5条に関連した条例

を一部改正しております。

それでは、各条文につきましてご説明を申し上げます。

第1条は、特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてでございます。ここでは地方教育行政の責任の明確化のため、教育委員会委員長と教育長の職務を一本化した新教育長を置くこととなることに伴い、別表に定める教育委員会委員長の項を削除するものでございます。

第2条は、摂津市特別職報酬等審議会条例の一部改正についてでございます。新教育長は、地方公共団体の長が議会の同意を得て任命する特別職としての身分のみを有することとなることから、第2条に教育長を加える改正を行うものでございます。

第3条は、特別職の職員の給与に関する条例の一部改正についてでございます。新教育長の身分が特別職として明確となることから、市長と副市長のみについて規定している本条例へ新教育長を位置づける必要が生じたことから、所要の改正を行っているもので、第1条に教育長を加え、第3条の表に教育長の給料月額を加えているものでございます。

第4条は、特別職等の職員の退職手当に関する条例の一部改正についてでございます。この条例では、特別職であるとともに、一般職としての身分も併せ持つ教育長の退職手当に関し必要な事項を定めるため、特別職等という言葉を使用しておりましたが、新教育長は地方公共団体の長が議会の同意を得て任命する特別職の身分のみを有することとなるため、等の文字を削除するなど所要の改正を行うとともに、新教育長の任期が3年とされたこと、さらに任命権者が市長となったことに伴う改正を行

っているものでございます。

第5条は、教育長の給与及び旅費に関する条例についてでございます。このたび地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、教育公務員特例法についても一部改正され、新教育長については教育公務員特例法の適用外となり、根拠規定が削除されたことから、本条例を廃止するものでございます。

続いて、附則についてでございます。

附則第1項は、この条例は平成27年4月1日から施行する旨を規定しております。

附則第2項から第6項までは、平成27年4月1日の本改正法施行の際、現に在職する現行の教育長は、その教育委員会の委員としての任期中に限り、なお従前の例によることとされていることから、その任期中に限り各条例の一部改正の規定は適用しない旨の経過措置をそれぞれ規定しております。

第2項は、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正に伴う経過措置、第3項は、摂津市特別職報酬等審議会条例の一部改正に伴う経過措置、第4項は、特別職の職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置、第5項は、特別職等の職員の退職手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置、第6項は、教育長の給与及び旅費に関する条例の廃止に伴う経過措置でございます。

附則第7項は、摂津市職員の厚生制度に関する条例の一部改正についてでございますが、教育長の給与及び旅費に関する条例の廃止に伴い、厚生制度の対象となる職員を定めた第2条第3号を削り、第4号を第3号とする改正を行うものです。

附則第8項は、摂津市職員の厚生制度に

関する条例の一部改正に伴う経過措置を規定するもので、平成27年4月1日の本改正法施行の際、現に在職する現行の教育長のその教育委員会の委員としての任期中に限り、一部改正の規定は適用しない旨を定めております。

以上、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例制定の提案説明とさせていただきます。

次に、議案第30号、特別職の職員の給与に関する条例及び摂津市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、提案内容をご説明申し上げます。なお、議案参考資料の条例関係25ページから26ページも併せてご覧いただきますようお願いいたします。

このたびの一部改正は、特別職の職員の給与及び議会議員の議員報酬について、平成26年度の人事院勧告で期末手当の支給月数がいずれも年間0.15月分引き上げられ、さきの平成26年第4回市議会定例会において12月に支給する期末手当の支給月数を0.15月分引き上げる旨、ご可決いただきましたが、この引き上げた支給月数を6月支給と12月支給に平準化するための改正となります。

それでは、各条文につきましてご説明申し上げます。

第1条では、特別職の職員の給与に関する条例第7条第2項において規定のある期末手当について、第2条では、摂津市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例第6条第2項において規定のある期末手当について「100分の187.5」から「100分の195」に、12月に支給す

る月数について「100分の217.5」から「100分の210」に改める旨を規定しております。

続いて、附則についてでございますが、本条例は平成27年4月1日から施行する旨を規定しております。

以上、特別職の職員の給与に関する条例及び摂津市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定の提案内容の説明とさせていただきます。

次に、議案第31号、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、提案内容をご説明申し上げます。なお、議案参考資料の条例関係27ページから35ページも併せてご覧いただけますようお願い申し上げます。

本条例は、地方公務員法第24条第6項の規定に基づき、職員の給与に関する事項を定めているものでございます。このたびの一部改正は、住居手当、勤勉手当、通勤手当の三つの手当の改正を行うものでございます。

まず、住居手当についてでございます。みずからが居住するために住宅を借り受け、家賃を支払っている職員に支給する額について、全て国の基準額と同額とするものです。

次に、勤勉手当についてでございます。平成26年の人事院勧告で勤勉手当の支給月数が年間0.15月分引き上げられたことに伴い、さきの平成26年第4回市議会定例会において12月に支給する勤勉手当の支給月数を0.15月分引き上げる旨、ご可決いただきましたが、この引き上げた支給月数を6月支給と12月支給に平準化するための改正となります。

また、職務の級が7級以上の課長級、次

長級、部長級の職員に対して人事評価制度のうち、業績評価の結果を反映させるために所要の改正を行うものでございます。

最後に、通勤手当でございます。1か月当たりの運賃等相当額の上限を国の基準額と同額とするとともに、平成26年の人事院勧告で交通用具使用者に係る通勤手当が民間の支給状況等を踏まえ、使用距離の区分に応じ100円から7,100円までの幅で引き上げられたこと等を受け、使用距離の区分と額を全て国と同様とする改正を行うものでございます。ただし、自動車や原動機付自転車等により通勤している職員がCO₂の排出を抑制し、地域レベルで地球温暖化防止に貢献すること、また自身の健康増進につなげるため自転車による通勤へと切り替える、いわゆるエコ通勤を促進する取り組みとして、自転車で通勤する職員を対象として使用距離の区分に応じ国基準額から1段階上の設定とするものでございます。

それでは、各条文につきましてご説明を申し上げます。

まず、住居手当の関連といたしまして、第15条の3第1項では、支給対象職員を月額「4,000円」を超える家賃を支払っている職員から月額「1万2,000円」を超える家賃を支払っている職員とし、第2項第1号及び第2号では、住居手当の算定のための月額の基準家賃額をいずれも「1万5,000円」から「2万3,000円」とするとともに、控除する額をそれぞれ「4,000円」から「1万2,000円」に、「1万5,000円」から「2万3,000円」とするものでございます。

次に、勤勉手当の関連といたしまして、第24条は第2項以降を1項ずつ繰り下

げ、新たに第2項を設け、職務の級が7級以上である職員についての勤勉手当について、6月1日及び12月1日の基準日以前における直近の業績評価の結果及び基準日以前6か月以内の期間における勤務の状況を反映する旨を規定しているものでございます。

第3項では、勤勉手当における職員の区分ごとの総額について明記しておりますが、平成26年人事院勧告による支給月数の引き上げの平準化に加え、第1号をアとイに分割し、イを職務の級が7級以上である職員の区分として新たに設け、区分ごとにその内容を規定しているものでございます。

第4項は、勤勉手当算定の基礎額について規定しておりますが、ここでも職務の級が7級以上である職員のみ取り扱いを定めるため、第1号と第2号に分割し、第2号を職務の級が7級以上である職員として給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする旨の規定をしております。

第5項では、項ずれに伴う対応を行っております。

第6項は、第23条の2、期末手当の支給停止や第23条の3、期末手当の一時差し止めの規定について、勤勉手当の支給についても準用する旨を規定しておりますが、職務の級が7級以上である職員についての勤勉手当の取り扱いのため、新たに設けた第2項の読み替えについても対応する旨規定しております。

次に、通勤手当の関連といたしまして、第26条の2は、第1項第2号においては、いわゆるエコ通勤の導入の観点から、交通の用具の説明を、「自動車その他」から「自動車、自転車その他の交通の用具で

規則で定めるもの」に改正いたしております。

第2項第1号は、1か月当たりの運賃等相当額につきまして、上限6万円であったものを、国の基準額と同額である5万5,000円に改正する旨を、第2号は、平成26年人事院勧告に基づく額の引き上げと交通用具の使用距離の区分とその区分ごとの支給額を、国と同様とする旨を規定しているもので、アで自動車等の使用距離が「6キロメートル未満」であった区分を「5キロメートル未満」に、「4,100円」を「2,000円」に、イでは、「6キロメートル」を「5キロメートル」とし、「4,500円」を「4,200円」に、ウでは、「6,500円」を「7,100円」に、以下、エからスまでの区分において、人事院勧告に基づく金額の改定を行っております。

第3号は、通勤のため交通機関等及び交通の用具等を併せて利用する職員に対する1か月当たりの運賃等相当額につきまして、上限「6万円」であったものを国の基準額と同額である「5万5,000円」に改正いたしております。

第3項は、自転車による通勤、いわゆるエコ通勤を行う職員に対して安全面と通勤時間等を考慮し、自転車の使用距離が15キロメートル未満の職員に対して支給する通勤手当の額を1段階上位の額に支給する旨を規定しております。

附則第25項は、給料の減額規定の適用を受ける職員の勤勉手当の額についての取り扱いを規定したもので、今回の改正における項ずれに伴う対応を行っております。

附則第28項は、附則第25項の減額規定の適用を受ける職員の勤勉手当の総額についての取り扱いを規定したもので、今回

の改正における項ずれ及び支給月数を平準化する旨の内容を規定しております。

続いて、附則についてでございますが、本条例は平成27年4月1日から施行する旨を規定しております。

以上、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の提案説明とさせていただきます。

○渡辺慎吾議長 次世代育成部長。

(登阪次世代育成部長 登壇)

○登阪次世代育成部長 議案第24号、摂津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例制定の件につきまして、提案内容をご説明申し上げます。なお、議案参考資料(条例関係)1ページからの摂津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例施行規則(案)、10ページからの摂津市立幼稚園条例新旧対照表も併せてご参照願います。

本条例は、子ども・子育て支援法の施行に伴い、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用に係る負担額を定めるため、新たに制定するものでございます。なお、条例施行規則の制定に当たっては、保育料審議会、子ども・子育て会議において審議・検討をお願いし、ご意見を十分に尊重した上で提案させていただくものでございます。

それでは、条文に沿ってご説明申し上げます。

第1条は、条例制定の趣旨でございます。

第2条は、用語の定義について規定しております。

第3条は、特定教育・保育施設、特定地域型保育事業の利用者負担額は、政令で定める額を限度として、支給認定保護者の属

する世帯の所得の状況等により市が規則で定めることを規定しております。

規則で定める具体的な金額につきましては、利用者負担額に関する国の政令が示されていないため、現時点での国から示されている金額をもとに、現行の幼稚園保育料、保育所保育料の保護者負担額を基本とし、保育料審議会、子ども・子育て会議でのご意見を踏まえ金額設定をしております。

特定教育・保育施設、特定地域型保育事業の利用者負担額は、市町村民税額を基本とする応能負担となり、以下の四つの区分に応じて定めております。

一つ目は、子ども・子育て支援制度に移行する私立幼稚園及び認定こども園1号認定の利用者負担額、二つ目は、公立幼稚園の利用者負担額、三つ目は、保育所、認定こども園、地域型保育事業の保育標準時間認定の利用者負担額、四つ目は、保育所、認定こども園、地域型保育事業の保育短時間認定の利用者負担額でございます。

第4条は、保護者または扶養義務者からの利用者負担額の徴収について規定しております。

第5条は、利用者負担額の減免について規定しております。

第6条は、利用者負担額の不還付について規定しております。

第7条は、規則への委任規定でございます。

附則といたしまして、第1項は、施行期日で、本条例は平成27年4月1日から施行するものでございます。

第2項は、本条例制定に伴い、摂津市立幼稚園条例において規定しておりました入園金及び保育料に係る第5条及び減免規定の第6条を削除するものでございます。

以上、議案第24号、摂津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例制定の件の提案説明とさせていただきます。

議案第28号、摂津市附属機関に関する条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、提案内容をご説明申し上げます。なお、議案参考資料（条例関係）18ページの摂津市附属機関に関する条例新旧対照表、19ページの特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例新旧対照表も併せてご参照願います。

子ども・子育て支援法の制定により、平成27年度からの子ども・子育て支援事業計画の策定が義務づけられました。その一方で、次世代育成支援対策推進法の改正により、平成26年度までの次世代育成支援行動計画につきましては、平成27年度以降の策定が任意化されました。本市におきましては、摂津市子ども・子育て支援事業計画を摂津市次世代育成支援行動計画の後継計画として位置づけ、次世代育成支援行動計画の成果と課題につきましては、子ども・子育て支援事業計画に引き継ぎ、その施策の調査、審議につきましては、子ども・子育て会議が担うことといたします。したがって、別表第1項の表から、摂津市次世代育成支援行動計画推進協議会の項を削るものでございます。

また、平成28年4月に正雀保育所の民営化を予定しております。民間保育所の運営法人選考につきましては、適切な保育所運営者を選考するため、保護者、学識経験者、子育て支援事業関係者、税理士等により構成される委員会を設置し、運営事業者選定を行う必要があるため、摂津市立保育所民営化事業者選定委員会を附属機関として設置するものでございます。

附則といたしまして、第1項は施行期日で、本条例は平成27年4月1日から施行するものでございます。

第2項は、本条例制定に伴い特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の別表から次世代育成支援行動計画推進協議会委員の項を削り、保育所民営化事業者選定委員会委員、日額6,900円の項を加えるものでございます。

以上、議案第28号、摂津市附属機関に関する条例の一部を改正する条例制定の件の提案説明とさせていただきます。

議案第33号、摂津市私立幼稚園の園児の保護者に対する補助金交付条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、提案内容をご説明申し上げます。なお、議案参考資料（条例関係）38ページの摂津市私立幼稚園の園児の保護者に対する補助金交付条例新旧対照表も併せてご参照願います。

私立幼稚園の利用者負担額につきましては、現行制度では各幼稚園が定めた金額を園児の保護者が幼稚園に支払い、当該保護者からの申請により本条例に基づき市町村民税の課税状況に応じて市補助金を交付しております。

子ども・子育て支援法の施行に伴い、子ども・子育て支援新制度による特定教育・保育施設の確認を受けた私立幼稚園における利用者負担額につきましては、これまで実施してきた本条例に基づく補助金も加味した市が定める金額を応能負担していただくために、本制度に基づく補助金交付の対象外となります。対象として残りますのは、子ども・子育て支援制度に移行せず、引き続き私学助成を受けられる私立幼稚園となります。これにより本条例における私立幼稚園の定義を、「私立の幼稚園のう

ち、子ども・子育て支援法第27条第1項の確認を受けていないもの」とするものでございます。

以上、議案第33号、摂津市私立幼稚園の園児の保護者に対する補助金交付条例の一部を改正する条例の提案説明とさせていただきます。

議案第35号、摂津市立保育所条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、提案内容をご説明申し上げます。なお、議案参考資料（条例関係）42ページの摂津市立保育所条例新旧対照表も併せてご参照願います。

今回の条例改正は、正雀保育所を民営化することにより、条例第2条の表から正雀保育所の項を削るものでございます。

附則といたしまして、本条例は平成28年4月1日から施行するものでございます。

正雀保育所の民営化は、第5次行政改革に基づくもので、子ども・子育て会議での協議・検討を経て決定したものでございます。正雀保育所保護者の方には、昨年12月に説明会を開催しており、子ども・子育て会議からの意見書にあります留意事項を踏まえて、園児、保護者にとってスムーズな移行となるよう努めることなどを説明し、ご理解をいただいたものと考えております。今後、摂津市立保育所民営化事業者選定委員会を立ち上げ、正雀保育所を民営化に向けた取り組みを進めるため、今定例会におきまして本条例を提案させていただきます。

以上、議案第35号、摂津市立保育所条例の一部を改正する条例制定の件の提案説明とさせていただきます。

議案第38号、摂津市保育所における保育に関する条例を廃止する条例制定の件に

つきまして、提案内容をご説明申し上げます。

保育所を利用できる基準につきましては、これまで児童福祉法の規定により市町村は保護者の労働または疾病、その他政令で定める基準に従い条例で定められておりました。しかし、児童福祉法の改正及び子ども・子育て支援法の制定により、保育所を利用できる基準が子ども・子育て支援法施行規則で明記されたため、本条例を廃止するものでございます。

附則といたしまして、本条例は平成27年4月1日から施行するものでございます。

以上、議案第38号、摂津市保育所における保育に関する条例を廃止する条例制定の件の提案説明とさせていただきます。

○渡辺慎吾議長 生涯学習部長。

（宮部生涯学習部長 登壇）

○宮部生涯学習部長 議案第34号、摂津市立体育館条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、提案内容をご説明申し上げます。

議案参考資料（条例関係）39ページから41ページの新旧対照表も併せてご参照賜りますようお願い申し上げます。

鳥飼体育館につきましては、健康体操、ダンス、ヨガなどのニーズにお応えし、市民の方々の健康増進や施設の有効活用を図るため、トレーニングルームを改修いたしております。

本条例は、改修に伴い鳥飼体育館のトレーニングルームを廃止し、第2体育室を新設するため制定するものでございます。

改正の内容でございますが、別表中、鳥飼体育館体育室（アリーナ）を第1体育室とトレーニングルームを第2体育室に改め、新たに施設専用使用料と施設共用使用

料に区分して使用料を定め、併せて文言の整理を行うものでございます。なお、附則といたしまして、本条例は教育委員会規則で定める日から施行するものでございます。

以上、議案第34号、摂津市立体育館条例の一部を改正する内容の説明とさせていただきます。

○渡辺慎吾議長 説明が終わりました。質疑は後日受けます。

日程4、議案第15号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。土木下水道部長。

(山口土木下水道部長 登壇)

○山口土木下水道部長 議案第15号、市道路線認定の件につきまして、提案内容をご説明申し上げます。

本件は、地区内道路として14路線、総延長2,450.9メートルを市道として道路法第8条第2項に基づき路線の認定を行うものでございます。

それでは、路線認定の概要につきましてご説明申し上げます。

区間、敷地の延長、敷地の幅員、敷地の面積につきましては、議案書に記載のとおりでございます。

位置などにつきましては、議案参考資料1ページから5ページに記載いたしておりますので、併せてご覧いただきますようお願い申し上げます。

地区内道路といたしまして、番号1、路線名、庄屋25号線、番号2、路線名、庄屋26号線、番号3、路線名、庄屋27号線、番号4、路線名、東一津屋26号線、番号5、路線名、東一津屋27号線、番号6、路線名、鳥飼西111号線、以上6路線は都市計画法第40条第2項の規定により帰属を受けたものでございます。

続きまして、番号7、路線名、正雀本町79号線、番号8、路線名、正雀本町80号線、番号9、路線名、正雀本町81号線、番号10、路線名、正雀本町82号線、番号11、路線名、正雀本町83号線、番号12、路線名、正雀本町84号線、番号13、路線名、正雀本町85号線、番号14、路線名、正雀本町86号線、以上8路線は大阪府都市計画路線十三高槻線の供用開始に伴う接道によるものでございます。

以上、議案第15号についての提案内容の説明とさせていただきます。

○渡辺慎吾議長 説明が終わりました。

質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺慎吾議長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。

本件については、委員会付託を省略することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺慎吾議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺慎吾議長 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第15号を採決します。

本件について、可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立する者あり)

○渡辺慎吾議長 起立者全員です。

よって、本件は可決されました。

日程5、議案第16号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。土木下水道部長。

(山口土木下水道部長 登壇)

○山口土木下水道部長 議案第16号、市道路線廃止の件につきまして、提案内容をご説明申し上げます。

本件は、地区内道路として11路線、総延長2,881.6メートルを市道として道路法第10条第3項に基づき路線の廃止を行うものでございます。

それでは、路線廃止の概要につきましてご説明申し上げます。

区間、敷地の延長、敷地の幅員、敷地の面積につきましては、議案書に記載のとおりでございます。

位置などにつきましては、議案参考資料6ページから8ページに記載いたしておりますので、併せてご覧いただきますようお願い申し上げます。

地区内道路といたしまして、番号1、路線名、正雀本町7号線、番号2、路線名、正雀本町41号線、番号3、路線名、正雀本町42号線、番号4、路線名、正雀本町43号線、番号5、路線名、正雀本町45号線、番号6、路線名、正雀本町46号線、番号7、路線名、正雀本町59号線、番号8、路線名、正雀本町60号線、番号9、路線名、正雀本町61号線、番号10、路線名、正雀本町65号線、番号11、路線名、正雀本町77号線、以上11路線は路線の起終点及び延長の変更が生じたので、路線を廃止いたすものでございます。

以上、議案第16号についての提案内容の説明とさせていただきます。

○渡辺慎吾議長 説明が終わり、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺慎吾議長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。

本件については、委員会付託を省略することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺慎吾議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺慎吾議長 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第16号を採決します。

本件について、可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立する者あり)

○渡辺慎吾議長 全員賛成。

よって、本件は可決されました。

日程6、議案第17号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。生活環境部長。

(杉本生活環境部長 登壇)

○杉本生活環境部長 議案第17号、町の区域及び名称の変更等について議決を求める件につきまして、提案内容をご説明申し上げます。

本件は、吹田操車場跡地の土地区画整理事業区域等におきまして、地方自治法第260条第1項の規定に基づき、町の区域及び名称の変更等を行うものでございます。

吹田操車場跡地土地区画整理事業区域におきましては、吹田操車場跡地まちづくり基本計画に基づき、まちづくりが行われているところでございます。この状況を踏まえ、新しくできるまちのイメージ強化を図り、住民生活や都市活動の利便を確保するため、別図1の千里丘四丁目及び千里丘七丁目の区域のうち、斜線で示す区域を、別図2のとおり、新たなまちとして千里丘新町とするものでございます。なお、住居表示に関する法律に基づき、平成26年11

月17日から30日間、本案を公示いたしました。対象区域の住民等からの変更請求はございませんでした。

以上、町の区域及び名称の変更等について議決を求める件についての提案説明とさせていただきます。

○渡辺慎吾議長 説明が終わり、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺慎吾議長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。

本件については、委員会付託を省略することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺慎吾議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺慎吾議長 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第17号を採決します。

本件について、可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立する者あり)

○渡辺慎吾議長 起立者全員です。

よって、本件は可決されました。

日程7、報告第1号など2件を議題とします。

報告を求めます。消防長。

(熊野消防長 登壇)

○熊野消防長 報告第1号、損害賠償の額を定める専決処分報告の件につきまして、内容をご説明申し上げます。

本件は、公用自動車による公務中に発生した物損事故で、本年1月22日に示談が成立いたしましたので、その損害賠償の額につきまして、地方自治法第180条第1

項の規定により専決処分したもので、同条第2項の規定によりご報告するものでございます。

事故発生日時及び場所、損害賠償の相手方、損害賠償の額、事故当事者は報告第1号に記載のとおりでございます。

それでは、事故発生の経緯につきまして、内容をご説明申し上げます。

本件は、本年1月8日木曜日、摂津市別府二丁目で発生した火災出動に対し、午前11時頃、消防団車両が火災現場から引き揚げるため、付近のモータープール内で方向転換を行ったとき、駐車車両と接触し、損害を与えた物損事故でございます。

示談につきましては、公益社団法人全国市有物件災害共済会が示談交渉を行い、過失相殺率の認定基準に基づき、過失割合を本市100%とし、相手方に対し車両の修理費14万3,640円を本市が賠償することで成立したものでございます。なお、この損害賠償金につきまして、公益社団法人全国市有物件災害共済会からその全額が支払われたものでございます。

事故後すぐに消防団長名で全消防団員に対して、より一層の安全運転の励行を努めるよう各分団長へ文書にて指示し、再発防止の周知徹底を図りました。今後も消防職員、消防団員が一致団結し、事故ゼロを目指していく所存でございます。

以上、報告第1号、損害賠償の額を定める専決処分報告の件についての内容説明とさせていただきます。

○渡辺慎吾議長 土木下水道部長。

(山口土木下水道部長 登壇)

○山口土木下水道部長 報告第2号、損害賠償の額を定める専決処分報告の件につきまして、内容のご報告を申し上げます。

本件は、平成26年9月11日に発生い

たしました用排水路管理瑕疵によります事故につきまして、平成27年2月9日に示談が成立し、その損害賠償の額につきまして、地方自治法第180条第1項の規定により、平成27年2月9日に専決処分いたしましたので、同条第2項の規定によりご報告いたします。

事故発生日時及び場所、損害賠償の相手方、損害賠償の額、事故当事者は、報告第2号に記載のとおりでございます。

それでは、事故発生の経緯につきましてご説明申し上げます。

本件は、平成26年9月11日木曜日午後7時頃、摂津市鳥飼本町四丁目4番41号地先で、勤務先から帰宅するために迎いの車に乗り込もうとした相手方が深さ60センチの側溝にかかっていたコンクリート蓋に足をかけたところ、コンクリート蓋が落下し、そのはずみで右足が側溝の中に入り、転倒したものでございます。これによりまして、相手方は右膝部挫創、右足関節打撲傷、右下腿血腫、右腓骨骨折を負ったものでございます。

示談につきましては、全国市長会市民総合賠償補償保険へ事故の状況を報告し、協議したところ、過失相殺率の認定基準に基づき、過失割合を本市80%、相手方20%と判定され、相手方との話し合いの結果、治療費、慰謝料など合計20万644円を損害賠償金として支払うことで合意いたしましたものでございます。なお、損害賠償金につきましては、加入しております全国市長会市民総合賠償補償保険よりその全額が補填されるものでございます。

当時の現場状況としましては、道路に沿ってコンクリート蓋のある用排水側溝がございまして、それに接するように雨水桝がございました。コンクリート蓋と雨水桝の

間に幅27センチ、奥行き16センチのすき間があり、またコンクリート蓋の支持も不十分な状態でした。このような状態でコンクリート蓋に足を載せたために転落したものでございます。

事故後、付近を調査し、側溝と雨水桝のすき間を全て点検しまして、そのすき間を防ぐよう鉄板等を設置する措置は完了しております。今後は用排水側溝のパトロールを強化し、再発防止に努めてまいります。

以上、報告第2号、損害賠償の額を定める専決処分の報告とさせていただきます。

○渡辺慎吾議長 報告が終わり、質疑があればお受けします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺慎吾議長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

以上で本日の日程は終了しました。

お諮りします。

2月20日から3月3日まで休会することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺慎吾議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

本日はこれで散会いたします。

(午後2時17分 散会)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

摂津市議会議長 渡 辺 慎 吾

摂津市議会議員 市 来 賢太郎

摂津市議会議員 中 川 嘉 彦

摂津市議会継続会会議録

平成27年3月4日

(第2日)

平成27年第1回摂津市議会定例会継続会会議録

平成27年3月4日(水曜日)
午前10時 開議場
摂津市議会

1 出席議員 (21名)

1 番	上村高義	2 番	木村勝彦
3 番	森西正	4 番	福住礼子
5 番	藤浦雅彦	6 番	村上英明
7 番	三好義治	8 番	東久美子
9 番	市来賢太郎	10 番	中川嘉彦
11 番	増永和起	12 番	弘豊
13 番	山崎雅数	14 番	水谷毅
15 番	南野直司	16 番	渡辺慎吾
17 番	嶋野浩一朗	18 番	大澤千恵子
19 番	野原修	20 番	安藤薫
21 番	野口博		

1 欠席議員 (0名)

1 地方自治法第121条による出席者

市長	森山一正	副市長	小野吉孝
教育長	箸尾谷知也	市長公室長	乾富治
総務部長	有山泉	生活環境部長	杉本正彦
生活環境部理事	北野人土	保健福祉部長	堤守
保健福祉部理事	島田治	都市整備部長	吉田和生
土木下水道部長	山口繁	教育委員会 教育総務部長	山本和憲
教育委員会 次世代育成部長	登阪弘	教育委員会 生涯学習部長	宮部善隆
監査委員・選挙管理 委員会・公平委員 会・固定資産評価審 査委員会事務局長	井口久和	水道部長	渡辺勝彦
消防長	熊野誠		

1 出席した議会事務局職員

事務局長	藤井智哉	事務局次長	川本勝也
------	------	-------	------

1 議 事 日 程

- 1, 議 案 第 1 号 平成27年度摂津市一般会計予算
議 案 第 2 号 平成27年度摂津市水道事業会計予算
議 案 第 3 号 平成27年度摂津市国民健康保険特別会計予算
議 案 第 4 号 平成27年度摂津市財産区財産特別会計予算
議 案 第 5 号 平成27年度摂津市公共下水道事業特別会計予算
議 案 第 6 号 平成27年度摂津市パートタイマー等退職金共済特別会計予算
議 案 第 7 号 平成27年度摂津市介護保険特別会計予算
議 案 第 8 号 平成27年度摂津市後期高齢者医療特別会計予算
議 案 第 9 号 平成26年度摂津市一般会計補正予算(第5号)
議 案 第 10号 平成26年度摂津市水道事業会計補正予算(第3号)
議 案 第 11号 平成26年度摂津市国民健康保険特別会計補正予算(第4号)
議 案 第 12号 平成26年度摂津市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)
議 案 第 13号 平成26年度摂津市介護保険特別会計補正予算(第4号)
議 案 第 14号 平成26年度摂津市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
議 案 第 18号 指定管理者指定の件(摂津市立第1児童センター)
議 案 第 19号 指定管理者指定の件(摂津市立児童発達支援センター)
議 案 第 20号 指定管理者指定の件(摂津市立みきの路)
議 案 第 21号 指定管理者指定の件(摂津市立ひびきはばたき園ほか2施設)
議 案 第 22号 摂津市教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例制定の件
議 案 第 23号 摂津市教育長の勤務時間、休暇等に関する条例制定の件
議 案 第 24号 摂津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例制定の件
議 案 第 25号 摂津市指定介護予防支援事業者の指定並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例制定の件
議 案 第 26号 摂津市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例制定の件
議 案 第 27号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件
議 案 第 28号 摂津市附属機関に関する条例の一部を改正する条例制定の件
議 案 第 29号 摂津市行政手続条例の一部を改正する条例制定の件
議 案 第 30号 特別職の職員の給与に関する条例及び摂津市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定の件
議 案 第 31号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件
議 案 第 32号 摂津市税条例の一部を改正する条例制定の件
議 案 第 33号 摂津市私立幼稚園の園児の保護者に対する補助金交付条例の一部を改正する条例制定の件
議 案 第 34号 摂津市立体育館条例の一部を改正する条例制定の件
議 案 第 35号 摂津市立保育所条例の一部を改正する条例制定の件
議 案 第 36号 摂津市立保健センター条例の一部を改正する条例制定の件
議 案 第 37号 摂津市介護保険条例の一部を改正する条例制定の件
議 案 第 38号 摂津市保育所における保育に関する条例を廃止する条例制定の件

2,

代表質問

日本共産党 安藤 薫 議員
高志会 嶋野 浩一朗 議員
自民党 大澤 千恵子 議員

1 本日の会議に付した事件

日程1から日程2まで

(午前10時 開議)

○渡辺慎吾議長 ただいまから本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員は、増永議員及び弘議員を指名します。

日程1、議案第1号など35件を議題とします。

本35件について質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺慎吾議長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。

本35件のうち議案第1号及び議案第9号の駅前等再開発特別委員会の所管分については、当委員会に付託することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺慎吾議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

ただいま決定した以外については、議案付託表のとおり常任委員会及び議会運営委員会に付託します。

日程2、代表質問を行います。

順次質問を許可します。

安藤議員。

(安藤薫議員 登壇)

○安藤薫議員 おはようございます。

それでは、日本共産党市会議員団を代表いたしまして、2015年度摂津市の市政運営の基本方針に対する代表質問を行いたいと思います。

最初に、地方自治体の役割について6点お伺いしたいと思います。

1点目は、アベノミクスのもとで市民生活の実態についてどのように認識しておられるかについてです。

安倍内閣の経済政策、いわゆるアベノミクスは大企業や一部の富裕層に大きな恩恵

をもたらしたものの、国民には恩恵どころか苦しみを強いるものとなっています。格差の拡大が大きな問題になっています。資本金10億円以上の大企業の経常利益は、2013年度には34兆8,000億円となり、リーマン・ショック以前の水準を回復して史上最高です。内部留保の総額は285兆円に達しています。

大企業の創業者などの大株主は、ことし1月末までに保有株式の時価総額が10億円ふえた方が140人以上にもなっています。一方、労働者の賃金の増加はわずかで、物価上昇に追いついていません。働く人の実質賃金は、けさの報道で明らかになったように、ことし1月まで19か月連続マイナス、家計消費支出はこの20年間で最大の落ち込みとなっています。働く貧困層と言われる年収200万円以下のワーキングプアは1,200万人を突破しました。3か月ごとに日銀が実施している生活意識に関するアンケートによれば、昨年末の調査では生活にゆとりがなくなってきたという人が2年ぶりに過半数を超えて、1年前と比べて景気が悪くなったという人が増大しています。こうした格差拡大が市民生活にのしかかっている実情をきちんと把握して、施策に生かしていくことが重要だと考えますが、市長の認識をお伺いいたします。

2点目は、安倍政権が進める「地方創生」「地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策」が市民生活の改善をもたらすのかについてです。

昨年9月、安倍首相は、石破氏を地方創生担当大臣に据え、みずから地方創生本部長につくとともに、昨年11月の解散直前に関連法案を強行可決しました。そのことによって地方自治体としては、今後5年間

の地方版総合戦略を策定し、国の総合戦略に即して計画を押し進めていくことになりました。

昨年5月、2040年に全国896の自治体が消滅する可能性があるとの意図的に誇張された増田レポートが発表され、こうした国の動きを後押しする材料として使われています。今日の地方衰退は、消費税増税、社会保障切り捨て、輸入の自由化や大店法規制の廃止、非正規雇用の拡大や平成の大合併など、長年の自民党政治によってもたらされてきました。その反省もなく、さらに消費税の10%への増税や社会保障の聖域なき切り捨て、TPP推進、格差拡大のアベノミクスでは、地方の衰退を加速するものになると考えます。

このような状況のもとで、地方では国のこうした自治体や国土再編の構造改革路線を明快に批判して、住民自治をもとにした福祉の向上を図り、人口を維持し、ふやす地域づくりを実践している小さくても輝く自治体フォーラムという組織が広がっています。市長の認識をお伺いします。

3点目は、摂津市が地方自治体としての役割を果たそうとしているのかについてです。

森山市政は11年目を迎えます。この間、市民生活を考慮して5年目から5年間、基本的には公共料金が据え置かれてきました。そのことは評価をしてきたところです。しかし、2014年度には子ども医療費助成を所得制限付きながら小学校6年生まで拡大する一方で、総額で2億8,000万円の市民負担をふやし、ごみ収集の7割を民間委託へ、指定管理者制度による駐車場など公共施設の民間委託が行われたところです。そして、新年度は国保料の2年連続値上げと介護保険料の値上げによっ

て、総額2億9,000万円の市民負担増を押しつけようとしています。そして、本市を取り巻く状況は非常に厳しいとして、この1年間、第5次行政改革の検討を進めるとしています。今日アベノミクスのもとで一層市民生活が大変になっていることの認識は市長と一致すると思いますが、この16年間で本市の働く人の平均所得は74万円も減少し、その上、消費税の増税や社会保障の切り捨てなどダブルパンチのもとで、市民の暮らしを守る立場に立って、少なくとも過去5年間、公共料金を据え置きして頑張ったときのような姿勢で役割を果たすべきではないかと思いますが、見解を伺います。

4点目は、第5次行政改革実施計画についてです。

市政運営の基本方針で、第5次行政改革には大変厳しい項目も掲げているが、やり抜く覚悟であり、安定した財政基盤を確立し、子どもたちに夢ある未来を引き継いでいけるよう、全職員が心一つにして取り組んでいくとおっしゃいました。

そこで、私が強調したいのは、地方自治法第2条、地方公共団体の秩序を維持し、住民及び滞在者の安全、健康及び福祉を保持すること、つまり住民の暮らしを守り、しっかり支えることが地方自治体の仕事であり、そのために職員が全体の奉仕者として頑張る方向を共有することが重要だと思います。そういう点では、市民の暮らしを向上させる行政改革を全職員で追求すべきではないでしょうか。第5次行革の中心は、公共料金の値上げ、公的責任の後退につながる民間委託や民営化の推進、市独自の扶助費、補助金の見直しや人件費の削減です。働く職員にとっても、夢のない話ではないでしょうか。第5次行政改革の抜本

的な見直しを求めるものですが、見解を伺います。

5点目は、JR東海新幹線鳥飼基地の地下水汲み上げ問題に対する姿勢についてです。

昨年11月、摂津市が地下水の汲み上げをやめさせるためにJR東海を提訴した裁判の第1回公判が1月30日に行われました。市長が直接意見陳述に立たれ、自治連合会の皆さんが要望署名をJR東海に提出されたとのこと。市の取り組みや姿勢についてご報告とともに、自己評価をお伺いしたいと思います。

6点目は、戦後70年、節目の年の平和の取り組みについてです。

日本共産党は、安倍首相がことし発表しようとしている戦後70年談話について、首相が村山談話にある植民地支配と侵略への痛切な反省と心からのおわびという革新的内容を曖昧にし、事実上否定する姿勢をとっていることを厳しく批判してきました。その上で日本とアジア諸国との和解と友好に向けた日本の政治がとるべき五つの基本姿勢を提唱しています。戦後70年のことしが日本とアジア諸国との心通う和解と友好に向かう新たな一歩になることを、アジアを初め世界の多くの人々と大多数の日本国民が願っています。こうしたことを踏まえ、被爆70年の年でもあり、核兵器廃絶の取り組みも含め、戦争の悲惨さ、平和への思いを受け継ぎ、摂津市として取り組んでいくことが大切だと思いますが、答弁を求めます。

次に、自分たちのまちを自分たちで育てる市民主体のまちづくりについて、以下5点お伺いしたいと思います。

第1に、旧味舌小・三宅小跡地活用における情報公開と市民参加、政策決定につい

てです。

これらの活用については、市民団体などから福祉関係施設やコミュニティ施設として使えないかなど、積極的な意見も寄せられています。市民からは1万筆を超える署名とともに、避難場所をなくさないように、売らずに活用をという声が要望として出されています。これらの意見にこれまで市はどのように対応してきたのか、市民の意見を入れるという態度はとられてこなかったのではないかと、要望を聞く機会、政策に市民参加を保障する場を設けることを怠ってきたのではないかと、どう活用していくのかの政策決定について、市長も市民の間に入って市民参加でコンサルタントの調査結果など、跡地をめぐる状況も情報公開を行って決定していくべきだと考えますが、いかがでしょうか。

第2に、さまざまな事業計画に対する市民の声を聞き入れる活動についてです。

協働のまちづくりが第4次摂津市総合計画の基本計画にうたわれています。まちづくりは行政が行うものから政策形成過程への市民参加の促進へと計画では書かれています。市の情報を政策形成過程から知らせ、市民からの意見に真摯に耳を傾け、それによって市の計画を立て、変更もしていくということが本来の趣旨だと思いますが、果たして今そうなっているのでしょうか。市長の協働市民参画についての認識をお聞かせください。

第3に、集会所を活用したまちづくりについてです。

市民主体のまちづくりという市長の基本方針には賛同するものです。市内53か所に設置された市立集会所は、その住民自治を展開していく上での地域の拠点として大変重要だと思います。ところが、コミュニ

ティ構想や第5次行革で集会所が統合再編の対象となっています。施設の老朽化が進んでおり、今後の環境改善や整備の見通しについてお聞きしたいと思います。

第4に、公有地の売却についてです。

公有地の売却について、計画がどこまで進んでいるのかお伺いします。

公有地の活用については、活用ができるなら市民が利用したい思いがあるものが数多くあるのではないかと考えます。やはり一つ一つ市民の意見も聞きながら、売却も買い入れも計画的に行うべきだと考えますが、公有地の売却について市民参加の場を設けるつもりがないかお伺いいたします。

第5に、投票所の整備についてです。

昨年3月に鳥飼2か所、別府1か所、合わせて3か所の投票所を閉鎖、統合する投票所の再編を含む選挙事務の見直し案が示されました。昨年の第2回定例会で、身近な投票所が遠くなるなど、市民の参政権にかかわる問題としてこの計画の見直しを求めてきたところでした。4月には大阪府議会議員選挙が実施される予定ですが、投票所の整備、再編について市長の見解をお伺いいたします。

次に、阪神大震災からちょうど20年、東日本大震災からも4年目を迎えることとし、市長もこれらの災害の教訓を忘れず、安全・安心を実感できるまちづくりを進めると言っておられることは大変重要なことだと思います。私どももその立場に立って安全・安心のまちづくりについて、以下5点質問したいと思います。

第1に、地域防災についてです。

災害対策基本法や南海トラフ巨大地震の被害想定の見直しなどを盛り込んだ新しい地域防災計画が修正されていますが、今回の改定の中身について市民とともにどのよ

うに具体化を考えておられるのか、住民の目線に立った摂津市の防災・減災施策の課題についてお考えをお聞かせください。

第2に、公共施設の老朽化対策と民間住宅の耐震化促進についてであります。

老朽化した公共施設の問題では、これまでもさまざまな議論が行われてきたところですが、現状での耐震化の進捗状況、老朽化の状況についてどのように把握し、進められているのかお答えください。

第3に、生活道路の安全対策です。

この間、交通事故の発生件数の推移は全体的に減ってきているものの、引き続き摂津市での事故発生率は大阪府内で高い位置にあります。とりわけ大阪府警が作成している交通事故発生場所マップを見ると、明らかに府道沿いでの事故が多いのが目につきます。市道とあわせて府の道路改善についての課題をどう取り組んでいくのかお聞かせください。

第4に、ごみ行政の今後の展望についてです。

自治体が行う環境行政は、これまで行ってきたように、ごみ減量を強化し、リサイクルや適正規模で安全な施設で行うことが大切だと思います。ごみの分別では、食品トレイの分別が開始され、リサイクル率の向上にも一歩進まれたと感じています。一方で、国は大規模災害時の大量の災害廃棄物処理施設が必要だとして、ごみ処理施設の大型化を図ろうともしています。現実には、近隣での稼働施設も含めて広域連携を模索していると聞いていますが、どう協議を進めていかれるのかお伺いしたいと思います。

第5に、開発計画と住民合意についてです。

大規模な開発計画には、多額の事業費が

投じられることから、住民合意の上で進めていくことは極めて重要だと考えます。事業化に向けて動き出した阪急京都線立体交差事業においても、莫大な資金が必要な大規模プロジェクトと市長は述べられました。今の時点では十分に市民の納得や合意が図られていないと思っています。線路が高架になれば、安全性や利便性が向上することは理解できますが、一方で市の財政が厳しいということも盛んに言われる中で、事業費を調達するための市民負担増につながるのではとの心配の声も寄せられています。今後どのように市民と議論し、合意を図っていくのか考えをお聞かせください。

次は、暮らしと営業を守るまちづくりについて、5点質問いたします。

初めに、市内中小企業・小規模事業者への支援策と大企業の社会的責任についてです。

アベノミクスにより大企業が莫大な利益を上げる反面で、売上減少、消費税増税、仕入れや経費の値上がりなど、中小企業・小規模事業者の経営はますます厳しいものとなっています。小規模企業の衰退にストップをかけるために、昨年6月、国会で小規模企業振興基本法が成立しました。画期的なことは、今までの中小企業支援は創業や成長発展する企業に対してだけでしたが、小規模事業所が持続的に事業を行うことそのものに意義を認め、支援策を国、地方自治体等が実施するよう定めていることです。摂津市でも、今まさに廃業のふちに立たされている小規模事業者に事業継続への支援が必要ではないでしょうか。企業立地奨励金予算は昨年の2倍、約1億2,000万円です。これは市の商工振興費予算2億6,000万円のほぼ半分、このうちの9,000万円が大企業に対してのもの

です。法人税減税などで優遇される大企業にさらに優遇措置をとるからには、摂津市内での雇用促進や仕事発注など、産業活性化に対しての役割をしっかりと求めるべきではないでしょうか。見解をお伺いします。

第2に、国民健康保険料の値上げと制度の今後についてお尋ねします。

2014年度の9,000万円の国民健康保険料の値上げが行われ、2015年度、さらに1億円の値上げが提案されていますが、市民からは悲鳴が上がっています。連続値上げはやめるよう強く求めます。

2015年2月、国民健康保険の都道府県化に向けての議論が取りまとめられました。都道府県化については、国がみずからの責任を丸投げし、医療費削減、国保料値上げの両方の手綱を都道府県に握らせ、社会保障費の圧縮を狙うものです。憲法にうたわれた生存権、国民皆保険制度は国が責任を持つものであり、このような改変は許せません。しかも市町村では運営が不安定だからと、都道府県化が行われるとしながら、摂津市ではかえって保険料が値上げされるのはおかしな話ではないでしょうか。保険料と制度の改変についてお聞かせください。

第3に、第6期を迎える介護保険制度についてです。

介護保険は3年ごとに値上げとなり、摂津市の第6期の保険料は本人非課税の基準額で、ついに5,000万円を超えました。年金が下がり続ける中で耐えられない負担であり、我が党はこの値上げに強く反対するものです。しかも、介護保険制度は医療・介護総合確保推進法により制度開始以来の大改悪となります。川上から川下へ

と病床の削減、施設からの締め出し、在宅介護では総合事業への移行で要支援者の介護保険外し、介護報酬の大幅な引き下げで介護事業所の運営そのものが立ち行かなくなる、介護が必要な人がふえる時代に保険料だけ取りながら、介護保険を使えなくするというとんでもない大改悪です。

また、今回の制度改変で特養入居者の特例や総合事業の内容など、市町村の責任が大きく広がり、介護保険制度の運営についての市の姿勢が問われることとなります。保険料、介護保険制度の今後についてのお考えをお聞かせください。

第4に、税と保険料の滞納・差し押えについて質問します。

格差が拡大し、貧困が広がる中で、市税や国保料を払いたくても払えない人がふえています。差し押えなどの滞納処分は、公権力が強制力を発動するものですから、慎重に運用すべきだとされています。しかし、納税課では1年ないし2年で滞納を解消する分納額でないと差し押えをすると説明をされています。

病気で失業中の方、重い障害のある方、高齢でわずかな収入しかない方に対しても差し押えが行われています。入院中の方のたった一つしかない生命保険が差し押えられ、入院給付が受けられず困っているという例もあります。

国会では滞納者の個々の実情に即しつつ、生活の維持、事業の継続に与える影響も考慮して慎重に行うと何度も答弁されていますが、摂津市は分納額が多いか少ないかしか考えないのでしょうか。住民の福祉の増進を図る地方自治体のあり方が今、問われています。摂津市の認識をお伺いしたいと思います。

第5に、生活保護と生活困窮者自立支援

事業についてです。

ブラック企業だけでなく、フルに働いても最低生活が営めないワーキングプアや老後の生活が支えられない、支えることのできないほどの貧弱な年金制度などで生活保護に頼らざるを得ない方々がふえ続けている中、生活保護法が昨年改悪され、親族による扶養の問い合わせ強化等が示されました。この改悪と同時に生活困窮者自立支援法が成立し、ことし生活困窮者支援事業が始まります。生活保護の改悪と生活困窮者自立支援事業についてどのように捉え、実施していこうとしているのかお聞きいたします。

最後に、市長が重点テーマの一つとして掲げられている「こども」を取り巻く諸問題について、6点質問したいと思います。

第1に、子どもの医療費助成制度を所得制限なしで中学校卒業まで拡大することについてです。

昨年9月、通院医療において所得制限付きながら小学校卒業まで対象年齢が拡大され、多くの子育て世代が歓迎をされました。そして、市長が段階的に中学校卒業まで拡大していくと展望を語られたこともあって、ことしもさらに中学校卒業までの拡大に期待が寄せられてきたところです。府内各自治体も競うように年齢拡大や所得制限を撤廃してきています。大阪社会保障推進協議会の調べでは、中学校卒業までを対象としているのは、ことし1月1日時点で14自治体、さらにことしじゅうに五つの自治体が加わります。所得制限なしの自治体は35自治体で、府内自治体の81.4%です。今や医療費助成制度は自治体の子育て支援度を示すバロメーターとも言えるものになってきているのではないのでしょうか。本制度の拡大について市長の見解を

お伺いします。

第2に、学力向上と教職員の体制強化、少人数学級の拡大についてです。

学力テストの結果に一喜一憂せず、義務教育課程における真の基礎学力を全ての子どもたちにつけさせるために奮闘されている教職員の皆さんに、まずは敬意を表したいと思います。

同時に、学力テストの点数や順位ばかりに着目した行動や議論が目立ち、学校現場ではテスト対策といった真の学力をつけることとは逆の流れも生まれてきているのではないかと危惧しているところです。一人一人家庭環境や理解度の違いのある子どもたちの成長を見守りながら、真の学力を定着させていくには、一人一人に先生の目が行き届く環境づくりが欠かせないと思います。教職員の適切な配置や体制の強化が重要だと思いますが、現状と今後の展望についてお聞かせください。

第3に、道徳教育といじめの問題についてです。

道徳の教科化は安倍政権の教育再生政策の目玉の一つとして検討されて、昨年、中教審において、道徳を特別の教科として正規の教科に格上げする答申が出されました。そのきっかけは安倍首相直属の教育再生実行会議が大津いじめ自死事件を取り上げた提言、いじめ問題等への対応についてでした。道徳教育についてどのように考えているのか、またいじめ防止解決との関係をどう考えているのか見解を伺います。

第4に、子ども・子育て支援事業計画と正雀保育所の民営化についてです。

4月から施行される子ども・子育て支援新制度のもとで、具体的な目標を掲げた事業計画の策定作業がいよいよ佳境に入っていると思います。先日、パブリックコメン

トを実施されましたが、どのような意見が出され、事業計画にどのように反映していくのかお答えください。

また、今議会で提案されていますが、来年4月に市立正雀保育所を廃止、民営化することについて、新制度のもと、多様な子育て支援ニーズに応えるべく、保育の公的責任がますます重要になっている中で、大きな後退につながると考えますが、その見解を伺います。

第5に、中学校給食についてです。

いよいよことし6月から中学校給食が始まります。多くの市民が望んだ小学校給食と同じ自校調理全員給食という形態ではなく、デリバリー方式選択制ではありますが、全国で当たり前になっている中学校給食への第一歩であり、弁当を持ってこれない生徒に栄養バランスのとれた食事を提供するとともに、食育の充実を進めていく上で、安全・安心を大前提によりよいものにしていかなければならないと思います。改めて中学校給食の実施目的や目標、現時点での準備状況などについてお答えください。

最後に、教育委員会制度改革とその影響についてです。

この4月から教育委員会の制度が大きく変わります。関連した条例改正案も提出されていますが、今回の改正の変更点と意義、また教育行政や学校、子ども、保護者への影響についてお伺いしたいと思います。

1回目を終わります。

○渡辺慎吾議長 答弁を求めます。市長。

(森山市長 登壇)

○森山市長 それでは、日本共産党議員団を代表しての質問にお答えをいたします。

最初に、アベノミクスのもとでの市民生

活実態の認識についての質問でございます。

いわゆる空き倉庫というんですか、空き工場、空き家率というのがあるんですが、これは大体そのときの経済情勢とおおむね比例すると言われております。先般、たまたま摂津市内のある不動産業界の方とお話をしてお聞きしたんですけれども、そのお方によりますと、最近では物件が出ると、右から左に、そんな傾向にあるそうです。ということは、経済が確実に動き始めたことは確かだと思います。いずれ景気が上向いてくるのではないかなと、そんな思いもいたしました。摂津市はご案内のとおり、北摂きっての産業都市です。ということからいいますと、雇用とか後々の税収等々、朗報ではないかと思っています。

ご指摘の格差の話なんですけれども、いろいろ言われておりますが、なかなかそれぞれの実態を把握するのは非常に難しいんですけれども、今言ったようなことが一過性にならず、ずっと続いて結果的に格差は正につながってくれば、これほどうれしいことはないと思います。今のところ実感できる状況にはまだまだありませんけれども、いましばらくその動向を注視していきたいなと思っています。

それから、安倍政権が進める経済対策と市民生活の改善についてでございますけれども、昨年4月の消費税増税による個人消費税の落ち込みなどもありまして、景気の底上げを図るべく、国は都道府県や市町村などの地方向けの交付金制度を創設いたしました。その一つが緊急の経済対策を想定したもの、もう一つは地域の活性化を図っていくための交付金だと思います。当市におきまして、この二つ、これを利用いたしまして、一つは20%のプレミアム付

き商品券の発行をいたします。また、もう一つは、総合戦略特区の策定等々に使わせていただくこととなりますが、これらの取り組みをしっかりと、そして着実に実施していくことで、地域経済の活性化を図り、一定市民生活の支えの一助になるものと思っています。ただ、一過性になるおそれがあります。そういうことで、今後この施策の継続性について、国に対してしっかりと訴えていきたいなと思っています。

地方自治としての役割をどう果たそうとしているのかでございますけれども、国は大きな方向を示しますね、どちらかといえば。都道府県は間接行政として市町村のまちづくりを補完する、そんな役割があると思います。

ということで、直接市民に接して市民サービス等々その任に当たるのが我々基礎自治体、市町村だと思います。国と府は少し距離がありますから、どうしても粗削りになります。だから、市民の皆さんからいいますと、市町村行政はよりどころだと思っています。そういう意味からいいましても、弱者の視点、これをしっかりと見据えといいますか、大切にして、そして丁寧な対応、これが求められると思っています。

私は市長になりました。以来、健全な財政運営、そして人づくり、そして夢づくり、この3本柱で突っ走ってきました。この11年間、その間、常に市民の目線、これを大切にしてきたつもりでございますが、これからもさまざまな難しい課題、これはいっぱい待っておりますけれども、そんな中、今までどおり市民の視点といいますか、これを忘れることなく、将来をしっかりと見据えて、職員が一丸となりまして、私のモットーでありますやる気、元氣、本氣、そして勇気を持ってまちづくり

を進めていきたいと思いをします。

第5次行政改革についてのお尋ねでございますが、さっきも言いましたけれども、市長として11年目を迎えております。この間、約1,000億円近くありました債務、これを600億円余りまで減らすことができました。今日、一定の基金、これを蓄える中、そして一方で市民生活を後退さすことなくといいますか、何とか健全な財政運営を続けられております。このことはここにおられる皆さん、もちろん市民の皆さん、心をついに、第1次、第2次、第3次、第4次と行政改革に真面目に私は取り組んできた結果ではなかろうかと思っています。

本来この辺で一息をつきたいと言ってもいいんですけども、平成27年度の予算編成に当たりました。何と税収が170億円を割ることがわかりました。こんなことは今までも一遍あったかないかでありませぬ。加えて国の税制の見直し等々が予想されております。このまま何もしないで油断をいたしますと、またぞろ赤信号がともりかねませぬ。そういうことで、負担を将来に先送りをすることなくといいますか、持続可能な福祉を構築するためにも、第5次の行政改革、これは避けて通ることができません。そういうことで、いろいろご指摘ございましたけれども、今後市単独の扶助費や補助金の見直しとか、受益者負担の適正化等々、足らざるは補い、そして過ぎたるは見直すということで取り組んでいきたいと思っています。

それから、JR東海新幹線鳥飼基地の件についてでございますが、本件につきましては平成26年11月10日の議会臨時会を開催していただきまして、訴えの提起につきまして全会一致で可決をしていただき

ました。11月14日に大阪地方裁判所に訴状を提出して、平成27年1月30日に第1回目の口頭弁論が行われたところでございます。この間、自治連合会を初め多数の団体、個人から地下水の汲み上げを中止する旨の要望書をいただいております。さらに、摂津市自治連合会及び鳥飼地区自治連合会で署名活動にも取り込まれ、JR東海関西支社へ2万1,083名の署名が提出されました。現在も署名活動は続いております。署名の総数は3万3,000名を超えております。私はJR東海に対しまして、共生の道を求め、環境保全協定を遵守するよう再三再四要請をしてまいりました。

しかし、JR東海は平成26年9月30日に強行突破をいたしました。鳥飼基地開設から今まで市民は騒音、振動、地盤沈下、電波障害等の公害に悩まされてまいりましたが、先人の努力により締結された環境保全協定を無視する行動は日本有数の大企業として社会的責任の放棄であります。これではリニア新幹線の安全・安心が守られないのではないかと大変危惧をいたしております。裁判で争うことは決してベストではありませんけれども、8万5,000市民の安全・安心を守るため、市民の皆さんとともにオール摂津で取り組んでいきたいと思いをします。

戦後70年の取り組みについてでございますが、平成27年は戦後70年の節目の年に当たります。70年という長い月日が経過し、戦争体験そのものが風化しつつあります。戦争の悲惨さや命のとうとさ、平和の大切さを次世代に語り継ぐことは、今ある者の重大な使命であります。本市では毎年7月、8月を平和月間と定めまして、多くの市民の皆さんに戦争の悲惨さと平和の

とうとさを実感していただけるよう、さまざまな取り組みを実施してまいりました。70周年の取り組みといたしましては、従来の取り組みに加え、戦争体験を風化させず、若い世代にも平和の大切さを考えていただけるような取り組みを行ってまいります。

次に、旧味舌小学校・三宅小跡地の問題、そしてさまざまな事業計画に対する市民の声を聞き入れる仕組み等々についての質問でございますが、これまで10回にわたり市民の皆さんとの懇談会で皆さんのご意見、ご要望を真摯にお伺いしております。また、多くの署名をいただいております。皆さんのお考えは重々承知をいたしております。何事にいたしましても、必要なサービスを将来世代に確実につなげていくということが行政の最大の責務でございます。今後とも皆さんの意見に真摯に耳を傾けつつ、最終的には市民の代表であります議会にお諮りをいたしまして、議論をしてまいりたいと思います。

なお、情報公開につきましては、会議の公開の指針、情報公開条例に基づき適宜適切に対応してまいります。

続いて、集会所のご質問でございますが、市立の集会所は地域の文化、福祉の向上を図るとともに、市民のコミュニケーションの場を提供するために設置しているものがございます。市内には53か所に設置、その中で老人常設集会所は39か所併設されております。これら集会所のうち17か所は建築より35年を経過しており、建物の老朽化に加え、耐震化やバリアフリーなどの改修などの費用が大きな課題となっております。今後の集会所をどうするかについて、第5次行政改革にあわせて検討いたし、統合再編等々その方針をお示ししてま

いりたいと思います。

公有地の売却についてでありますけれども、公有地の売却は、平成23年度には3件、平成24年度には5件を売却し、総額約9億2,000万円を市の財源として有効に活用させていただいております。

これらの売却対象となった用地は、庁内関係部署である委員により構成いたします低未利用地有効利用等検討委員会において、低未利用地等処分及び利活用推進の方向性等の検討を行ったものであります。対象であった32件のうち、当時使用されているものを除く9件を売却としています。その後の手続としまして、予算への計上やさらに公有地取得委員会での議論を経て売却を行ったものでありまして、何ら問題はございません。市政を預かります者として、真に必要な行政サービスを将来世代へと確実に引き継いでいくためにも、今後も低未利用地等々処分を含め活用していかなくてはならないと思います。

投票所の整備についてであります。投票所は選挙を公正・中立かつ安全で効率的に執行するための重要な施設でありますことから、選挙管理委員会は各投票所の課題や問題点について調査検討を行います。そして、環境改善に向け計画的に整備されているところであります。この方針を進めていきたいと考えております。

続いて、今後市が進める防災対策についての質問ですが、東日本大震災以降、災害対策基本法の改正や南海トラフ巨大地震の被害想定の見直し、また東日本大震災の教訓等を反映させるため、大阪府地域防災計画が昨年度末に改定されております。本市においても、上位計画との整合性を図りつつ、命を守ることを基本として被害を最小限度に抑える減災の考え方に基づき防災対

策を強化するため、地域防災力の向上、防災教育の充実、災害時の全庁対応を柱とし、地域防災計画の修正を行っております。

平成27年度には、修正した地域防災計画の実効性を高めるため、職員による災害対応マニュアルや地域での防災マップ作成、防災教育の充実に向けプログラムの作成、女性専門委員会の意見を踏まえ、各避難所に更衣用テントや簡易トイレなどを順次配備してまいります。

公共施設の耐震化の現況についてお答えをいたします。

公共施設の耐震化率は、今年度に摂津小学校、第三中学校、第四中学校、旧三宅スポーツセンターの耐震化工事を実施いたしました。今年度末の耐震化率は88.1%となっております。平成27年度といたしましては、鳥飼小学校、第一中学校、第二中学校、第四中学校、市民文化ホール、千里丘公民館で耐震工事の実施を予定しております。耐震化率は93.3%となる見込みであります。

また、老朽化の状況ですが、公共施設全体といたしまして、平成16年度に全119施設、187棟の劣化状況の調査を実施しております。総合評価点が低い施設について、その後大規模修繕や撤去を行っております。

公共施設の老朽化や保全に向けた取り組みは、多くの自治体で実施されておりますが、本市でも庁内プロジェクトチームを組織し、今後検討してまいりたいと思っております。

民間住宅の耐震化促進につきましては、具体的な質問はございませんでしたが、民間住宅のこともしてお答えをしておきたいと思っております。

住宅の耐震化促進につきましては、耐震改修促進計画を策定し、建物所有者に対する耐震診断や耐震改修費用に対する補助制度などの施策を進めております。ただ、耐震診断は受けていただきましても、耐震改修に必ずしも結びつかない実態であることは認識をいたしております。その要因といたしましては、経済的な理由が第一に考えられますことから、平成26年度から2か年にかけて耐震改修補助の上乗せを行い、さらなる耐震化促進に努めているところであります。

住宅の耐震化は地域の安全・安心を高めることから、重要性をいま一度認識いたしながら、今後耐震改修促進計画を見直す中で、その実態把握に努め、大阪府などとも連携しながら検証してまいりたいと考えております。

生活道路の安全対策についてであります。生活道路の安全対策につきましては、日ごろから道路パトロールを実施し、危険箇所の早期発見、早期補修により事故防止に努めているところでございます。

また、交通安全の取り組みにつきましては、摂津市、摂津警察署など関係56団体で構成される摂津市交通安全推進協議会を中心に市民への啓発を目的として交通事故をなくす運動を推進しているところでございます。

また、府道における安全対策につきましても、現地を確認し、要望の内容や現場状況について書面にてお伝えし、対策を依頼しているところでございます。

ごみ処理体制でありますけれども、ごみ処理行政の広域連携に関しましては、スケールメリットを発揮できる行政分野として、第5次行政改革での改革項目に掲げております。今後、広域連携を進めることに

より、本市と茨木市、双方がごみ行政を効率化し、市民負担の軽減を図るよう協議を進めてまいりたいと思います。

開発計画と住民合意についてであります。阪急京都線連続立体交差事業は、本市の長年の夢でありましたが、ようやく平成25年からその夢が実現に向けて動き始めたところでございます。

本事業は20年以上にわたる大事業でありまして、市民の協力なくしてはなし得ない事業でありますことから、丁寧に市民の皆さんの意見もお聞きしながら、着実に進めていくことが重要と考えております。このため、これまで地元説明会や事業に関する意見交換会を開催し、皆様のご意見を頂戴した上で、現在平成28年度の都市計画決定を目標に関連側道などの都市計画案の作成に取り組んでおります。

今後も事業の進捗に応じ、都市計画案の説明会を開催するなど、皆様に状況をお知らせしながら、引き続き早期実現に向け取り組んでまいります。

市内中小企業・小規模事業者への支援策等々についてのご質問でございますが、市内には、製造業の工場や研究施設などの大規模事業所が立地する一方で、幅広い分野の中小企業、小規模事業所が数多く事業を展開されております。いずれも雇用創出や地域活性化に大きな役割を担っていただいております。このようなことから、大企業、中小企業、小規模事業所にかかわらず、産業の振興は本市にとりまして重要な施策であると考えております。

とりわけ企業立地促進制度につきましては、本市の産業全体への影響を考慮する中で、大規模事業所の市外への流出を防ぐとともに、市外から優良な企業を誘致するために効果的な制度であると認識をいたして

おります。

一方で、多くの中小企業や小規模事業所の経営はまだまだ厳しい状況にあると認識しております。中小企業や小規模事業所に限定した融資制度や補助制度を設け、経営基盤の強化に向けた支援に力を注いでいるところでございます。

国民健康保険料率の改定についてでありますけれども、現在の国民健康保険制度は年齢構成が高く、それに伴い医療費水準が高いといった構造的な問題が多々あります。市町村単位での財政運営は、非常に難しくなってきております。

国は国保基盤強化協議会において、公費拡充等による財政基盤の強化、運営のあり方の見直しを示しておりますが、平成30年度以降の都道府県と市町村の役割分担について、都道府県が国保の財政運営の責任主体となり、市町村は賦課徴収、保険事業等を担うこととなります。そのような状況下で保険者といたしましては歳入歳出の均衡を図るため、平成27年度の国民健康保険料率を改定し、財政健全化に向けさまざまな事業を推進してまいります。

第6期を迎える介護保険制度についてであります。平成27年度から3年間の介護保険料につきましては、第6期事業計画期間の被保険者数や要介護者数、保険給付額の見込みに基づき設定したものでございます。認知症高齢者の増加や特別養護老人ホームの待機者に配慮した施設整備を盛り込む一方で、できる限り高齢者の皆さんの保険料負担が増加しないために、準備基金を全額取り崩しますとともに、低所得者への配慮といたしまして、非課税世帯の一部の方への軽減措置も引き続き実施することいたしました。

平成27年度の介護保険法改正は、新し

い総合事業の実施や特別養護老人ホームの入所基準の見直し、一定以上所得者の自己負担の引き上げ、低所得者の施設利用者に対する補給給付要件の変更など、制度開始以来の大幅な改正が予定されています。改正が実施されましても、サービスが低下せず、安心してサービスを継続して受け続けることができるように万全を期してまいりたいと思います。

税と保険料の滞納についてのご質問ですが、滞納となっております税金、保険料を放置しておきますことは、納期内に納付していただいている方との公平性を欠くこととなります。また、市政運営の財政基盤にも支障を来すおそれがあります。そういうことから、法律にのっとり市税、保険料の確実な収納対策を講じていくことが重要であると考えております。

生活保護と生活困窮者自立支援事業についての質問でございますが、生活保護法の改正につきましては、近年の社会情勢の変化や保護受給者の増加を踏まえ、就労による自立促進、不正受給対策など、所要の措置が講じられております。本市におきましては、必要な人には確実に保護を実施するという従前からの基本的な考え方を維持した中で、生活保護制度が広く信頼されるよう、適正執行に努めております。

本市におきましては、今言いましたように必要な人には適正に努めておりますが、新たに実施する生活困窮者自立支援事業につきましては、保護受給者や生活困窮に至るリスクの高い層の増加を踏まえ、生活保護に至る前の段階で支援策の強化を図るものです。また、生活保護から脱却した方が再び生活保護に頼ることを未然に防止する目的にもなり、生活保護事業と生活困窮者自立支援事業の実施は、一体的な実施が不

可欠であるものと考えております。

ことし4月から生活支援課内に生活困窮の相談窓口を設置し、主任相談支援員、相談支援員、就労支援員を配置し、生活困窮者の自立と尊厳を確保した中、支援を進めていきたいと思っております。

子どもの医療費助成の質問でございますが、昨年の定例市議会におきまして、将来的には中学3年生まで拡充してまいりますとの答弁をしたところであります。そのために第5次行政改革の遂行による今後の財政状況を十分に見定める必要があるとも申し上げてきたところでございます。大阪府内の状況は認識いたしておりますが、子ども医療費助成制度のさらなる拡充を実現するためにも、第5次の行政改革を着実に進め、財源の確保に努めてまいりたいと思っております。

以上、私からの答弁でございます。その他につきましては、教育長のほうから答弁を申し上げます。

○渡辺慎吾議長 教育長。

(箸尾谷教育長 登壇)

○箸尾谷教育長 教育委員会所管分についてお答え申し上げます。

まず、学力向上と教職員の適切な配置や体制強化についてのご質問でございます。

小・中学校に教員の欠員が生じないように適切に配置することは大変重要なことであると認識しております。そのため、近年の教員の大量退職に伴い府内の新規採用者は11年連続で2,000名を超えておりますが、教員採用事務を行う府教育委員会におきましても、採用試験の倍率の過度な低下を招かないよう配慮しながら教員の確保に努められており、本市といたしましても、教員の欠員状況に応じて新規採用教員が適切に配置されますように要請しておる

ところでございます。

また、教員の大量採用に伴い府内の教員免許保持者が減少しており、府内全体で代替講師等が不足している現状がございます。教育委員会といたしましては、講師確保のため、府教育委員会や、あるいは関連大学等の講師情報の収集はもとより、退職教員のみならず、教員の知り合いの免許保持者にまでお声かけをお願いするなど、工夫しながら早期の講師確保に努めております。

また、指導体制の充実強化につきましては、まず教員一人一人の指導力の向上が重要でありますことから、新規採用の教員対象の指導力向上の研修、あるいは経験の浅い教員への学校教育相談による巡回相談等を実施しております。

さらに、教員とともに授業中教室で直接子どもたちを支援する市独自の非常勤職員や、子どもたちの抱える課題を福祉的な面から支援するスクールソーシャルワーカー等、専門家も配置してまいりました。

来年度は、これらの専門職の配置拡充などを行い、より一層細やかな支援を進めてまいりたいと考えております。

次に、道徳教育に対する基本的な考え方といじめとの関連についてでございます。

昨年の10月、中央教育審議会において道徳を特別の教科へ位置づけ、検定教科書や記述式評価を導入するようにとの答申が出されました。これを受け、現在国におきましては、学習指導要領の改訂や教科書の検定基準づくりなどが進められておりまして、正式な教科化は平成30年度からの予定でございます。

道徳教育は子どもたちに命を大切にすることや他人を思いやる心、善悪の判断などの規範意識等の道徳性を養うことを目的とし

ております。本市が10年間取り組んできております人間基礎教育の五つの心とも合致するものであると考えております。社会のルールやマナー、人としてしてはならないことなどについてしっかり身につけさせることはもちろんでございますが、子どもたちは将来実生活において多様な事柄に遭遇することになります。そのため、子どもたちの発達段階に応じてさまざまな道徳的価値について学び、理解を深めるとともに、それをもとにしながら子どもたち一人一人が判断し、適切に行動することができるよう、資質や能力を養うことを目指していかなければならないというふうに考えております。

今後は教科化を踏まえ、各校において子どもたちの発達段階を踏まえた内容の体系化、効果的な指導方法、そして個人内の成長の過程を重視した評価のあり方等についての研究が進むよう支援してまいります。

道徳教育といじめ防止との関連についてでございますが、今回の道徳における教育課程の改善の議論は、深刻ないじめ事象が相次いで発覚したことを受けて始まったと認識しておりますが、いじめが起きる要因にはさまざまなものがあり、道徳教育の教科化によって直ちにいじめがなくなるとは考えにくいと思います。

しかし、子どもたちに思いやりや社会正義、公平、公正といった価値観が育つことや、また道徳の時間を中心に多様な意見を交流し、明るく議論ができる学級集団をつくることで、いじめに対して見て見ぬふりをしたり、はやし立てたりするのではなく、学級内でのいじめに対して議論し、いじめを許さない集団づくりにつながるものと期待しております。

次に、子ども・子育て支援事業計画と正

雀保育所の民営化についてお答えいたします。

本市では、子ども・子育て会議での検討・協議を経て、子どもの健やかな育ちと保護者の子育てを家族の協力や行政・民間・地域の連携など、まち全体を挙げて支援し、安心して子どもを産み育てることができるよう、摂津市子ども・子育て支援事業計画案を策定し、市民の意見を聴取、反映するため、2月9日から22日までの間、パブリックコメントを実施いたしました。

期間中、27名の方から待機児童対策や地域の子育て支援施策の充実など、90件のご意見がありました。今後、子ども・子育て会議においていただいたご意見を踏まえ、検討・審議し、今年度中を目途に摂津市子ども・子育て支援事業計画を策定してまいります。

正雀保育所につきましては、平成28年4月の民営化に向けて取り組みを進めておりますが、運営を引き継いでいただく事業者には、現在の正雀保育所の取り組みを継承し、保育の質の低下を招かないようにするとともに、地域の子育て支援の拠点施設としての役割を引き続き果たしていただくように市としてもかかわってまいります。

続きまして、中学校給食についてのご質問です。

中学校給食につきましては、平成27年6月からデリバリー方式選択制による給食を開始します。現在、家庭から弁当を持参している生徒が80%から90%いる一方で、事情等により家庭から弁当を持参できない生徒もいます。そのような生徒に対し安心・安全な食材を用いた栄養バランスのとれた食事を提供することが本制度導入の目的であり、喫食率30%を目標にデリバ

リー方式選択制の給食を実施します。

現在の準備状況ですが、既にことしの1月末から2月にかけて27年度新入生の保護者を対象に試食会及び説明会を実施し、試食にあわせて給食の概要や予約システムの使用方法等を中心に説明を行いました。さらに、3月中旬には在校生の保護者及び教職員を対象に同様の試食会及び説明会を実施する予定としております。

最後に、教育委員会制度改革とその影響についてのご質問にお答えいたします。

地域教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が平成26年6月20日に公布され、平成27年4月1日から施行されることとなっております。今回の改正内容につきましては、大きく変わる点が二つございます。

1点目は、現在の教育委員会の代表者である委員長と事務の統括責任者である教育長を一本化した新教育長を置く、そのことにより迅速な危機管理体制の構築を図ることを含め、教育行政の第一義的な責任者を明確化すること。

2点目は、市長と教育委員会が相互の連携を図りつつ、より一層民意を反映した教育行政を推進することを目的とした総合教育会議を設置すること。

以上、2点が主な改正点であります。

その一方で、政治的中立性・継続性・安定性の観点から、教育委員会はこれまでと同様に合議制の執行機関として位置づけられ、また職務権限につきましても、変更はございません。

本市教育委員会においては、これまでからも市長部局との日々の業務を通しての連携に加え、市長と教育委員との懇談会などを実施し、意思疎通を図ってまいりました。また、委員会議に先立ち、全委員に議

題等についての情報提供や補足説明なども行っており、今後も引き続きより活発な審議が行われるよう取り組んでまいります。

なお、今回の改正法は、平成27年4月1日からの施行となっておりますが、経過措置が設けられており、平成27年4月1日に在任中の教育長が任期満了または退任するまでは現行制度の教育長として在職するものとなっております。

以上でございます。

○渡辺慎吾議長 安藤議員。

○安藤薫議員 2回目の質問に入る前に、1件訂正をお願いしたいんです。私、四つ目の暮らしと営業を守るまちづくりの3番目、介護保険制度についての質問の中で、本人非課税の基準額について「5,000万円」と発言しましたが、「5,000円」の間違いでございますので、言い間違いということで訂正をさせていただきたいと思います。

○渡辺慎吾議長 ただいまの発言訂正を許可します。2回目をどうぞ。

○安藤薫議員 それでは、2回目の質問に入りたいと思います。

市長の答弁の中で、市の姿勢として、市長の姿勢として、市民のよりどころ、弱者の視点というようなご発言をされたことは、大変重要な視点だと思っています。そういった視点での市政運営であり、市民との対応をとっていくということが、市民との信頼関係を生み、市民とともに作るまちづくり、小さくてもきらりと光る、市長がおっしゃいましたが、そうしたまちにつながっていくのではないかなと、1回目のご答弁を聞きながらそのような思いをいたしました。そういった思いを持ちながら2回目に入っていきたいと思います。

幾つか絞って質問していきたいと思いま

す。質問に触れない部分については、今後さまざまな場でまた議論を深めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

地方創生のところでありますけれども、国が遅くとも2015年度中に早期に策定を求めている地域版総合戦略についてお聞きしたいと思います。

市長も今回の地域に対する緊急経済対策で交付金が交付されると、そのうちの一つはプレミアム商品券に充てる、もう一つは総合戦略の策定経費として充てるというようなご答弁でありましたので、この総合戦略について策定の内容、それから時期、また期待できる効果についてお聞きしておきたいと思います。

次に、5次行革についてです。

困難な項目もあるけれども、着実にというようなご答弁であったかと思えます。5次行革の中には、確かに市民サービスの向上という項目もありますが、中心点におきますと、やはり市民生活に負担がふえているという項目が大変気になるところです。市民の負担増となるものについて、どんなことが具体的に検討されていくのか、いつも適正化・健全化という名のもとに行われているのが公共料金の値上げであります。または、使用料の減免制度の廃止・縮小であります。

また、市独自の公的扶助の見直しについては、以前資料をいただきましたけれども、たくさん市民サービスがあります。例えば、敬老祝金、はり・きゅう・マッサージ施術費補助金、独居老人愛の一声訪問や移送サービス、老人や障害者の医療費助成や就学援助金、約30項目ほどある市の単独扶助費、これが見直しをされていくということですが、具体的にどんなものが検討さ

れていくのかについてお答えいただきたい
と思います。

次に、JR東海の地下水汲み上げ問題に
ついてです。

この問題は住民の暮らし、地域環境を守
るという地方自治体の責任を果たして、住
民の安全・安心や地方自治をないがしろに
する巨大企業の身勝手な行為は許されない
ことを世に示していく大変重要な意義のあ
る裁判だと思っています。ぜひ市民を代表
して、そして胸を張って裁判に挑んでい
だきたい、エールを送りたいと思います
し、私たち日本共産党議員団もこの件に
ついては全面的にバックアップをして取り
組んでいきたいと思っておりますので、よろしくお
願いをいたします。要望といたします。

次に、戦後70年の平和の取り組みにつ
いてであります。

憲法で戦争を放棄して世界の恒久平和の
実現に貢献することを誓ったのが、摂津市
の平和都市宣言です。この摂津市が戦後7
0年の節目の年に戦争体験を次世代に伝
える取り組みを行っていくということは、大
変意義深いことだと思います。心から賛
同するものであります。具体的な施策につ
いてもう少しお答えいただけたらと思
います。

次に、市民主体のまちづくりの中で、味
舌小・三宅小跡地活用についての2回目
の質問をしたいと思います。

旧味舌小学校の跡地は、公共活用で利
用されている元体育館のほか、少年野球な
ども利用されている運動場、地域コミュニ
ティの活躍を図ることを目的に地域団
体が使用している元校舎の一部の教室、
また今後の正雀保育所の建替用地とし
ても、市民にとっては具体的で有効な活
用が現在されている施設です。130年
の歴史を閉じた

小学校ですけれども、跡地は市民にと
って現役の資産・財産です。既に小学
校廃校から7年たちましたが、売らな
いことを前提に活用方法を市民ととも
に検討していくことを進めていくこと
こそが、市長がおっしゃる地域を大
事にする、つながり、絆を育ててい
くことになるのではないかと思います。
これまで情報公開や市民参加が保障
されてこなかったという面があったの
ではないかと思います。そうした意思疎
通がうまくいってないことなどが市
政への不信を生んだり、または誤解
を生じさせているのではないかと思
います。信頼回復への決断を求めたい
と思っております。

また、校舎、グラウンドの暫定使用
期限がことし3月末までになってお
りますが、新年度どうなるのか、こ
のことも確認をしたいと思います。

次に、事業計画に対する市民の声を
聞くことについてです。

先ほどもご答弁では、味舌小跡地の
活用についての情報公開とあわせて
ご答弁をいただいたんですけども、
もう一度総合計画に照らしてのご
答弁をいただけたらと思
います。

総合計画では、市民ニーズの的確な
把握と広聴機能の充実を図る取り
組みとして、各種計画策定に係る
アンケート、パブリックコメント
の実施を掲げていまして、現に
平成25年度では人権行政推進計
画、また吹田市・摂津市消防指
令業務共同運用整備構想、緑の
基本計画、またいじめ防止基本
計画や先ほどの投票所の再編の
計画、第5次行政改革など、た
くさんの案が示されて、パブリ
ックコメントが実施されてお
ります。市民のご意見やニーズ
を計画に反映することができ
たと、その総合計画の報告
には書かれていますが、どの
ぐらいこのパ

ブリックコメントは意見があり、反映がされてきたのか、実態についてお答えしていただきたいと思うんです。

市民の声を積極的に聞こうという姿勢が、どうも最近も2月に入ってから数件パブリックコメントが行われておりますけども、市民からのご意見というのは非常に少ないというふうにも聞いておりますけども、市民の声を積極的に聞こうという姿勢が問われている問題だと思っておりますので、お聞きしたいと思います。

次に、集会所を活用したまちづくりについて、確かに集会所、老朽化が大きな課題です。地域コミュニティの拠点としての活用ができれば、まさに53か所、市内各地にちりばめられたこの集会所が地域のつながり、絆を生かしていくまちづくりに大きく寄与する施設だと思っております。このように小さなまちに53か所も集会所を持っているという自治体はそんなになんかと思うんですね。今ある社会資本を有効に活用していくということも大事な視点だと思っております。その点、改めて今後の環境改善であるとか、整備の見直しについてお聞きしたいと思います。

公有地の売却についてですが、味舌・三宅小跡地のように市民に活用されている資産もあれば、低未利用地などもあります。いろいろな公有地があるかと思っておりますが、いずれにしても市民の財産であって、その活用の可能性については、市民に情報を提供して、そしてきちんと意見交換をする中で、売却または貸し出し、もしくは活用ということを決めていくということは重要だと思っておりますので、改めてこの点についてもお聞かせください。

投票所の再編についてです。地元自治会を対象にしたアンケート、またパブリック

コメントが行われました。身近な投票所がなくなって遠くなるということから、高齢者の投票行動に影響が出るのではないかと、投票率が下がるのではないかと、また高齢者の方が車を押しながら通うのには、1キロを超す投票所では大変遠くなるから行けないといった声がたくさん寄せられています。あわせて、投票所が3か所なくなるということは、公営掲示板が21か所市内から消えてしまうということでもあって、市民に対する選挙への啓発という点でもマイナスになるのではないかと思います。啓発活動と矛盾しないかどうかについてもお聞かせをいただくとともに、その対策、再編によって起きる問題をどのように克服するのかについてお聞かせいただきたいと思います。

次に、地域防災についてであります。災害が発生したときに、防災計画がつけられているわけですが、それに基づいて市民が避難できるようにするために具体的な取り組みをしていく必要があるというふうに思っておりますので、その点お聞きしておきたいと思っております。

それから、公共施設老朽化対策と民間住宅の耐震化促進についてです。

先ほど民間住宅についてちょっと質問が漏れてしましまして、申しわけございませんでした。民間住宅の耐震化についても、住宅建築物耐震改修促進計画、耐震化率の目標が設定されています。しかし耐震診断はできても、その後、改修にはなかなか踏み込めないということで、なかなか目標に向けて進みにくいというようなお話をいただいたと思っております。ぜひ検討を進めて、民間住宅の耐震化を図れるような方策を考えていただきたい。

あわせて、公共施設の老朽化対策につい

て今後の方針、具体的な展望については2回目ご答弁をいただきたいと思います。

次に、生活道路の安全対策についてですが、以前プロドライバーの目を見た交通危険箇所マップ、2001年で、大分前のものになります。それがつくられて間もなく15年になりますけども、既に改善・改良されてる箇所もあります。構造上、すぐには改善できないと言われた箇所も多かったかと記憶しています。道路状況や交通形態の変化から、新たに危険な箇所となっている道路もあるわけですから、改めて総点検と同時に歩行者、自転車、利用者から見た危険箇所の把握も行うことが必要だと考えます。今後の取り組みや計画についてお聞かせいただきたいと思います。

ごみ行政についてであります。リサイクルプラザの整備について今中断されているわけですが、広域化協議の中でこれまでの摂津市単独の処理とは方向性も変わるともされています。これが今後どうなっていくのか、また民間委託の拡大は、ごみ収集の分野でも拡大されてきています。5次行革の検討課題に残っていますけども、この民間委託の拡大は、今後どういう方針になって進められるのか。

市の職員さんが地域に出かけて、市域のことをよく知っているということは、災害時に必ず役に立つ、そういう職員さんをつくっていかうと、これまでも訴えています。市域にどう責任を果たしていくのか、また市民の皆さんへの負担をできるだけ軽減する中で、市の責任で廃棄物処理を行っていくことを求めたいと思います。見解をお伺いしたいと思います。

開発計画と住民合意についてであります。

とりわけ巨大なプロジェクトとして事業

化が進んでいる阪急の連続立体交差事業についてであります。ご答弁の中で進捗状況を随時報告しながら、説明会も行って状況を知らせていくというご答弁がありました。住民が一番心配に思うのは、その事業がどうなっているのかわからないという点であります。住民理解を図るという前段階として、住民にしっかりと時期を見て、時宜にあった報告をしながら進めていっていただくことを求めておきたいと思います。

続いて、暮らしと営業を守るまちづくりについて、2回目質問します。

中小企業、零細企業、小規模事業所の支援策と大企業への社会的責任についての質問であります。大企業への支援ももちろん無駄ではありませんが、しかし今一番苦しんでいる中小企業、中でも小規模事業者への支援というのが大事だと思います。我々この間、何度も提案を行ってまいりましたが、さまざまな業種に波及効果が大変高い、しかも市民や事業者の方にも喜ばれている住宅店舗リフォーム助成制度や、また固定経費に苦しんでおられる小規模事業者の支援のために家賃補助や融資の限度額の拡大というような具体的な施策が求められると思いますけども、いかがでしょうか、お伺いします。

第2に、次に国民健康保険についてです。

今回、国は都道府県から公費投入を求められて、2015年度から低所得者対策として保険者支援制度の拡充に1,700億円投じるとしました。これによって1人5,000円の保険料軽減ができる国は言っているわけですが、今後さらに基金創設や財政調整交付金増額を行うともっています。他市では値下げするところも出てきているんですが、摂津市では値上げにな

るという、この点の理由についてお聞かせ
いただきたいと思います。

介護保険です。市長のご答弁にあったよ
うに、制度改変があってもサービスを低下
させず、安心してサービスを継続して受け
られることに摂津市が責任を持つというこ
とが大切だと思います。そのためにも情報
を明らかにして、利用者や介護事業者、市
民の声をしっかり取り入れ、安かろう悪か
ろうの改悪にしないように、また国や府へ
もしっかりと市民の声を届けていただくよ
うにお願いをしたいと思います。

具体的に制度の改変について、摂津市は
どのように対応されるのかについて伺いま
す。

次に、税と保険料の滞納・差し押さえに
ついてであります。

何も滞納保険料・税を徴収してはいけな
いということを私どもは申し上げているわ
けではありません。今の経済状況や苦しん
でおられる市民の皆さんの中で、市税や保
険料を払いたくても払えない事情のある方
についてお聞きしたいと思っております。

市民生活の実情をやはり考慮しておく、
市役所がいろいろな部署がある中で、市民
のよりどころになっているのが市役所とい
う機関であります。弱者の視点に立つなら
ば、何とかして払いたいと思って市役所の
窓口まで伺って納付相談に来られている
方、しかしその分割の金額が少ないからと
いって、やみくもにです、やみくもと
という言葉は乱暴かもしれませんが、
差し押さえを行うというようなことでは、
市民との間での信頼関係は生まれないと
思いますが、その点、分納や財産調査、差
し押さえ執行停止についての考え方につ
いてお聞かせをいただきたいと思いま
す。

生活保護と生活困窮者自立支援について

ですが、法の理念のように生活困窮者が自
立して生活できるように収入が得られるよ
うになれば、それが一番いいことです。こ
の法によって生活保護利用者をふやさな
い、こういうことを目的にしてこの制度が
利用されることがあってもいけないと思
います。事業の具体的な中身について伺
いをしたいと思います。

次に、子どもにかかわる諸問題につ
いてですが、子ども医療費助成については、子
どもの貧困化、これも大きな問題になっ
ている中で、保険協会の調査では、患者の経
済的理由から必要な治療を中断、中止する
事例というのがふえているんだそうです。
成長期にある子どもにとって病気の早期発
見であったり、早期治療継続を確保するこ
とは、子どもの心身の発達にとって極めて
重要なものであります。中学生になればけ
がをする機会もふえてまいります。そう
いう意味でも、医療費助成制度の拡大、本
当に大切なものであり、一日も早く中
学校卒業まで拡大するように、所得制限
をなくすように求めておきたいと思いま
す。要望にしておきます。

学力問題でありますけれども、現状2週
間以上学校を休まれる先生が大変多いと
聞いています。あわせて、その2週間以
内に補充ができないと、今なお欠員にな
ったままというような状況もお聞きして
います。自治体によっては、子どもたち
に健やかな成長と豊かな学力を保障する
環境は、教育行政の一番の責任というこ
とで、市独自で単費で教員や講師を雇
用して、子どもたちを教える環境をつ
くると、35人学級に踏み出している自
治体もあります。そういう立場に立
てないのかどうかお聞きしたいと思
います。

いじめの問題についてでありますけど

も、これは大事な問題であります。道徳教育という画一的なものを子どもたちに教え込むのではなくて、子どもの社会をしっかりと認識するとともに、学び合いながら道徳を身につけていけるようにしてほしいということを求めています。

中学校給食については、さまざまな問題がありますので、今後また別の場所で議論しておきたいと思っております。

栄養教員の増員についてだけお聞かせください。

教育委員会制度の改革については、この改革については、市長の関与も強くなっていくわけですが、教育委員会が持っている根本的な原則は残されていると思っております。総合教育会議、それから大綱についてお聞かせいただきたいと思っております。

それから、滞納整理については、現状とあわせてかつて国民健康保険料の問題でも、窓口対応のことで改善を求めた運動がありました。そういったことも踏まえて、副市長からこの見解を問うていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○渡辺慎吾議長 答弁を求めます。市長公室長。

○乾市長公室長 地方創生の中の総合戦略の内容でありますとか、効果についてのお問いでございます。

総合戦略につきましては、大阪府などでは、まず推進本部体制として、副知事を本部長とか、あるいは各部局長を構成員とするような推進本部を設置されて、27年度の早い段階で官民一体となって推進体制の整備を検討するとされておられます。

本市では、総合計画の中間評価・見直しの年がちょうど平成27年となりますので、そちらもあわせて行える組織体制の整備を行いたいと考えております。

また、総合戦略の基本目標としまして、地方における安定した雇用創出、地方への新しい人の流れ、若い世代の結婚、出産、子育て、時代に合った地域、安心な暮らしの四つが示されておまして、人口減少の歯どめ、東京一極集中の是正を進めるとされておりますので、本市もそういった点を踏まえて計画を策定してまいりたいと考えております。したがって、その効果としましては、人口減少の抑制、それから経済の活性化につながればというふうに考えております。

それから、公共料金でありますとか、敬老祝金等の単独扶助費等のこれからどうなっていくのかというようなご質問でございます。

これにつきましては、私ども今現在、第5次行政改革実施計画に取り組んでおりますけれども、行革の基本的な考え方としまして、時代のニーズに合わなくなった市民サービスから、時代のニーズに合った市民サービスに切りかえようとするのが非常に重要であるというふうに認識しておまして、このために第5次行革に取り組んで、持続可能な行政を築いていかなければならないものと考えておるところでございます。

詳細な行革の項目につきましては、今お示しするのはちょっと控えさせていただきます。夏ごろまでに十分検討した上で、また公表させていただきたいというふうに考えております。

それから次に、平和の取り組みでございますが、昨今、原爆被害者を初め戦争体験者の高齢化が進み、日々の暮らしの中で戦時中の様子を直接に聞く機会が大変少なくなっております。本市では終戦40年となる昭和60年に市民の皆さんの戦争体験を

つづいた冊子「平和」を発行しております。これは戦争の悲惨さを生々しく現代に伝える貴重な財産であると考えておりまして、戦後70年となります平成27年度にはこの復刻版を作成してホームページ上で公開してまいる予定でございます。

また、子どもから大人まで誰もが参加できるイベントとして、広島のアトミカボムによる被害を奇跡的に逃れた原爆ピアノを使用した市民参加型コンサートを予定しております。これは単なる音楽イベントではなく、さまざまな工夫を凝らして平和へのメッセージ性を高めたイベントでございます。加えて例年取り組んでおります市内公共施設での折鶴コーナーや平和パネル展なども実施してまいりたいと考えております。

一方で、昨今平和施策の進め方について、さまざまな取り組みがあることも十分承知しております。

本市におきましては、戦争体験を次の世代に語り継ぐほか、子どもから大人まであらゆる世代に受け入れてもらえるような取り組みを通じまして、多くの市民、さらには事業所の皆様とともに真の恒久平和に向けて進めてまいりたいというふうに考えております。

それから、味舌小学校、三宅小学校のことでございます。

この旧の2校につきましては、跡地を考える市民の会の皆さんとこれまで何度も懇談をしております。両校とも教育の観点や本市の財政状況など、さまざまな議論を踏まえて学校統合により廃校とされた施設でございます。これまでできる限り市民の利用に供する部分については、これまでも市民の利用に供するよう努めてまいりました。しかしながら、市の現状からして、市

民と協議しながら今以上に活発にこの2校を市民の利用に供することは極めて難しいこともあわせて説明してきたところでございます。現在行っているこの跡地の調査結果も踏まえて、今後の利活用について、市としての方針を検討して、また議会にお諮りしてまいりたいというふうに考えております。

それから、総合計画の観点から市民ニーズとか、市民の意見を聞くとか、パブリックコメントをすとか、そういった観点からちょっとお答えいただきたいということでございます。

これまで市民のご意見をお伺いするために、一番詳しく聞くというようなのであれば、ワークショップというようなものも、これまでそういう手法を使って市民の意見を聞いたこともございます。それから、いろんな各種の計画をつくったときには、必ずパブリックコメントを行うように、パブリックコメントの指針も策定して、その都度実施しているところでございます。本市も決して市民の意見を聞かないということではなくて、できるだけ聞こうというふうに努めておりますので、今後ともその姿勢は変わりはありません。

それから、教育改革のことでございますけれども、まず総合教育会議の設置は、教育に関する予算の編成、執行や条例提案など重要な権限を有している市長と教育委員会が十分な意思疎通を図って地域の教育の課題やあるべき姿を共有して、より一層民意を反映した教育行政の推進を図ることを目的とされております。会議については、市長が設置し、その構成員は市長及び教育委員会となっております。対等な執行機関同士の協議調整の場でございます。また、会議においては、教育委員会が所管する事務の重

要事項の全てを総合教育会議で協議調整するものではなく、市長または教育委員会が特に協議調整が必要な事項であると判断した事項について、協議または調整を行うものでございます。

なお、教育委員会が今回の改正後も引き続き執行機関であることから、教育委員会の所管に属する事務につきましては、総合教育会議の結果を尊重しつつ、みずからの権限と責任において管理し、執行されるべきものでございます。

いずれにいたしましても、市長と教育委員会が教育政策の方向性を共有し、一致して教育行政が推進できるよう、この総合教育会議を進めていく予定をしております。

また、教育大綱につきましては、今申し上げたような趣旨で、一方的にどちらかの意見を通すとかというようなことではなくて、市長と教育委員会が対等な立場で協議して、まとまったことを基本的な教育方針として定めていこうとするものでございます。

○渡辺慎吾議長 次に、宮部生涯学習部長。

○宮部生涯学習部長 旧味舌小学校のグラウンドの利用についてのご質問にお答えいたします。

旧味舌小学校跡地活用につきましては、現在検討されているところでございますが、いまだ具体的な決定には至っておりません。それまではこれまでと同様、平成27年度も運動広場として暫定的利用に供したいというふうに考えております。

○渡辺慎吾議長 総務部長。

○有山総務部長 それでは、味舌小学校の跡地の部分で、現在校舎の部分、私どもが使っておりますので、その分についてですが、多目的教室、それから視聴覚教室、これらにつきまして、統廃合の折、地元と話

し合いをしまして利用いただくということで、この件につきましては、起案決裁で28年3月末ということで、1年間の利用について現在起案を行っておるところでございます。

それと、市民協働というところで、集会所の今後のあり方を問うということでございますが、集会所は地元の自治会等で運営委員会を設置し、運営を地元へ委託するという形で運営をお願いしております。主な使用目的としましては、自治会の集会、あるいは老人会の活動が中心ということで、地域により利用状況のばらつきがございます。平成25年度の実績でございますが、多い集会所で400回以上、ほぼ毎日利用いただいているというところと、一方、利用頻度の少ないところでいいますと、50か所切るものが9か所ございます。週に1回あるかないかという利用でございます。

とはいいいましても、集会所、手狭であって有効に使えないという理由もでございます。階段があるということから、高齢者の利用に向いていないというような意見も多く要望として寄せられているところでございます。しかし、敷地の制約から物理的にそれら建て替え等々の要望にはお応えできないところでございます。

このような状況から、全ての集会所が効果的に利用されているとは言えないということで、老朽化に伴う建替費用を負担していくことが、今の財政状況ではなかなか厳しいものがございます。他の施設も含めた総合的な配置計画を検討する必要があると考えております。

具体的な例といたしましては、別府コミュニティセンターに隣接する第19集会所でございますが、新たな別府コミュニティセンターができることにより、集約化を図

る。同様にいたしまして、千里丘公民館の改修、正雀の十高線の上部に建設する新施設も同様な取り組みを今後していく予定でございます。今後は施設の集約化の観点以外にも、利用頻度、あるいは立地条件、建設年度、それから集会所の規模なども視野に入れて検討を行ってまいります。

次に、公共用地の売却、これについて住民のご意見を聞いているのかということでございますが、私どもとしましては、市民の貴重な財産である市有地の売却、市有地の利用や有効活用を図る手法がないかと検討した上で売却を行っております。特に敷地の規模の大きいものについては、周辺地域に配慮した条件をつける等を行っております。

例といたしましては、ふれあいルームの跡地売却につきましては、地元自治会などからの要望や地元との話し合いを行いながら、売却を進めてまいりました。売却においては、周辺住民が利用できるような福祉施設という条件を付しましたが、応募される業者はなく、結果的に地元防災用の倉庫用地を確保し、100平米以上の戸建て住宅という条件を付して建て売り業者へ売却を行いました。

このように売却に当たりましては、周辺住民の方の理解は必要であると考えておりまして、行政の用地売却により住環境の悪化を招かない条件づけを行っております。現在の財政状況等をご理解いただきたいと思います。

次に、地域防災計画の具体的な取り組みということでございます。

27年度におきまして、市民の防災意識の向上、地域防災力の強化について考えております。地域における防災対策の活動としては、現在各小学校区で自主防災組織に

よる防災訓練が実施されております。自主防災組織は自治会から成る自治連合会が中心となるものでございます。地域によっては、最小単位の自治会単位で訓練を行ったり、災害時の要援護者対策を検討する取り組みが、徐々にではございますが、進んできております。このことに本年、27年につきましては、防災に対しての備え、心構え等をまとめた防災パンフレットを作成し、市内全戸配布を実施し、市民の防災意識の啓発に努めてまいります。

また、地域防災力の向上を図るための取り組みとして、自治会を単位とするワークショップを開催し、地域主体で防災マップを作成できるよう支援をしております。この支援を通じて自治会内で避難路、要援護者の支援、避難場所などについて話し合っていたいただき、より具体的な避難行動がとれるよう進めてまいりたいと考えているところでございます。

次に、公共施設の老朽化についてでございます。

現在、平成24年度から25年度にかけて、紙ベースではありますが、公有財産台帳というのがございまして、これを電子化するという作業を行っております。各施設管理者によるデータ、土地や建物の登記証明書及び路線価データの整理を行っております。また同時に、公共施設マネジメントシステムも導入いたしており、本年度より各施設管理者による光熱水費等の基礎データや維持管理などの入力、施設の点検を実施しております。劣化状況をチェックシートに記入することで、修繕の必要性を判断する資料として運用しております。今後は庁内プロジェクトチームを組織し、公共施設について予防保全や効率的かつ効果的な整備について検討を行ってまいります。

また、国が策定をしています公共施設等総合管理計画や公共施設白書の策定に向けて、市が保有する公有財産全体のあり方を検討してまいります。

次に、市税の財産調査、差し押さえ執行停止ということについての本市の考え方でございますが、通常のケースといたしましては、分割納付ですね、質問されたのは。これにつきましては、完納に至らない分割納付につきましては、本来は債権確保の観点から差し押さえ処分を法律上は行わなければなりません。これまで納付や相談等の納税意思のある方につきましては、分割納付を受けているところでございますが、相談時に分割が不履行となる場合や、財産調査で資産、財産等があった場合には差し押さえをすることを伝えております。何度となく分割不履行や少額分納が長く続く場合において、差し押さえを執行しておるところでございます。

なお、この場合、直ちに換価し、税に充当するという事は行っておりません。差し押さえはしていますが、その分を税に充てるという行為は行っておりません。地方税法の規定により、財産の換価を行った場合、その事業の継続または生活の維持を困難にするおそれがある場合は、滞納者に納税について誠実な意思を有すると認められるとき、原則として1年以内の期間、最長2年以内の期間に限り、換価の猶予を職権ですることができる法律では定められております。

また、滞納者がその財産につき災害を受け、盗難に遭ったときや納税者が事業を廃止または休止したときなど、市税を一時に納めることができないと認められるときは、原則として1年以内の期間、最長2年に限り、納税者の申請に基づく徴収猶予を

することができるとなっております。さらに、滞納処分することによって、滞納者の生活を著しく窮迫させるときや、財産調査の結果、無財産であった場合、また居所不明などの場合は、職権で滞納処分の執行を停止することができるという規定になっております。

本市におきましては、以上のような要件に該当しない限り、滞納市税の完納がない場合に、税の負担の公平と債権確保の観点から、地方税法に基づき財産の差し押さえ処分を行っているところであります。

さらに、納税相談に応じていただいている方に対しまして、納税交渉の中、納税額、生活状況、財産状況等を十分把握した上で、事案ごとに慎重に判断しており、できるだけ分割納付等による自主納付をいただくようにしているところであります。

先ほどの答弁の中で、集会所の部分でございますが、集会所の利用頻度で少ない集会所は「50か所」というふうに言いましたが、少ない集会所で利用頻度、利用回数が「50回」を切るものが9か所ありますということで、以上を訂正させていただきます。

○渡辺慎吾議長 選管事務局長。

○井口選挙管理委員会事務局長 投票所の整備に係りますご質問にお答えをいたします。

選挙管理委員会といたしましては、投票所の環境改善の一環といたしまして、狭隘な投票所の解消を目指しております。本年4月の大阪府議会議員選挙から3か所を統合いたしまして、計22か所の投票所で選挙を執行する予定でございます。

この統合に当たりましては、パブリックコメントやアンケート調査等から寄せられました有権者の皆様のご意見を踏まえまし

て、投票の利便性などを低下させることのないよう努めたいと考えており、今回新たに臨時期日前投票所を鳥飼地区に1か所設けさせていただくことといたしました。

また、投票所の変更につきましても、市の広報やホームページのほか、自治会回覧、また個別チラシなどで周知啓発を図ってまいります。

なお、ポスター掲示場の設置のことにつきましても、これは法的に数が決められておりますけれども、目につきやすい、より効果的な場所を選定してまいりたいと考えております。

今後の投票所の整備につきましては、今回の投票所統合によります影響、また効果をつぶさに検証いたしました後、投票の機会確保や秘密保持、また利便性や投票率の維持向上などの点を総合的に勘案いたしまして、慎重に投票所の整備を進めてまいりたいと考えております。

○渡辺慎吾議長 土木下水道部長。

○山口土木下水道部長 生活道路の安全対策についてのご質問にお答えいたします。

今後の取り組みにつきましては、日々の道路パトロールを継続し、安全な道路維持に努めることはもちろん、自治連合会や老人クラブと道路管理者及び摂津警察署にも協力をいただき取り組んでいる交通安全総点検を毎年続け、地域に密着した要望に対しまして、改善などを行ってまいります。そのほか、各地域自治会や市民からの日ごろの苦情や要望に対しましても、交通安全施設でありますカーブミラーや路面標示、注意喚起や啓発看板などの設置などにより安全対策に努めているところでございます。

自転車や歩行者の通行に対しましても、歩道段差の切り下げや歩道横断柵の設置な

ど、身障者にも配慮したバリアフリー基本計画にのっとり整備を行っているところでございます。

摂津市交通危険箇所マップにつきましては、平成13年に摂津市交通安全推進協議会の構成団体であります摂津市運輸倉庫協議会並びに摂津警察署の協力により、プロドライバーの目から見た危険箇所をまとめた冊子で、全61か所が示されております。その内容としましては、府道が28か所で46%、市道が33か所で54%となっております。改良による対策が完了している箇所は、府道、市道、合わせて25か所、その他の36か所につきましては、長期的な対策が必要とされる箇所や抜本的に改善が困難な箇所などがあり、それらに対して道路整備だけではなく、ドライバー自身に注意喚起による対応を行っております。今後も摂津市交通危険箇所マップを参考にしながら、危険箇所の改善や解消に向け継続的に取り組み、市民の安全・安心なまちづくりに努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○渡辺慎吾議長 生活環境部理事。

○北野生活環境部理事 リサイクルプラザの整備の考え方とごみ収集業務の民間委託の考え方についてのご質問にお答えいたします。

これまで循環型社会形成の推進を目指しまして、プラスチック製容器包装物の中間処理施設の整備に取り組んでおりましたが、国庫補助金が見込めないことや、茨木市とのごみ処理の広域化を検討するに当たりまして、リサイクルプラザの土地利用を改めて検討する必要もございます。そういうことで、今回の整備計画は現在のところ中断させていただいたところでございま

す。

続きまして、ごみ収集業務の民間委託の考え方についてでございますが、現在直営と民間の割合でございますが、おおむね3対7となっております。これは可能な限り民間活力を導入することで職員はごみ収集も行いながら、ごみ減量の啓発や分別指導、ふれあい収集など、地域とのつながりを必要とする業務を行い、委託業者の指導、監督等、ごみ行政の主導権をとれる体制を整えたものでございます。

以上でございます。

○渡辺慎吾議長 生活環境部長。

○杉本生活環境部長 中小企業への支援策でございますが、産業振興アクションプランに基づきまして、中小企業の継続的な活動のため、従来からの事業について毎年改善しながら実施してきております。

本年度は販路開拓の機会をふやすため、出展料補助の対象とする展示会を拡大したり、新たに経営力向上のためのセミナーを開催するなどの取り組みを実施してまいります。

事業資金の融資制度につきましても、現状の設備資金、設備投資、運転資金等に対する融資を継続してまいります。

ご提案の住宅リフォーム助成につきましては、一時的なカンフル剂的な効果が想定されるものの、リフォーム業等特定の業種に偏った助成となり得ること、個人資産の充実の側面もあること、また工場の家賃助成につきましても、経営にかかわる直接的な財政援助となり、経営基盤の強化につながらないものと考えられることから、いずれも制度創設の予定はしておりません。

以上でございます。

○渡辺慎吾議長 保健福祉部長。

○堤保健福祉部長 国民健康保険料の改定に

至った経過についてのご質問にお答え申し上げます。

国民健康保険の事業運営は、これまで資格の適正化、医療費の適正化、収納率の向上を3本の柱とし、さまざまな取り組みを行い、一定の効果を上げてきております。また、国の経営努力分における特別調整交付金などの歳入確保にも努め、さまざまな歳出削減、歳入増加に取り組んでおります。しかしながら、平成27年度につきましては、安藤議員のご指摘のように、保険者支援制度の拡充が約1億円ございましたものの、高齢化に伴う医療費の増加により保険給付費は年々増加しており、また激変緩和措置はとられるものの、保険財政共同安定化事業の制度改正による歳出増などがあり、歳入不足となったものでございます。このような状況を踏まえ、収支均衡を図るため、平成27年度の保険料の改定を行わせていただくこととなったものでございます。

次に、介護保険の制度改正の具体的な内容についてでございますが、平成27年度の改正にかかわる主な対応といたしましては、まず第6期の介護保険料基準額は月額5,460円で、前期より470円、約9.4%の増となるものでございます。先ほど市長から答弁いたしましたように、基金の全額充当により221円程度の抑制ができたものと考えております。また、第2段階の保険料率を0.05引き下げ、所得に応じた保険料段階といたします。

次に、要支援者の訪問介護と通所介護の事業展開につきましては、特例の適用により構築までの間は利用者が従来のサービスを受けることができるようにするものでございます。また、事業の実施に当たっては、利用者の意見を聞いてまいります。

また次に、介護サービス利用者負担は、合計所得160万円以上、年金で申しますと単身で200万円以上の方が2割負担となることから、要介護認定者全員に負担割合証の発行の準備を進めております。

次に、特別養護老人ホームの入所要件が要介護1以上から要介護3以上に変更となることから、大阪府が策定いたします入所選考方針に基づき対応を図ってまいります。そのほかにも介護予防、在宅医療と介護の連携、認知症施策、地域ケア会議、生活支援サービスなどの推進や充実など幅広い内容の改正となっております。本市といたしましては、現在策定を進めております第6期せつ高齢者かがやきプランに基づき、高齢者がいつまでも住みなれた地域で安心して暮らせることを目指し、積極的に取り組んでまいります。

続きまして、滞納処分の考え方についてのご質問にお答え申し上げます。

保険料の滞納処分につきましても、市税と同様、法令に基づき公正に行うことが必要でございます。しかしながら、国民健康保険に加入されている世帯は、世帯構成や経済状況等さまざまなことが想定されるため、十分事情を酌み取った上で対応することが大切であると考えております。特に失業や事業経営の悪化などで、納付したくても納付できない場合、状況をしっかりとお聞きし、継続的に納付していただけるよう、減免や分割納付などを案内いたします。また、資格給付、債務整理の面から、総合的な改善策を考え、自主的に滞納を解消していただけるよう納付相談を行っております。

一方で、納付相談もなく放置される場合や、事情を考慮しながら分割誓約を行っても納付がないなど、滞納解消に向けて積極

的に取り組んでいただけないこともございます。そのような場合には、実態を把握するため財産調査を行っております。調査の結果、資産が判明した場合には、早期に滞納を解消するため、滞納処分を行う必要があると考えておりますが、あらゆる機会を捉え、接触を図るよう十分努め、慎重に執行をいたしております。

それから、生活困窮者自立支援事業の内容についてのご質問でございますが、生活困窮者自立支援事業は生活保護に至っていない生活困窮者に対する第2のセーフティネットとして包括的な支援体制を創設するものでございます。

生活困窮者の課題は多様で複合的な場合がございますので、支援事業のメニューをもとに、制度のすき間に陥らないよう幅広く受けとめ、包括的な支援を用意してまいります。

主要事業の中でも掲げております必須事業の生活困窮者自立相談支援事業、住居確保給付金事業のほか、一時生活支援事業、学習支援事業、就労準備支援事業、家計相談支援事業の任意事業につきましても実施してまいります。

事業実施に当たりましては、庁内のネットワーク体制を構築し、関係機関による支援調整会議をもとに、相談者の多様なニーズへのきめ細かな対応と生活困窮者の早期発見に努めてまいります。

また、生活困窮者自立支援事業の相談窓口を生活支援課内に設置することにより、保護との連携を密に図り、生活保護が必要な方には生活状況がより深刻化する前に保護開始につながるものと考えております。

以上でございます。

- 渡辺慎吾議長 次世代育成部長。
- 登阪次世代育成部長 本市独自の35人

以下学級実施についてのご質問にお答えいたします。

現在、本市では公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律に基づき、小学校1年生では35人以下の学級の学級編制を、その他の学年は40人以下学級の編制を実施し、小学校2年生のみ府の加配を活用して35人以下の学級編制を実施しております。

府内では、小学校3年生以上でも独自に35人以下学級を実施している市もございますが、本市では、35人以上の学級の補助が行える学級補助員の配置を行っていることから、実施しておりません。

仮に、次年度、本市で独自に小学校3年生以上での35人以下学級を実施すれば、小学校で3学年、中学校で7学年が学級増となり、合計10名の教員が必要になる見込みでございます。

市独自の35人以下学級の実施につきましては、これまでにもご要望いただいているところでございますが、実施しておりませんでした。しかし、支援学級在籍の児童生徒数が年々増加しており、学級編制上課題が生じている現状もありますので、既に実施している市の状況を参考にしながら、現在配置しております非常勤職員の職務内容の見直しも含めて、総合的に研究してまいりたいと考えております。

続きまして、中学校への栄養教諭の配置につきましては、大阪府のほうへ強く要望しております。平成27年度の教諭の全体の配置内容につきましては、3月下旬に大阪府から示される予定でございます。

○渡辺慎吾議長 副市長、お願いします。

○小野副市長 税と保険料の滞納差し押さえにつきまして、ただいま部長から答弁いたしましたところでありますけれども、私、この2

月9日でしたでしょうか、共産党議員団と、私の出席を求められまして、とりわけ納税課の滞納処理と差し押さえ等についての事務処理の問題点につきまして、ここにありますけれども、4点の事例を挙げられて聞かせていただきました。

そして、私は、基本的には、納税課の職員もたまに1回行きまして、国保年金課の職員もたまに市民の方から大きな声でお叱りを受けたところにも出くわしますけれども、両課の職員は本当によく頑張ってくれているというふうに基本的には思っております。

ただ、この前聞かせてもらった中でも、その職員の性格でありますとか、言葉遣いでありますとか、本人が意図しない中でそういうふうにとられるということもあると思います。

それで、ただ私はあのとき思いましたのは、確かに今指摘ありましたように、納税の国税庁の猶予の通知があります。私も見ました。それから、地方税法の徴収の猶予とか執行停止とか、それからまた国税徴収法の特に差し押さえに関する部分でありますとか、これはございます。

そういったことで、督促状の発送から滞納処分までの事務手続、これはやはり私が思うのも、一生懸命やってくれておるんですけども、過去からこの問題は本会議、委員会に出しておりますし、何しろ公権力の最大のものでございますから、やはり相談に来られた方との関係からいきましても、何がそうなんかと大体読めるんですね。

したがいまして、私はこういうことをもう一度やっぱりきちっと整理すべきものは整理をした上で、人事異動もあります。職員も一生懸命やっていますが、そのイントネーションとか言葉遣いとかあると思いま

す。その職員も私のところへ来ました。一生懸命やっているんだと。泣いてきた職員もおります。それは、気持ちはわかるんですが、今までからの議論を見ますと、これからも滞納処理なり差し押さえ問題出てまいります。

したがって、総務部長なり保健福祉部長もいますけども、一定の原則的な個々の対応はいろいろあります、その付随するものは。ただ、そここの部分は、いま一度整理をして、最低限のものは基本的に同じ共通課題に立つということは持つておかないと、やっぱり人間がやることです。そこで前に出たことも私も思いますし、一生懸命やってくれたのはわかるんですが、その辺のところはもう一度整理をした上で、その通則とか通知とか滞納の処理に至るまでのやり方とか、それから発送の仕方とか周知の仕方等につきましては、いま一度整理をして、一定のものは市民の方にトラブルをできるだけ少なくするような形の中の取り組みを進めてまいりたいというように考えておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○渡辺慎吾議長 安藤議員の質問が終わりました。

暫時休憩します。

(午後0時7分 休憩)

(午後1時 再開)

○渡辺慎吾議長 再開いたします。

次に、嶋野議員。

(嶋野浩一朗議員 登壇)

○嶋野浩一朗議員 高志会を代表いたしまして、平成27年度市政運営の基本方針に対して質問をさせていただきます。

平成22年の国勢調査の確定数が公表されたことを受け、国立社会保障・人口問題

研究所が行った人口推計によりますと、平成72年、2060年の我が国の総人口は8,674万人、人口構成を詳しく見てまいりますと、少子・高齢化が顕著にあらわれている平成22年と比較いたしまして、年少人口割合で9.1%、4.0ポイントの減少、生産年齢人口割合は50.9%、12.9ポイントの減少であるのに対しまして、老年人口割合は39.9%、実に16.9ポイントの増加となっております。

本市におきましても、一時的に人口が増加をする、それに伴いまして高齢化率が下がるということがあるかも知れませんが、長い目で見たときには、人口が減り、高齢化率はますます上がる状況にあると考えられます。

その結果、社会保障に要する経費は増大することは否めないと思います。

4次にわたる行財政改革を実施されてまいりましたが、将来、次の世代に禍根を残さないためにも、行政のあるべき姿、行政が行うサービスは何か、いま一度見詰め直す必要があるというように思われます。

そのような視点に立ちまして、具体的に質問をさせていただきたいと思います。

まず、1点目でございますけれども、人口減少問題の克服、定住率の向上に向けた取り組みでございます。

27年度の市政運営の基本方針の中にも、この人口減少の克服といったものが本市の喫緊の課題であるということが明記をされております。

先ほど人口の問題につきましては申し上げましたけれども、とりわけ私は定住率といったことに目を向けていきながら、この問題を捉えるべきではないのかなというふうに思っておりますけれども、この人口減

少問題の克服、さらには定住率向上に向けた取り組みということにつきまして、市の基本的なスタンスをお聞かせいただきたいなというように思います。

続きまして、市民が元気に活動するまちづくりにつきまして、市民主体のまちづくりについてお聞かせいただきたいと思いません。

第4次の総合計画の中にあるわけでございますけれども、これを策定するに当たりまして、さまざまな議論がされたわけなんですけれども、その中の一つの大きな柱として、協働ということがあったと思いません。

その協働といったものを考えていったときには、やはり市民が主体的にいろいろと動いていただく。このことは不可欠のかなと思っておりますけれども、今後の展開ということにつきましてお聞かせいただきたいと思えますし、地域の活性化ということにつきまして、27年度の本市の中では非常に重点を置いて書かれておられるわけでございますけれども、さまざまな課題があるわけでございますが、今後、どのような方向で施策を打っていかれるのか、お聞かせいただきたいと思えます。

3点目に、広報課の設置についてお聞きをしたいと思えます。

今回、広報課といっても新たに設置をされる目的はどこにあるのか。まずは、1回目お聞かせいただきたいと思えます。

続きまして、みんなが安全で快適に暮らせるまちづくりについて、JR千里丘駅西地区のまちづくりについてでございます。

この問題は、毎年のように、何とかとしこそというような思いでいろいろと強い決意を市長にも述べていただいていたわけでございますが、いろいろな変化があっ

て、本当にこれが最後ではないのかなというふうに思うわけでございますが、改めてこの機会に、市長の決意をお聞かせいただければなと思えますので、よろしく願い申し上げます。

続きまして、阪急京都線の連続立体交差事業についてでございますけれども、この事業としては、先の長い話であるわけでございますが、この目的は一体何であったのかということを見ると、やはり踏切問題の解消といったことが大きかったのかなと思えます。

阪急の摂津市駅が開業しておりますけれども、あの駅の設置についてもやはりその連立といったものを見据えた中での設置だったというように思えます。

そうやってきたときに、踏切問題、仮に高架化され、高架事業が着工されたとしても、市内全部踏切がなくなるわけじゃないというような状況にあるわけでございます。これを本市としてどのように捉えておられるのか、お聞きしたいと思えます。

それから、水道事業についてでございます。

この問題は、私は何度かこの本会議の中でも取り上げさせていただきました。極論をすると、行政がすべき仕事は何なのかということを考えていくと、私は水道ということに行き着くのかなというふうに思っております。

安心をして飲める水道水を安定的に供給をするといったことは、本当に行政として根本的な責務であろうと思うわけでございますけれども、この水道事業といったものに対する考え方を一度お聞かせいただきたい。特に、その老朽化といった問題が非常に今全国的にも取り沙汰されているわけでございますが、その点も少し触れていた

できればなというふうに思います。

続きまして、みどりうるおう環境を大切に
するまちづくりということで、環境の保
全及び創造に関する条例を見直しされる
ということで、今回、この取り組みの中
で大きく強調されておられるわけでござ
いますけれども、その中でさまざまな環
境の変化があるんだといったことを言及
されておられますが、これはどういた
たことを捉えられて、今回見直しをさ
れるのか、まず1点目、お聞かせいた
だきたいとしたいと思います。

それから、ごみ処理の広域化というこ
とでございます。

今までいろいろな自治体と恐らくこの
ごみの処理ということで協議を重ねてこ
られたらなというふうに思います。

ことし初めて茨木市という具体的な自
治体名を出されて、広域化について進め
ていくんだといったことを書かれておら
れるわけでございますけれども、このご
み処理の広域化ということについてど
のような観点をお持ちなのか、一度聞
かせていただきたいとしたいと思います。

続きまして、暮らしにやさしく笑顔が
あふれるまちづくりについて。

平和に対する取り組みについてお聞か
せいただきたいとしたいと思います。

先ほどは、安藤議員もこの点につき
まして質問をされておられました。戦後
70年という節目の年であるわけでござ
いますけれども、この点、ことし、かぶ
るところはあると思いますけれども、ど
のような取り組みをなされていくのか、
一度お聞かせいただきたいと思いま
す。

続きまして、第3期の地域福祉計画の
策定について、新たな視点を盛り込ん
だ計画にしていくんだといったことが書
かれているわけでございますが、その基
本的なお考

えをお聞きしたいとしたいと思います。

続きまして、多世代同居または近居
への支援ということにつきまして、これ
も私も二度ほどこの本会議の中でも取
り上げさせていただいてきたところで
ございます。

地域福祉とも非常に密接に関係して
くるのかなと思っておりますけれども、
地域性が希薄になってきているという
ことをずっと考えていくと、やはりそ
れぞれの家庭の機能といったものが
以前と比べると弱くなってきている
のかな。そこに原因があるように私は
思っております、そういったことを考
えたときに、やはり多世代に、3世
代以上で同居していただく、または
近居していただくということは、さ
まざまな今の社会的な問題を考えた
ときには非常に有効な手だてになる
のかなというように思っておりますが、
この点につきましても、市長のお考
えをお聞かせいただきたいと思いま
す。

次に、仮称でございますけれども、
健康・医療のまちづくり計画について
お聞かせいただきたいとしたいと思います。

今まで、例えば健康せつつ21であ
りますとか、さまざまな取り組みがな
されてきたというふうに思います。そ
して、地域を見てまいりますと、自
主的に健康体操を広めていこうとい
うようなグループが形成されていた
りとか、私は、さまざまな取り組み
をしていただいた結果として、一定
の効果が上げられているのかなとい
うふうに思っているところでござ
います。今回新たに、仮称ございま
すが、まちづくり計画が出される
ということのその背景、目的につ
いてお聞かせをいただきたいなとい
うふうに思います。

続いて、誰もが学び、成長できる
まちづくりについてでございますが、
1点、学力

の向上について教育長にお聞かせいただきたいというふうに思います。

この学力という問題は、本当に従前から指摘がされてまいりました。いろいろな取り組みをしてきていただいているというふうに思います。

例えば小・中連携というようなことも、やはり学力の問題を考えたときには取り組んでいただいている。あるいは、小学校1年生で入ってきたときにもう既に回りについていけないというような状況があるんだということをつまえて、学級補助員さんを付けていただいたりさまざまな取り組みをしていただいておりますけれども、教育委員会として今現在、本市の子どもたちの学力について、どのような課題があると認識をされておられるのか、お聞きをしたいなと思います。

それから、就学前教育の充実についてもお聞きをしたいと思うんですが、機構改革をされて、今までいわゆる子どもの福祉を担っていた部門が教育委員会のほうに来ていただいたわけですね。そして、子どもの成長を縦断的に見ていくような体制ができたというふうに思っております。

その中で、いわゆる手引ができたわけですが、それは具体的に今後どのように活用をされていくのか、一度お聞かせいただきたいと思います。

それから、活力ある産業のまちづくりについてでございますけれども、中小企業の経営力の向上についてお聞かせいただきたいと思いますが、これもさまざまな取り組みは今までなされてきたわけですが、今までの取り組みをどのように評価されておられるのか、お聞きをしたいと思います。

それから、創業支援についてございま

すけれども、なぜ今の状況の中で創業支援はされるのか、そのご認識をお聞かせいただきたいと思います。

最後に、計画を実現する行政経営について、3点お聞きしたいと思いますが、1点目は、市民意識調査についてでございます。

今回、この調査をなされる目的はどこにあるのか、お聞かせいただきたい。

それから、地方版の総合戦略について、これも午前中の議論で出てきたわけですが、摂津市として、この地方版の総合戦略に着手する意義がどこにあるのか、そのご認識をお聞かせいただきたいと思います。

最後に、若手職員の育成についてでございますけれども、特に新規採用なされた方なんかは、人材研修を受けられて、その後、当然OJTへ続いていくわけですが、基本的には業務についていくというような流れがあるわけですが、それ以後もその時々を捉えて研修をされておられるんだろうなというふうに思いますけれども、特にその若手職員の研修ということで、どのような戦略をお持ちなのか、お聞かせいただきたいと思います。

1回目、以上でございます。

○渡辺慎吾議長 答弁を求めます。市長。

(森山市長 登壇)

○森山市長 高志会を代表しての質問にお答えをいたします。

人口減少問題の克服と定住率の向上に向けた取り組みでございますが、第4次の総合計画を策定してちょうど5年目になります。この平成27年度は計画の中間年に当たります。そういうことで、これまでの取り組みの評価、そして検証を行うことになります。

この総合計画には、将来の推計人口等々は書いてありますけれども、ご指摘の人口減少対策とか定住促進等々については、余り具体的な書き込みはございません。

そういうことで、今度の見直しに当たりましては、この人口減少対策、定住促進等々を組み込んでいきたいと思っています。

また、昨年12月に施行されましたまち・ひと・しごと創生法は、まさに人口減少対策を主眼としたものでございますが、今後、市町村におきましても総合戦略を策定することになります。したがって、総合計画の中間評価結果をしっかりと踏まえながら、今後の摂津市に必要な具体的な取り組みを総合戦略として形にしていきたいと思いますと考えております。

市民主体のまちづくりと地域の活性化についてのご質問でございますが、本市のまちづくりにおきましては、各種の行政サービスを初め地域の課題解決に向け行政とともに自治会を中心に各種市民団体などがさまざまな分野で地域を支える重要な活動を展開していただいております。

近年の多様な地域の課題に対し、自分のできることを考え、行動を起こす市民、団体による取り組みが広がっておりますが、地域に根差した取り組みを展開していただいております自治会と目的に即した活動をする市民団体の新しい力とが、地域の課題を共有し、知恵を出し合いつながる協働の関係づくりを推進して、地域力を一層高めてまいりたいと考えております。

さまざまな主体が連携協力しながら、地域社会を動かしていくために、足りないところを補い合い、相乗効果をもたらす協働の実践を通じてまちづくりをオール摂津で取り組み、自分たちのまちを自分たちで育

てる市民主体のまちづくりを推進していきたいと思っております。

広報課のご質問でございますが、まちづくりにとりまして情報発信、これは大切な要素でございます。

第5次となります行政改革実施計画の中で、初めて情報戦略を柱の一つとして取り上げました。広報紙やホームページをより一層充実させるなど、計画の実現に向けては、まず組織体制の強化を図ることが必要でございます。新たに、広報課として独立させるものでございます。

JR千里丘駅の西口についてでありますけれども、千里丘駅西地区のまちづくりは、本市の長年の課題の一つとして継続して取り組んでいるところでございます。また、準備組合におきましても、今回を最後のチャンスと捉え、毎月の理事会において精力的に事業化に向けた検討が重ねられております。

本市といたしましても、千里丘西口の整備は何としても進めていく必要があります。駅前広場などの基盤整備だけでなく、まちづくりも一体となった再開発事業による整備が最適であると考えております。

財政の厳しい折ではありますが、地権者の総意をもって準備組合より事業計画が示されてまいりましたら、事業推進に向け支援をしてまいりたいと考えております。

阪急京都線連続立体交差事業についてであります。この事業は、踏切除去による交通渋滞解消だけでなく、まちの分断を解消し、市民が安全に移動できるようになることも別の効果として大きく期待されている事業であります。

その観点から、府道正雀停車場線との交差部の正音寺踏切につきましても、何とかして立体化できないか、過去検討に検討を

重ねた経緯がございますが、正雀駅や車庫に近接するという技術的な面から、やむなく断念せざるを得ない状況となっております。

議員ご指摘のとおり、立体化という抜本的な解決が望めない以上、踏切の安全対策は課題として残ることになりますので、市民の安全確保について、本市と連携して、道路管理者であります大阪府の茨木土木事務所や鉄道事業者に検討するよう働きかけてまいりたいと考えております。

水道事業についてであります。水道は市民の命を守るための重要なライフラインであると認識しております。老朽化が進む施設更新には、今後多額の費用が必要となりますが、水道事業経営の分析を随時行いながら、市民サービスの低下を招かないよう取り組んでまいります。

環境の保全及び創造に関する条例の見直しについてであります。近年、環境問題につきましては、地球温暖化対策を初め、ポイ捨ての対策、ごみ屋敷や空き地の管理、地域猫等、新たな生活環境の課題への対応が望まれているところでございます。

今回の見直しでは、このような新たな課題に条例が対応できるよう見直しを行っていくとともに、環境をキーワードとした本市のイメージアップにつながる施策を構築していきたいと思っております。

ごみ処理広域化の検討についてですけれども、今後のごみ焼却施設に関しましては、将来的に人口が減少するとの予測もあり、ごみ量に関しましてもさらに減少するものと考えており、本市単独で焼却施設を建設、維持管理していくことはスケールメリットが働かず、非効率となります。

また、今後の循環型社会形成の一翼を担うものとして、ごみ焼却施設を単なるごみ

を処理する施設として考えるのではなく、ごみを燃料として発電するサーマルリサイクル施設として考えることが重要であります。一定のごみ量を確保していく必要があります。

これらの観点から、茨木市との焼却施設広域化の協議を進めてまいりたいと考えております。

平和に対する取り組みにつきましては、先ほども申しましたが、先人が体験された戦争の悲惨さと今私たちが享受している平和のとうとさをしっかりと市民の皆様と考えていただくことは非常に大切なことであると感じております。

このため、本市では、毎年7月、8月を平和月間と定め、多くの市民とともにさまざまな取り組みを行っているところでありますが、とりわけ今年度、27年度は戦後70年という節目の年に当たります。国際社会の一員として平和で安心して暮らせる摂津のまちを次世代に引き継ぐためにも、7月、8月の平和月間では多くの市民の皆さんに平和の大切さを実感していただけるよう工夫を凝らした取り組みを実施してまいりたいと思っております。

第3期の地域福祉計画の策定についてであります。地域福祉計画は、誰もが健康で安心して暮らせるまちづくりの実現のため、住民や社会福祉に関する活動を行っている人々が地域福祉の担い手として積極的に参加し、市や社会福祉協議会などと連携して取り組む福祉のまちづくり計画でございます。

第3期の地域福祉計画の策定につきましては、大阪府におきまして本計画の上位計画である地域福祉支援計画を策定中であり、これまで本市で推進してきた理念のもと、大阪府の次期計画の骨子や要点等を踏

まえた上で策定してまいります。

多世代同居または近居への支援についての質問でございますが、一昔前は、親や祖父母はもとより、地域の方から子どもながらにいろんなことを教わった、そんな地域のみんなで育てるといった土壌がありました。それが当たり前の時代だったのかもしれませんが。しかし、昨今、核家族化が進行し、家族で子どもの成長を育み、そして地域で育てていくことが難しい環境になっております。その意識も薄れてきていると感じております。

私が市長就任以来提唱しております人間基礎教育は、まさに当たり前を取り戻すところが考え方の根幹となっているわけですが、多世代同居や近居支援に関する取り組みは、まさにこの人間基礎教育の理念に相通じるものであります。

子どもの成長とそれを育む地域の発展につながる取り組みでありますことから、今後もしっかりと誘導策等具体的な検討を進めてまいりたいと思っております。

健康・医療のまちづくりの計画の目的と内容でありますけれども、本市では、これまで市民の健康づくり計画として健康せつつ21を策定し、市民の健康づくりをサポートしてきたところであります。

現行の計画は、平成26年3月に策定いたしましたでしたが、国立循環器病研究センターのJR操車場跡地への移転を見据えた内容とはなっておりません。世界最先端の循環器病の研究、治療機関である国循と連携して、市民の健康を阻害する大きな要因である循環器病の予防に取り組むことは、健康せつつ21が目指す市民の健康寿命の延伸による心豊かに生活できる活力あるまちの実現に向け、力強い後押しとなることは間違いありません。

このため、国循を加えたオール摂津での市民の健康づくりの体制をしっかりと構築し、健康せつつ21を補完し増強することを目的に、健康・医療のまちづくり計画を策定してまいります。

計画の内容としましては、健康せつつ21の取り組みをさらに加速させるため、国循との連携による循環器病予防施策、市民の健康づくり推進施策等を盛り込みたいと考えております。

中小企業の経営力向上についてのご質問ですが、多くの中小企業が活動する本市にとって、中小企業の経営基盤の強化が課題であり、平成24年度に実施しました市内事業所実態調査においても、資金面での支援だけでなく、人材育成や販路拡大に対する支援が求められております。

本市では、従来からポリテクセンターが行う研修会の負担金や大阪商工会議所などが開催する展示会の出展料に対する補助、経営コンサルタントの派遣などを実施しているところでございますが、本年度はさらに助成対象とする展示会などをふやすとともに、人材育成やマーケティングなどをテーマとしたセミナーを商工会と連携して開催するなど、中小企業に体力をつけていただくために幅広い支援を実施してまいります。

創業支援についてでございますが、本市の事業所数は、バブル後期の平成3年と比較しますと、約1,000事業所が減少しております。今後も、後継者不足などの理由で廃業を予定されている事業所も数多くあると思っております。

このような状況の中で、地域の活性化を図るためには、事業継続の支援とともに、創業の喚起や人材の育成を行うことで地域の創業をふやし、新たな雇用を生み出すこ

とが重要な課題と捉えております。

今後、創業支援事業計画に基づいて、資本金に弱いと言われる女性、若者、シニアを中心に、創業を希望される市民の皆さんがアイデアや意欲、知識と経験などを生かして夢を形にできるように支援してまいります。

市民意識調査についてでありますけれども、いつも言っておりますが、摂津市は非常に狭いコンパクトな地形でございます。山も谷もないので、みんながお互いに顔の見えるまちです。ということで、年500回近い行事に出て直接市民の皆さんと触れ合い、市民の皆さんの思いを肌で感じているところでございますが、そういった観点を大事にしながら、市民の皆さんが率直に感じている生の声や意見をしっかりと酌み取って、我がまち摂津のまちづくりに生かすべく意識調査をすることになります。

地方総合戦略についてであります。我が国の人口減少は歯どめがかからず、今後とも右肩下がり傾向が続くことが想定されます。

このことから、国は人口減少対策を進めるべく、まち・ひと・しごと創生法を施行し、都道府県、市町村にも総合戦略の策定を要請しております。

平成22年の南千里丘のまちびらきを契機に、人口は一転して増加傾向となっておりますが、これは短期的なものでありまして、全国的な潮流である人口減少の傾向は本市にも例外なく及んでくるものと考えております。

とりわけ、社会現象をいかに食いとめていくかという本市の長年の課題にしっかりと対応していかなければなりません。

したがって、法律の趣旨を踏まえながら、本市の人口動態等の特徴をしっかりと

と把握し、分析を行い、将来予測を踏まえた必要な手だてを打っていくための計画として、総合戦略を位置づけてまいる所存であります。

若手職員の育成についてであります。現状の年齢別の職員構成は30歳代が最も多くなっております。50歳代が最も多かった10年前とでは、その環境が大きく変わりました。職員数も大きく減少する中で、山積する行政課題に対応しなければならず、業務を通じて若手職員を育成することは簡単ではなくなっていると思います。

団塊の世代のベテラン職員の退職後、その役割、責任がますます重要となっているのが管理職であります。

組織のリーダーである管理職としての決断力、判断力、実行力、そしてこれまでの経験で得た教訓や培ってきたノウハウを所属にこだわることなくオール摂津でいかに多くの職員に伝承していくか。このことが摂津の将来を担う若手職員の育成に大きく影響すると考えております。

このことも踏まえ、現在改定中の人材育成実施計画を策定したいと考えております。

私からの答弁は以上でございます。

その他につきましては、教育長から答弁を申し上げます。

○渡辺慎吾議長 教育長。

(箸尾谷教育長 登壇)

○箸尾谷教育長 教育委員会所管分についてお答え申し上げます。

まず、学力向上に関する教育委員会のこれまでの取り組みを踏まえ、解決すべき課題についてのご質問にお答えいたします。

教育委員会といたしましては、学校に対し組織的に学力向上に取り組むよう、学力向上策を含む学校経営計画を策定させてま

いりました。それをもとに、教職員の共通認識を図ってまいりました。

また、その計画並びにその結果について、そして児童生徒及び保護者を対象に別途学校の取り組みに対してアンケート調査も実施しておりますので、それらについてもあわせて、学校協議会等において保護者、地域住民からの評価をいただき、次年度の計画策定に生かす、いわゆるP D C Aサイクルを確立するよう指導しております。

また、教員の指導力の向上のため、研究指定校の拡大やスクール広場を初めとした課題別の教員、教職員研修、中学校区ごとの小・中教員による先進校視察等を実施してまいりました。

加えて、小学校への1年生等学級補助員や放課後学習等を支援する学習サポーター、中学校への学力向上支援員の配置などの人的支援も続けてまいりました。

これらの取り組みの成果は、まだ学力調査等の市全体の結果には結びついてはおりませんが、他市と比べても引けをとらない本市研究指定校の実践の充実や学校協議会等、保護者、地域の方々による学校評価において向上が見られますことから、教育委員会といたしましては、今後も基礎・基本の定着、教員の指導力向上による授業改善、落ちついた学習環境をつくるための授業規律の確立、そして家庭と連携した家庭学習習慣の確立等を課題として、さらなる取り組みを進めてまいります。

続きまして、就学前教育の充実のための手引の活用についてお答えいたします。

就学前教育実践の手引は、本市人間基礎教育の理念を踏まえ、就学までに摂津の子どもたちに伝えたい、身につけさせたい、つながる力、豊かな心、健やかな体、学ぶ

力を「めざす子ども像」として設定し、年齢に応じた具体的実践例や発達の過程を踏まえた就学前教育から小学校教育への接続期の取り組み、そして家庭や地域との連携などを盛り込んだ内容としております。

これまで手引の効果的な活用を図るため、市内公私立保育所、幼稚園、小学校関係者を対象に、具体的実践事例発表会や研修会、担当年齢別グループワークなどを開催し、オール摂津で就学前教育の充実に取り組んでおります。

また、就学前教育の充実のため、昨年度より各市立保育所、幼稚園が作成する保育所経営計画、幼稚園経営計画のヒアリングを行い、目指す子ども像の実現に向けた具体的な取り組み内容の充実を図っております。

平成27年度以降も、就学前教育実践の手引を基軸に、公私立の区別なく関係機関が連携し、就学前教育の充実と小学校教育への円滑な接続を図れるよう取り組んでまいります。

○渡辺慎吾議長 嶋野議員。

○嶋野浩一朗議員 それでは、2回目、質問させていただきたいと思います。

まず、1点目の人口減少の問題と総合戦略は関連しておりますので、これは一括要望とさせていただきたいと思うんですけども、市長もおっしゃっていただきましたけれども、南千里丘のまちができて、一時的には人口がふえましたけれども、しかしそれはあくまで一時的なものであって、恐らくこれから減っていくだろうということは、これは摂津市だけじゃなくて、どこの自治体もそういう状況にあると。それは我が国全体がそうであるわけですから、だからそこはある意味やむを得ないのかなというふうに思っておりますが、

問題なのは中身だというふうに思うんですよ。

つまり、同じ生活圏である例えば茨木市であるとか、近隣の自治体にどんどん転出されるというのであれば、これは摂津市として何か足りないものがあるんだろうなということをしかりと、まずつかまなあかんと思うんです。

ですので、人口減少は数字ではなくて、いかに定住率を上げていくのか、またこの数字に着目をして、それを全体として共有していくのかということが大事なのかなというふうに思っておりますので、ぜひ今後、総合戦略を含めて効果的なものを期待させていただきたいと思えます。

続きまして、市民主体のまちづくり、それは地域の活性化ということなんですけれども、今自治会の加入率の低下というものが非常に大きな課題としてあるわけでございまして、27年度の取り組みの中にもそういったことが言及をされているわけでございまして。

そしたら、今までこういったことに目を向けてこなかったのかということ、やはりずっと目を向けてこられた。さまざまなことをやろうとしてこられたんですけれども、結果として自治会への加入率が上がっていないというような状況があるわけなんです。

そういう状況を踏まえて、どうしていくのかということを見ると、少しまた違った視点で私は見ていかなあかんのかなというふうに思うんです。

どういうことかといいますと、自治会というのは、それはまさしく地縁ですよ。その土地に住んでいる皆さんのつながりというものであるわけなんですけれども、片や市民活動は何かというと、それは目的な

わけですよ。それぞれ皆さんがどういったことで社会へ貢献をしていこうとしているのか。そういった目的別にそれぞれのグループができて、そこでいろいろと活動していただくわけですよ。

私は目的別のほうが、やはりそれぞれ皆さんもやりがいを感じられるかなというようにも思いますし、しかしそこに集まってこられる方は、やはり地域の方がたくさんおられるわけですよ、近隣の方も。そういったところで、またつながりができることが最終的にはやっぱり地域の横のつながりといったことにつながっていくのかなというように考えておるんですけれども、今後の地域主体のまちづくりということについての考え方をもう一度お聞かせいただきたいなというふうに思います。

それから、千里丘の西地区のことにつきましては、市長から決意をお聞かせいただきました。本当に、これがもう最後なんだというような決意を持っていただきまして、また市長の思いも住民組合の皆さんにもしっかりとお伝えいただきたいなと思っておりますので、どうかよろしく願い申し上げます。

それから、連立のことでございますけれども、1点気になるのが、府の決定でありましたけれども、実は都市計画を打たれたわけですよ。それを廃止をしたというのが状況にあったと思います。これは、大阪府が長年着工してこなかった、いわゆる都市計画道路を廃止するのかなというようなことがあって、本市でもやはり都計審で諮られたわけですよ。そこで一定結論が出て、この決定は廃止していきましょうということになったわけですね。

直接、いわゆる高架連立とは関係ないかもしれませんが、しかし都市計画道路でな

くなつたということを見ると、これは今後にとっては非常に場合によっては大きなことになるのかなというふうに思っておりますので、ぜひこの踏切の問題は続いていくんだといったことは、ずっと継続的に持っていて、関係機関に働きかけをしていただきたいと思います。このことも強くお願いをしておきたいというふうに思います。

それから、水道事業のことでございますけれども、老朽化のことについていろいろと取り組みもお聞かせをいただきました。具体的にお聞かせいただきたいんですけれども、具体的にどの程度管路での水道にまつわる事故が発生しているのか。それによってどの程度の水道水が無駄になっているのかということについてもつかんでおられると思いますので、少し細かい話になりますけれども、この際お聞かせをいただきたいというふうに思います。

続いて、環境の問題でございますけれども、新たな課題について触れていただきまして、それにしっかり取り組んでいくといったことも市長からおっしゃっていただきましたし、また摂津市のイメージアップというようなことも言われておられるわけでございますけれども、それでは具体的にどのような取り組みができると考えられるのか。少しこれも細かい話になりますけれども、お聞かせいただきたいと思います。

あと、ごみの広域化なんですけれども、具体的にごみ広域化にするメリットについても、触れていただきました。少し仮定の話も入るわけでございますけれども、具体的に本市と茨木市とで広域化をしていくとなると、普通に考えられるのは、どちらかでごみを燃やして、どちらかの自治体でいわゆる不燃を受けていくということになるのかなというふうに思っております。

その二つの自治体の中で約束をした当時は、それでよかったのかもしれませんが、しかしそれが後年になって状況が変わってきたときに、仮に摂津市の中で焼却をする施設がなかったとするならば、これは将来的なことを考えたときに、今決断することはどうなのかなというふうに、少し危惧をするわけでございますけれども、茨木市との2市での広域の取り組みといったことについて、将来的なものはしっかりと担保されているのか。この際、これは大きな問題だと思っておりますので、お聞かせをいただきたいというふうに思います。

それから、平和に対する取り組みでございますけれども、私は今、日々過ごしております、やっぱりこの国は平和だなというふうに強く思うわけなんです。それは、例えばあくまでもテレビを通じてになってしまうんですけども、中東の混乱を見たら、あるいはウクライナの混乱を見ておると、やはりこの国は、我が国はいろいろな問題はあるかもしれませんが、総じて言うならば平和に過ごせているんだな。要は、家族で普通に過ごせるといったことが本当に平和なんだなということを感じるわけなんですけれども、戦後70年だからこそ、このように普通に生活ができることが幸せなんだよということ、それこそが平和なんだよということを身近に感じられるようなものとして、私は打ち出していくべきではないのかなというふうに思っておりますけれども、市としての考え方をもう少しお聞かせいただきたいというふうに思います。

それから、地域福祉計画のことでございますけれども、新たな視点を取り入れていただきまして、取り組んでいくわけでございますけれども、少し多世代同居のところ

でも申し上げましたけれども、やはり地域福祉計画を今までいろいろされてこられたと思うんです。ただ、地域の横のつながりが希薄になっているから、そこを何とかしてやっていかなあかんといったその理念が本当に形としてあらわれているのかということが少し疑問に思うわけでございまして、やはりもう少し踏み込んだものを内容として盛り込んでいかなくちやいかんのかなというふうに思っておりますが、もう少し具体的なそのあたりのことをお聞かせいただきたいなというふうに思います。

それから、多世代の同居または近居の支援についてでございますけれども、少し項目違いますけれども、市民意識調査をされていかれるということで、その中にこの多世代同居または近居に対することについても、一度市民の皆さんの意識を問うてみたらどうなのかなというふうに思うわけでございまして、この点につきましてお聞かせいただきたいと思います。

それから、健康・医療のまちづくり計画につきましてご答弁いただきました。

今まで摂津市が行ってきたさまざまな取り組み、例えば健康せつつ21なんかを見ていったときには、国循が操車場の跡地に来るといったことは想定ができなかった。新たに、そういったことが、状況の変化が生まれたわけなので、それに基づいてまた新たなまちづくり計画をつくっていきましようということなのかなというふうに思いますが、そうであるならば、具体的に国循が来ることにどのようなものを期待しているのか。少し市としての考え方を聞かせいただきたいというふうに思います。

あと、学力の問題でございましてけれども、具体的な摂津市の課題について教育長から述べていただきました。

これらの課題というのは、やはり以前から指摘がされてきたことでもあるのかなと。いま一度指摘をしていただいたことに意義があると思っておりますけれども、しかし裏返して言うならば、今までとも同じ課題であるのかなというように思っておりますが、それであるならば、午前中に安藤議員が、例えば3年生以上でも35人学級してどうなのかなというようにお話をされておられましたけれども、もう少し踏み込んだ取り組みが要るのかなというように思っておりますが、教育委員会のお考えをお聞かせしたいと思います。

それと、就学前教育の充実ということで、具体的に手引をつくっていただきまして、取り組んでいただいているわけなんですけれども、やはり大きな課題はいわゆる就学前教育からいかに義務教育につないでいくのか。その接続の部分だろうなというふうに思うんです。

小・中連携の難しいと思うのは、市内には公立だけではなくて私立の幼稚園も、あるいは保育園もあるわけですよね。そういった皆さんと一緒にあって、摂津市ではこういった子どもの像をつくっていきましようという、まさしくその土台みたいなものを、柱みたいなものをつくっていきましようかなというふうに、その分で初めて小学校への接続といったことが効果的になるのかなというふうに思っておりますが、この点につきましてはいま一度お聞かせをいただきたいなというふうに思います。

それから、中小企業の経営力の向上についてでございますけれども、人材の育成であるとか、あるいは販路の拡大というようなことを具体的な問題として言及をいただいていたわけでございまして、それであるならば、それを踏まえて具体的にど

のように取り組んでいかれるのか、部長からお聞かせいただきたい。

それと、創業支援ということについても、1,000事業所ほど減っているということを見ると、確かに創業支援をしていくといったことは非常に大きな取り組みなのかなというふうに思っておりますけれども、それであるならば、具体的な目標等もしっかりと持った中で取り組むべきなのかなというふうに思っております。この点についても、いま一度お聞かせをいただきたいと思います。

市民意識調査でございますけれども、これは私は本当に施策に反映をしていこうとするならば、聞き方が大事なのかなというふうに思っています。例えば、その教育の問題であるとか子育て支援の問題を聞くとするならば、やはり実際に子どもがおるご家庭に聞くべきでしょうし、あるいはいわゆる高齢者福祉といったことを問題にして聞いていくとするならば、実際にご高齢の方がおられるご家庭に聞くということではなくては意味がないと。本当に肌感覚の市民感覚を聞くということにならんというふうに思っておりますが、そのような聞き方が本当にできるものなのか。一度お聞かせいただきたいというふうに思います。

最後に、若手職員の育成ということで、市長からお聞かせいただきまして、管理職の決断力が大事なんだというようなことをお聞かせいただきました。

この摂津市役所に入ってこられたときには、本当に熱い思いを持って入ってこられると思うんですけども、しかし日々、業務を重ねていくと、やはり目の前の業務、非常に細かいことも多いわけでございますので、なかなかそちらに気をとられて、入ってきた当時のその思いといったものが少

し薄れていくのかなというふうにも思ったりもするわけでございます。

そういった中で、ずっと昇進をしていって、例えば管理職になってきたときに、果たして管理職として果たすべき役割を本当に果たせるだけの、心もそうですけれども、しっかりと養われてつくことができるのかなと思うと、やはりいろいろと工夫を凝らしながら、戦略的に取り組んでいかなあかんのかなというふうに思っておりますのでございますけれども、この点につきましても、いま一度2回目をお聞かせいただきたいと思います。

以上です。

○渡辺慎吾議長 答弁を求めます。生活環境部長。

○杉本生活環境部長 地域活性化ということで、具体的な取り組みと、またどうやってやっていくのかということでございますが、市民活動につきましては、先ほど市長答弁にございましたように、以前からお願いしております自治会と、それから新しく横断的に問題、目的別に解決される市民団体等がそれぞれたて糸とよこ糸の役割をつくりまして、それが市の全体の地域の活性化につながるというのが理想ではないかと我々は考えております。

このために、自治会の加入率等への取り組みはもちろん継続してやってまいります。なかなか難しゅうございますが、やってまいりますし、また目的別に問題を解決していただける市民団体の育成も必要であろうかと思っております。これについては、本年度においては、市民公益活動補助金の充実といったことで市民協働の多様な担い手を育成していくことを目指して、より一層援助してまいりたいと考えております。

これによりまして、地域の活性化、地域のつながりがより増していくものと思っております。

また、本年度におきましては、別府のコミュニティセンターを整備いたしてまいりますが、これまで単体でありました公民館、集会所等も集約いたしまして、防災機能を備えた地域のコミュニティ活動拠点となるということを目指しております。

こういった新しい施設の新しい考え方での設置によりまして、利用者間での互いの活動をお互いが相互理解でき、またお互いの行き来が生み出せるのではないかと考え、これこそが地域のつながりや地域活動の活性化に資するのではないかと考えております。

次に、中小企業の経営力の向上に向けた具体的な取り組みでございますが、販路拡大の機会づくりを拡充するため、これまでの補助金、補助等のメニューに加えまして、主に製造業への支援といたしましては、大阪大学や北大阪信用金庫などが主催して約150ブースが集まり、共同開発などの成果が期待できる産産学ビジネスマッチングフェアの出展料を補助対象といたします。

また、MOBIOと申しますが、大阪府のものづくりビジネスセンターの展示場につきましては、年間を通じて国内外に製品やサービスを紹介できる施設でありながら、市内の企業の利用が少ないこともあり、利用促進を図るため出展料を助成対象といたします。

さらに、飲食物販などの事業所への支援といたしましては、北摂の商工会などが主催しておりますし、多くの市民らでにぎわうイベントである地デカラフェスタへの出展料も助成対象といたします。

また、中小企業は専門家による個別指導を受けることが資金面で難しいこともあり、これまでからの中小企業診断士等の専門家を無料で派遣し、経営に関する助言・指導を行っておりますが、これに加え、商工会と連携し、事業計画、マーケティング、人材育成、財務管理などをテーマとしたセミナーを開催し、経営基盤の強化や経営改善に役立ててまいります。

創業支援の具体的な目標はということかと思えます。

創業支援につきましては、平成26年度から、日本政策金融公庫の女性、若者、シニア起業家資金の融資を受けられた方を対象に、起業家融資補助金制度を設けております。また、同公庫及び摂津市商工会と連携し、企業希望者や創業間もない方を対象にセミナーを開催し、支援体制の基礎をつくってまいっております。

これらの取り組みを踏まえまして、本年度はさらに総合相談、専門相談窓口を開設するとともに、関係機関が総合的に支援できるように、創業希望者ごとのカルテ作成や必要な知識の習得から開業までをサポートする創業塾の実施、事業継続のためのセミナーや交流会の開催などを行ってまいります。

なお、目的設定につきましては、創業支援事業計画においてセミナー及び創業塾での支援対象者70名のうち、年間創業目標件数を8件、総合相談、専門相談の支援対象者67名のうち、年間創業目標件数を13件の計21件と設定しております。

○渡辺慎吾議長 水道部長。

○渡辺水道部長 それでは、水道事業についての2回目のご質問にお答えをいたします。

平成25年度実績となりますけれども、

管路事故は312件発生いたしております。漏水量などは約54万トンの発生を見っております。

以上でございます。

○渡辺慎吾議長 生活環境部理事。

○北野生活環境部理事 環境施策全般の再構築の具体的な内容についてお答えいたします。

現行の環境の保全及び創造に関する条例は、従前からの公害規制を初め空き缶の投げ捨てるの禁止、空き地の管理、動植物の保護、愛玩動物の管理、環境教育の推進等、広範な内容が盛り込まれております。

これらの事務を所管する関係各課で部会を構成し、現行の条例で環境課題に対応できているかどうか、検証するとともに、空き家の管理、ごみの持ち去り、地域猫の対応など、昨今の社会問題に対応していくために条例を見直し、新たな環境施策を構築してまいります。

続きまして、茨木市との2市だけの広域化で、将来にわたってごみ処理行政が担保できるのかというご質問にお答えいたします。

焼却施設の更新につきましては、本市が平成40年度、茨木市が平成38年度で、ほぼ同時期でございます。一方、他の近隣市は既に施設の更新を行っております。更新時期が同時期であるのは茨木市のみであり、焼却施設の建設や維持管理の効率化を図ることができます。

さらに、人口は本市が8万5,000人、茨木市が約27万7,000人であり、年間ごみ焼却量は本市が約2万4,000トン、茨木市が約11万トンでありますことから、両市で合算しますと、人口約36万2,000人、ごみ焼却量約13万4,000トンになります。

広域化により適切な規模を確保することになり、将来においても安定したごみ処理行政を担保することができると考えております。

以上でございます。

○渡辺慎吾議長 市長公室長。

○乾市長公室長 市民にとって身近に感じる平和施策ということでございますが、平和月間の事業といたしましては、7月中に市内公共施設へ折り鶴コーナーを設置し、市民の皆様には平和を願って鶴を折っていただいております。この鶴は、千羽鶴にいたしまして、被爆した広島、そして長崎へと届けさせていただきます。また、平和に関するパネル展やイベントを実施するほか、市内公共施設での平和黙祷等を実施させていただきます。

さらに、27年度は、戦後70年という節目の年でもあります。これら例年の事業に加えて、新たに身近な視点で平和について考えていただけるよう、市民の皆様には平和メッセージの標語作成をお願いしたいと考えております。これは、市内公共施設の折り鶴コーナーに併設するものでございます。

このような標語の作成は、お子さんから大人まで誰もが気軽に参加でき、そして日常生活の何げない場面を題材にすることができるように工夫しております。

標語づくりを通じまして、我々が当たり前のように感じている日々の生活が実はどうとい平和の上に成り立っているということについて、気づいてもらえればと願っているところでございます。

それから、多世代同居の取り組みについて、市民意識調査を活用するなど、市民ニーズを酌み取ることが必要じゃないかというような趣旨のご質問でございます。

ちょうど平成27年度は、総合計画の中間評価を実施いたしますことから、市民意識調査を実施することといたしております。このため、その中で多世代同居や近居支援策などに関することも調査内容に加えて、本市の特徴や市民ニーズを十分に踏まえ、本市の弱点や改善すべき点、充実すべき点など、実態を把握できるよう努めてまいりたいと考えております。

それから、市民意識調査の手法についてでございますけれども、これまで本市では、平成5年度にまちづくりに関する市民意識調査、平成14年度及び平成17年度に施策別市民意向調査、平成20年度には摂津市のまちづくりに関する市民意識調査を実施してまいりました。

平成20年度の調査では、市内に居住する満18歳以上の男女5,000人を対象に無作為抽出による郵送配布、郵送回収によるアンケート式で実施いたしました。この際、回答いただく方の負担を軽減するため、設問数を考慮の上、4種類の調査票に区分するとともに、中学校区別の地域特性や傾向が把握できるよう、中学校区別の人口案分を行うなど、調査手法に工夫を行いました。

平成27年度の調査は、総合計画の中間年度に当たりますので、5年間の取り組みに対する市民満足度の意向とあわせ、今後市で取り組むべき施策ニーズの把握や総合戦略を策定するに当たり必要となる関連分野のデータ収集もあわせて行えるような設問を設定してまいりたいと考えております。

その上で、前回同様、余り多くの設問となつては回答率への影響もございますので、回答いただく方の負担をなるべくかけずに、かつ意向を的確に確認できるよう、

確認したい対象となる層の方から、よりダイレクトな意見が聞けるように、またより効果的な調査手法を検討して実施してまいりたいと考えております。

それから、職員育成の管理職の責務というようなお問いでございます。

地方公務員法の改正も踏まえまして、組織が果たす役割と管理職の責務についてでございますが、平成26年5月に地方公務員法の一部を改正する法律が公布されております。その主な内容は、能力及び実績に基づく人事管理の徹底となっております。この改正で、これまでの年功序列の昇任や給与制度が抜本的に見直されることとなり、今後の地方公務員像を大きく変えていくことになると考えております。

能力本位による昇任や降任といった任用制度の確立、人事評価制度の確立、分限制度の確立など、組織としてしっかりとその枠組みを整えることが求められておられまして、同時に制度を確実に運用していける管理職の養成も不可欠となっております。

さらに言えば、改正地方公務員法も踏まえた人材育成のあり方を検討する必要があるということでございます。

改正地方公務員法に組織として対応するためには、現場の人事力、すなわち管理職の長としてのマネジメント力の向上が非常に重要になってまいります。現場の管理職が部下をよく知り、部下の成長に寄り添うことができれば、新たな枠組みの中で職員も組織も成長していくことができると考えております。

また、今回の改正では、役職ごとに標準的な職務遂行能力を定義する必要があり、これからの地方公務員像を見据え、長として担うべき人材育成能力についても検討してまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、キーパーソンである現在の管理職をしっかりと育成し、将来の管理職のあるべき姿も踏まえながら、若手職員を育成していきたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

○渡辺慎吾議長 次に、保健福祉部長。

○堤保健福祉部長 第3期地域福祉計画の策定についてでございますが、第2期地域福祉計画を策定してから約5年経過いたしており、その間、高齢者が2万人を超え、独居高齢者も増加の一途をたどっております。一方、全国では、孤立死や孤独死の増加など、地域におけるつながりの欠如が大きな課題となっており、本市におきましても、地域の関係性の希薄化が問題となっている現状がございます。

地域福祉とは、言いかえますと、地域のつながりづくりでございまして、お互いに顔の見える関係をつくっていくことが重要であると認識いたしております。

本市におきましては、庁内において安否確認ネットワークを構築し、孤立死等の防止に努めるとともに、災害時要援護者支援制度により、地域で困っている方を支援する体制づくりを地域のご協力のもとに進めており、災害時だけではなく、日常的なつながりづくりにも役立てていただけるよう推進いたしております。

また、地域ケア会議を開催し、地域における課題の抽出や共有、顔の見える関係づくりを進めております。

大阪府が策定を進めております第3期大阪府地域福祉支援計画におきましては、新たに生活困窮者自立支援システムの構築や避難行動要支援者に対する支援体制の充実等が新たに盛り込まれており、本市におきましても、これらの観点を盛り込むとともに

に、福祉関係団体へのアンケートや地域福祉懇談会による地域住民等の意見の抽出を行ってまいります。

また、市内各地でご協力いただいております登下校時の見守りなど一定の目的のもとに集まっていたいただいた方も、地域のつながりの一つであり、このような事例も新たな指標として取り込むことができるよう、庁内の情報を集約した上で地域福祉計画推進協議会に諮り、策定してまいりたいと考えております。

○渡辺慎吾議長 保健福祉部理事。

○島田保健福祉部理事 国立循環器病研究センターへの期待についてのご質問について、お答えいたします。

国立循環器病研究センター、国循と略させていただきますが、国循への期待としましては、多岐ありますが、大きく3点上げさせていただきます。

1点目でございますが、市の循環器病予防施策に関するアドバイザーとしての期待でございます。

例えば、市の循環器病予防施策の効果を検証していただく、あるいは来年度以降、特定健診事業にご協力いただきますが、こうした機会を通じて専門的な見地から現在のまたは新たな取り組みへのアドバイスをいただければ、効果的で効率的な施策展開が可能になるのではないかとというふうに考えております。

2点目でございますが、市民への健康づくりの情報発信源としての期待でございます。

さまざまな健康情報というのがあらゆる媒体を通じてあふれております。こうした中で、市のやっております健康教室等を通じて国循から信頼できる情報をしっかりと市民に届けることができれば、市民にとっ

て健康づくりの推進になるものというふうに考えております。

3点目でございますが、健康づくりを行う市民団体等に指導・助言する役割への期待でございます。

現在、国循がこれらの団体を直接指導・助言する機会はありませんが、行政が間に入ってそのような環境を整備することにより、さまざまな団体が行っている取り組みに対し、国循が医学的な見地から効果的な運動方法あるいは食事等について助言していただくことができれば、こうした自主的なグループの活動というものの方がさらに活発化できるのではないかとというふうに期待しております。

また、行政といたしましても、「まちごとフィットネス！ヘルシータウンせつつ」事業を行っておりますが、こうした事業に対するアドバイスというのをいただければというふうに期待しております。

これらの項目については、本市としての期待の一端ではございますが、期待にとどまらず、実現化すべく力を尽くしてまいりますとともに、市民の健康づくり活動が国循が加わることによりましてさらに広がるよう、行政としてしっかりと連携を図ってまいりたいと思っております。

以上でございます。

○渡辺慎吾議長 次世代育成部長。

○登阪次世代育成部長 学力向上の今後の具体的な取り組みについてお答えいたします。

本市におきます学力をめぐる課題を踏まえまして、来年度は新たに学力向上推進事業の立ち上げを考えております。

効率的にプリントを印刷できる教材データベース及びそのプリントをチェックする学習プリント活用補助員を活用した基礎基

本の学習内容の定着をモデル校2校に導入するとともに、12月に小学校2年生から6年生において、学力定着度調査を実施いたします。

その分析を踏まえまして、その年の取り組みを振り返り、次年度の学校経営計画等学力向上のためのプランづくりに生かすことで、各学校で1年間のPDCAサイクルの強化を図ってまいります。

中学校1年生につきましては、1月に実施される大阪府のチャレンジテストを同様のサイクルに活用することとします。

また、学習の意義や心構えをテーマにしたリーフレットを発行し、児童生徒とその保護者の学習への関心を高めます。

宿題や自主学習ノートを含む家庭学習においても、学校と家庭が連携できるような事業を効果的に進めてまいります。

続きまして、就学前教育の充実と小学校教育への円滑な接続に向けた取り組みの評価についてお答えいたします。

教育委員会では、これまでも就学前教育の実践の手引の活用のほか、幼児が就学後の大きな環境の変化に段階的になれていけるように、入学前に小学校の校内見学や給食体験を行う小学校体験や保育所、幼稚園の年長児と小学生と一緒に遊ぶ幼児と小学生の交流に取り組んでおります。

さらに、保育士、幼稚園教諭と小学校教諭が交流の場を設けたり、保育や授業をお互いが参観するなど、子どもたちの実態や教育内容、指導方法についてもお互いに理解を深めておるところでございます。

今年度の市内公私立保育所、幼稚園、小学校の職員を対象とした就学前教育推進研修会では、公立幼稚園教諭、小学校1年生担任から就学前教育の充実と小学校教育への円滑な接続に向けて、具体的な取り組み

事例の発表に加え、担当年齢や施設別に分かれて情報交換、情報共有を図っております。

就学前教育に培われた子どもの育ちは、小学校とそれ以降の教育の基盤となるものでございます。今後も、就学前教育と小学校教育がつながって接続、そして双方が子どもの生活や発達の連続性を踏まえ、子ども同士、教職員同士がさらに交流を深め、双方の教職員が子どもの姿を共有するとともに、互いの生活の仕方や環境を知るなど、さらなる取り組みの充実を図ってまいります。

○渡辺慎吾議長 嶋野議員。

○嶋野浩一朗議員 1点、2回目にお聞かせいただこうと思っていたのが1点だけ抜けておりまして、そこは3回目の要望として申し上げたいと思っておりますけれども、広報課のことでございまして、今回、27年度の基本方針をずっと読んでおりまして、1点ちょっと気になったところがあったんですね。何かといいますと、広報課の設置が市民が元気に活動するまちづくりの項目に書かれておるわけですよ。機構改革やという視点で見ると、私は計画を実現する行政経営のところに書かれるべきなのかなと思ったんですが、広報課の設置ということがこの2番に書かれていると。ここがあえて言うならみそなのかなというように思ったわけなんです。

というのは、市長も先ほどの1回目の答弁の中でおっしゃっていただきましたけれども、摂津市は山も谷もないまちであるというようなお話があって、そしたら何が宝なのかというと、やはり市民一人一人が生き生きと活動しているというか、そういった姿こそが大事にするべきものなのだろうなど。そういった視点に立って、その姿を

内外にしっかりと発信をしていくということが非常に大きな本市における戦略なんだなど。そういう捉え方をされているんだろうなというふうに私は理解をいたしました。

だからこそ、いわゆる機構改革ではなくて、広報課をつくって何を発信していくのかということに重きを置かれた。そういう書き方になっているんだろうなというふうに思いました。ぜひ、これは市民にしたらまちづくりとも関係してくることでありますけれども、市民一人一人が生き生きと活動するまちをつくっていくんだという、これこそ本市にとっての核なんだということをしかりと持っていて、広報課でも、よりいいものを発信していただくようお願いとして申し上げておきたいと思っております。

時間がございませんので、何点かだけピックアップして申し上げたいと思っておりますけれども、水道事業について部長からお聞かせいただきました。

具体的な数字を上げていただきまして、25年度312件事故があつて、54万トンの水が無駄になったと。本来、それを踏まえてこれからどうしていくのかということをお聞かせいただきたかったんですけれども、恐らくこれから大口の管路なんかを中心として、耐震化等図っていかれるんだろうなというふうに思っております。

第4次の総合計画をつくる際にも少し申し上げさせていただきましたけれども、やはり水道管の耐震化率が非常に低いわけなんです。やはり、水といったものの大切さを考えると、そこはやはりしっかりとやっていく。ただ、のべつ幕なしにやっていくわけではありませんので、まずどの施設を優先的に解消していくのか、補強してい

くのか、その姿をしっかりと見せていただく。その後、じゃあ水道料金はどうあるべきなんですか、そういったことをしっかりと私は出していただくということが大事なのかなというふうに思っておりますので、しっかりとお願いをしたいというふうに思います。

それと、ごみ処理の問題なんですけれども、理事からお聞かせいただきまして、本市と茨木市で二つで広域に取り組んでいくということが非常に効率的なんだということとはよく理解ができたわけなんですけれども、私先ほど申し上げましたように、仮にそのことによってどちらかのまちで、そしたらうちは不燃を請け負いますので、可燃の施設は廃止をしますとなったときに、それが将来的にわたって担保されるのかといったことは非常に大きな課題になるのかなというふうに思っております。

具体的なところは、これから茨木市さんと詰めていかれるのかなと思いますけれども、そこが将来的にも大丈夫なんだといったことがわかるような形で、しっかりと協議を進めていただきますように、よろしくお願いをしたいと思います。

それと、学力の向上のことについてでございますけれども、登阪部長から具体的な取り組みをお聞かせいただきました。

プリントを配付する補助員さん、モデル校でありますけれども、つけていくというようにお話だったわけなんですけれども、摂津市は小学校で10校しかありませんし、中学校5校しかないわけなんですよね。その中で、本当に今学力の問題で非常に厳しい状況にある学校、さらに言うなら、学級まで特定されていると思うんですよ。その原因までわかっているんだろうなというように思います。

そういう状況の中で、例えば今小学校2年生なんだけれども、3年生に上がるときに学級数が減る学校も実際にありますよね。そういういろんな状況を特定していきながら、じゃあこういう状況にはどのような対策をしていくのか、具体的にどのような教員の方に担任としてお願いをしていくのかということを含めて、本当に具体的なところがその学力向上の対応としてとれるんじゃないかなというふうに思っておりますので、それは教育委員会しかできないことだと思うんですよ。教育委員会がしっかりと把握をしていただいて、現場と共有していくということになると思いますので、そのことをしっかりとお願いをしたいと思います。

最後に、市民意識調査のところでございますけれども、本当に行政として得る、こういったものが欲しいんだ、市民感覚で欲しいんだといった層に、タイムリーに聞いていくということを公室長からも検討していくことはおっしゃっていただいたのかなというふうに思っておりますので、しっかりと設問の仕方も工夫をしていただいて、より効果的な調査をしていただきたいということを申し上げまして、質問を終わらせていただきます。

○渡辺慎吾議長 嶋野議員の質問が終わりました。

次に、大澤議員。

(大澤千恵子議員 登壇)

○大澤千恵子議員 それでは、自民党会派を代表いたしまして代表質問をさせていただきます。

平成27年2月12日、第189回国会における安倍総理の施政方針演説の中で、「安定した政権のもとでこの道を力強く前進せよ。これが総選挙で示された国民の意

思である。経済再生、復興、社会保障改革、教育再生、地方創生、女性活躍、そして外交、安全保障の立て直し、いずれも困難な道のりであり、戦後以来の大改革であるが、日本の将来を見定めながら、逃げることなく改革を進めなければならない。全身全霊を傾け、この負託に応えていくことを国民の皆様にお約束します。」と冒頭に述べられました。

中でも、地方創生については、地方の努力が報われる、地方目線の行財政改革を行い、熱意ある地方の創意工夫を全力で応援するとあります。しかしながら、現実には地方での財政状況は非常に厳しく、摂津市でも税収の減収のみならず、社会保障費の増加、そして公共施設の老朽化、加えて法人実効税率の引き下げなど、本市にとって非常に厳しい状況が続くことは予測できます。

だからこそ、この摂津市が安定した財政基盤を確立するためにも、今年度は国の施策である地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策をうまく活用していただき、職員の皆さんお一人お一人が前例にとらわれず創意工夫しながら、何とか乗り切っていくよう努力していただきたいというふうに思います。

自民党会派といたしましても、皆さんからお預かりしている税収の歳出についても、しっかりチェックし、摂津市を守り、子どもたちに夢ある未来を引き継いでいけるよう、ただいまより自民党の代表質問をさせていただきます。

まず1番目、市民が元気に活動するまち、自治会役員向け加入促進事業についてでございます。

自治会の加入促進の必要性については、昨年の定例会でも質問させていただいてお

りますが、自治会活動の衰退は地域のコミュニティの弱体化、そして災害や環境保全の対応力の低下を意味し、行政運営についてもはかり知れない影響が予測されます。このことから、自治会の加入促進は最大の行政課題の一つとして捉え、全市挙げて加入促進策を検討し、その対策に取り組むべきだと思いますが、市長のお考えをお聞きいたします。

続いて、みんなが快適に暮らせるまち、犯罪の少ないまちづくりについてです。

犯罪の少ないまちづくりは、まちそのものの持っているコミュニティ力だというふうに言われております。道をすれ違う人がお互い挨拶をする、そして歩いている子どもに声をかけるなど、地域の意識が犯罪を遠ざけるというふうにも言われています。犯罪を企てようとしていたところ、挨拶をされ、顔を覚えられたかもしれないと思い、犯行をとどまったという例もあります。

市長の考える犯罪の少ないまちづくりとは、お聞かせいただきたいと思います。

続いて、消防・救急救助が充実したまちづくりでございます。

消防・救急体制が充実したまちの指令・通信事業についてお聞きいたします。

市長は、市政運営の基本方針の中で、消防施策を推進するに当たり、吹田市との消防指令センター及び消防・救急デジタル無線の共同運用に向け整備いたしますと述べられております。

平成25年12月に、吹田市・摂津市消防通信指令事務協議会設立を議会で承認しました。翌年、平成26年1月には、両市長の調印式を終えられてから、約1年が経過いたしました。

平成26年度の経過と平成27年度の整

備スケジュール、平成28年4月運用開始についてお聞かせいただきたいと思ます。

続いて、みどりうるおう環境を大切にす
るまちづくりについてでございます。

第4次総合計画にある多機能で魅力ある
公園について、また公園の管理について、
これは昨年一般質問で公園の維持管理費
が非常に大きく、また公園の利用が少ない
ということについての質問をさせていただきました。

市長が考える多機能で魅力ある公園とい
うのはどういうものなのか、お聞きいたし
ます。

子どもたちの生きる力を育む取り組みに
ついてでございます。

子どもたちは、さまざまなサインを絶え
ることなく発し続けています。子どもたち
のそうした訴えに対して、私たちの社会は
適切な対応を十分有しているとは思えませ
ん。特に、希薄になってしまっている子ど
もと学校、そして家庭、地域との関係を再
構築するための手だてが求められており、
その確実な手だてとしてスクールソーシャ
ルワーカーがあるとされており、

文科省では、教育相談体制を拡充し、現
在の1,500人から5年後には1万人の
スクールソーシャルワーカーを学校に配置
するとしております。摂津市でも、いち早
くスクールソーシャルワーカーを活用して
おりますが、今回さらに相談事業の拡充が
なされますが、それらが必要とされる小・
中学校の実態と効果について、教育長にお
聞きいたします。

計画を実行する行政経営について、職員
の育成と組織の活性化についてございま
す。

これからの時代、新しい時代に対応した

人事戦略が必要であると思われていますが、市
長の求める人材とはどのような人材である
のか。また、あるべき組織の姿とはどのよ
うに考えられているのか、お聞きいたしま
す。

計画を実行する行政運営について、庁舎
管理事業の有効活用についてございま
す。

これは、何度も議会で質問をさせていた
だいておりますが、本館、新館含めた総合
的な活用と老朽化した西別館の整備につい
て、検討内容をお聞きいたします。

続いて、計画を実行する行政運営につい
て、大阪都構想についてでございます。

210万人、前代未聞の住民投票が5月
17日に実施されます。いわゆる一般的に
は、大阪都構想を実現するかどうかの住民
投票であると言われてはいますが、今回の住
民投票で決まっても、都にはまずならな
い。この住民投票で問われているのは、法
律的に定められた協定書による賛否で、協
定書には大阪都という言葉は一度も出てき
ておりません。今の法律では、東京都以外
の都道府県を都に名称変更することが定め
られていないからです。大阪府は大阪府の
ままとということです。

自民党は、大阪都構想に反対の立場で
す。しかも、摂津市は、大阪市に隣接して
いますので、今後のうねりに巻き込まれる
可能性が非常に高い市の一つです。

以前市長は、大阪都構想について議会で
もご答弁されていましたが、大阪都構想が
摂津市と無関係でないこともわかりだ
と思います。市長の見解をお聞かせくだ
さい。

「こども」をしっかり育む取り組みにつ
いて。

近年、子どもを取り巻く環境が大きく変

わっている中、学校だけでなく、家庭、地域、それぞれがそれぞれの役割、責任を自覚し、地域全体で子どもをしっかりと育まなければ、学校だけでは担い切れなくなっています。

市長も、本年度の重点テーマとして、摂津の子どもをしっかりと育むというふうに言われておりますが、市長の考える子どもを育むために必要なことはどのようなことであるかをお聞きいたします。

以上、1回目の質問でございます。

○渡辺慎吾議長 答弁を求めます。市長。

(森山市長 登壇)

○森山市長 自民党議員団を代表しての質問にお答えをいたします。

まず、自治会加入促進の取り組みについてでございますが、平時はもとより、いざというときには自治会や町会が重要な役割を果たしていることは言うまでもございません。しかしながら、少子・高齢、核家族化などライフスタイルの変化による意識の変化に伴い、自治会加入率が年々低下しております。加入者が減り、自治会活動が低下すると、さまざまな地域の問題や災害に対して立ち向かえなくなるなど、行政にとっても自治会の加入促進は大きな課題となっております。

自治会は、地縁組織でありまして、加入については強制でも義務でもありませんが、自治会の存在は地域を支える最も重要な組織であり、行政にとっても最大の協働のパートナーでございます。加入率の向上は、一朝一夕ではなし得ることはできませんが、自治連合会の方々ともご相談しながら、知恵を絞って取り組んでまいりたいと思います。

犯罪のないまち等々についての質問でございますが、平成25年中、本市の犯罪発

生件数は1,371件、大阪府内43市町村中22番目の発生件数でありました。犯罪の少ないまちとは、一義的にはこの犯罪件数が少ないまちのことです。しかしながら、犯罪件数に含まれてはませんが、犯罪の温床となるような事案や放置しておけば将来犯罪となるおそれのある事案もあります。単に発生件数が少ないだけでは、市民が安心して生活や活動することはできません。

本市が取り組んでおります人間基礎教育の精神が根つき、モラルが向上し、安心して生活ができてこそ、真の犯罪の少ないまちと言えるものと考えております。

このような犯罪の抑止の一助として、平成25年度から防犯カメラを設置しておりますが、今年度も10台の設置を予定いたしております。

消防指令センターの質問でございますが、平成26年度は、吹田市・摂津市消防通信指令事務協議会にて、吹田、摂津の消防職員及び実施設計業者の3者で数多くの協議・検討を重ね、消防指令センターの実施設計書を作成し、整備に必要な機器の選択を行い、予算を計上したものでございます。

平成27年度の整備スケジュールであります。消防・救急無線のデジタル化整備とあわせまして、吹田市において入札契約を行い、吹田市消防本部庁舎に現存する機器とは別に、新たに消防指令センターの機器を整備し、そして平成28年4月には摂津市からの人員配置を含めまして、吹田市・摂津市消防指令センターでの指令業務共同運用の開始を目標としております。

多機能で魅力ある公園・緑地のあるまちの取り組みについてでございますが、多機能で魅力ある公園・緑地のまちの取り組みと

いたしましては、まずは市民が公園を快適に楽しく利用していただけることを目標としております。そのためには、公園の安全が確保され、安心して利用できることが重要であると考えております。

公園施設の管理につきましては、職員により公園パトロールによる日常点検を実施し、安全確保に努めておりましたが、今後は第5次行政改革実施計画に基づきまして、パトロール業務委託による日常点検の充実を図り、さらなる公園の安全性の向上に努めてまいりたいと考えております。

また、地元自治会の協力をいただきながら、早期の瑕疵の発見に努めるとともに、専門家による遊具の点検なども行いながら、市民が安心して利用できる魅力ある公園づくりに努めていきたいと思っております。

求める人材とあるべき組織の姿についてでありますけれども、ピーク時900名の職員が600名余りにまで減少いたしております。限られた財源、限られた人数で、ますます多様化いたします行政需要にいかに対応していくか、今まで以上に一人一人の職員の質が問われることとなります。質とは、一人一人の能力もさることながら、やる気があるかないか、ここにかかっていると思っております。私は常々、やる気があれば不可能はないとよく言いますけれども、やる気を起こさせるのは言うまでもなく組織力でございます。そのリーダーである私の背中が問われるところでもあります。

おかげさまでこの11年間、副市長以下優秀な人材のもと堅実な行政運営をすることができましたが、今後も私を含め管理職がリーダーとなり、組織としてなすべき目標、解決すべき課題を明確にし、やる気のある人材を育ててまいりたいと存じます。

続いて、市役所庁舎の総合的な有効活用

についてでありますけれども、市役所の西別館は、昭和61年に建設され、現在会議室等に利用されていますが、老朽化が進んでおり、建設費の財源確保が懸案となっています。また、新館や本館の空調機器の老朽化も同様で、更新費用は概算で5億5,000万円と試算されております。

現在、全国の自治体では、建設や維持管理経費の削減を図る取り組みといたしまして、民間事業者を活用した設計、建設から維持管理までを一体で行うPFI事業や空調機器の導入におけるESCO事業などが実施されています。

本市においても、これらの整備手法の導入を検討するため、今年度、市庁舎総合整備事業事前調査委託を発注し、現在、市内企業や事業者への市場調査や整備における問題点や課題整理を行っております。

建て替えを進める上では、民間事業者の活用はもとより、市役所利用者の利便性を向上する視点も必要で、平成27年度も引き続き市庁舎総合整備事業支援業務委託を発注し、建て替えや更新に向けた取り組みを行ってまいりたいと思っております。

大阪都についての質問でございますが、前にもお話をいたしました、大阪市を再編するいわゆる大阪都構想の是非を問う住民投票が5月17日に実施される見通しであることは、認識をいたしております。

東京の一極集中、これはよくありません。そのためにも、大阪府と大阪市による二重行政などの無駄を解消し、強い大阪を再生しなければなりません。大阪市が持つ財政力、マンパワー、知的財産等々、これは強大なもので府下43市町村のそれに匹敵すると言ってもいいと思っております。大阪府と大阪市の再編で1足す1が3にも5にもなり、地下鉄の延伸等、そんなことも可能

性を探ってみてはいかがでしょうか。

特に、摂津市は周辺自治体です。ただ反対するだけではなく、このメリットを生かして摂津市が再生に向け取り組めないか、そんなことも私は視野に入れ、注視をいたしております。

なお、今のこの再編の問題は、府下43市町村に直接、間接かかわってまいります。大阪全体のあり方については、広域行政と基礎自治体の役割を明確化した上で進めていくべきものでありまして、今後とも、周辺自治体としてしっかりと注視してまいります。

念のため言っておきますが、私は維新の党でも自民党でもございません。摂津市民党として、この問題を、ただ反対とか賛成じゃなくてしっかりと捉えて我がまちにいかにもメリットを生かすか、そんなことを考えております。

以上です。

大澤議員さんの「こども」についての質問でございますけれども、これまでも何度もこういった質問をいただいておりますけれども、特にことは「こども」と「地域」ということをテーマにいたしました。同じような答弁になると思っておりますけれども、今、海外ではテロの問題、国内的にはわけのわからない事件、事故、災害等々いろんな問題が起こっております。中でも一番日本社会の深刻な課題といたしますのは、私は極端な少子・高齢化だと言っております。

お年寄りが長生きをされる、こんないいことはありません。ただ一方で、それ以上のペースで認知症とか寝たきりのお年寄りがふえていること、これはゆゆしきといたしますか、心配なことです。

お金も物もそうですけれども、それより

もこの日本社会を、そしてこの高齢社会をこれから好むと好まざるにかかわらず支えていかななくてはならないマンパワーといたしますか、子どもたち、若い力、これがどんどん減っていくということについては大変深刻な問題だと思っております。

いつも言ってますけれども、それだけにこの子どもたちに愛情を持って、そしてしつつけるといいますか、しっかりと育てるのが社会の役割だと思います。

そこで、体力もそうですけれども、ある程度の学力といいますか、これをしっかり身につける。これはやっぱり学校、先生方に頑張ってもらわないかと思っております。もちろん家庭も頑張らないかと思っております。一方で、一般的な社会常識、しつけ、これは学校も頑張らないかんですけど、やっぱりお父さん、お母さん、この人たちが真剣になって取り組んでもらわないかと思っております。

この両者がしっかりと頑張っても、今の社会、見て見んぷりする傾向があります。地域社会の皆さんにはしっかりと見守っていただかなくてはならないと思っております。

そういうことで、このバランスのとれた連携といいますか、この3者、これは理想像です。このそれぞれがしっかりと役割を果たしていただくための環境づくり、きっかけづくり、これが行政の仕事なんです。何やねんと言ったら、私がいつも言ってます人間基礎教育なんです。

そんなことで、これからもきっかけづくりにしっかりと取り組まないかと思っております。それをさらに今年度強調しておるわけであります。

この間もパナソニックの社長さんの講演で、夢を持って元気で挑戦できる、そういった若者を育ててくださいというような話

があったと思いますけれども、我々もこういったバランスのとれた連携がみんなでできるように、しっかりと環境づくりをし、社会に役立つ健康な子育てをしていきたいということの意味でございます。

以上で終わりですね。あとは教育長に答弁をさせます。

○渡辺慎吾議長 教育長。

(箸尾谷教育長 登壇)

○箸尾谷教育長 スクールソーシャルワーカー等活用事業等教育相談事業についてのご質問にお答えいたします。

本市の小・中学校におきましては、暴力行為、いじめや不登校などの児童生徒の生徒指導上の課題に加えまして、ネグレクト等の保護者による虐待が疑われる事案など、家庭環境が背景にあり、学校だけでは対応が困難な事案が増加してきております。

そのような事案に対しては、子ども自身への働きかけはもちろんのこと、子どもを取り巻く家族関係や家庭の経済状況等にも福祉的にアプローチして、課題解決を図るスクールソーシャルワーカーが専門とする手法が効果的であると言われております。

また、少子化や価値観の多様化、地域コミュニティの衰退などから、人と人とのつながりが希薄となり、子どもも保護者も友人関係や学習、子育てなどに不安を抱えながらも相談する相手がおらず、一人で悩むケースも増加してきています。

そのような事案に対しては、教育センターの臨床心理士が保護者や子どもからの相談を受け、心理的な負担を軽減させるなど、その解決に向けた支援を行っております。

学校とは違う場所での相談を選ばれるケースもあり、本事業の相談件数は年々増加

しております。

このようなことから、来年度は、これらの二つの事業の予算を拡充して相談体制のさらなる充実を図ってまいります。

○渡辺慎吾議長 大澤議員。

○大澤千恵子議員 それでは、自治会役員向け加入促進事業について、2回目の質問をさせていただきます。

昨年の6月、一般質問の中で、条例を提案いたしました。それについての検討経過について、またインセンティブの導入について検討されるとおっしゃっていましたが、この検討はどうなったのか、お聞かせいただきたいと思います。

さらに、市民窓口での転入時における加入促進の呼びかけ、それから自治会への情報提供についても質問させていただきましたが、この間の地域における加入促進活動はどのように行ったのか、お聞きいたします。

続いて、みんなが快適に暮らせるまち、犯罪の少ないまち、2回目でございます。

地域のコミュニティ、これだけではやはり年々増加する犯罪に安心して生活できないのも現実であると思います。先ほど市長が今年度10台の防犯カメラを設置するとお答えいただきましたけれども、防犯カメラを設置するということは、犯罪を未然に防ぐという目的であり、設置するだけでも撮られているという意識から抑止力にもなるということで、多くの自治体が設置に取り組んでいます。

現在、摂津市における防犯カメラの設置状況と課題についてお聞かせいただきたいと思います。

続いて、消防・救急体制でございますが、共同運用する消防指令センターは、消防・救急無線のデジタル化も含めまして、

消防隊、救急隊、そして市民の方々がどのように活用できるのでしょうか。また、救急車にタブレット端末を配備する予定になっていますが、救急搬送にどのようなメリットがあるのか、お聞かせください。

続いて、みどりうるおう環境を大切にす
るまちでございます。

今後、公園の維持管理はふえていくことが想定されますが、維持管理の削減についての取り組み、また自治会だけではなく、市民団体やNPOなどを活用した都市公園の維持管理を検討してはどうかと思いますが、こちらのほうを検討されたのか、お聞きいたします。

続いて、子どもたちの生きる力を育む取
り組みについてでございます。

スクールソーシャルワーカーの必要性は
もちろん言うまでもありませんが、スク
ールソーシャルワーカーや臨床心理士の一
般な専門家を幾ら増員しても、子ども
たちの悩みや問題に気がつくことができ
なければ、その配置は全く意味がないも
のになります。

やはり、日々接している担任や、それ
から部活動の顧問といった教員がそう
いった悩みや問題に気づく役割がある
と思われま

す。
ことし1月に本市中学校で起きた件は、
転落事故と教育委員会から報告を受け
ました。子どもと面会ができていない
ということで、原因についても明らか
にはされていません。教育委員会とし
てこの件をどのように検証し、対応し
ているのか、お聞かせ
いただきたいと思

います。
続いて、職員の育成と組織の活性化に
ついてでございます。

これからの職員には、時代の流れと、
それから市民の生活状況を感じられる
感性、

それから決定したことを実行できる
行動力、何よりも意欲を持った人材を
幅広く発掘し、職員として採用する
ことが必要であると思

いますが、意欲のある人材を採用す
る工夫と育てる工夫がどのように行
われているのか、お聞かせ
いただきたいと思

います。
続いて、庁舎管理事業の有効利用に
ついてでございます。
これは財政状況が厳しい中、このこ
とに取り組むことに関しましては、非
常に大変だと思

います。
先ほど市長にご答弁いただきました。

政策、大阪市と大阪府の二重行政に
つきましては、恐らく市長も、これ
が今までできなかったのは、広域行
政でできなかったのではなく、政策
提案の失敗であるということ
は市長も恐らくおわかり
いただいていると思

います。
また、摂津市は、先ほども申し上げ
ましたように、大阪市と隣接して
おりますので、特別区に入るこ
とは可能です。しかも、首長の専
決で議会承認なしでも言
われております。そうなれば、
首長のお考えによって決まる
可能性も出てきます。

また、特別区になれば、固定資
産税を一旦府に上納して交付金
を受けることとなります。それが
市民のためになるのかどうか
ということもあわせてお考
えいただけたらと思

います。
摂津市の1人区の府議は、大阪
都構想で地下鉄が民営化され
たら谷町線が大日から延びて
くると言われていますが、交
通政策についてどのような影
響があるか、先ほど

市長もおっしゃってございましたけれども、また採算がとれるかどうか、これは運輸政策審議会の答申や摂津市自体も財政出動することを求められることとなりますので、このことは実際は大阪市の廃止、分割で特別区が設置されることとは余り関係がございませんけれども、地下鉄事業の民営化、路線の延伸は関係がないとは思いますが、大阪都構想でこの地下鉄が民営化されたら谷町線が大日から延びてくるというような発言をされている方もいらっしゃいますので、ここにはしっかりと大阪都構想にも賛成される、反対されるのであれば、しっかりとお考えをお持ちいただきまして進めたいと思います。

市長のお考えをお聞かせいただきたいと思いますが、先ほど市長がおっしゃってございましたので、この摂津市に関しては、回りの状況をよく見て考えていくという方向でお考えいただいていると思いますけれども、再度そちらのほうをご確認させていただきたいと思います。

それから、「こども」をしっかり育む取り組みについてでございますが、最後に市長がおっしゃってございましたこのきっかけづくりである人間基礎教育、これに関しましては、私も何度もこの人間基礎教育についてはもっと学校で取り組むべきであるのではないかと質問をさせていただきました。

冊子のようなものを作成して、そして子どもたちにもっと配布してはどうかというようなことも質問とさせていただいておりましたが、実際には今現状、実践できていないのが現実であります。

新教育制度では、教育総合会議で市長の思いがしっかりと伝わり、協議されます。また、道徳教育が教科化される方向で準備

が進められていますので、人間基礎教育についても、子どもたちをしっかりと育むためにも学校で具体的に取り組むべきではないかというふうに思いますが、再度市長にこちらも聞きいたします。

以上です。

○渡辺慎吾議長 答弁を求めます。生活環境部長。

○杉本生活環境部長 自治会の加入促進についての取り組みについてのお問い合わせですが、昨年、議員のほうからもご質問いただき、私どもといたしましても条例化であったりインセンティブであったり、加入促進のさまざまな方法について検討していきたいというふうにお答えをしたかと思っております。

加入促進、条例につきましても、先進市、既に条例をつくられている市がございますので、そういったところの調査も行っております。

現状を申しますと、なかなか条例をつくってすぐに即効性があるものではないというようなことでもございますし、またインセンティブにつきましては、具体的に市内商店連合会等にもお声をかけさせていただいて、自治会とのコラボレーションができないのかといったようなお話をさせていただいたりもしておりますが、すぐにお答えいただくということになっておりませんし、またちょっと時間をいただかなければいけないのかなと思っております。

こういったインセンティブにつきましては、やはりインセンティブするための予算的な裏づけ等も要りますので、こういったものについては、今現在もう既に出ております地域活性化補助金の活用なども含めて、どういうふうにやっていくのかというのは、もうちょっとお時間をいただきたい

と思っております。

市民の例えば市民課窓口での呼びかけであるとか、そういったことについてもお話をいただいたかと思えますけども、こういったことの中で、市民課でもパンフレット等を配っておりますけども、こういった中で自治連合会の各自治会長さんとかとお話をしますと、やっぱり加入についてどのようにしていいか、言ってもなかなか自治会活動の意義とか、何の得があるんですかとかというお話になって、返されてしまって、なかなかご理解いただけないというお話がありましたので、さまざまな手法の中で、今年度につきましては自治会の加入促進マニュアルの作成という手段の一つご提案をし、協議をしながら、これからつくっていかせていただこうと思っております。

また、市長答弁にございましたように、自治会の加入促進は行政としての課題であることは十分認識しておりますので、今後とも議員各位のお力、お知恵もおかりしながら、進めてまいりたいと考えております。

次に、防犯カメラの設置の現状と課題ということでございますけども、既に平成25年度に20台、26年度に10台の計30台を既に関係各課、摂津警察と協議して、市内の主要幹線道路の交差点、信号柱や駅前などの防犯効果、犯罪抑止効果の高い箇所に設置しておりますが、27年度においても10台の追加設置を予定いたしております。

現在、設置されている防犯カメラにつきましても、より抑止効果の高い箇所に移設であるとか、撮影アングルの調整等々を考えながら、今後とも機器の耐用年数やランニングコストなども考慮しなくてははいけませんけども、設置については前向きに検討

してまいりたいと考えております。

また、設置箇所につきましては、教育委員会等関係各課、摂津警察署とも十分協議をした上で決定してまいりたいと考えております。

○渡辺慎吾議長 消防長。

○熊野消防長 消防・救急無線のデジタル化を含めた消防指令センターが消防隊や救急隊、市民の方々にどのように有効活用できるのか、また救急車にタブレット端末を配備する予定になっているそのメリットはというお問い合わせにお答えいたします。

現在、本市消防本部におきましては、平成28年度から吹田市・摂津市消防指令センターの共同運用の開始を目指し、種々検討・調整を行い取り組んでいるところでございますが、その効果といたしましては、大阪市、堺市の政令指定都市や人口40万人以上の中核都市が設置するⅢ型と言われる指令設備を有する消防指令センターを両市で構築することに当たり、高性能、高機能の指令システムを整備、運用することが実現し、119番の受信、処理能力が向上することで、より正確で的確な対応が可能となるものでございます。

また、災害発生状況、消防車両出動情報を一元管理することができ、大規模災害発生時に応援出動が迅速に行えるように相互応援体制を強化することも可能となります。

なお、応援出動においては、はしご車や化学車等特殊車両を有効に活用することも実現可能となります。

以上のように、指令業務を共同で行うことにより、災害時の市民の安全・安心に大きく寄与することが期待されるものでございます。

また、消防指令センターを共同で整備す

ることで、施設整備費や維持管理に係る費用の低廉化を図ることも大きなメリットと考えられます。

電波法の改正に伴い、消防・救急用アナログ無線の使用期限が平成28年5月末日までとされており、全国の大半の消防本部については整備が完了しております。

消防・救急無線をアナログからデジタルに変更し、現状よりすぐれるところ、いわゆるメリットでございますが、高品質でクリアな音声伝送が可能となり、雑音に強く秘匿性が向上し、災害発生時救急事案などの個人情報により一層保護されること。そして、選択個別呼び出し機能により、個別、グループ、一斉呼び出しの指定通信が可能となり、迅速かつ的確な消防活動が可能になるなど、クオリティーの高い消防・救急活動が実現されます。

また、救急用のタブレット式の通信機器を導入することで、より詳細でリアルタイムな医療情報を得ることができ、適切な搬送病院の選択、連絡がスムーズに行え、傷病者の救命率の向上や傷病者の症状に合った病院へ搬送することができるようになると思われま。

以上です。

○渡辺慎吾議長 都市整備部長。

○吉田都市整備部長 それでは、公園の維持管理の取り組みについてのご質問にお答えを申し上げます。

本市では、現在都市公園41か所、緑地緑道27か所、そしてちびっ子広場につきましては95か所を管理運営いたしております。

次に、平成27年度からは、吹田操車場まちづくり事業において整備されます都市公園が1か所、緑地緑道2か所が新たに管理範囲としてふえており、これらの要因も

あり、さらに今後公園の中の老朽化した施設の対策も含めますと、管理全体が増大傾向にあるというのが現実であろうというように認識いたしております。

都市公園・緑地緑道の維持管理につきましては、市民に安心・安全に利用していただくため、樹木の剪定、除草、薬剤の散布、砂場の清掃作業、トイレの清掃及び遊具などの点検を専門家などの民間事業者に業務を委託しているところでございます。

また、ちびっ子広場につきましては、地域の自治会などにおきまして、除草や清掃などについて日常管理を行っていただいております。これに必要な清掃道具、これを賄ってもらうための管理費を補助しているところでございます。

都市公園の管理につきましては、市民団体やNPO法人などへの委託についてのご提案であります。確かに公園に愛着を持っていただいている方々によって、ちびっ子広場と同様に日常管理を行うことができればありがたいというようにも思っております。

ただ、しかしながら都市公園という施設につきましては規模も大きく、また利用者も広範囲に及ぶということから、ちびっ子広場のような管理は難しいのかなど、困難ではないかというふうにも考えまことから、来年度より実施を予定いたしております。外部への委託業務の状況を踏まえながら、課題なども含めまして今後検証してまいりたいというふうにも考えております。

以上でございます。

○渡辺慎吾議長 教育長。

○箸尾谷教育長 ことし1月に生じた件についてのご質問にお答えいたします。

教育委員会としましては、今回の件について、大変重く受けとめており、状況を把

握するため、発生後直ちに指導主事を当該校並びに搬送先の病院に派遣し、情報収集を行いました。関係機関とも連携をしましたが、当該生徒が入院中ということもあり、現時点では直接的な原因は明らかになっておりません。

一方、当該校に臨床心理士を派遣して周囲の生徒たちへ面談を実施したところ、当該生徒と同じ部に所属する生徒の中には、当該生徒の回復を願うとともに、部活動優先の長時間の厳しい指導や公立中学校の部活動にしては多額の活動費の徴収等、部活動に対して不安や不満の訴えが半数程度の生徒からございました。

部活動は、本来、学校教育活動の一環として学級や学年を離れて生徒が自発的、自主的に活動を組織し、展開することを教員が支援するものであります。したがって、今回の件と部活動の関係は明らかではなく、また部活動の内容は、学校教育の範囲内で所属する生徒や顧問、教諭が相談しながら決めていくものではありませんが、教育委員会としても生徒にとって肉体的・精神的過重負担になっていないか、また金銭面で保護者に対して過重負担になっていないかを調査し、公立中学校における教育活動の一環としての範囲内で部活動を実施するよう、学校に対し指導をしております。

当該生徒は、現在入院療養中でありますが、学校によりますと、卒業式に出席し、部活動にも参加して卒業生を送り出したいと言ってくれているようで、教育委員会といたしましても、その一日も早い回復と再登校を心より願うとともに、このような件が二度と起きないよう、各学校に対し、生徒の気持ちに寄り添い、その悩みや不安をできるだけ早く察知するよう指導するとともに、部活動もあわせて注視してま

いりたいと考えております。

(「議事進行」と安藤薫議員呼ぶ)

○渡辺慎吾議長 安藤議員。

○安藤薫議員 ただいまの大澤議員の質問に対して、教育長から1月に起きた件についてご答弁がありました。

私たち文教常任委員会にもいち早くご報告をいただいて、命に別状ないというようなお話をお伺いしていたわけですが、非常に当事者、家族、それから学校と、広い範囲に及ぼす影響もあるし、教育的な配慮もある、プライバシーもあるということで、随時調べた中でご報告をするというようにお聞きをしておいたわけです。

こうした中で、こういった開かれた場でこういった形で報告されるということについては、私はちょっと納得のいかない面がございます。特に、教育的な配慮やプライバシーの問題点があって、もし学校教育の中での問題点があるということであれば、事前に関係機関と報告し合っただけで対応をとっていくと。一番大事なのは、当事者、子どもさんであり家族、学校、そして保護者の方々の思いを大事にしなければならないという点からいきますと、少しやはりこの今の答弁についてはちょっと議長のほうで一度調整を図っていただきたいと思っております。

○渡辺慎吾議長 暫時休憩します。

(午後3時 3分 休憩)

(午後4時37分 再開)

○渡辺慎吾議長 議事の精査でちょっと時間がおくれたことをおわび申し上げます。

再開いたします。

教育長。

○箸尾谷教育長 私が先ほど答弁申しました件につきましては、現在も調査中でございます。今回の答弁の内容につきまして、文

教常任委員の皆さんを初め議会に報告が十分にできていなかったことをおわび申し上げます。今後、注視し報告してまいります。

なお、本件の原因につきましては、先ほど答弁で申し上げましたように、現時点で明らかにはなっておりません。

○渡辺慎吾議長 大澤議員、訂正は。

○大澤千恵子議員 先ほど大阪都構想の中で、大阪市と隣接をしている摂津市が市長の専決でというところがございますけれども、これは大阪市、地域における特別区の設置に関する法律ができて、まずその8条でこの8条にのっとった形で有効投票数の過半数の賛成があったときはということでございます。その前に、協議会の設置ということで、この協議会が第252条の2の2で決められておりますので、こちらのほうが民意を問うというところがございますので、そのあたりだけご理解のほうをよろしくお願いいたします。

以上です。

○渡辺慎吾議長 議長で判断しますので、よろしく。私に取り扱います。

そしたら、市長公室長。

○乾市長公室長 職員の採用と育成に関連いたしましてご答弁申し上げます。

職員の採用に関しましては、平成26年度の採用試験から市単独で「やる気・元気・本気！ 枠」としてスタートしておりまして、就職説明会などを実施したこともあり、応募者数は増加し、競争率もかなり高くなっているのが現状でございます。

試験内容も工夫し、公務員対策試験を不要とするとともに、外部の面接官の活用、プレゼンテーション面接の導入など、多くの応募者の中から摂津市で働きたいという意欲あふれる職員の採用に尽力していると

ころでございます。

ただ、当然のことながら、採用はあくまで始まりであり、組織の中での育成がさらに重要になるものでございます。それが研修であり、OJTを中心とした職場における育成でございます。

研修においても、その内容等を工夫しているところではありますが、やはり組織の特性とともに職員の特性等も踏まえ、考える必要がございます。平成26年度からは、新任係長級職員を民間企業の職員と合同で受講する研修へ派遣するなど、公務員の枠にとらわれない研修についても取り組んでおり、社会人としての人間としての幅を広げ、仕事に対する姿勢等を学ぶとともに、刺激を受ける機会とも位置づけておるところでございます。

このように、知識や技術だけにとらわれるのではなく、受講者が刺激を受けたり、また自分の中の固定観念を否定するきっかけとなったり、さらなる意欲を駆り立てられるような研修についても引き続き検討してまいります。

このような型にこだわらない研修が、職員の個性を伸ばしたり職員の意欲を引き出すことのできる管理職の養成にもつながってくるものと考えているところでございます。

○渡辺慎吾議長 総務部長。

○有山総務部長 西別館の建て替え、空調の更新における民間活力の導入、補助金等の活用についてでございますが、公共施設に関しましての補助金等は、それぞれの目的により所管する省庁での補助金制度の活用が可能です。しかし、市役所庁舎を建て替える場合、補助金の交付がないのが現状でございます。

現状の施設の必要性から建て替えを検討

する上で、民間資金を活用するため、一部を貸し出すことにより管理経費の削減と歳入を生み出し、同時に市役所利用者の利便性を図ることができるかを今委託しておりますコンサルとあわせまして検討いたしておるところでございます。

また、空調の更新においては、経済産業省が所管する補助金制度があります。これにつきましては、省エネルギー率が補助金の対象の基準となっております。

民間活力による取り組みの例としましては、27年度に新館1階に設置する予定の広告付き地図案内板を予定しております。市役所へ来られる市民の利便性を高めるとともに、設置をする方からの使用料の確保が得られるものとなっております。

このように、今後進める建て替えや更新でも、民間資金や補助金制度を利用できるよう検討を進めてまいります。

○渡辺慎吾議長 市長。

○森山市長 大澤議員の2度目の質問でございますけれども、まず人間基礎教育の五つの心をどのように育てていくのかということでしたね、2回目の質問は。

先ほどからもちょっと話が出ておりますけれども、時あたかもと申しますか、今度国の法律が変わりました。そして、総合教育会議というのが設置されることになりました。そういうことで、今までと違いますのは、これからは首長と教育長が調整・協議することになります。これが今までと大きく違うところです。ただ、執行するのは、従来どおり学校現場に委ねることになります。

そういうことで、今日までも、この人間基礎教育の取り組みにつきましては、学校現場において異年齢の交流を実施したり、小さな子どもを思いやる気持ちの醸成を図

ったり、あいさつ運動を行ったり、さらにスクールソーシャルワーカーの取り組みを強化したりと、さまざまな取り組みを行ってきたところでございます。

今後、子どもたちに合ったといいますが、方法で粘り強くといいますが、学校現場で取り組んでいくことになります。

それから、大阪都の話でしたね。

大阪都の話ですけども、大阪都というのは、なるかならないかはさっきも言われたように法律はまだありませんから、府であろうと都であろうと、そんなことは別なんですけれども、お答えする前に、先ほど何か摂津市が大阪都に入るような話をやっておられましたけれども、なったらこうこうというような話をやっておられましたけれども、もともとこれは隣接都市協議会、隣都協というたら11市、大阪市に隣接している市なんです。初め、それを組み込むような報道とか話があったんですね。そのとき、私がそれを打ち消したんです。何ちゅうことを言うとなんやと。大阪府と大阪市はまずしっかりやらんかと。我々を巻き込むことならんということで、これは明確に外れています。もう全く心配することないです。

それと、先ほど首長が判断できると言われてましたけれども、そんなことできないです。やっぱり市民の意思、議会の同意がないと、特区には入ることはできないんで、それで、いろいろおっしゃっていたんですけども、前にも言ったように、私はこの話20年ぐらい前までさかのぼると思います。日本の国、東京と大阪で二眼レフと言ったら、車の両輪のごとく切磋琢磨して、高度経済成長、そして世界の先進国の仲間入りができたんです。ある時期から大阪だけだめになったんです。東京一極集中で大

阪が一地方になってしまったんです。

犯罪は多いわ、そして一地方になってしまったわ、どないかせないかんでというのは二、三十年前からこの話は出ているんです。方法として僕らが言ってきたのは、その当時私は自民党の府会議員でした。一つは、大阪府民は1年間約5兆円の国税をみんな納めているんです。これが3割しか返ってこないから、これを5割還元さすことだと。国会に行って、要望に私も行ったことがあるんですけど、返せと。4割ほど返ってきていると思いますね、今ね。

もう一つは、大阪市と大阪府の二重行政等々いろいろと矛盾がある。不幸せ（府市合わせ）とかなんとか言われたけれども、1足す1が2よりも1.5になってしまっているのと違うかというような話があったんです。いろいろあったんです。そのときから、地下鉄をここへ引け、あかんとか、大阪府と市でそないやっておったことを思い出すんですけどね。

私は、大澤さんは今自民党の市会議員であられますけれども、自民党は何で反対するんかなど。何も賛成することはないけれども。この大阪都の問題ね、何か知らんけど、何とかしてみんなで力を合わせて大阪を強うしようやないかと、追いつけ追い越せやという話だと思っんです。それがいつの間にか政局になってしまっているような気がするんです。これは非常に残念だなと、私はそう思っています。

だから、それぞれの言い分はあるけれども、やっぱり力を合わせて、これが何とか大阪が立ち直れる一つのきっかけになればいいなと私は思っています。

摂津市の場合、わかりやすく言って、よく出てくるのは、摂津市にかかわらず北摂の南部は全く開発できない。将来の人口減

少に対してどうするんやというときに、やっぱりもう特に摂津の場合は安威川以南、鉄軌道を敷くしかない。ついそこまで来とるけれども、全くこっちへ来る気配がない。今まで協議会もあったけど、それもなくなってしまったと。

今この話が出てきたんで、これに飛びついたらどうやと私は思っています。簡単な話ではないけれども、何かきっかけを見つけるとするならばこれだと。恐らく市民の皆さんにこの話をしたら、それはそやと言わはると思います。簡単な話じゃないけれどもね。それで、私はこの話に、別に何党の立場でもなく、関心を持って、私も20年前この話をやっていた張本人ですからね。言うてるだけでありまして、誰がええとか悪いとか、そんな話ではないんでご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○渡辺慎吾議長 大澤議員、3回目。

○大澤千恵子議員 それでは、3回目です。

今回、自治会の役員促進マニュアルを作成するということですが、マニュアルを作成することはもちろんですが、まず未加入世帯の把握と、それから自治会の現状、そして自治会費以外の負担状況の調査、そして未加入者の意見聴取により、なぜ自治会に加入しないのかということ把握する必要があると思います。

そういったことがちゃんと把握できているのかということをお聞かせいただきたいと思います。

あわせて、市職員の自治会の加入状況、こちらも把握されているのか。そしてまた、マニュアル作成についてのスケジュールはどのようになっているのか。それぞれの自治会との協議がなされた上でのマニュアルになる作成であるというふうに思っ

おりますけれども、協議をしっかりと行って作成されるのか、お聞かせいただきたいと思っております。

今後、高齢者世帯の会費の軽減とか役割負担の免除などで、現在加入している方々の自治会離れを防ぐという観点も入れながら、取り組みを行わなければならないと考えるべきだと思いますが、その点についてのお考えを聞かせいただきたいと思っております。

それから続いて、防犯カメラでございますが、非常に高額でありますので、市内全ての危険箇所を設置することはできませんが、最近ではさまざまな防犯カメラの設置の取り組みが市町村でも行われております。その中には、自動販売機と防犯カメラが一体になったもので費用がかからずに設置できるものなど、さまざまなものがあります。こういったものも検証していただきたいと思っておりますが、またお考えをお聞かせいただきたいと思っております。

また、防犯カメラの設置と広報は必ずセットで検討していくべきだというふうに考えます。

防犯カメラの設置事実や運用ルールを具体的に地域住民に周知していくことが有効であると、警察の防犯カメラの検証報告書の中にもございます。回覧板や掲示板などの地域のコミュニケーションの手段、広報紙、それから複数の情報媒体を複合的に活用して、防犯カメラの設置事実及び運用ルールの周知を図っていくことが非常に重要だと考えます。

また、地域住民に知られていなかった設置の説明会、こういったものも積極的に開催していくことも必要であると思っておりますが、これは要望とさせていただきます。

続いて消防ですが、平成18年に消防組

織法が改正され、消防の広域化について規定され、平成24年の一部改正ではさらなる消防広域化について規定されています。消防本部は、以前は931消防本部があり、平成19年には807消防本部、平成26年には752の消防本部となり、平成の市町村合併とあわせて全国では消防の広域化が進みました。

大阪府下では、43市町村中28消防本部と徐々に広域化に進んでいる現状であります。今回、吹田市と消防指令センターを共同運用することで消防の広域化の一步を踏み出したと思っておりますが、次の消防指令センターを更新する約10年後には、全国的に消防の広域化がさらに進んでいるというふうに思われます。

消防におきましては、市民の安全・安心のため、消防の救急体制が充実したまちななるよう、また消防の広域化について常にアンテナを張りめぐらせ、日々勉強し、消防広域対策を考えていただくよう要望とさせていただきます。

それから、公園ですが、市内の公園を見ると、明らかに利用者が少ない様子が見えがえます。市民が公園を有効利用できるよう、今後、模索をしていただくよう要望とさせていただきます。

それから、先ほどの子どもたちの生きる力を育む取り組みについてでございますけれども、直接的な原因は明らかになっていないということで、ご答弁いただいた内容も含めて、部活が教育活動の一環としての範囲を超えていたかもしれないということはどうかがえませんが、またこのような事故が二度と起きないように、各学校の部活を今後調査していただきたいなというふうに思っておりますし、またこの件に関しましても、今後また調査をして報告をしていただきたいと

いうふうに思っております。

顧問の先生は、市内の中学校でも有名な先生だというふうにお聞きしております。コンクールでも数々賞をとられて、そして摂津市としても市民文化ホールを部活の練習に減免で貸し出したり、こういったことも支援してきたとお聞きしております。そのような活発な部活の中で、生徒にこういったことが起こったのは残念ですけれども、あわせて家庭の状況、それから学校での学校生活、こういったものもあわせて検証して報告をしていただきたいなというふうに思います。

そして、生徒が学校生活にきっちり復帰できるよう、学校と保護者としっかり連携をとりながら対応していただきたいなというふうに思っておりますので、よろしくお願いたします。

それから、職員の職務意欲の向上を図る上で、人事評価が適切に行われることは、もちろん不可欠であり、その重要性は極めて高いと思います。職務目標達成のために懸命に取り組んできた職員が、その努力を正当に評価されなかったとすれば、意欲の向上どころかやる気を損なうということになりかねません。

人事評価を適切に行っていくためには、職員自身による自己評価を適切に活用していただきたいと思います。

そして、客観的な立場に立つ第三者に関与を求めて評価の検証を行うシステムを取り入れることが効果的と考えられます。そのための第1段階として、評価に対する苦情処理のシステム等へ第三者が関与する新たな評価検証制度の導入を取り入れてはどうかというふうに思いますが、こちらも要望とさせていただきますのでご検証ください。

それから、計画を実行する行政運営、庁舎管理の件でございますが、先ほどご答弁いただきましたように、民間資金や補助金制度を活用しながら、検討していただくよう強く要望とさせていただきます。

それから、大阪都構想の件でございます。

先ほど市長にご答弁いただきました。一つ、先ほど20年前からというお話がございましたけれども、東京都は、特別区の自治権獲得の流れに逆流しているということで、先日、大阪区長にアンケートをとったところ、やはり市にするべきだというようなご意見がかなりございました。こういったことも含めて、また改めて検証のほうをしていただきたいなというふうに思いますし、そしてこの二重行政の解消ですが、一つ市長にお聞きしたいのは、市長は大阪都構想がなければ二重行政は解消しないというふうに思っているのかどうかだけ、一つお聞かせいただきたいなというふうに思います。

どちらにしても、大阪市民の投票で大阪市がなくなるということでございます。これに関しましては、行く行く摂津市の影響は少なからずもちろんございますし、摂津市のために頑張ってきた市長が安易な判断はされないとはいえますけれども、そういった周りの環境をよく見ながら、摂津の子どもたちに、そしてまた次世代につなげるようにお考えいただくよう、これは要望とさせていただきます。

そして、最後でございますが、人間基礎教育です。

せっかく長年続けてこられた人間基礎教育ですから、この摂津市で学んだ子どもたちが将来この人間基礎教育をしっかり次世代に引き継いでいただけるように、私は何

らかの形で残していただくように強く要望とさせていただきますと思います。

以上、3回目です。

○渡辺慎吾議長 生活環境部長。

○杉本生活環境部長 自治会の加入の関係でございますけれども、現状課題等でございますけれども、個々の自治会の状況については把握はしておりません。ただ、各自治会長さんと懇談をしたりお話をさせていただく場でさまざまなお話をいただき、そのときの問題点で市ができること、あと市としてアドバイスできることや市として協力できることについては、今までどおりやってまいっております。

会費等についても、全部を把握しているわけではございません。

それと、市の職員の加入というお話もございました。以前にもこの本会議で議論があったところでございますけれども、先ほど市長答弁にございましたように、加入について強制でも義務でもない。これは職員であっても同じかと思えます。ただ、職員である以上、自治会活動の重要性を当然認識すべきでありますし、それが加入がないということであれば、それについてはぜひ入っていただきたいなど、我々としては思いますし、そのように機会を捉えて申し上げていきたいと考えております。

それと、防犯カメラのことで自販機に付いている防犯カメラについてどのように考えているかということでお問い合わせがございました。

さまざまな手法が出てきていますし、防犯カメラ自体につきましても、例えばコンビニエンスストアでありますとか駐輪場、駐車場や、さまざまな民間が設置されている場合もあって、これは割と警察のほうでも捕捉をされているようで、犯罪があった

ときにはそういうのも活用されているようです。

新しく自販機付きは安価でできるということで、この前に議員からもご紹介を私どもにいただきまして、ちょっと業者さんともお話をさせていただいておりますけれども、市が市としてしっかり付けていく防犯カメラというものの台数とそれを補完する自販機に付いているカメラというのと、やはり分けて考えていけばいいのかなと思っております。

そういうのがご協力いただける、また自販機に付けていただけるというのは、これは全然否定するべきものでもありませんので、相互に補完をすることによって、よりそういう犯罪の抑止になるのであれば、これは非常に好ましいことと考えておりますので、今後もそういうことの設置については研究・検討してまいりたいと考えております。

○渡辺慎吾議長 本日の議事は、あらかじめこれを延長いたします。

市長。

○森山市長 3度目の質問にお答えします。

その前に、今ちょっと要望だったと思いますけれども、先ほどの事故の件についてですけれども、今ちょっと聞いておりますと、あの事故と部活と何か関連があるような話をなさっていますけれども、今、さっきの話もありましたが、ご本人は早く回復して部に戻って、またしっかり頑張りたいという心境であられるそうですので、その辺誤解のないように。

○渡辺慎吾議長 市長、これは教育委員会の所管ですんで、その件に関してはご答弁要りませんので。

○森山市長 わかりました。はい。

大阪都の話ですけれども、別に大阪府で

も大阪都でも大阪県でも、別にそんなことにはこだわってないんです。でも、私は思うんですけれども、今の大阪市を何らかの形で発展的にでも解消したほうがいいんじゃないかと思っています。

二人両巨頭がいて、一緒の人じゃないんですね。やっぱりその辺のことはそのほうがいいんじゃないかなと、私が長いこと府におった実感です。でも、東京都でもいろんな矛盾があるようです。だから、東京都を参考にするとか、何かよう探ってみるかなで知恵を絞れば、私はいい方法が出てくるかもわからんと思います。だから、今回大阪を何とかよみがえらそうということで、この議論がばあっと巻き起こったことだけでも、私はこの大阪の活性化につながったらええのになと思っていますんで、余りこだわっておりません。

以上です。

○渡辺慎吾議長 生活環境部長、答弁漏れがありました。

○杉本生活環境部長 失礼いたしました。マニュアルのスケジュールということもお聞きいただいておりますので。

4月29日に自治連合会の総会がございますので、第一弾としては、そこを目指したいなどは考えております。ただ、自治連合会との協議がございますので、その中でできるだけ早期に、第1目標は自治連合会の総会、それにおくれましても、できましたらこの前半には早々につくれるように頑張りたいと思っています。

以上でございます。

○渡辺慎吾議長 大澤議員の質問は終わりました。

お諮りします。

本日はこれで延会することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺慎吾議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

本日はこれで延会します。

(午後5時5分 延会)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

摂津市議会議長 渡 辺 慎 吾

摂津市議会議員 増 永 和 起

摂津市議会議員 弘 豊

摂津市議会継続会会議録

平成27年3月5日

(第3日)

平成27年第1回摂津市議会定例会継続会会議録

平成27年3月5日(木曜日)
午前10時開議場
摂津市議会

1 出席議員 (21名)

1 番	上村高義	2 番	木村勝彦
3 番	森西正	4 番	福住礼子
5 番	藤浦雅彦	6 番	村上英明
7 番	三好義治	8 番	東久美子
9 番	市来賢太郎	10 番	中川嘉彦
11 番	増永和起	12 番	弘豊
13 番	山崎雅数	14 番	水谷毅
15 番	南野直司	16 番	渡辺慎吾
17 番	嶋野浩一朗	18 番	大澤千恵子
19 番	野原修	20 番	安藤薫
21 番	野口博		

1 欠席議員 (0名)

1 地方自治法第121条による出席者

市長	森山一正	副市長	小野吉孝
教育長	箸尾谷知也	市長公室長	乾富治
総務部長	有山泉	生活環境部長	杉本正彦
生活環境部理事	北野人土	保健福祉部長	堤守
保健福祉部理事	島田治	都市整備部長	吉田和生
土木下水道部長	山口繁	教育委員会 教育総務部長	山本和憲
教育委員会 次世代育成部長	登阪弘	教育委員会 生涯学習部長	宮部善隆
監査委員・選挙管理 委員会・公平委員 会・固定資産評価審 査委員会事務局長	井口久和	水道部長	渡辺勝彦
消防長	熊野誠		

1 出席した議会事務局職員

事務局長	藤井智哉	事務局次長	川本勝也
------	------	-------	------

1 議 事 日 程

1,

代表質問

公明党 藤浦 雅彦 議員

市民ネットワーク 上村 高義 議員

民主市民連合 東 久美子 議員

大阪維新の会 中川 嘉彦 議員

1 本日の会議に付した事件

日程 1

(午前10時 開議)

○渡辺慎吾議長 ただいまから本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員は、山崎議員及び水谷議員を指名します。

日程1、代表質問を行います。

順次質問を許可します。

藤浦議員。

(藤浦雅彦議員 登壇)

○藤浦雅彦議員 それでは、順位に従いまして、公明党議員団を代表いたしまして質問させていただきます。

先日、国会におきまして経済対策と地方創生及び復興加速のための平成26年度補正予算が野党各党の反対の中、自民、公明の与党の賛成で成立をいたしました。本市におきましてもそれを受けまして、地域住民生活等緊急支援交付金を活用したプレミアム商品券の発行や地方創生事業の策定、中期的な地方版総合戦略の策定などが行われることになりました。また、平成27年度は明年に市制施行50周年を迎える前年であり、摂津市の夢を形にするため長年取り組んできた吹田操車場跡地まちづくりのまち開きを明年春を迎える大きな節目の年となります。市民が住んでよかったと誇りを持っていただける摂津市の構築を目指す立場に立って質問をさせていただきます。

まず1、平成27年度予算と今後の財政見通しについてですが、平成27年度予算において歳入減少要件の概略、そして今後の見通し、また歳入増加が見込まれる要件はどのようなものが考えられるのか、またこれまでの基金が温存できてきた理由と今後の見通しについてご答弁ください。

次に、2の(1)、健康・医療のまちづくりについてですが、現在、摂津市、吹田市、国循が連携した計画を策定中です。本

市はこれまでに、健康づくり施策では、市民と協働による先進的な取り組みを実施してきましたが、そうしたことと連携と整合を図るとともに、本市としての確固たる理念を持ち、吹田市の思惑に任せるのではなく、小さいながらもきらりと光る本市の存在感を示すことが重要であると考えますが、市長のお考えをご答弁ください。

次に、2の(2)、魅力ある地域づくり、人口減少問題の克服の取り組みについてですが、施政方針の中では、本年度も自分たちのまちを自分たちで育てるとのテーマを掲げておられます。今後、行政としてはどのように進めていくのか、また、まち・ひと・しごと創生法に基づく地方版総合戦略を策定との方針がありますが、コンセプト及びその中身について、どのような取り組みを考えておられるのか、市長の意気込みをご答弁ください。

次に、2の(3)、吹田操車場跡地のまち開きと本市の発展についてですが、長い年月をかけて、本市の夢を実現するプロジェクトとして、吹田操車場跡地のまち開きがいよいよ明年春に予定をされています。その意義及び検討されている行事内容等についてご答弁ください。

次に、2の(4)、安威川以南地域に第2児童センター機能を備えるコミュニティ施設構想の見通しを示すことについてですが、昭和63年第1児童センターが開設されてから27年が経過しています。第2児童センター建設については、これまでの答弁で、今年度が最終年度となる次世代育成支援行動計画に、安威川以南地域においては、公共施設を活用した児童館機能の整備を検討するとしておられました。安威川以南、以北という地理的なことを考慮するに当たって、安威川以南地域における第2児

童センター機能を備える公共施設構想について市長のお考えをご答弁ください。

次に、2の(5)、スポーツ施設の整備についてですが、昨年の第1回定例会におきまして、市長は2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催決定という機を捉え、また市制50周年も視野に入れ、次代を担う子どもたちの夢の実現を支援し、人間基礎教育を実現する場として総合体育館構想を検討してまいりたいと思いと答弁をされました。この総合体育館構想にける市長の思いを土地の有効利用も含めてご答弁ください。

また、総合計画の目標であります、誰もが身近なスポーツ施設で手軽にスポーツを楽しめ、スポーツを通じて人と人の触れ合いを図ることについて、教育長のお考えをご答弁いただきたいと思います。

次に、3の(1)、自治会加入率の向上策についてですが、自治会加入率においては、本市において減少傾向にあります。地域においては防災訓練などによる地域の安全・安心、つながりという面でも自治会の存在は欠くことのできないものであると思います。自治会組織の将来像について、市長の考えをご答弁ください。

次に、4の(1)、千里丘西地区のまちづくりの方向性についてですが、補助事業としては3年目を迎えますが、現在の取り組みと今後の見通しについてご答弁ください。

次に、4の(2)、阪急正雀駅周辺のまちづくりの将来像と市内循環バスの利便性向上についてです。駅前道路の拡幅整備に関しては問題もありますが、一定方向性が見えてきたと認識します。また、市内循環バスを正雀駅付近まで延伸され、バスダイヤ改正も行い、利便性の向上を図られるこ

とを高く評価いたします。そして、十三高槻線の上部利用については、コミュニティ施設の設計を新年度に実施されます。一方で、地域力を生かしたまちづくりについては、これまで正雀駅前地区まちづくりワークショップが開催され、さまざまな観点から情報交換が行われてまいりました。今後、正雀駅周辺のまちづくりの将来像について、地域の方が主体となり、地域力を生かしたまちづくりの観点からどのように支援をしていかれるのか、ご答弁ください。

また、市内循環バスのさらなる利便性向上に向けての考えをご答弁ください。

次に、4の(3)、阪急摂津市駅北側、千里丘グランドハイツ前の境川河川用地の整備についてですが、この場所の整備につきましては、平成23年、24年、25年の毎年12月に一般質問をしてまいりました。平成23年の答弁では、市の若手技術職員の育成やスキルアップを考え、測量や図面作成、整備計画や簡易な施工まで行っていくとともに、市の第4次総合計画の基本構想では、協働による計画推進であることから、地域の方々、緑化団体、市や府が一体となり協働で整備を行うワークショップなどを開催し、管理方法も含めまして、地域に求められる整備計画づくりを検討してまいりたいと考えておりますと、当時の担当部長より答弁をいただきました。あのときは状況も変わっている中、このたびは自転車置き場設置もありきの整備と聞いておりますが、そのコンセプトと過去の答弁との整合性についてご答弁ください。

次に、4の(4)、自転車安全利用倫理条例に基づく交通安全教室についてですが、本年6月に道路交通法の改正に伴い、自転車の危険行為の取り締まり強化が予定されております。本市において自転車利用

のマナー向上のために今後どのように交通安全教室の取り組みを進めていかれるのか、ご答弁ください。

次に、4の(5)、災害に強いまちづくりの推進についてですが、これまで私ども公明党は地域防災計画に女性の視点を導入することや自主防災組織の強化、福祉避難所の設置、段ボールベッドの配置、民間避難場所のプレートの設置、地区ごとの防災マップ作成等、さまざまに要望してまいりましたが、多くのことを取り入れていただいていることに深く感謝申し上げます。

さて、市政方針にも上げられていたが、今後の防災に強いまちづくりの推進について、27年度における新規事業の概略をご答弁ください。

次に、5の(1)、ごみ焼却炉の更新問題と茨木市との広域化についてですが、より効率的なごみ処理体制の構築に向け、茨木市とのごみ処理広域化に向けた検討を進めるとありますが、ごみ焼却炉のこれまでの取り組みと平成40年の更新時期に向けて、今後の考え方についてご答弁ください。

次に、6の(1)、保育所待機児童の解消及び子ども・子育て支援新制度の取り組みについてですが、新年度より子ども・子育て支援新制度がスタートします。本市におきましても課題の一つであります保育所待機児童対策と保育の質の向上に向けた取り組みについてご答弁ください。

次に、6の(2)、「まちごとフィットネス！ヘルシータウンせつつ」と「まちごと元気！ヘルシーポイント事業」の取り組みについてですが、「まちごと元気！健康せつつ21」第2次がスタートし、中でも健康づくりの推進につきましては、これまで質問と要望を繰り返してきました。いよ

いよ「まちごとフィットネス！ヘルシータウンせつつ」のウォーキングコース全3コースが完成します。そして、「まちごと元気！ヘルシーポイント事業」も開始されますことに感謝申し上げます。

最初に、それぞれの内容と健康対策への意気込みについてご答弁ください。

次に、6の(3)、データヘルス計画についてですが、摂津市におけるデータヘルス計画についてご答弁いただきたいと思っております。

次に、7の(1)、子どもたちが行きたくてたまらない学校図書館づくりについてですが、公明党は昨年2月に子どもたちが行きたくてたまらない学校図書館づくりで学力向上を目指すための要望書を提出させていただきました。私たちは読書の重要性を掲げ、これまでにブックスタート事業の推進、小・中学校での朝の読書運動の推進、学校図書館のエアコン設置、専任担当者の設置などさまざまに取り組んでまいりました。

最初に、教育長に子どもたちの読書活動推進への思いをご答弁ください。

次に、7の(2)、学校施設の非構造部材の耐震の推進についてですが、学校施設の耐震化につきましては、平成27年度に完了する取り組みを高く評価いたします。今後は、非構造部材の耐震についても取り組まなければならないと思います。部材落下が生じる状態になれば、子どもたちが安心して学習できない、また災害発生時には避難所でありながら入ることができない状況になることも十分考えられます。外壁の老朽化対策も含め、非構造部材の耐震の促進について教育長の考えをご答弁ください。

次に、8の(1)、市内の産業振興につ

いてですが、平成24年度の事業所実態調査の結果を踏まえて策定した摂津市産業振興アクションプランに基づき、商工業の活性化に取り組んでいくとのことですが、本市産業の将来像をどのように描いておられるのか、市長のお考えをご答弁ください。

次に、8の(2)、セッピー商品券第7弾の取り組みについてですが、平成21年にセッピー商品券発行をスタートして以来、第6弾まで継続していただきました。第6弾は発行数5,000冊に縮小となりましたが、第7弾である27年度は地域住民生活等緊急支援交付金を使って商品券発行が実施されます。この交付金はどのように活用されるのか、また交付金が交付されなかった場合の商品券発行についてのお考えをご答弁ください。

次に、9の(1)、子ども医療費助成の対象年齢拡大などの時代のニーズに応じた行政サービスの展開についてです。市長は市政方針で、第5次行政改革に関連して、子ども医療費助成の対象年齢拡大など時代のニーズに応じた行政サービスの展開を検討する、またつながり、きずなを軸にまちの元気の根幹である地域、そしてこれからの摂津を担う「こども」を重点テーマとしますと述べられました。人口減少問題解消につながる子ども医療費助成の対象年齢拡大について、市長のお考えをご答弁ください。

次に、9の(2)、老朽化した公共施設の更新問題についてですが、庁内プロジェクトチームを組織し、計画的かつ効率的な整備や維持管理を進めていく内容が上げられていますが、その内容及びどの部署が主になり進めることになるのか、ご答弁ください。

次に、9の(3)、市民サービスの向上を目指した電子自治体の推進についてですが、近年の情報通信技術ICTの進展は目覚ましく、本市におきましても市民サービスの向上や活力のあるまちづくりなどを実現するためには、ICTの効果的な利活用がますます重要になってまいります。その実現に向けて摂津市地域情報化計画の策定や、またマイナンバー制度導入に伴い交付される個人番号カードを活用し、住民票の写しや印鑑登録証明書などのコンビニ交付の開始についてご答弁ください。あわせて、以前から公明党として何度も要望してまいりました携帯電話やスマートフォンを活用し、必要な市政情報を必要な人に迅速に届けることができるメールやSNSを活用した情報発信システムの構築についてのお考えをご答弁ください。

以上で1回目を終わります。

○渡辺慎吾議長 答弁を求めます。市長。

(森山市長 登壇)

○森山市長 公明党議員団を代表しての質問にお答えをいたします。

今後の歳入と基金の見通しについてのご質問でございますが、歳入の市税につきましては、国の税制改正により法人税割の一部国税化と法人実効税率の引き下げの影響で、平成27年度は約3億円の減収を見込んでおります。今後さらなる税率の引き下げや償却資産課税の税制措置も予定されておりまして、本市課税の根幹であります市税収入に大打撃を与える可能性がございます。それに対しまして、南千里丘の開発により平成27年度の個人市民税は約6,000万円の増収を見込んでおります。今後、吹田操車場跡地の開発によりさらなる増収が見込めるものと考えております。また、地方消費税交付金においては、消費税

率8%引き上げの影響の平年度化により大きな伸びを示しております。

基金につきましては、これまでの行財政改革の取り組みの成果や企業誘致条例による増収などの臨時的な収入により、当初予算ベースで主要基金を約46億円確保することができました。今後、国の税制改正、景気の動向によるさらなる市税の減収やこれまでの臨時的な収入の見込みが厳しいため、これまでのように基金を確保することは非常に困難となってまいります。今後も市民により質の高いサービスを提供するため、第5次行政改革を先延ばしせず、時期を決め、着実に進め、中期財政見通しで示しております累積赤字の解消と年度間の財源調整ができる基金を確保してまいり所存でございます。

健康・医療のまちづくりについてであります。両市で進める健康・医療のまちづくりは、JR操車場跡地を中心に、本市と吹田市が国循と連携して循環器病予防に取り組むことにより、両市民のみならず我が国の健康寿命の延伸というゴールを目指そうというものであります。この目標に向かって進むためには、吹田市等と歩調を合わせていくことも大切であり、その上で本市の健康指標の状況などを踏まえて、(仮称)健康・医療のまちづくり計画を取りまとめ、特色を打ち出していくことが重要と認識をいたしております。

議員ご指摘のとおり、本市では健康づくりを施策の柱に、これまで市内の医療関係者や市民とともにオール摂津でまちぐるみの健康づくり施策を推進してまいりました。これは他市にはない摂津市としての強みと考えております。この地域のつながり、きずなを大事にしながら、既存の健康せつつ21との整合性、連携を図った新た

な計画を策定し、健康ならではの健康・医療のまちづくりを全国に発信してまいりたいと考えております。

魅力ある地域づくり、人口減少問題の克服についてであります。これまでもまちづくりの土壌である地域の魅力を創出し、摂津の価値を高めるべくさまざまな取り組みを進めてまいりましたが、人口減少社会を見据え、さらなる取り組みの必要性を感じてきたところでございます。昨年のまち・ひと・しごと創生法の成立を踏まえ、本市の魅力向上につながる取り組みを積極的に総合戦略に位置づけ、そして実施していくことが人口減少対策の重要な道筋であると認識をいたしております。これら総合戦略に位置づけられた事業については、交付金措置もあることから、市政運営の基本方針でも述べましたように、職員が一丸となり、知恵を絞り、工夫を凝らし、最大限国の財源を活用するべく、オール摂津で取り組んでまいり所存であります。

吹田操車場の跡地のまち開きについての質問でございますが、昭和62年に梅田貨物駅のJR操車場跡地への全面移転計画の発表から紆余曲折しながら、約30年を経てようやくJR操車場跡地の土地区画整理事業の完成が見えてまいりました。しかし、国立循環器病研究センターの建設を初め、民間事業者による住宅整備また処理場跡地における医療クラスターの形成などが計画されており、今後とも本市の発展に向けた新たなまちづくりの始まりとしてしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

そのような中で、市制50周年を迎える平成28年には、今日まで(仮称)千里丘公園としておりました名称を地域の歴史を感じさせる明和池公園として命名いたしま

した。防災機能を有した都市公園やJR貨物に沿って整備された延長約1キロメートルの緑の遊歩道が完成いたします。また、公園に設置された健康遊具や遊歩道を利用したウォーキングコースの設定なども計画しており、緑豊かな健康まちづくりの第一歩を踏み出してまいりたいと考えております。

安威川以南地域の児童センターについて、また子ども医療費助成の拡大等々についての質問でございますが、今日の日本において人口減少が大きな問題となっており、このまま推移いたしますと、日本全体の活力が低下していくことが懸念されております。本市における状況も例外ではありません。人口減少問題の克服は、喫緊の課題の一つであります。時代のニーズに応じた行政サービスについて考えますと、人口減少問題解消につながる子どもの支援は欠かすことができません。その中でも、子ども医療費助成の対象年齢拡大は、時代のニーズに応じた行政サービスであると考えております。

また、施設整備につきましても、新たな施設をつくる場合、子どもを意識する必要があります。ご指摘の鳥飼野々団地跡地の新たな施設の整備に当たりましては、周辺に位置する集会所など既存施設の再配置、統廃合についても視野に入れ、検討しなければなりません。市が保有する公共施設の配置状況を総合的に見直す中で、その視点を取り入れていきたいと思っております。

スポーツ施設の整備と土地の有効活用についての質問でございますが、一昨年来、2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催決定や本田選手の海外での活躍、全国高校駅伝競技大会での大阪薫英女学院高校の優勝など、スポーツは明るい話題と

元気を与えてくれています。また、スポーツは次代を担う子どもたちに夢と感動を与え、ルールを守り、他者を思いやる心を養うなど、本市が掲げる人間基礎教育の取り組みと切っても切れないものであると思っております。

財源等の課題を解決しなければなりません。ぜひともこの好機を生かして、土地の有効活用を図り、総合体育館を含めたスポーツ環境の整備を進めてまいりたいと考えております。新年度には屋外スポーツ施設として、吹田市正雀下水処理場の機能停止に伴い、吹田市が所有されております公社跡地に本市の多目的スポーツ施設を整備していきたいと思っております。

自治会組織の将来像についてでございますが、少子・高齢化や核家族などの社会環境の変化に伴い、市民のライフスタイルや価値観が多様化してきております。自治会等への加入率が低下をしています。また、自治会役員の高齢化や役員のなり手が少ないなど、自治会を取り巻く状況は厳しいものがございます。自治会の将来像でございますが、将来にわたって自治会の重要性には変わりはなく、行政にとって協働における重要なパートナーと考えていますので、より多くの方が自治会に加入いただき、まちづくりの推進役となっていただける組織であっていただきたいと思っております。

一方で、自治会だけでは解決できない問題も多く、市域全体を対象として活動される市民団体と地域に根差した自治会が互いに補い合うことで、よりよいまちをつくっていくことが必要とも考えております。自治会にはこれら市民団体との課題共有など、今後も柔軟な視点で活動いただける組織であることも必要でないかと考えております。

千里丘西地区のまちづくりであります。千里丘駅西地区のまちづくりにつきましては、平成25年度より準備組合が主体となり街区整備計画案の策定に取り組まれており、平成26年度では駅前広場等の基盤整備を含めた計画の熟度を高めるとともに、地権者の理解を深めるため、再開発通信による計画の周知や個別ヒアリングによる意向把握などが行われております。平成27年度は事業推進に向けた地権者の合意形成について、準備組合としても正念場を迎えることとなります。本市といたしましても、準備組合とともに事業推進に向け、引き続きしっかりと支援をしてまいります。

阪急正雀駅周辺のまちづくりであります。正雀地域では平成18年度より地域住民を主体としたまちづくりについての話し合いの場として、正雀駅前地区まちづくりワークショップが開催されております。今日まで遊具へのペンキ塗装による美化運動初め、正雀地域の安全マップの作成など、毎年テーマを決めて活動されております。現在も月1回のワークショップでは、井戸端会議として自由度を高めながら、本市の出前講座も活用し、意識の高揚を図られております。また、十三高槻線の整備に伴い、下道の上部利用による地域コミュニティ施設の整備など、正雀地区を取り巻く周辺環境も変化してまいっております。正雀地区ではほかにも地域住民によるイベントなども開催されており、今後少子・高齢化が進む状況の中で、住民が主体となった地域活動がますます重要になるものと考えております。今後とも、地域活動を継続的に支援してまいりたいと考えております。

次に、市内循環バスでございますが、十三高槻線の側道の交通開放に伴い、本年3

月16日より阪急正雀駅付近までバス路線を延伸することから、利便性が向上するものと考えております。今後も、市内循環バスにつきましては、バス利用者の動向や採算性の推移を見ながらバス事業者と協議し、利便性のさらなる向上に努めてまいりたいと考えております。

阪急摂津市駅北側、グランドハイツ前の境川の整備についてであります。現在、境川右岸堤防の一部については、阪急摂津市駅周辺の放置自転車対策として、歩行者が通行できないように閉鎖しておりますが、今後は駅利用者の利便性の向上に向け、自転車歩行者専用道路として整備すべく、関係機関と協議してまいります。整備に当たりましては、自転車歩行者専用道路以外の空地部分についても、従前の議論を踏まえ、有効活用を図りたいと考えております。

自転車安全利用倫理条例についてのご質問でございます。本市におきましては、平成24年4月の自転車安全利用倫理条例施行後、園児、児童、高齢者ごとにそれぞれの世代の自転車事故の傾向を踏まえた交通安全教室を開催してきたほか、スタントマンによる交通事故を再現した自転車安全教室を開催してまいりました。事故の発生原因を知り、事故を体感することで、自転車マナーの向上に大きな効果があったと考えております。27年度も同様の交通安全教室を開催したいと考えております。

また、本年6月には悪質な自転車運転者に対する講習制度の実施等を柱とする道路交通法の改正が予定されておりますことから、そのお知らせとあわせて本市の自転車マナー向上に向けた取り組みを記載したチラシを全戸配布する予定でございます。

災害に強いまちづくりの推進における平

成27年度の取り組みについてであります
が、今年度末に予定いたしております地域
防災計画の修正に合わせ、防災についての
備えや心構えなどをまとめた防災パンフレ
ットを作成し、市内全戸配布を実施し、市
民の防災意識の啓発を進めてまいります。

また、職員による防災体制を強化するた
め、地域防災計画に記載されている担当部
局別の災害対応マニュアルを整備してまい
ります。

次に、地域防災力の向上を図るための取
り組みとして、学校授業における防災教育
の実施に向け、教育委員会と連携し、防災
カリキュラムの作成を行ってまいります。

また、地域においてワークショップを開
催し、地域主体で防災マップを作成できる
よう支援してまいります。

また、民間事業者等と緊急避難場所の防
災協定締結が一定進んでいることから、同
意をいただいた民間事業者等に表示プレ
ートを設置し、緊急避難場所であることを周
知してまいります。

さらに、摂津市防災会議女性専門委員会
の提言を踏まえ、避難所において使用する
更衣テントや簡易トイレ等の備蓄を進めて
まいります。

ごみ焼却炉の問題ですが、ごみ焼却炉に
つきましては、昭和58年に3号炉を、平
成5年に4号炉を稼働し、現在3号炉は3
1年、4号炉は21年が経過しておりま
す。この間、市民の皆様方のご協力もあっ
て、ごみを大幅に減量することができまし
た。おかげで平成22年度より1炉運転を
実施し、点検、整備を計画的に行うこと
で、平成40年度まで焼却炉の延命化を図
ることができると見込んでおります。しか
しながら、更新時期であります平成40年
度まで約32億円の点検、整備費用が必要

であると見込んでおります。このように、
焼却炉の維持管理には多額の費用が必要で
ありますことから、今後におきましては費
用負担を抑制するためにも、スケールメリ
ットを生かした広域化に取り組んでまい
ります。

本市の健康づくりについてであります
が、市民の健康維持や増進を図るために、
平成25年度からより身近な場所において
ウォーキングやストレッチなどの身体活動
に取り組んでいただける環境を整備する事
業として、「まちごとフィットネス！ヘル
シータウンせつつ」を実施してまいりまし
た。3年目である本年は、千里丘コースの
設定とこれまで整備したコースを記載した
マップの作成や看板を設置し、市内全域の
健康づくり環境を整備してまいります。

また、健康づくりに関心を高める方法と
して、特定健診や成人歯科健診の受診や健
康づくり行動にポイントが付与してためて
いただいた一定のポイントを健診の自己負
担金の無料券や健康グッズなどと交換でき
る「まちごと元気！ヘルシーポイント事
業」を開始してまいります。

市民の皆様がより健康づくりに取り組む
動機づけを図り、市民の健康寿命の延伸や
介護予防の推進のための健康づくり事業を
積極的に進めてまいります。

データヘルス計画についてであります
が、高齢化が急速に進展している現在社会
において、生活習慣の変容などに伴う疾病
構造の変化に対応した健康づくりの取り組
みがより一層求められてきており、特定健
診、特定保健指導の実施などのさまざまな
取り組みが進められてきました。そして、
平成25年6月に閣議決定された日本再興
戦略においては、レセプト等のデータ分析
に基づくデータヘルス計画の作成、公表、

事業実施、評価等の取り組みが求められております。

本市におきましても、平成27年度よりデータヘルス計画を作成し、本市の特性を分析・把握し、地域の特性に合った保健事業等を行い、被保険者の方々の健康づくりを推進してまいります。

産業振興についてであります。本市は4,000を超える事業所が集積し、5万人が働く産業のまちであります。本市にとって全ての事業所が活力を持って活動し、全ての人々が生き生きと働くことができることが理想であると考えております。そして、産業が活性化することでまち全体が活性化し、そこで生活する市民の幸せにつながるものと考えております。理想の実現に向け行政が担う役割は重要であると認識しており、現在総合計画及び産業振興アクションプランに基づいて商工業活性化の支援、中小企業の経営力向上の支援、事業者間の交流、連携の促進、人材育成や企業の支援、企業の流出防止を柱に、支援策の充実に努めているところでございます。

本年度は、経営力向上セミナーや創業塾を開催いたしますほか、事業者間の交流や市民団体との協働事業などの取り組みを支援し、摂津らしい魅力があふれる活力ある産業都市を目指してまいります。

第7弾のセッピー商品券についてですが、国は経済の好循環を実現するために、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金を全国の市町村に交付することとしました。今回のセッピー商品券はこの交付金を活用するもので、商品券のプレミアム分と事務経費が対象となりますが、各市の財政状況等により限度額が定められております。従来、本市が発行してまいりました商品券は、主に商業の活性化を目的とした

もので、手法といたしましては一定の役割を終えたものと考えております。市独自の財源による発行は、事業規模の縮小、もしくは他の事業への転換などを検討してまいりましたが、今回は国が消費喚起、消費拡大を図る観点で財源を交付するものであり、市としましては交付限度額の枠の中でより多くの市民の消費を喚起できるよう発行数をふやして対応していきたいと思っております。

公共施設の更新についてであります。地方自治体は昭和40年代以降の高度経済成長期に行政需要に応えるため多くの公共施設を建設してきました。その後、公共施設は同時に老朽化を迎える時期が迫り、人口減少や少子化の時代を迎えようとしております。本市においても、今後老朽化する公共施設やインフラの更新費用が大きな課題となっております。都市整備部が公共施設の基礎データを取りまとめ、別に計画的かつ効率的な整備や維持管理のあり方を検討する庁内プロジェクトチームを組織し、その中で具体的な公共施設やインフラのあり方について今後検討を進めていきたいと思っております。

市民サービスの向上を目指した電子自治体の推進についてであります。本市における電子自治体への取り組みは、国のICT戦略に呼応して、これまで基幹システムをオープンシステム化することで、税・保険料のコンビニ収納や電子申告、申請サービスを実施してまいりました。本市総合計画に掲げる電子自治体の実現に向けた摂津市地域情報化計画を策定しました。今後、この計画に基づき、市民が快適さを実感できる市民サービス向上に向けて、証明書等のコンビニ交付など、電子行政の推進に努めてまいります。

また、情報発信につきましては、戦略的

に推進していくため、広報課を新たに設置し、組織体制の強化を図り、ホームページのリニューアルに向けて取り組む中で、メール配信サービスやSNSなどの活用についても方針を検討してまいりたいと思います。

以上、私からの答弁です。

その他につきましては、教育長から答弁をさせます。

○渡辺慎吾議長 教育長。

(箸尾谷教育長 登壇)

○箸尾谷教育長 教育委員会所管分についてのご質問にお答え申し上げます。

スポーツを通じた触れ合いづくり、スポーツ環境の整備についてのご質問でございます。

スポーツに関する基本理念を定めたスポーツ基本法には、スポーツは次代を担う青少年の心身の発達、人格の形成に大きな影響を及ぼし、また人と人、地域と地域の交流を促進し、一体感や活力ある地域社会の実現に寄与するものとされており、これはまさに本市の重点テーマである地域と子どものキーワードにつながるものと考えております。

本市では、市長杯総合スポーツ大会を初め、地域の方々の交流の場としての地区体育祭や誰もが気軽にスポーツを楽しめる総合型地域スポーツクラブの各種スポーツ教室の開催、そしてスポーツ推進委員協議会におけるニュースポーツの普及啓発等、スポーツを通じた人と人の触れ合いづくりに取り組んでおります。

このように人と人が触れ合い、スポーツを気軽に楽しむためには、安全で快適に利用できるスポーツ施設は欠かせないものと思っております。教育委員会といたしましても、あらゆる機会を捉えて施設の整備、

改善に努め、スポーツが市民にとってもっと身近なもの、地域のきずなづくりに生かすことができるものとなるよう取り組んでまいりたいと考えております。

次に、保育所待機児童の解消及び子ども・子育て支援新制度の取り組みについてお答え申し上げます。

本市では、待機児童対策として民間保育園2園の新規開設等により、平成26年度今年度に140名の定員増を行いました。また、平成27年度に20名の定員増を図るべく民間保育園2園の施設整備に対して補助を行っております。

子ども・子育て支援新制度に基づき、今年度策定いたします子ども・子育て支援事業計画には、平成31年度までに予測される保育需要に対する供給体制の確保を盛り込んでおり、この事業計画に基づいて平成27年度は新たに民間保育園分園の開設や小規模保育事業等の実施により定員増を図り、保育需要に対応してまいります。

また、民間保育園が勤続5年以内の職員に借り上げ宿舎を提供する場合、その経費に対して補助を行うことで、民間保育園が保育士を安定的に確保できる体制を整備し、保育の質の向上を図ることができるよう支援してまいります。

続きまして、子どもたちの読書活動推進についてのご質問にお答えします。

子どもの読書活動は、子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身につけていく上で欠くことのできないものであり、読書の習慣は学びへの基本的な姿勢づくりにつながるものと考えております。

こうした子どもたちの読書活動を推進す

るためには、子どものニーズに即した蔵書の充実や図書館への人的配置、効果的なディスプレイの工夫など、ハード、ソフト両面で読書環境を整備し、子どもたちの読書に対する興味・関心を呼び起こす取り組みが重要であると考えます。今後とも、子どもたちが読書を通してさまざまな知識を吸収するとともに、豊かな感性を育むことのできる学校図書館づくりに努めてまいります。

学校施設の非構造部材の耐震化の促進についてのご質問にお答えいたします。

学校施設における非構造部材の耐震化につきましては、東日本大震災が発生した際に天井や照明器具等の落下被害が多く、児童生徒が負傷する事例があったことから、文部科学省から屋内運動場等の天井等落下防止対策についての通知が出されております。

学校施設は児童生徒の活動の場であるとともに、災害時には地域住民の避難場所となりますことから、安全性の確保が極めて重要であると認識しており、屋内運動場内部の非構造部材につきましては、天井や照明器具などの落下防止対策を実施しております。

学校施設の外壁等につきましては、平成23年度に実施しました学校施設の緊急一斉点検において、AからDランクの判定基準の中で緊急性が高く危険とされましたDランクの箇所につきましては既に改修を終了しております。また、劣化が見られるものの緊急性の低いCランクの箇所につきましても、耐震補強工事とあわせて改修工事を実施しております。その後も特殊建築物の法定検査を定期的の実施し、施設の安全管理に努めているところでございます。

今後は、学校の耐震補強工事が27年度

に完了予定であることから、学校校舎内等での非構造部材の耐震化を老朽化施設の大規模改修工事とあわせて進めてまいりたいと考えております。

現在、市全体で老朽化した公共施設の更新について計画的かつ効率的な整備や維持管理方法の研究が予定されており、その研究成果に沿って国の補助制度の活用も見据えながら取り組んでまいりたいと考えております。

○渡辺慎吾議長 藤浦議員。

○藤浦雅彦議員 それでは、2回目の質問をさせていただきます。

1番目、今後の財政見通しについてですが、財政認識について過去を振り返りますと、これまでの行財政改革の努力も評価されますが、平成18年から平成25年までの企業誘致条例による増収、これはいわゆるたばこ税です。それ以前の厳しい財政認識が明らかに緩んでおります。また、平成24年から平成26年までの地方交付税交付団体転落により、臨時財政対策債の借入れ増により基金が温存されてまいりました。先ほどの答弁を聞きますと、国の税制改革等の影響で今後は本市にとって厳しい税収状況が続くと思われまます。平成27年度に至っては、吹田操車場跡地の区画売却収入の臨時増収案件がありますが、平成28年度以降はそういった案件もなく、実質的な基金の取り崩しが始まるであろうとの認識に至りました。今後は第5次行革を着実に推進されるとのことですが、私たち公明党は市民の立場に立って、是は是、非は非との判断の中で最大限に協力してまいりますので、よろしくお願いをいたします。

次に、2の(1)、健康・医療のまちづくりについてですが、先日、関西大学でシンポジウムが実施されましたが、まだまだ

構想段階で具体的な取り組みはこれからだという認識を持ちました。構想は随分立派ですけれども、大事なことは市民と協働で進めていくことだと思います。本市のこれまでの市民との協働による先進的な取り組みを行ってきておりますが、そうしたこととの連携・整合を図るとともに、本市の持ち味であるユニークな施策の発展、そして展開、そして市民との協働を重視した計画となるように、そして摂津ならではの健康・医療のまちづくりを世界に発信できるよう市長並びに本市担当者の最大努力をお願いし、要望いたします。

次に、2の(2)、魅力ある地域づくりについてですが、人口減少問題の克服については重要な課題であり、摂津市に移り住みたい、住み続けたいと人々が集まってくるための魅力ある地域づくりは急務であります。本市が現在進めている市民との協働のまちづくりを基本に、魅力ある地域づくりについて庁内職員や市民のアイデアを結集できる仕組みづくりを整備し、オール摂津で取り組んでいただけるようお願いし、要望いたします。

また、今回、国からおりてまいりました地方版総合戦略の策定につきましては、物づくりのまち摂津を生かした魅力を生み出す計画にしていけるよう、私ども公明党摂津市議員団も地域でのネットワークを生かし、市民の夢と意思を集約しながら最大限努力をしていく決意でありますので、よろしく願いいたします。

次に、2の(3)、吹田操車場跡地のまち開きについてですが、市制施行50周年の開幕を告げるような大きな節目にもなると思います。今回、住居表示も千里丘新町と決定をされ、公園名も明和池公園と命名されたとのこと。第5次行革に地域へ

の愛着、触れ合い、ふるさと意識の高揚を目的に道路等の愛称を募集するというのがありますが、市道千里丘中央線やこの遊歩道に公募で愛称を命名するなど、さらに親しみやすい場所にする取り組みをお願いしたいと思います。

また、この防災公園は市民とのワークショップで計画をまとめられた経緯もありますので、近隣市民参加のもと盛大に開園式をウォーキングコースの開設式と合同で開催していただきたいと思います。

また、今後は医療クラスターの形成や民間事業者によるまちづくりが開始されるなど、まちとしての完成はまだですが、健康・医療のまちづくりとあわせて南千里丘をしのぐ摂津の魅力を発信できるよう最大努力をお願いし、要望いたします。

次に、2の(4)、第2児童センターについてですが、現児童センターはゼロ歳から小学生まで幅広い年齢の児童が自由に遊んだり、行事に参加しながら一人一人が本来持っている可能性を引き出し、発展させ、心身の健全な育成を図っています。また、地域の子育て中の親子の交流や仲間づくりにも寄与していると思います。

現在、安威川以南地域においても移動児童館として実施されていますが、将来の摂津市を支えてくれる子どもたちの健全な育成という観点からも必要と思いますが、どのように考えておられるのか、もう一度ご答弁をお願いします。

2の(5)、スポーツ施設の整備についてですが、総合体育館構想における市長の思い、また教育長からはスポーツを気楽に楽しむためには、安全で快適に利用できるスポーツ施設は欠かせないのご答弁をいただきました。この総合体育館の建設は、子どもたちを初め多くの皆さんからの声で

あります。スポーツを通して市民が元気なまち、市民と協働でのスポーツ振興、健康増進がさらに図れるまち摂津を目指して、どうかよろしく願いいたします。

市内で有効利用できる河川敷を含めた土地については、子どもたちがサッカーやソフトボールなどスポーツを楽しめる施設として利用できるよう整備することについてのお考えをご答弁ください。

新年度におきまして、吹田市公舎跡地を多目的スポーツ施設に整備をしていただくことは高く評価をいたします。この多目的スポーツ施設の整備についての具体的な中身についてもご答弁いただきたいと思っております。

次に、3の(1)、自治会加入率の向上策についてですが、自治会においては祭りや防災訓練など地域活性化事業や加入促進に取り組んで相互の交流や親睦、安全・安心な生活環境の確保などを目的に活動されています。現実としましては、転入者の未加入や高齢者、単身世帯の増加による退会などが上げられると思っております。そのような中で、次年度において自治会加入率の向上を図るための役員向けマニュアル作成に取り組まれるとのことですが、目的と方向性についてご答弁ください。

次に、4の(1)、千里丘西地区のまちづくりの方向性についてですが、摂津の最後に残された夢を形にする思いで、地権者に対するさらなる粘り強い対応で再開発事業計画が実現に至りますよう、今後も最大努力をお願いし、要望といたします。

次に、4の(2)、阪急正雀駅周辺のまちづくりですが、この3月には正雀ふれあい広場周辺で味舌の楽いちが行われ、8月にはたそがれコンサートも開催されます。

正雀駅周辺は学生のまちであり、地域の

さまざまなイベントには大阪人間科学大学や星翔高校の学生さんも共同で参加されます。全市的にも大正川河川敷ではチューリップアート in 摂津や摂津の大空に鯉のぼりを揚げよう、また淀川わいわいガヤガヤ祭などなど、手づくりのイベントが各地で繰り広げられており、このような取り組みを、例えば、魅力ある夢のある摂津のまちと題して市のホームページで全国に発信することに対する考えをご答弁ください。

また、市内循環バスの利便性向上についてですが、吹田操車場跡地に国立循環器病研究センターを中心に新たなまちづくりが進められており、将来正雀駅地下通路を抜け、安威川以南地域から岸辺駅周辺までの市内循環バス路線の見直しが必要だと思っておりますが、お考えについてご答弁ください。

次に、4の(3)、境川河川用地の整備についてですが、自転車歩行者専用道路としての整備計画ということですが、最近、阪急摂津市駅の自転車置き場が不足していることは認識をしています。今回は自転車駐輪対策も視野に入れて検討されているのでしょうか。また、以前からの方針に沿った緑化の取り組み等についてはどう考えておられるのか、再度ご答弁をお願いいたします。

次に、4の(4)、自転車安全利用についてですが、スタントマンを利用した自転車安全教室は3か年計画で市内全中学校で実施するとのことでした。とてもインパクトも強く、今後も各校で3年に1回の周期で継続実施をお願いし、要望といたします。

また、指導につきましては、14項目の悪質な行為は当然といたしまして、いまだに多い自転車無灯火走行や現状では法的に規制の厳しい両耳イヤホンをつけているこ

とについての指導もお願いをしたいと思います。

さらに、都市計画マスタープランには、自転車による平坦な地形を生かしたまちづくりについての掲載がありますが、自転車の安全な利用に関しては自転車レーン等の交通環境の整備も必要となると思います。が、お考えについてご答弁ください。

次に、4の(5)、災害に強いまちづくりの推進についてですが、以前から提案してまいりました地域主体の防災マップの作成を実施いただくことになりましたことを高く評価いたします。実施に向けた取り組みについてどのように推進していかれるのか、また災害時には避難所になる学校の体育館も含めた校舎をどのように使えるかをあらかじめ自主防災会で協議をした計画図を策定しておき、災害時に速やかに避難所運営が開始されるようにすべきであると考えますが、お考えをご答弁ください。

次に、5の(1)、ごみ焼却炉の更新問題についてですが、ごみ処理広域化は焼却施設の効率化を図ることから、財政面では人件費等の抑制が可能となります。しかし、運送経路や他市のごみが持ち込まれることに対する市民感情問題の解決がなければ進められません。互いの自治体が受けるデメリットをいかに補い、効率化を図れるか、今後も積極的な提案と働きかけをお願いし、要望いたします。

次に、6の(1)、保育所待機児童の解消についてですが、保育所待機児童の解消につきましても、子育てや就労支援の観点から、また緊急時など必要なときにどの地域でも入所ができるよう取り組みをお願いします。あわせて、一時預かりサービスの拡大もお願いし、要望とします。

子ども・子育て支援事業計画における地

域での子育て支援サービスの充実に向けての取り組み及び新たに設けられる利用者支援事業についてご答弁ください。

次に、6の(2)、健康づくり施策についてですが、市内全域の健康づくり環境整備のためのウォーキングコースとヘルシーポイント事業の内容と進捗状況についてご答弁ください。

次に、6の(3)、データヘルズ計画についてですが、平成27年度はどのように取り組まれていくのかをご答弁お願いしたいと思います。

次に、7の(1)、学校図書館についてですが、ことしは第3次摂津市子ども読書活動推進計画の改正が〇〇〇〇〇〇策定をされ、現在パブリックコメントにかけておりますが、第3次摂津市子ども読書活動推進計画案を踏まえて、平成27年度に実施される学校での読書活動推進のための施策の概略についてご答弁いただきたいと思います。

次に、7の(2)、学校施設の非構造部材の耐震の促進についてですが、学校施設は子どもたちの学びの場であり、地域の災害拠点でもあります。非構造部材の耐震をしっかりと計画を立てて進めていただくことをお願いし、要望いたします。

次に、8の(1)、市内の産業振興についてですが、平成24年度の事業所実態調査において、融資制度の充実、人材の確保、育成、市場開拓など課題や期待として上げた事業者が多いという結果であったと思います。課題解決への関係者協議も必要です。商工業の機能性を高めて技術を生かした高付加価値化の創出を目指すことも必要だと思います。

そこで、次年度施策の経営力向上セミナーや創業塾の開催の方向性と目標をお聞き

したいと思います。

また、さまざまな業種や市民団体とのコラボなど、摂津らしい産業振興の取り組みが市内の事業所の活力向上や事業の継続につながるものと思いますが、お考えについてご答弁ください。

次に、8の(2)、セッピー商品券第7弾の取り組みについてですが、市民の消費喚起を重点にセッピー商品券の発行を実施されるとのことですが、商品券の発売時期が従来より早いと聞きました。その理由と弱者への配慮や小規模店への集客対策についてご答弁ください。

次に、9の(1)、子ども医療費助成の対象年齢拡大についてですが、市長から人口減少問題の解消につながる子どもの支援は欠かせないとお考えをお聞かせいただきました。この子ども医療費助成の対象年齢拡大について教育長としての考えをご答弁ください。

次に、9の(2)、公共施設の更新問題についてですが、さらにお尋ねをいたします。公共施設の更新に関して現在どのような台帳が存在するのか、またファシリティマネジメントの考え方を採用した多角的で効率的な計画は考えられておられるのか、そして指定管理者制度を推進する一方、職員の現場スキルの維持向上を行い、予防保全に力を発揮できる取り組みについてどう考えておられるのか、それぞれご答弁ください。

次に、9の(3)、電子自治体の推進についてですが、携帯電話やスマートフォンを活用し、さまざまなイベント情報や消費生活相談情報、また徘徊SOS情報や子育て支援情報などを迅速に届けることは、市民と行政のコミュニケーションをさらに深めることができると思いますので、新たに

広報課としてスタートする中で、実施に向けよろしくお願ひし、要望といたします。

さて、マイナンバー制度を活用した総合窓口のワンストップサービスについて、またマイポータルサイトを活用した市民サービスの展開についてとICTを活用したさらなる市民の利便性向上、行政運営の効率化への取り組みについてご答弁いただきたいと思います。

2回目は以上で終わります。

○渡辺慎吾議長 教育総務部長。

○山本教育総務部長 質問番号2の(4)、第1児童センター及び質問番号9の(1)、子ども医療費助成の年齢拡大につきましてのご質問につきまして、あわせてご答弁をさせていただきたいと思います。

第1児童センターにつきましては、児童の健全な遊びを提供し、その健康を増進し、情緒を豊かにすることを目的として、昭和63年に開設いたしました。今年度平成26年度の1日の平均利用数は約100名というような状況でございます。近隣の3小学校の児童が92.6%を占めているというような状況でございます。

近隣地域以外への取り組みといたしましては、議員のほうからもございましたように、各地域に出向く移動児童館を進めております。公民館におけるリコーダー演奏、子育てイベントにおけるダンスの実演、学童保育でのけん玉認定などを従来から実施しており、今年度はわくわく広場への遊具の貸し出し等を行っております。これまでに鳥飼北小、鳥飼東小、別府小、千里丘小、味舌小の5小学校で実施しており、このことは今後も続けてまいりたいというふうに考えております。

次に、子ども医療費助成の年齢拡大につきましては、多額な経費が必要となります

ことから、これまでも大阪府の補助金制度の改正による財源確保並びに行政改革に伴う財源確保が必要であるということをご答弁申し上げてきたところでございます。

担当といたしましては、市民ニーズや大阪府の状況も把握をしているところでございますが、大阪府の補助金制度の改正分では中学校修了までの拡大について財源が見込めていないというような状況でございます。

先ほど森山市長からもご答弁申しましたように、安威川以南地域への児童センターの開設、子ども医療費助成の対象年齢の拡大の市民ニーズにつきましては、担当としても認識をいたしているところでございます。第5次行政改革の着実な実施が時代のニーズに応じた行政サービスへの展開につながるものであるというふうを考えております。

○渡辺慎吾議長 生涯学習部長。

○宮部生涯学習部長 スポーツ施設の整備と土地の有効利用について、2回目のご質問にお答えいたします。

スポーツに利用できる河川敷といたしましては淀川河川敷がございますが、国の方針変更により新たなスポーツ施設は整備不可能な状況となっております。平成22年に鳥飼地区の既存スポーツ施設について本市が表明、管理することを条件に施設の優先利用を淀川河川事務所に要望いたしましたが、いかなる条件であろうとも国営公園の優先利用はできないとのことでございました。本市内に所在する身近なスポーツ施設でございますので、市民利用に配慮いただけるよう引き続き働きかけてまいります。

そのほかにも、民間企業や府立支援学校などのご協力をいただきグラウンド等を市

民の皆様へ開放いただいておりますが、今後もさまざまな可能性を検討し、スポーツに親しんでいただく環境整備を進めてまいります。

次に、吹田市下水道公舎跡地の多目的スポーツ施設の整備についてでございますが、現在、吹田市において実施設計されており、それに合わせまして詳細の協議を吹田市と行っております。

施設の概要といたしましては、縦34メートル、横49メートルのグラウンドに多目的な競技に対応できるよう天井付きの防球ネットを設置し、駐車場、トイレ等を整備する予定でございます。本市が応分の負担金を支出し、吹田市で工事を実施いただきます。工事の実施時期につきましては、いまだ確定いたしておりませんが、平成27年度中の工事完了を予定いたしております。

○渡辺慎吾議長 生活環境部長。

○杉本生活環境部長 自治会加入率の向上を図るための役員向けマニュアルの作成の目的と方向性についてのご質問にお答えをいたします。

加入者の減少に対応しようと、さまざまな活動を行っていただいております自治会等もございますが、メリットや必要性を理解してもらうことにご苦労されている、また役員1年交代などにより円滑な活動を継続することが困難だといったご意見もいただいております。市長答弁にもございましたように、自治会の重要性は言うまでもなく、より充実したものとするため自治会加入率を上げることは市としても重要な課題であると考えております。

今回のマニュアルについては、加入者増へ向けての取り組みの一つとして作成するものであり、自治会の必要性や活動内容、

Q&Aなども掲載予定でございます。

次に、産業振興のための本年度の事業についてであります。経営力向上セミナーにつきましては、中小企業の経営者を対象に経営基盤の強化や経営改善を図り、従業員の処遇改善にもつながることを目標に、商工会と連携し、事業者のニーズを把握しながら開催いたします。

創業塾につきましては、創業希望者や創業間もない方を対象に、創業に必要な事項を網羅的に習得してもらえようビジネスモデルの構築から資金調達、人材の確保・育成、商品・サービスの開発と販路開拓、財務・税務・労務に関する手続などについて助言、指導を行います。

摂津らしい産業振興の取り組みにつきましては、業種を超えた事業者間の交流の機会づくりのため、これまでからインターネットを活用して事業所の情報提供やPRを行う事業所ネットを構築しております。

また、平成26年度から商工会や金融機関との連携により、100名を超える規模の事業者交流会ビジネスマッチングフェアを開催するなど、事業者間の情報交換による販路拡大や共同開発のきっかけづくりを行っております。

市民団体との協働事業といたしましては、市内商店街と市民団体が協働し、空き店舗を利用して美術展を開催し、期間中に飲食店が割引セールなどの独自のサービスを行う取り組みも企画されており、商工業活性化補助金による支援を行ってまいります。

このような取り組みは、事業所が数多く集積し、行政・市民・事業者による協働のまちづくりを進める摂津市の特徴的な取り組みと言えるものであり、今後も充実してまいりたいと考えております。

次に、商品券の販売時期と弱者、小規模対策についてお答えをいたします。

今回の商品券発行につきましては、国が実施します地域住民生活等緊急支援の趣旨から、できる限り早期の実現が望ましく、周知期間等を考慮しますと、7月のボーナス及び中元期が妥当ではないかと判断いたしました。商品券は事前予約制による販売とすることを検討しておりますが、障害をお持ちの方に対しましては、個別の対応も考慮しながら進めてまいりたいと考えております。

また、小規模店への配慮につきましては、従来どおり店舗、規模ごと換金率を設定することや商店街専用の金券抽せん会の実施、さらには各店舗独自の取り組みを募集し、リーフレット等で購入者等への周知を図ることで集客を促してまいります。

○渡辺慎吾議長 市長公室長。

○乾市長公室長 協働や市民活動によるまちづくりの取り組みを集約して全国発信できないかというお問い合わせでございますが、第4次総合計画は協働によってまちづくりを進めていくこととしており、市内で行われている協働の事例や市民活動の情報をわかりやすく発信することは、協働や市民活動を促進するだけでなく、市の魅力として市内外に周知していく上で有効であると考えております。

現在は、ホームページの関係所管課のページにおいて事例を個別に紹介するなどしておりますが、今後、市民活動支援課と連携を図り、市ホームページへの一括掲載や各課の積極的な情報発信について、より有効な方法を検討してまいりたいと考えております。

○渡辺慎吾議長 土木下水道部長。

○山口土木下水道部長 阪急正雀駅周辺のみ

ちづくりの将来像と市内循環バスの利便性の向上についてのうち、土木下水道部に係りますご質問にお答えいたします。

国立循環器病研究センターへの市内循環バスの運行につきましては、建設予定地がJR岸辺駅北側にあることから、現況の道路を利用した運行ルートとしましては、千里丘駅から府道大阪高槻京都線、豊中岸部線を利用するルートが考えられます。運行距離の増加に伴い、運行便数の減少など利便性を低下する要因が発生いたします。

また、議員先ほどご提案の阪急正雀駅地下通路につきましては、現在取り組んでおります正雀駅前の道路拡幅事業の完成が前提条件であるとともに、歩行者、自転車などの安全面を考慮した場合の検証が必要かと考えております。今後は、十三高槻線吹田工区の進捗状況など、周辺の道路整備状況の変化に合わせましてバス事業者と協議し、検討してまいりたいと考えております。

続きまして、阪急摂津市駅北側千里丘グラウンドハイツ前の境川河川用地の整備についてのご質問にお答えいたします。

現在閉鎖中の境川の管理道路は延長約180メートル、幅員約5メートルであります。阪急摂津市駅が開業したことで周辺住民の安全な通行空間の確保のため、自転車歩行者専用道路として整備することを検討しております。また、阪急摂津市駅は開業以来、駅へ乗り入れする自転車利用者が年々増加し、周辺自転車駐車場は飽和状態であります。そのため、必要な道路幅員以外の部分につきましては、自転車駐車場としての利用も視野に入れるとともに、従前からの答弁内容であります緑化計画などについても関係部署や関係機関と協議を行い、検討してまいりたいと考えております。

す。

続きまして、自転車安全利用倫理条例に基づく交通安全教室についてのご質問にお答えいたします。

本市は、自転車を安全に利用するために、いち早く倫理条例を制定し、市の責務、自転車利用者の責務、市民の責務について明確に定めております。ハード面の自転車走行レーンなどの交通環境の整備につきましては、自転車利用者が多い駅周辺や幹線道路から実施することが効果的であると考えております。しかし、JR千里丘駅や阪急正雀駅周辺については、現在歩道拡幅に取り組んでいることから、完成後検討してまいりたいと考えております。

また、幹線道路につきましては、新たに自転車走行レーンを設置するための道路幅員の拡幅に伴う用地確保が必要となりますが、財源の確保の問題から、その整備には相当な期間を要すると考えております。そのため、公安委員会が指定する自転車通行可表示のある歩道と自転車通行専用道路に対しまして、ガイドラインを参考に整備が可能か摂津警察署と協議し、検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○渡辺慎吾議長 総務部長。

○有山総務部長 防災マップの作成の取り組み及び避難所での対応についてお答えいたします。

防災マップは、地域でワークショップを開催し、地域主体で話し合い、作成していただきます。対象地域は安威川以北、安威川以南の自治会からそれぞれ1か所をモデル地区とし、設定いたします。防災マップ作成の際には、必要に応じてまち歩きを行い、避難する上で危険な箇所を確認することや、水害に備え地域主導による新たに避

難できる民間事業所やマンションの指定など、地域独自の防災マップ作成の支援をしてまいります。

また、次年度以降も継続して実施し、市内全域での作成に努めてまいります。

次に、避難所運営での対応についてですが、地域防災計画の修正を受け、避難所運営マニュアルを作成し、具体化を図ってまいります。

また、避難所の対応を体験する上で避難所HUG訓練が有効であることから、今月に職員を対象に実施いたします。このHUG訓練は、避難所運営を協力していただく自主防災組織や自治会等でも実施することが有効であることから、自主防災訓練や出前講座等で実施してまいります。

次に、公共施設の状況把握についてお答えいたします。

市が保有する土地や建物の情報は、平成24年、25年に整備しました公有財産台帳システムでデータ整理を行っております。各施設の建設年、構造主体、床面積、建築金額などを把握しております。

このシステムに加え、今年度より公共施設マネジメント支援システムの運用を開始し、各施設の光熱水費、維持管理費、利用者数、修繕履歴などのデータ入力を行うとともに、各施設管理者による建物の点検を実施し、チェックシートで補完することが可能となっています。

これらのデータは、現在の施設状況と今後の更新費用や今後の更新をまとめた公共施設白書や公共施設等総合管理計画として市民の皆さんにお示しいたします。

また、修繕に関する情報は、大規模修繕や予防修繕の計画資料として利用されるものです。

次に、各施設管理の担当職員に対し、日

常管理を行う指導を実施することが、予防、保全とつながっていると思いますので、職員のスキル向上につながるよう検討してまいります。

市民サービスの観点からの電子自治体の推進についてでございます。

本年10月から、国民一人一人に個人番号が付番、通知が開始され、マイナンバー制度が動き出します。番号の利用は、マイナンバー法が定める社会保障と税、災害対策の3分野の事務が対象でございます。

このほか、自治体が単独で実施する福祉サービスや児童虐待の疑いのケースの早期把握などを目的とした市内での個人情報の共有、他の行政機関への個人情報の提供にも自治体が条例を定めれば利用できるものとなっております。

本市におきましては、個人番号カードを利用してコンビニでの各種証明書の交付を進めてまいります。

また、今後、国では、国民の利便性の向上を図る観点から、民間における活用も視野に入れ、マイポータルサイトを利用したマイナンバー利用事務に係るプッシュ型サービス、これは一人一人に合った行政機関などからのお知らせを表示する機能でございますが、及びワンストップサービスなどの導入について検討を進めてまいります。

本市では、このマイナンバー制度を活用したプッシュ型の新たな市民サービスの検討や情報システム、全体最適化や業務継続性の観点からクラウドによるシステム運用やオープンデータなどの活用など、摂津市地域情報化計画、基本計画に基づいた実施計画の策定を進めてまいります。

以上です。

○渡辺慎吾議長 次世代育成部長。

○登阪次世代育成部長 子ども・子育て支援

新制度の取り組みについてのご質問にお答えいたします。

子ども・子育て支援新制度では、教育、保育施設を利用する子どもの家庭だけでなく、全ての子育て家庭の子どもや保護者等を対象とし、市町村が地域の実情に応じてさまざまな事業を実施することとなっております。

本市におきましても、現在策定中の子ども・子育て支援事業計画の中で、保育所における時間外保育事業や一時預かり事業、地域の方を対象とした地域子育て支援事業、ファミリー・サポート・センター事業、乳幼児家庭を対象とした乳幼児家庭全戸訪問事業などについて、平成31年度までの利用者数等の見込みに対する供給体制の確保に努めるなど、さまざまな子育て支援ニーズに対応し、サービスの充実を図っていくこととしております。

また、利用者支援事業につきましても、同計画の中で平成27年度から1か所を確保することとしており、市役所庁舎におきまして、市民の方が保育所、幼稚園などの施設や子育て支援サービスの中から適切な施設やサービスを選択し、円滑に利用できるよう支援してまいります。

今後も、子ども・子育て会議におきまして、本計画に基づく具体的な取り組みについて検討・協議するとともに、子育て支援ネットワーク推進会議の場などを活用して、関係機関とも協議を進め、計画に盛り込まれている取り組み内容の充実に努めてまいります。

続きまして、学校での子どもたちの読書活動推進の取り組みについてのご質問にお答えいたします。

まず、学校図書館の充実に欠かすことのできない蔵書数についてでございます。

平成27年1月現在、国の定める図書標準の本市における達成率は小学校が0.886、中学校が0.849でございます。全ての小・中学校で、図書標準を達成するためには、小学校で1万1,963冊、中学校では9,470冊不足しておりますが、平成27年度からの3年間の予算措置により、達成してまいる予定でございます。

また、子どもと本を結びつけるためには、子どもを知り、本を知っている読書サポーターの存在が重要となります。

現在は、サポーターの連絡会を年1回実施し、各校の取り組みの情報交換をしておりますが、サポーターの資質の向上や図書担当教員との連携のために、教員と合同の研修会の実施について検討しております。

次に、読書ノートの作成でございます。

来年度は、小学校の全児童に読書ノートを配付する予定でございます。読書ノートは、みずからの読書の履歴が明らかになりますことから、貯金をふやす楽しさのように読書に取り組めるので、子どもの読書習慣の定着や読書意欲の向上につながります。

作成に当たりましては、各校の読書担当教育や読書サポーターの意見を取り入れながら、よりよいものを作成し、より効果的な活用につながるような仕組みづくりについて研究してまいります。

○渡辺慎吾議長 保健福祉部長。

○堤保健福祉部長 「まちごとフィットネス！ヘルシータウンせつつ」の進捗状況と、ヘルシーポイントの取り組みについてのご質問にお答えいたします。

「まちごとフィットネス！ヘルシータウンせつつ」は、平成25年度から3年計画で開始した事業で、公園や河川敷などに健

康遊具を設置し、その遊具を利用できるウォーキングコースを設定して健康づくりや介護予防に取り組める環境整備を進めております。

第一弾として平成25年度に「うきうき歴史街道別府・一津屋コース」、第二弾として平成26年度に「うきうき街道川と花新在家・鳥飼コース」を整備いたしました。それぞれのコース開きイベントには多くの市民にご参加いただきました。

この取り組みの2年で、ウォーキングコースとして新たな2コースと健康遊具を17基設置いたしましたので、現在は市内全域に91基の健康遊具と六つのウォーキングコースが整備されました。

今後のウォーキングコースや健康遊具の活用方法につきましては、平成26年度から新設コースで実施しておりますノルディックウォーキング講座のほか、平成27年度からは、これまで育成してきましたウォーキング推進リーダーうきうきせつつ健歩会が中心となり、市民ウォーキングを実施してまいりたいと準備を進めております。

3年目であります平成27年度は、このような活用事業とともに、JR操車場跡地を中心とした千里丘地域にコースや遊具を設置してまいります。

また、健康づくり行動が、楽しみを持って、より積極的に取り組める仕組みとして、健診や健康講座の受講などに対しポイントを付与し、一定のポイントで健康グッズと交換できるまちごと元気！ヘルシーポイント事業を本年4月から実施してまいりたいと考えております。

このような事業を推進しながら、健診受診率の向上や健康づくりの意識向上を図り、元気なまちづくりに取り組んでまいります。

次に、平成27年度より実施いたしますデータヘルス計画についてでございますが、データヘルス計画は、特定健診、レセプト情報等のデータの分析に基づき、保健事業をPDCAサイクルで効果的、効率的に実施するための保健事業計画でございます。

医療費適正化、健康増進を推進するものでございます。

計画期間につきましては、平成27年度からの3か年を考えており、初年度は、性別、年齢、階層別、経年的な変化、他の保険者との比較等の基本分析及び特定健診データとレセプトデータとの突合による疾病別の統計等、詳細な分析により現状の把握と保健事業の整理、見直しを行います。

また、ジェネリック医薬品の普及に関しましても、データ分析を行うとともに、医療機関、薬局、被保険者に幅広くアンケート調査を行い、ジェネリック医薬品促進のための戦略的基礎情報を集積し、データヘルス計画を策定してまいります。

平成28年度以降は、分析結果から浮かび上がる本市の取り組むべき保健事業を明らかにし、保健事業をより効果的、効率的に実施し、医療費適正化、健康増進に努めてまいります。

○渡辺慎吾議長 質問に入る前に、9の(1)の子ども医療費の助成の件、教育長というて言うのとったんやけど、総務部長が答えたんで、教育長に答えさせますんで、もう一遍。(「いや、もう」と藤浦雅彦議員呼ぶ)

いいんですか。

○藤浦雅彦議員 結構です。

○渡辺慎吾議長 あなた、さっき教育長と言うたのは、いいんですか。ほんなら、結構です。

3回目。

○藤浦雅彦議員 それでは、3回目の質問をさせていただきます。

まず2の(4)第2児童センターについてですが、現児童センターでの取り組みが、可能性を引き出し、発展させ、心身の健全な育成、親子の交流や仲間づくりなど、きずなを深めることにもつながりますので、安威川以南地域での開設をお願いし、要望いたします。

次、2の(5)スポーツ施設の整備についてですが、河川敷を含めた土地の有効利用についてご答弁をいただきました。

さまざまな可能性を視野に入れ検討し、誰もがスポーツに親しめる施設の充実、環境の整備をお願いし、要望いたします。

吹田公舎跡地の多目的スポーツ施設につきましては、記念に施設の愛称を公募してはいかがでしょうか。これは提案をさせていただきます。

次に、3の(1)自治会加入率の向上策についてですが、自治会役員変更時にはこのマニュアルの引き継ぎと説明を行っていただきたいと思えます。

加入率増や地域のさらなる活性化に向け、職員が出向いて行って自治会役員などへの訪問や懇談会を開催することで地域との行政がより身近な関係を築くことができると思いますが、そのことに対してお考えをお答えください。

また、市役所において、摂津市開発協議にかからない規模の住宅の建築確認の経由時や転入届時に自治会の加入促進を実施することや、また住宅の仲介時に自治会加入を促進する旨の協定を宅建業者と結ぶことなど、全市的な戦略を立てて取り組むことが重要だと思いますが、お考えについてご答弁ください。

次に、4の(2)阪急正雀駅周辺のまちづくりですが、近年は企業や大学などが持つ技術やアイデアを組み合わせる展開するオープンイノベーションの時代へと進展しております。

提案しましたことが、市民と学生との協働によるまちづくり、みんなが育むつながりのまち摂津へとさらにつながると思いますので、市民活動支援課など関係課と連携を図り、まずは体制づくり、システムの構築などの検討を進め、実施できるようにお願いいたします。

市内循環バスの利便性向上につきましては、展開される基盤整備など関連するまちづくりの将来を見据えながら、利便性向上を図られますようお願いし、要望いたします。

次に、4の(3)境川河川用地の整備についてですが、過去の私の質問でいただいている答弁は、緑の基本計画の改正前ですが、同じ、以前に沿った答弁であったと高く評価しているところでございます。

今回、整備計画については、当然緑の基本計画に沿って協働による計画、設置、管理運営を目指すことが求められると思えます。また、自転車置き場設置部分においても、計画段階での地元自治会等の意見を反映しながら進めるべきであると思えますが、お考えをご答弁ください。

次に、4の(4)自転車安全利用についてですが、自転車の安全に関するハード面での取り組みに関しては、物理的な環境要素もあろうと考えますが、第4次総合計画の中でも自転車の安全な利用に関する施策を総合的かつ計画的に実施と明確に掲げられています。

自転車の交通環境整備につきましては、幅員が狭い道路の多い本市の実情に即し、

財源の問題にも考慮した独自の具体的計画案を策定し、推進をしていくことを強く要望いたします。

次に、4の(5)災害に強いまちづくりの推進についてですが、避難所運営については、自主防災会に避難所担当職員が加わり、避難所運営計画を作成し、いざというときに備え、毎年関係者で改善、確認し、計画を共有するようお願いし、要望といたします。

また、職員の防災スキルをアップするために、防災士の資格取得を目指すことや地域の防災リーダーの養成についてはどのように考えておられるのか、ご答弁いただきたいと思えます。

各自主防災会において防災士のことを周知するとともに、自主防災会からの防災士資格取得受講費用に関して、地域活性化補助金を活用できるようにお願いし、これは要望といたします。

次に、6の(1)保育所待機児童の解消についてですが、新たな摂津市子ども・子育て支援事業計画の中で、地域での子育て支援を促進し、子育てに関する不安や負担感を軽減していくことが今後必要ですと課題のまとめでも触れられておられますが、子育て中の親子が気軽に集い、親子同士の交流や子育てに関しての不安や悩みを相談できる場所のさらなる充実が重要な課題であると認識します。

地域子育て支援センターとつどいの広場がさらに連携し、子育てグループや子育てボランティアの充実を図りながら、子育てに関しての不安や悩みが相談でき、保育の希望される保育者へそれぞれのニーズに合った保育サービスの情報を提供したり、また入所できなかった方へのアフターフォローなどをする保育コンシェルジュを各つど

いの広場への配置の検討をお願いし、要望といたします。

次に、6の(2)健康づくり施策についてですが、吹田操車場跡地でのコースについては、吹田市側でも健康遊具を設置した取り組みが行われるようですので、吹田市とURと協働でのダイナミックな健康づくりコースの設置を検討していただきたいと思えます。

また、各種検診の受診率の向上や介護認定者の抑制といった課題解決を進めるためにも、市民が関心を持ち、楽しく健康づくりに取り組める推進をお願いいたします。

そして、ボランティアポイントとあわせた実施も検討をお願いいたします。

ウォーキング推進リーダーが中心的な役割を担っていくとのことですが、市民ウォーキングもせっかく歩くのですから、道中すれ違った人たちとこんにちとは挨拶をすると、コミュニケーションが広がり、市民の関心も広がるのではないのでしょうか。歩いて体が元気、挨拶して心も元気になっていただきたいと思えます。

そして、国民健康保険料、介護保険料の抑制につながれば財政も元気となるよう、まちごとのネーミングどおり、市内での体制づくり、市民と協働での体制づくりにしっかり取り組まれることを要望いたします。

次に、6の(3)データヘルズ計画についてですが、高齢化が見込まれる現在にあつては、医療費の抑制が課題になります。摂津市においては、生活習慣病による死亡割合が約6割になっており、国保レセプトデータによると、1位が高血圧性疾患、2位が糖尿病での受診件数が多いという結果になっております。

発症予防、重症化予防のためにも特定健

診やがん検診の受診率が上がるような施策と将来は国立循環器病研究センターが実施をしている吹田コホート研究が本市でも実施できることを視野に入れた取り組みをお願いいたします。

次に、7の(1)学校図書館についてですが、先ほど3点の取り組みを答弁いただきましたが、私どもが要望しておりましたことであり、実施に感謝申し上げます。

その上で、3年かけて標準冊数の整備については、その基礎となる既存数に古い本が含まれていないか、現場での見直しをお願いいたします。昨年、現場視察に行った際には、特に中学校に子どもたちが手にすることのないような古い本が多く置かれておりました。

読書ノートの作成は、堺市で作成されているノートをもとに私どもが提案をしておりましたが、現在、実現の運びとしていただきました。関係者の意見を取り入れた実用的で子どもたちに愛される読書ノートの作成をお願いします。

要望している中で、今回は触れられていませんが、図書を紫外線から守る対策や低学年が床に座って読めるようなスペースの設置なども要望いたします。

教育委員会の皆様におかれましては、今後も子どもたちが行きたくてたまらない学校図書館づくりで学力向上を目指していただきますようお願いし、要望といたします。

次に、8の(1)市内の産業振興についてですが、事業所ネットの充実を図るとともに、連携した地域の知恵の集積と活用による健康創造創出など、事業者間の情報交換や共同開発などで摂津らしい産業振興に取り組んでいただきますようお願いし、要望といたします。

次に、8の(2)セッピー商品券第7弾の取り組みについてですが、デフレ不況が深刻化した1999年、個人消費の喚起を目的に、地域振興券が発行された経緯があり、子育てを支援した老齢福祉年金等の受給者や所得の低い高齢者の経済的負担を軽減することにより、個人消費の喚起と地域経済の活性化、地域の振興を図ることを目的に発行されました。

商品券発行を実現する自治体が減っていく中で、6年間継続していただいたことを高く評価しております。

京都市では18歳未満の子どもがいる世帯に商品券購入時に使える割引券発行や、大型店に偏らない小型店舗専用券の枚数を多くしております。また、堺市でも、今回の事業で子育てのまちをアピールしようと1万円販売を中学生以下の子どもがいる世帯では9,000円で、障害手帳、療育手帳の所持をしている子どものいる世帯では8,000円で販売するなど、販売方法を工夫している自治体の取り組みがあります。

摂津市においても、商店街のさらなる工夫とこれまで継続してきた経験と実績を生かして、最大効果が得られる取り組みとしていただきますようお願いいたします。

次に、9の(1)子ども医療費助成の対象年齢拡大についてですが、子ども医療費助成制度における通院助成を中学校3年生まで拡充することについては、本当に多くの子育て世帯の方々からの声であります。全国を見ますと、財政の厳しい中、高校生まで対象年齢を拡大されている自治体もごいます。

安心して子どもを産み育てられるまち摂津の構築、また魅力ある摂津のまちづくりにもつながる施策であると思いますので、

どうか実施に向け検討されますようお願いし、要望といたします。

次に、9の(2)公共施設の更新問題ですが、ファシリティマネジメントは昨年の代表質問でも取り上げており、私たちは導入には大賛成であります。積極的に計画的に進めていただくようお願いし、要望といたします。

また、公共施設管理においては、第5次行革にも上がっている集会所、ちびっ子広場の合理化問題にどう対応していくかが問題です。例えば、小学校区ごとに市民を交えた公共施設適正配置協議会を設置して、区域の公共施設全体で複合的な施設利用や更新計画の意見集約が必要であると思いますが、どのように考えられるのか、ご答弁ください。

また、軽微な修繕などの対応は職員でも迅速に対応し、予防保全を行うことについてはどう考えるのか、ご答弁をお願いしたいと思います。

さらに、長期的で総合的な市としての基礎体力を示すための重要な指標となり得る公会計制度についての進捗状況について、それぞれご答弁をお願いしたいと思います。

国のほうでも、クラウドを利用したシステムも整備されつつあります。本市もそのための準備を立ちおくることなく進めていきたいと思っております。

次に、9の(3)電子自治体の推進についてですが、摂津市地域情報化計画に基づき、オール摂津の力を地域の発展につなげていくため、ICTの積極的な活用をお願いいたします。

また、第5次行革実施の計画に上げられています市民サービスコーナーの廃止につきましては、当該地域の皆さんの意見を十

分にお聞きをし、特に高齢者への配慮をお願いし、要望といたします。

最後に、本市の今後の財政見通しは大変厳しいことが予想されますが、私たち公明党は責任政党として明年の市制施行50周年を目指し、摂津の魅力を創出し、森山市長とともに晴れやかな50周年を迎えられるよう市政に全力で取り組んでまいりたいことを申し上げまして、代表質問を終わります。

○渡辺慎吾議長 答弁を求めます。生活環境部長。

○杉本生活環境部長 自治会役員などへの訪問や懇談会についてでございますが、現在もご要望があればお伺いしておりますが、今後、自治連合会の各校区理事の方々や単位自治会の会長さんともご相談しながら、実施できるよう努力してまいります。

また、転入手続時に自治会への加入案内やパンフレットの配付を市民課窓口で実施しておりますが、宅建業界等との協定についても今後検討してまいります。

自治会加入につきましては、その重要性や必要性を十分ご理解いただくため、今後ともさまざまな施策について検討し実施してまいりたいと考えております。

○渡辺慎吾議長 都市整備部長。

○吉田都市整備部長 境川の河川用地を活用しての市民協働による緑化活動への取り組みについて、ご答弁を申し上げます。

緑の基本計画では、市の特徴でもあります河川を貴重な空間と捉え、水と緑のネットワークの形成を基本施策に置いております。

この境川堤防敷の直前の対岸並びに下流部では、緑化推進連絡会が既に花壇管理に取り組まれており、この活動が今回の自転車歩行者専用道路などの用地を除く限られ

た用地ではありますが、協働による花壇などの維持管理が図られるよう、自治会や市民団体に働きかけながら、意見をお聞きし、さらに市民の方々の意識を高めてもらうための取り組みを図りながら、市民協働による地域緑化の充実に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○渡辺慎吾議長 総務部長。

○有山総務部長 職員の防災士の資格取得と地域の防災リーダー養成について、お答えします。

防災士は、特定非営利活動法人日本防災士機構による民間資格でございます。

防災の意識、知識、技能を有する者として認定し、現在全国で約7万8,000人が資格を取得されております。本市においても、26年度から防災士の方が自主防災訓練に参加されておられ、27年度以降、訓練を通じて連携を図り、防災力の向上に努めてまいります。

次に、職員の防災力強化について、現時点で防災士を取得する講座への参加は予定しておりませんが、防災研修や防災講演会、避難所HUG訓練など各種防災訓練を通じ、意識の向上に努め、迅速に対応できる体制を構築してまいります。

また、地域防災力の向上は、地域における防災リーダーの養成が必要不可欠であることは認識しております。他市では実施されておりますリーダー養成講座を参考に、防災リーダー育成を検討してまいります。

次に、公共施設の更新や複合化についてお答えします。

これから策定に取り組む白書などの計画では、更新費用を抑え、平準化するため、公共施設の適正な配置が議論されることとなります。ご質問いただきましたちびっ子

広場についてもこの対象になります。利用状況や周辺施設の状況、類似機能の配置などを検討し、将来の複合化や多目的化を進めることで、施設総量の適正化、適正配置を図ることが最終目標となります。

その過程では、地域や市民の皆様からご意見をいただくことが必要であります。

また、この取り組みのもう一つの柱は、しっかり施設を管理する体制の構築で、先ほどの職員のスキルの向上や施設の瑕疵による事故を事前に防ぐ予防保全を行っていくもので、修繕を迅速に行う対応も含まれるものでございます。

次に、新地方公会計制度につきましては、総務省が平成29年度までに全ての地方公共団体において作成することを目指しております。

平成27年1月には、統一的な基準による地方公会計マニュアルを公表したところでございます。

今後、標準的なソフトウェアを地方公共団体に無償で提供する予定であります。

本市といたしましては、国や近隣市の取り組み事例の動向を注視し、本格的な制度導入の必要性や時期を含めまして、そのあり方について判断してまいりたいと考えております。

○渡辺慎吾議長 藤浦議員の質問が終わりました。

暫時休憩します。

(午前11時51分 休憩)

(午後0時45分 再開)

○渡辺慎吾議長 休憩前に引き続き再開いたします。

上村議員。

(上村高義議員 登壇)

○上村高義議員 それでは、市民ネットワー

ク会派を代表いたしまして代表質問を行います。

さきの質問者とダブるところもありますが、そのことも勘案しながら質問をさせていただきます。

まず1点目、市制施行50周年に向けた取り組みについてお尋ねいたします。

平成28年11月に50周年を迎えますが、現時点での取り組み構想はあるのか、答弁を求めます。

施行50年という節目の年を来年迎えるわけですが、先人の取り組みを振り返るとともに、同時に今後に向けての摂津の取り組みの節目になると思われま。私は、27年度中にはイベントの内容やキャッチフレーズ等々を検討するプロジェクトチームをつくるべきではないかというふうに考えますが、どうでしょうか。答弁を求めま。

2点目、市民が元気に活動するまちづくりについてお尋ねします。

2の(1)市民公益活動補助金制度「発展コース」についてであります。

この制度は、総合計画の理念でもある協働に向けた取り組みの一つでもあると思われま。今年度新たに発展コースを設けるとのことです。その内容について答弁をお願いします。

次に3点目、みんなが安全で快適に暮らせるまちづくりについてであります。

3の(1)十三高槻線上部利用についてお尋ねいたします。

今年度は、地域の皆さんが交流できる施設の建設に向け実施設計を行うとのことですが、大阪府との協議状況、そして地元関連団体との協議状況と施設設計に当たり現状での進捗状況について、お聞かせをいただきたいと思いま。

3の(2)医療クラスター形成に向けた現時点での取り組みと今後の展望についてお尋ねします。

正雀下水処理場及び摂津クリーンセンターの跡地利用については、医療クラスター形成に向けた取り組みを進めとありますが、現在の状況と今後どのように進めていくのか、お聞かせをいただきたいと思いま。

3の(3)境川自転車歩行者専用道路の整備内容と今後の方向性についてお尋ねします。

整備内容につきましては、さきの藤浦議員の答弁で理解できましたが、再度、自転車歩行者専用道路の整備の方向性について、答弁をお願いいたします。

次に4、みどりうるおう環境を大切にするまちづくりについてお尋ねします。

4の(1)環境施策全般の再構築の概要と緑化拠点苗圃の体制についてお尋ねします。

この質問もさきにありましたが、再度私のほうから、環境の保全及び創造に関する条例を見直し、環境施策全般の見直し、再構築することとありますが、確認の意味で再度答弁をお願いします。

なぜ今見直しなのか、その必要性、進め方、方向性についてお聞かせください。

また、緑化推進の拠点である鶴野苗圃の今後のあり方についてどう考えておられるのか、人材育成も含め答弁をお願いします。

次に5、暮らしにやさしく笑顔あふれるまちづくりについてであります。

5の(1)終戦70年目を迎え、「憲法を守り人間を尊重する平和都市宣言」についてであります。

摂津市では、昭和58年に、憲法を守り

人間を尊重する平和都市宣言を行っております。この都市宣言は、先人が築き上げた摂津の平和のまちづくりの方向を示した重要なものであります。とりわけ、摂津市の平和都市宣言は他市に類を見ない重要な意味を持つものと認識しますが、市長の都市宣言に対する認識と今後の取り組みについて答弁をお願いします。

5の(2)第6期せつつ高齢者ががやきプランについてであります。

高齢者を取り巻く環境は非常に厳しいものがあります。2025年問題を考えたとき、介護難民などますます厳しさが増すものと予想されております。今後大きな不安を持っております。

このような中で、第6期せつつ高齢者ががやきプランが作成されていますが、今回集いの場を開設するとのことですが、その目的と介護予防・総合事業との関係についてお聞かせいただきたいと思えます。

5の(3)生活困窮世帯の子ども対策についてお尋ねします。

子どもたちを取り巻く環境はますます厳しいものがあります。とりわけ、世代間を超えた貧困の連鎖が昨今クローズアップされてきております。

そのような中、摂津市では生活困窮者自立支援法に基づき、中学校の学習支援を行うとのことであるが、その概要と、本来教育は教育委員会の所管であります。その関係について説明をお願いします。

また、子どもの貧困対策の推進に関する法律が制定されておりますが、教育委員会として貧困家庭への学習支援についてどのように取り組んでおられるのか、また今後の方向性について答弁をお願いします。

5の(4) (仮称)健康・医療のまちづ

くり計画についてであります。

この質問も先ほど質問されておりますが、私のほうからも質問させていただきま

す。(仮称)健康・医療のまちづくり計画の策定に当たって、既存の健康せつつ21との整合性がとれていることが重要であります。同計画で示す健康・医療のまちづくりとは何か、また国立循環器病研究センターと協定を締結し、連携を深めると述べておりますが、その目的と今後の連携の可能性についてお聞かせください。

6、誰もが学び、成長できるまちづくりについて。

6の(1) (仮称)学力向上推進懇談会の内容についてであります。

子どもの学力向上については、昨日も質問がありましたが、27年度は学識経験者などで構成する(仮称)学力向上推進懇談会を立ち上げることですが、この懇談会の趣旨と具体的な取り組み内容についてお聞かせください。

6の(2)教材データベース導入の効果と今後の展開についてであります。

これも学力向上策の一環であると思えますが、教材データベースを導入し、学習状況に応じた課題設定ができる教材データベースとはどのようなものなのか、その活用の効果と、今年度は2校のみですが、今後の展開についてお聞かせください。

6の(3)べふこども園の検証結果と今後の就学前教育についてお尋ねします。

べふこども園が開設され、今年度末で3年を経過しますが、これまでの運営について所期目的から見ての検証結果について説明をお願いします。

また、検証結果から今後の就学前教育についてどのように生かし、取り組んでいく

のかも答弁願います。

また、これにあわせ、保育行政を市長部局から教育委員会に移管しておりますが、この効果についてどのように評価されているのかもお聞かせください。

7、活力ある産業のまちづくりについてであります。

7の(1)セッピー商品券の評価と商店活性化への効果についてであります。

セッピー商品券の実施目的とプレミアム率の設定についての考え方をお聞かせいただけます。

次に8、計画を実現する行政経営についてであります。

8の(1)地方版総合戦略の内容と定住化促進についてお尋ねします。

国が進める地方創生に対応した摂津市の総合戦略と理解しますが、摂津市の特徴を生かしたまちづくりが求められると思いますが、どのように総合戦略をつくり上げていくのか。また、国が進める地方創生の大きな目標の一つが人口減少をどう食い止めるかということに基点が置かれている中で、摂津市の人口減少対策、とりわけ定住化促進についてどのように取り組むのかをお答え願います。

8の(2)地下鉄延伸の可能性についてであります。

昨日もこの質問が出ておりますが、我が市民ネットワーク内でもこの議論が出て、摂津市の発展、とりわけ鳥飼地区の将来の発展を見据えたとき、地下鉄延伸が一時断念した経緯があるものの、鉄軌道の誘致、地下鉄延伸が何としてでも必要ではないかと感じ、質問させていただいております。

断念した経過があることは重々承知の上での質問であります。いま一度、この可能性について検討する必要があると思われま

すが、どうでしょうか。答弁をお願いします。

9、人間基礎教育についてであります。

9の(1)人間基礎教育の教育現場での取り組みについてお聞かせください。

施政方針の中で、人間基礎教育の推進を説き、根づかせていくことこそがいじめや虐待を防ぐ糸口になると述べられています。私も同感であります。

そこで、教育現場での人間基礎教育に対する考え方と具体的な取り組み、今後の方向性についてお聞かせください。

以上で1回目を終わります。

○渡辺慎吾議長 答弁を求めます。市長。

(森山市長 登壇)

○森山市長 市民ネットワークを代表しての質問にお答えをいたします。

市制施行50周年に向けた取り組みについての質問でございます。

昭和41年11月に府下28番目の市となった本市は、先人たちの知恵と努力により大きな発展を遂げてまいりました。このたび市制施行50周年という大きな節目を迎えるに当たり、これまでの歩みを振り返るとともに、夢と希望にあふれるまちとして、未来へ引き継いでいくことが重要であると考えます。

このまちに誇りを持ち、まちを愛する心をさらに高める記念事業にオール摂津で取り組んでまいります。

今後につきましては、設置予定の庁内検討委員会において、記念式典を初め夢と希望に満ちたまちづくりのための施策の検討、市民の方や事業者が主体的に取り組む事業の位置づけなどを考えていきたいと思っております。

市民公益活動補助金制度についてのお尋ねでございますが、本市の総合計画に掲げ

ております地域で抱える課題の解決や、よりよい市民生活に向けて市民一人一人が協働のまちづくりを推進していく上で市民活動の促進が大きな力となります。

平成25年度からスタートしました市民公益活動補助金は、みずから公益活動に取り組む団体の育成、自立を図るため、その事業に要する経費について補助金を交付して立ち上げを支援してまいりました。

今回、市民活動の裾野を広げ、活性化を図るため、既に活動している団体に事業費を補助する新たな部門として、発展コースを設けてまいります。

補助制度の拡充で、さらに市民活動の多様な担い手が充実し、地域とつながった活動となるよう支援をしていきたいと思えます。

十三高槻線の上部利用につきましては、大阪府茨木土木事務所が長年にわたって整備を進めてこられ、本市域におきましては、地下道部分に引き続き、今年度中に側道部分も交通開放がされる予定とお聞きをいたしております。

それに伴います地下道部分の上部利用につきましては、地域コミュニティに資する施設を整備できるよう、大阪府との協議も調い、今年度中には道路占用手続を完了する予定であります。

平成27年度には、施設や広場の整備に向け、実施設計に取り組んでまいりたいと考えております。

医療クラスター形成に向けた現時点での取り組みでございますが、現在、正雀下水処理場及び摂津市クリーンセンターは、その機能を停止し、施設等の解体が進められております。

跡地利用につきましては、まちづくり基本計画において都市型居住ゾーンと位置づ

けておりましたが、国立循環器病研究センターの移転決定に伴い、同センターを中心とした循環器病の予防と制圧やオープンイノベーションに連動した総合医療産業の拠点形成が求められることになりました。

本市におきましても、医療クラスターの形成による医療産業の集積や市民の健康寿命の延伸に向けた取り組みを進めるため、処理場跡地を新たに医療・健康創生ゾーンと位置づけた正雀下水処理場跡地まちづくり基本計画の策定を進めているところでございます。

今後は、本まちづくり基本計画に基づき、医療クラスターの形成を図るため、吹田市、国立循環器病研究センター、大阪府とともに、基盤整備や企業誘致などの方策について協議を進めてまいりたいと考えております。

境川自転車歩行者専用道路の整備についてでございますが、自転車歩行者専用道路の今後の方向性につきましては、さきの答弁で申し上げましたように、自転車歩行者専用道路や自転車走行レーン等の整備には、用地の確保が困難な状況でございますが、今後も、より安全で快適な自転車走行の整備に対しまして検討してまいりたいと考えております。

環境施策全般の再構築等々についての質問でございますが、環境の保全及び創造に関する条例は、制定から16年が経過しております。この間、環境行政は、従前の公害規制に加え、グローバルな課題として地球温暖化対策が、さらにポイ捨てや空き家の管理等新たな課題についても対応が必要となってきております。

また、現条例には、緑化の推進、開発行為、環境美化等々多岐にわたる内容が網羅されており、おのおのについて適切に対応

できているか、検証が必要となってきました。

今後は、庁内の関係各課で部会を構成し、現在の条例を見直すとともに、環境をキーワードとした本市のイメージアップにつながる施策を構築してまいりたいと思います。

次に、鶴野の苗圃の今後の取り組みについてであります。平成26年3月に改定しました緑の基本計画において、市民との協働による花壇管理の展開を重点施策として位置づけております。

基本計画では、鶴野苗圃は、緑化推進の拠点として、育苗はもとより花と木の実践教室、緑化推進連絡会との緑化活動の連携、情報共有などの重要な役割を担う市民協働の場として欠かせないものとなっております。

今後、苗圃の運営につきましては、地域苗圃の充実を図りながら、市民が緑に対する理解を深め、緑化活動に取り組み、緑のネットワークを市域全体に広げていくことが本市のまちづくりの一環と考えております。

そのためには、苗圃での緑化指導や相談においても、専門性の高い人材が不可欠であると認識をいたしております。今後とも、人材確保に努めていきたいと思っております。

戦後70年を迎え、平和都市宣言の内容、認識確認と今後の取り組みについてありますが、本市では昭和58年に憲法を守り人間を尊重する平和都市宣言を行いました。以降、この平和都市宣言の精神を踏まえ、国際社会の一員として戦争の悲惨さと平和のとうとさに対する認識を深め、平和が実感できるまちを目指してまいりました。

現在、憲法改正をめぐるさまざまな議論が存在していることは十分認識しております。また、その論点や考え方もさまざまであると感じております。

しかしながら、本市が提唱いたします憲法を守り人間を尊重する平和都市宣言は、現行憲法が保障する基本的人権の享有並びに、世界の恒久平和の実現に貢献することを踏まえたものであります。

そして、平和を愛する国内外の人たちとともに、人間としてともに生きる喜びにあふれた社会の実現を積極的に推し進めるという不変の決意を示したものと認識いたしております。したがって、本市の目指す平和都市の姿は、何ら変わるものではないと思っております。

また、終戦70年目の節目を迎え、なお一層平和都市宣言の理念が市民に浸透いたしますよう、取り組んでまいりたいと思っております。

第6期せつつ高齢者かがやきプランについてありますが、せつつ高齢者かがやきプランは、3年ごとに見直しを行い、現在、平成27年度から3か年の計画の策定を進めております。

本市では、現在65歳以上の高齢者が2万人を超え、高齢化率が23.8%となり、2025年には団塊の世代が75歳に到達することから、給付の拡大が懸念されます。

こうしたことを踏まえ、高齢者が住みなれた地域でいつまでも活動的で元気に暮らせるまち摂津を基本理念に持つ計画を推進していくことが重要であることから、元気な高齢者の増加や介護度が高くなることを目指す、身近な地域で気軽に参加できる集いの場を介護予防事業のモデル事業として取り組んでまいりたいと思っております。

また、介護予防や日常生活支援につながる要支援者の通所介護と訪問介護などの総合事業については29年4月の実施を目指してまいります。

生活困窮世帯の学習状況の把握でありますけれども、厚生労働省の資料によりますと、生活保護受給世帯のうち約25%の世帯主が出身世帯も生活保護を受給していたという結果が出ており、貧困の連鎖が全国的な課題となっております。

生活困窮者自立支援法には、生活困窮家庭に対する学習支援事業が事業項目の一つとして掲げられております。本市におきましても、福祉的な観点から、生活保護家庭の中学生を対象とした学習支援事業を大阪人間科学大学と連携して子どもたちに学習の場を提供してまいります。

庁内ネットワーク体制を構築し、教育委員会と連携を図りながら、子どもたちが置かれている生活環境などの把握に努め、学習支援事業を効果的に進めてまいりたいと考えております。

本市が目指す健康・医療のまちづくりについてであります。健康・医療のまちづくり計画につきましては、吹田市や国循などがメンバーとなる健康・医療のまちづくり会議の議論を踏まえ、国循との連携による循環器病の予防施策等を講じることで、市民の健康寿命の延伸を目指すものであります。

この計画のもととなるのは、これまで健康せつつ21で大切につくり上げてきたまちぐるみで健康を支え守る環境です。これを国循や医療クラスター進出企業等々を加えた形でオール摂津の健康づくり体制をしっかりとつくり上げること。そして、関係者の連携のもと、疾病予防、健康づくり施策を一層進めることこそが本市が目指すべき

健康・医療のまちづくりと考えております。

次に、国循との連携の目的等についてであります。所信表明で触れましたとおり、国循と協定を締結し、具体的な連携の第一歩を踏み出してまいります。

国循が地方公共団体と基本協定を締結するのは初めてとお聞きしておりますが、これにより摂津市と国循とのパイプを太く強いものとしていきたいと考えております。

平成27年度からは、保健センターで実施する特定健診事業に健診医を派遣していただきます。これにとどまらず、今後は運動、食、その他の生活習慣に関する啓発や教育を初め、さまざまな分野で連携を深め、循環器病予防による健康寿命の延伸という共通の目標にとともに取り組んでまいりたいと考えております。

セッピー商品券についてであります。第7弾のセッピー商品券の発行は、地方の経済の好循環拡大に向けた緊急経済対策として、国から交付される地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金により、個人消費の喚起を図るため、従来よりも増量して発行するものでございます。ご指摘のプレミアム率につきましては、より一層市民の購買意欲を高めることで消費拡大を期待し、また国から標準的なモデルが示される中で、近隣市とのバランスを考慮し、20%とすることと考えております。

総合戦略の策定についてであります。この総合戦略の策定には、部署の垣根を越え、職員一人一人が将来の人口減少を見据え、自分自身で何ができるか、何をすべきかを常に考え続けることが必要であることは言うまでもありません。

そのことを前提とした上で、具体的な策定の体制につきましては、総合計画の中間

評価とあわせて実施することから、私が委員長を務める総合計画策定委員会を開催し、計画の目的や取り組みなどの方向性を定めてまいりたいと考えております。

あわせて、総合戦略の分野は非常に多岐にわたることから、産業界や教育機関、金融機関などの有識者で構成する（仮称）摂津市まち・ひと・しごと創生懇談会を開催し、多様な視点からのご意見を反映した総合戦略を取りまとめ、議員ご質問の定住化促進につなげてまいりたいと考えております。

地下鉄延伸についての質問でございますが、昨日もこの話に言及しておりましたが、本市では過去において地下鉄谷町線の延伸を目指し、運輸局や大阪市など関係諸機関に要望を行ってまいりました。しかし、平成16年の近畿地方交通審議会答申8号において、谷町線延伸については、今後は関係自治体等を中心に検討することが適当であるとの答申がなされました。谷町線延伸計画を断念した経緯がございます。ということで、断念した経緯がございます。

関係自治体で地下鉄延伸となりますと、経費負担が多額となり、費用対効果が極めて低いため、計画断念の結論に至ったものであります。当時から5年が経過いたしました。再検討を要するような状況の変化はありません。状況が好転する兆しはなかなかございませんが、長期的な課題として延伸実現の可能性を探ってまいりたいと考えております。

また、今里筋線延伸につきましても同様でございます。

以上、私のほうからの答弁とします。教育委員会は教育長から答弁をさせます。

○渡辺慎吾議長 教育長。

（箸尾谷教育長 登壇）

○箸尾谷教育長 教育委員会所管分について

のご質問にお答えいたします。

まず、貧困対策における学習支援についてのご質問でございます。

国の学力調査の分析により、家庭の経済状況と子どもたちの学力には相関があることが明らかとなっております。

家庭の経済状況にかかわらず、子どもたちに将来を生き抜いていく力をつけることは重要なことであり、教育委員会としてはこれまでから家庭内の学習環境を整えることが困難な児童生徒等を対象として、小・中学校における放課後の補習を実施しております。また、週1日または2日、学習サポーターを活用した放課後宿題広場を小学校で実施したり、小学3年生から6年生を対象とした土曜宿題広場を市内2か所で月3回程度開催するなどの学習支援を行っております。

さらに、家庭の経済的理由から進学を断念することのないよう、進路相談や就学援助制度による経済的支援、教育と福祉の連携した支援の調整役を担うスクールソーシャルワーカーの配置などもあわせて進めてまいります。

昨年1月に、子どもの貧困対策の推進に関する法律が施行され、8月には大綱が閣議決定されました。これは全ての子どもたちが夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指し、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的として策定されたものでございます。

大綱では、貧困の世代間連鎖の解消、子どもに視点を置いた切れ目のない施策の実施、実態を踏まえた上での施策の推進、指標の設定など10項目の基本方針が掲げられております。

大阪府におきましては、子どもの貧困対策についての計画を現在策定中の子ども総

合計画に盛り込む予定であると聞いておりますが、現時点ではいまだ国や府による新たな補助メニューは明確に示されていない状況であり、本市といたしましても、今後の国や大阪府の動向を注視してまいります。

次に、（仮称）学力向上推進懇談会の設置目的並びに達成目標についてのご質問にお答えいたします。

全国学力・学習状況調査の結果から、摂津市の児童生徒には教科学習の基礎基本の定着や自分の意見をまとめて書く力など、さまざまな課題があらわれています。また、家庭での学習時間が短い一方、テレビやゲームに費やす時間が長いなど、生活状況にも課題があることが明らかとなっています。

学校や教育委員会では、これまでからその対策として取り組みを行ってまいりましたが、学力調査等において市全体の結果の向上には至っておりません。

そのことを踏まえ、これまでの取り組みを総括的に検証するため、校長、教員等の代表に学識経験者を加え、摂津の教育課題等について幅広い意見をいただくための懇談会を設置いたします。

教育委員会や学校のこれまでの学力向上の取り組みを総括し、摂津の児童生徒にとって効果的な学力向上施策の方向性について知見をいただきたいと思います。年間5回程度の開催を予定しており、いただいた意見を取りまとめ、今後の施策に生かしてまいります。

教材データベースの導入の効果と今後の展開についてお答えいたします。

来年度実施いたします学力向上推進事業において、国語と算数2教科の教材データベースを小学校モデル校2校で導入いたし

ます。

教材データベースとは、インターネットを通して基礎的なものから活用的なものまで、各單元ごとに学習進度に応じた問題プリントが簡単に作成できるもので、授業あるいは朝学習や放課後の補充学習、そして宿題等にも利用できます。

学力向上のためには、毎日の授業で新しく学ぶ内容とあわせて、これまで学習してきた内容をどれだけ定着させるかが課題となっています。そのため、学校や家庭で学習するプリントを効率よく作成できる教材データベースを活用した反復学習等を行うことで、学習内容の定着を図ってまいりたいと考えています。

本事業では、この教材データベースとともに児童が提出したプリント等を点検し添削する学習プリント補助員をあわせて導入し、それらの効果検証を行い、効果が認められた場合には対象校の拡大も検討してまいります。

続きまして、べふこども園の検証結果と今後の就学前教育推進についてのご質問にお答えいたします。

べふこども園は、開園当初から新たにゼロ歳児保育や幼稚園児への給食の提供や預かり保育の実施、地域の子育て家庭を対象としたべふかるがも広場の設置など、多様な保育、教育ニーズに対応してまいりましたが、さらに平成26年度からは、保育所、幼稚園の一体的運営のメリットを生かすため、5歳児の混合クラスを実施しております。

本年度実施した園運営に対する保護者アンケートからは、子どもがべふこども園に行くことが楽しいと感じている、職員が保育、教育方針や子どもの様子をわかりやすく伝えてくれるなどの評価を得ております

が、一方で、運動会や発表会など園行事の持ち方などの課題もございます。

今後も、べふこども園での取り組みの成果を生かし、小学校教育との連続性を考慮した保育・教育活動の充実や家庭との連携強化を図るとともに、日々実践を担う保育士、幼稚園教諭の資質、指導力向上に努め、摂津の次代を担う子どもたちに生きる力を育成してまいります。

また、教育委員会で就学前教育を一括して所管することにより、幼稚園園長と小・中学校校長に新たに保育所所長もあわせての校園所長会を実施することといたしました。その結果、保育所、幼稚園と小・中学校との情報交換や課題の共有がより充実し、小学校との接続を見据えた子どもの発達や学びの連続性を見据えた取り組みが可能となったと考えております。

今後も、子どもたちを中心に据えた一貫性のある取り組みの充実を図ってまいります。

小・中学校での人間基礎教育の実践についてのご質問にお答えいたします。

人としての当たり前のルールを守ることでできる人づくりを目指す人間基礎教育の五つの心は、人格の完成を目指すという学校教育の目的にもつながるものであり、本市の学校においても、集団生活の中で子どもたちの心を育む取り組みを進めております。

具体的な取り組みといたしましては、思いやりの心を育むため、小学校での上級生が下級生のお世話をする兄弟学級の取り組みや、小学生が幼児と一緒に昔遊びをしたり、地域行事で中学生が小学生の手本となつたこづくりを教えたりするなどの異年齢交流を生かした取り組みが行われております。

また、自分のこれまでの育ってきた歩み

を聞き取ったり振り返ったりしながらまとめ、保護者への感謝の気持ちをあらわす2分の1成人式の取り組みや小学校でのリサイクル品を活用した工作展、環境センターへの社会見学、児童会や生徒会が中心となる地域清掃などが行われています。

さらに、朝のあいさつ運動では、PTAや地域の方の協力やオリジナルのマスコットキャラクターなどが参加して盛り上げるなどの工夫を凝らした取り組みも行われております。

教育委員会としましては、このような取り組みが家庭で話題となり、家庭や地域での実践にもつながりますよう、今年度から新たに人間基礎教育に関する各校の取り組みを紹介するウェブページを開設し、児童生徒の感想等もあわせてお伝えしております。

今後も引き続き、学校とともに人間基礎教育の五つの心を育む取り組みを実践し、学校・家庭・地域が連携して子どもたちに豊かな心を育む機会を充実させてまいります。

○渡辺慎吾議長 上村議員。

○上村高義議員 それでは、2回目の質問をさせていただきます。

まず、市制施行50周年に向けた取り組みであります。

庁内検討委員会を設置して、オール摂津で取り組んでいくということでございました。計画が明らかになり次第、説明をいただきますようお願いいたします。

それと、基本方針の中で、市長は、「本年度、足元を見詰め直し、力を蓄える基礎固めの年と位置づけました。」と述べられております。市制50周年を迎え、基礎固めの上に摂津市の抱える諸問題、とりわけ千里丘西の駅前再開発問題、阪急の連続立

体交差問題、焼却炉の改修問題等々、重要な課題を市のリーダーとして不退転の決意で最後までやり遂げる意思があるのか、その決意をお聞かせください。

2点目、市民が元気に活動するまちづくりの発展コースについてであります。来年度発展コースを設けるということであります。この発展コースの補助金を拡充するという答弁がありました。その拡充内容と進め方について再度答弁をお願いします。

3の(1)の十三高槻線上部利用であります。今回、施設と広場を整備していくということになります。

施設の概要、どのような設備を考えているのか、また管理運営の方向性についても答弁をお願いします。また、広場も整備していくということになります。その概要もあわせて答弁をお願いいたします。

医療クラスター形成に向けた現時点の取り組みということになります。

今の答弁につきましては、そういうことかなということになります。なかなか具体的には見えてこないんですけども、先般、吹田操車場跡地健康・医療のまちづくりシンポジウムに参加してまいりました。医療クラスター形成に向けての基調講演がありました。方向性は今までの説明と同じ内容で、特に目新しいものがないというふうには感じませんでした。まだまだこれからだなという印象でありました。

このクラスターというのは、ブドウの房というか、固まりがクラスターであります。やはり医療関係の企業が数十社集まって初めて医療クラスターになるということになります。なかなかその現実が見えない中で、今後のPRが重要だなという感じがあります。また、これにつきましては変

化があり次第、報告をしていただきますよう要望しておきます。

3の(3)境川自転車歩行者専用道路の整備内容、今後の方向性についてであります。この質問はきのうからも、朝もあつたんですけども、私はやっぱりみんなが安全で快適に暮らせるまちづくりには自転車走行レーンの整備は必要だと感じております。

今の答弁では、既存道路への整備は困難とのことでしたが、それらの中で摂津市を見た場合に、新幹線公園から八尾茨木線まで、桜並木があります。桜が植えられて非常に景観がいいんですけども、そこに歩行者自転車専用道路がつかれないものかというのを考えておまして、この考えについて答弁をお願いいたします。

環境施策の再構築の問題ですけども、環境の保全・創造に関する条例を見直す、庁内の関係部署と連携して新たな環境施策の構築を図るとのことです。いろいろな課題が昨今出てきているということになります。特に、自然エネルギーの問題や私は情報通信の問題とインターネットの問題等もあるのではないかなというふうに考えております。そういった課題も見据えて検討していただきますよう要望します。

また、緑化の拠点ですけども、長年、これは鶴野苗圃は緑化の拠点として活動してきており、その中で苗圃技術の伝承、人材育成が非常に重要な課題であると思っております。ぜひ、こういった人材育成も含めて、この緑化拠点が続くように何とぞよろしく願いしておきます。これは要望としておきます。

次に、終戦70年目を迎え、「憲法を守り人間を尊重する平和都市宣言」について

であります。

摂津市は、この平和都市宣言をして、今までずっと取り組んできております。終戦70年という節目でございます。この平和都市宣言の意味を十分踏まえながら、一層平和への取り組みをお願いしたいと思っております。

きのうから、この質問の中で、7月、8月、平和月間というふうに定め、いろんな取り組みをしておりますということでありましたけども、摂津市では毎年戦没者慰霊祭を行っていただいております。この式典は、遺族会の方や市民団体の代表の方々、また我々市議会議員も全員参加し、そして議長が戦没者への慰霊と平和の誓いを議会を代表して行っておるわけですけども、この都市宣言にあるように、平和への取り組みは今後も続けていただきますよう強く要望しておきます。

5の(2)第6期の高齢者かがやきプランについてでありますけども、この集いの場を次年度開設するということでもあります。その中で、ひとり暮らしの高齢者の支援についてお尋ねしますが、平成22年度の統計では、高齢者のひとり暮らしが3,062人となっております。この現状のひとり暮らしへの支援の状況についてお聞かせください。また、集いの場の具体的な取り組み内容についてもお聞かせをいただきたいと思っております。

5の(3)生活困窮世帯の子ども対策についてであります。

今回、中学生への学習支援事業をすることでございますが、この中身、対象者や頻度等、どのような形で行うのか、このところを再度答弁をお願いいたします。

5の(4)健康・医療のまちづくりにつ

いてであります。

今後、健康・医療のまちづくりをしていくんだということでありました。先日の操車場跡地健康・医療のまちづくりシンポジウムに参加したと先ほど言いましたけども、その中で摂津市のいきいき体操の会の代表の方がパネリストとして現状の取り組みが発表されました。

その中で、その人が体操して元気にはなつたと、元気にはなっている、感じているけども、このことが医療的にはどのように変化しているのか、そこが知りたいという発言をされておりました。まさに、この健康と医療のつながり、こういうことを示唆する発言であったように感じました。

日々我々いろんな健康活動、健康運動等するわけですけども、それが血压であったり血糖値であったり、そういうものがどう変化していくということがわかって取り組むということが重要になってきますんで、そういったことが健康と医療が連携したまちづくりにつながるんじゃないかと思っています。このことも視野に入れながら、今後取り組んでいただきますよう要望させていただきます。

6の(1)(仮称)学力向上推進懇談会ということであります。

学力向上、きのうから多くの方が質問されております。私も以前には学力向上について質問したこともありますし、非常に興味を持つというか、摂津の重要な問題であるというふうに思っていますし、教育委員会としてもこれは最重要課題ではないかなと思います。そういった中で、今回、学力向上推進懇談会をつくっていくんだということでもあります。ここには、校長、そして学識経験者等々も入れて、摂津の問題を明らかにして、それから課題解決に向けて取

り組んでいくということでもあります。

この取り組みは非常にいいことである。ただただ、その結果というものについてはやっぱり責任を持ってやっていただきたいというのがあります。懇談会をして、それで終わりということじゃなくて、やっぱり結果を求めていくということも大事じゃないかなと思っていますし、学力だけが、向上だけが全てではないんですけども、やはり教育の目的は学力をつけるということも一つの大きな目的なんで、そのことも十分しながら、教育長が責任を持ってやるんだということをぜひ自覚していただきたいと思っていますので、よろしくをお願いします。

教材データベースの件ですけども、これはインターネットを通じていろんな試験問題がプリントアウトできるということでもあります。先生も、問題をつくる負担が減って、いつでも朝来てすぐ出せるとか、そういう随時にテストができるということで、子どもの学力向上につながるんじゃないかなと思っています。そういった意味も含めて、この結果をやはりきっちり検証して、今後どう展開していくかということが大事なんで、ぜひそういったほうに、学力向上に結びつくようにこれも要望としておきます。

次、べふこども園の件ですけども、最近待機児童がふえてきているというふうに聞いています。以前は、摂津市は待機児童ゼロやったんですね。ここに来て、ここ一、二年、待機児童がふえてきたということでもあります。幼児を取り巻く社会環境というか、ここに来て変化してきていると。これは全国的なあらわれだというふうに思っています。

その待機児童解消策としても、このこど

も園は期待されたんですけども、そのことについてはまた別途質問しますが、所期の目的はこのこども園は小学校への移行がうまくスムーズにいくように、保育段階、就学前から学ぶ態度を身につけさせる。幼稚園と保育所が一体、一緒になったということがあったのではないかなと思っています。そういった意味で、私も大いに期待した取り組みでありました。

今の答弁では、それなりの効果があったように思われるんですけど、まだまだ特筆すべき効果が出ているとは感じませんでした。あるかもしれません。今、答弁ではそういう感じはできなかったということでもありますし、こども教育課の移管の問題も、成果もそれなりにあったけども、やっぱり特筆すべきことが見えてきていないというのを感じました。

私は、やっぱりこのこども教育課、就学前教育を充実させるんだということこういう取り組みがスタートしております。やっぱりPRが足りないのかなということがありますし、やはり保護者の方のウォッチングをきっちりしていくことが重要ではないかなと思っていますので、そこら辺も重々検証しながら、さらに就学前教育、こども園の効果が出るように取り組みをぜひお願いしたいと思います。

セッピー商品券ですけども、プレミアム率を20%に設定するということでありました。この20%にするということは公平性がより求められるわけですけども、この公平性の担保をどうするかということについてお聞かせをいただきたいと思っています。買った人と買わない人、不公平感が出るので、いかに市民の皆さんに行き渡る、そして公平に購入できる、その仕組みについて説明をお願いします。

次に、計画を実現する行政運営、総合戦略の件ですけれども、今、アベノミクスの中で地方創生ということで、全国の自治体が地方版の総合戦略を策定していくことになります。国は移住を進めているんですね。都市から地方にということ。我々摂津は定住を進めるということでありまして、まさに人口減少時代の中で、自治体間競争が激しくなっていくと予想されます。まさに、摂津の生き残りがかかっていると思えます。

きのうからこの議論がされておりますが、私はやっぱり摂津の宝は何かと考えたときに、人、よく市長は年間500回ぐらいろいろなイベントに参加されるということでもあります。この摂津市では500の団体が年間を通していろんな活動をされているということで、これはやっぱり摂津の宝だというふうに思っていますんで、なかなかこういう活動は一朝一夕ではできるものではなくて、長い積み重ねが今に至っていると思っていますんで、そういったことが戦略的にやはり私は摂津の武器になるんじゃないかなと思っています。

そういったことも入れながら、戦略をつくっていくということが必要ではないかなと思っています。ぜひ、他市に負けない、これは他市と競争なんで、他市に負けない戦略をつくり上げるということが必要なんで、ぜひ頑張ってくださいますようお願いしておきます。

地下鉄延伸の可能性について伺います。

我々市民ネットワーク会派としても、今すぐできるとは、なかなか簡単なものじゃないと重々承知した中での質問でありますし、ただ摂津の将来を考えたときに、鳥飼地区の発展を考えたときにやっぱり延伸というのは必要だなというふうに感じます。

とりわけ、摂津の向こうの柱本は田んぼがたくさんあるんですよ。開発の余地があるということも含めて検討すべきではないかなと思っていますし、茨木の西面の辺では今度イトーヨーカドーが来るということも聞いていますし、そういった意味ではこの北摂の南のほうの開発はまだまだ今後進むんじゃないかなと思っていますんで、その辺もよろしくお願ひします。

人間基礎教育については、さらに教育現場で取り組んでいただきまして、子どもたちがいじめのない学校生活を送れるよう努力いただきますよう要望しておきます。

以上です。

○渡辺慎吾議長 答弁を求めます。市長。

○森山市長 上村議員さんの2回目の質問にお答えをいたします。

先ほども申し上げましたとおり、50周年という記念すべき大きな節目を迎えるに当たり、夢と希望にあふれるまちとして未来へ引き継いでいかななくてはなりません。そして、夢や希望は語るだけではなく、形にしていかなければならないと思います。

今ご指摘の阪急京都線の連続立体交差やJRの千里丘の駅の西口のまちづくりは、本市の長年の夢である一方、現実の課題としてごみ焼却炉の更新問題などもございます。

これらの課題を解決して夢を形にしていくには、いま一度足元を見詰め直しといたしますか、力を蓄えることが必要であります。そのためにも、真に必要とされる行政サービスを見きわめ、そこにあらゆる資源をシフトしていくことを基本理念とした第5次の行政改革の実施は必須であります。実施が困難な項目も多数ございます。容易なことではございませんけれども、私が先頭に立って第5次行政改革にしっかりと取

り組んでいく覚悟でございます。

○渡辺慎吾議長 生活環境部長。

○杉本生活環境部長 市民公益活動補助金の発展コースについてのご質問にお答えをいたします。

市民公益活動補助金において、新たに設けます発展コースは、地域社会が抱える課題の解決に向けて、各種団体がこれまで行ってきた活動の拡充またはさらなる発展を図ろうとする事業に要する経費を補助するものでございます。

これまでの立ち上げ支援に係る初期事業支援では、対象事業費の9割、10万円を限度としております。発展コースにおきましては、対象事業費の4分の3、上限30万円、そして2年目は補助率を3分の2、3年目は2分の1と下げる一方、事業の自主財源の確保を視野に入れた取り組みを求めるとともに、補助金の交付は3年で終了しますが、その後の事業継続についての計画性も補助金審査の重要なポイントになると考えております。

27年度の募集につきましては、4月から約1か月間を予定しております。審査は、学識経験者や有識者、公募市民などで構成される市民活動推進委員会で行い、第1次審査、書類審査でございます、第2次審査は公開プレゼンテーションでございますが、これを経まして補助金交付を決定してまいります。

交付を受けた団体には、年度内に事業を実施いただき、取り組み成果を公開の報告会で発表していただき、市民とともに情報を共有し、市民活動への参加の機会づくりを拡大してまいります。

続きまして、商品券発行による活性化及び購入者への公平性といったところでございますが、これまでの商品券発行の実績を

見ますと、当初は大中規模店での使用が約8割を占めておりましたが、商業者からの提案により、100円商店街の実施や各商店街での販売促進への取り組みの充実、さらに24年度からは小規模店舗で商品券を使用したお客様へのプレゼントを設けるなど、さまざまな取り組みにより集客増加を促してまいりました。

その効果といたしまして、小規模店舗での利用率が2.8%増加したほか、店舗へのアンケート結果では、新しい顧客の獲得にもつながったとの意見もいただいております。一定の効果が得られたものと考えております。今回の小規模店への対策につきましては、商業者の意見も踏まえて検討してまいりたいと考えております。

購入者への公平性についてでございますが、これまで一定の販売日に郵便局を初め市内各公民館などの公共施設で販売を行ってまいりましたが、事情により販売日に並べない方も多くおられ、ご希望に沿えない状況もあったかと考えられます。今回は、事前予約制で一定の引きかえ期間を設け、ご都合のよい日に受け取っていただけるよう、販売方法を検討しております。

○渡辺慎吾議長 都市整備部長。

○吉田都市整備部長 十三高槻線の上部利用のうち、都市整備部所管に関係いたします広場の整備についてのご質問にお答えを申し上げます。

広場の整備につきましては、平成18年5月に地元自治会が苦渋の決断によりまして締結されました十三高槻線正雀工区工事着手に係る協定書を基本といたしまして、今日までの経緯を踏まえながら、地域コミュニティの保全につながる広場として、大阪府の支援を受けながら整備を進めてまいりたいというふうに考えて考えております。

す。

広場の整備内容につきましては、地域の方々に親しまれる広場となりますよう、地元自治会などのご意見をお聞きしながら、整備計画の作成を進め、あわせて地元の広場としての管理につきましても地元の主体性を尊重しながら、具体化に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○渡辺慎吾議長 保健福祉部長。

○堤保健福祉部長 十三高槻線上部に整備予定の施設についてのご質問にお答え申し上げます。

現在、地域福祉活動拠点として活用されておられるデイハウスましたを移転し、第一集会所の機能を有したスペースと合築した施設を建設予定でございます。移転合築を契機に、これまで分散していました倉庫の集約や駐車場の整備など、一層効率的な運用ができるよう施設全体のあり方やそれぞれのスペースの活用方法につきまして、地域のご意見を集約して建設を進めてまいります。なお、地域福祉活動拠点部分と集会所機能を有したスペースは、災害時などに一体的な建物として活用できるよう考えており、施設全体の管理につきましても一体的な建物として管理していただけるよう、検討を進めてまいります。

次に、ひとり暮らし高齢者の把握と見守り、集いの場の内容についてのご質問にお答え申し上げます。

ひとり暮らし高齢者の状況把握といたしましては、民生児童委員を通じて行っておりますひとり暮らし高齢者の登録制度があり、ヘルパーの資格を持つライフサポーターが随時訪問による見守りを行い、高齢者の心身状況の把握に努めるとともに、必要

に応じ、制度の案内や相談機関への紹介などによる早期対応、支援を図っております。

今後、高齢者の増加を考えると、愛の一声訪問やふれあい配食サービスを初めとする市の事業による見守り体制はもとより、近隣の方々相互による見守りが大変重要となってくることから、あらゆる機会を捉えて、地域との連携を図り、高齢者を見守り、孤立しない体制の整備に取り組んでまいります。

このたび市政運営の基本方針で掲げております高齢者の集いの場につきましては、NPOや各団体などを担い手とし、平成27年度はモデル的に1か所で週1回の定期的な開催を計画いたしております。

この集いの場は、外出機会の減少から心身機能の低下や閉じこもりを防止するとともに、高齢者同士の交流による情報交換の機会となり、広報等では周知が難しい情報が顔の見える関係の中で必要な高齢者に届くことが期待できます。現在、校区福祉委員会が中心となり開催いただいているふれあいサロン等との連携を図りながら、より身近な交流の場として地域に広め、高齢者がいつまでも生き生きと暮らせるよう取り組んでまいります。

続きまして、生活困窮世帯の学習支援事業の取り組み内容についてのご質問にお答え申し上げます。

生活困窮者自立支援制度の理念の一つとして、生活困窮者を通じた地域づくりや地域の社会資源等のネットワークの構築がございます。

そこで、本市にある唯一の大学の大阪人間科学大学と連携し、学生ボランティアによる学習支援を行います。具体的な取り組み内容といたしましては、まずは中学生の

子どもを持つ生活保護世帯に対し生活支援課のケースワーカーから事業の目的や内容を周知し、同意が得られた対象世帯につきまして、関係者を交えて子どもが抱える課題や支援方法を話し合った上で事業をスタートいたします。開催日は週1回程度となりますが、子どもたちが気軽に参加できるよう、時間は放課後の2時間の範囲内で自由参加を予定いたしております。大学生には、勉強を教えるだけではなく、学習の習慣を身につけるための指導や生活相談にも対応し、福祉的なアプローチを求めています。学習支援事業が家庭や学校以外の心のよりどころとなる第3の居場所となることを期待いたしております。

以上です。

○渡辺慎吾議長 土木下水道部長。

○山口土木下水道部長 新幹線公園から鳥飼八町まで、自転車歩行者専用道路をつくれなにかというご質問と思います。

まず、議員ご提案のありました新幹線鳥飼基地及び番田水路沿いの府道中央環状線から八尾茨木線の宮鳥橋南付近までの自転車歩行者専用道路につきましては、一部茨木市域を挟み、市道新幹線鳥飼基地1号線、2号線として、摂津市の認定道路でございます。連続した道路整備を行うに当たりましては、茨木市域における整備が不可欠となっております。そのため、茨木市と今後協議を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○渡辺慎吾議長 上村議員。

○上村高義議員 それでは、3回目というか、もう要望になりますけれども、まず1点目、市制施行50周年に向けた中で市長の決意ということでお聞かせいただきました。

答弁の中で、いろんな課題がある中で、第5次行革をきっちりやり抜くんだということでありました。この第5次行革は、平成30年が達成年度でございます。そこまできっちりと取り組んでいただきますよう、強く要望しておきたいと思っております。

次に、十三高槻線上部利用につきましては、やはり地元等の意見が大事なんで、地元と十分協議しながら、そごが起きないようにくれぐれも要望しておきますんで、よろしく願いしておきます。

自転車歩行者専用道路は、非常に難しいのはわかっていながら質問しているんですけども、そこを何とか茨木とも協議を進めながら、実現の方向に向けて取り組んでいただきますよう、よろしく願いします。

せつつ高齢者がやきプラン、ひとり暮らしの件ですけども、私の近くにもひとり暮らしの高齢者がたくさんおるわけですけども、元気なうちはいいんですけども、重い病気になったときに、ひとり暮らしの人が相談になかなか行きにくいという環境があるわけですけども、そういった方に対してもちゃんと行政の温かい手が差し伸べられるような、やはり訪問するなどして、きめ細やかな対応をしていただきますよう、ぜひお願いしておきます。

生活困窮につきましては、やはりコミュニティソーシャルワーカー等々の配置も含め、今回2人、3人増員するということがございましたけども、やっぱりそういうことがもっとも増員できるようなことも視野に入れながら、この困窮な家庭の子どもたちの支援をよろしく願いしておきたいと思っております。

以上で時間が来ましたんで、我々市民ネットワークといたしましては、市長がこの取り組みにあわせてご支援することを期待

して質問を終わります。

○渡辺慎吾議長 上村議員の質問が終わりました。

次に、東議員。

(東久美子議員 登壇)

○東久美子議員 民主市民連合を代表して質問いたします。

質問については、既にお答えになったものと重なりがありますが、よろしく願いいたします。

市長が目指す子どもたちに引き継ぐ「夢ある未来」について質問します。

ことしに入って命について考えさせられるニュースが、国内外問わず連日報道されています。命が理不尽に奪われる現実に日々接していると、現実が小説よりも奇なりという言葉がありました。もう現実の悲惨さが確実にバーチャルな世界を超えたようにさえ思えます。殺人が余りにも現実離れした映画のワンシーンであるかのような映像表現にどれほど人間は残忍になれるのかとも思います。しかも、刺激的な情報が年齢を問わず、配慮されず、むき出しにされる毎日です。太陽と風の寓話のように、温かな心で問題解決できる、普遍的と思えた問題解決法は、苛酷な現実が無力的になってしまったのでしょうか。しかし、そのような社会であるからこそ、やはり人間の行動の規範は希望の実現であることを強く思います。明るい未来が描けてこそ、今を大切にしっかり生きることができると考えています。市長の描く子どもたちの夢ある未来についてどのようなものかお聞きします。

市民が元気に活動するまちづくりについて、情報発信力の強化に向け広報課を新たに設置されることについてお聞きします。

インターネットを利用した情報発信やサ

ービスの提供は、幅広い分野に拡大されつつあります。市民だけではなく、他市からの転入も視野に入れると、情報発信力は市の将来を大きく左右すると言っても決して過大な表現ではないと思います。全ての市民が平等に情報化によるサービスの恩恵を受けられるように、どのような情報発信力の強化をされるのかお聞きします。

みんなが安全で快適に暮らせるまちづくりについてお尋ねします。

日本は安全と水がただという言葉は、どの年齢層が知る言葉になってしまったのでしょうか。完全に死語になってしまったようです。安全で快適に暮らせるまちづくりは、人口減少が市町村の課題である今、他市から転入される方をふやすためにも、摂津の未来に大きくかかわる重要な施策です。中でも小・中学生を持つ保護者や祖父母の皆さんにとっては、子どもたちの安全については特に関心の高い待てない課題です。

通学路の安全確保について、基本方針では鳥飼西小学校区の溝ぶた等、具体的な道路整備を述べられておりましたが、不審者等による事件を防ぐための全市的な安全確保の取り組みについてお聞きします。

2点目に、交通安全教室の取り組みについて質問いたします。

今年度は市内の中学校2校でスタントマンによる交通安全教室が実施されました。実際にこの交通安全教室を見学しましたが、自動車と自転車の衝突事故の実演は大変迫力があり、心理的に衝撃の強いものでした。この交通安全教室の技法であるスケアードストレートは、恐怖を与えて危険を回避するものです。昨年度本市が交通安全教室を実施したときには、ネット上では疑問や否定の意見も多くありましたが、現時点のネ

ットの情報では、交通安全教室の実施は中学校だけではなく、校種や地域など拡大され実施されているようです。拡大されているということは、一定の評価があると受けとめています。そのように理解した上で、なおかつ不安に思うところがありますので、今年度実施された交通安全教室についてお聞きします。

交通安全教室を実施されるに当たっては、丁寧な生徒へのアンケート等配慮されていると聞いております。しかし、人間のすることに100%確実というものはありません。交通事故の再現は、多感な時期の、しかも感受性が異なる生徒の目の前で、もしも実際に事故があればということも危惧します。交通安全教室を見学した上でこのように感じました。教育委員会のお考えをお聞きします。

みどりうるおう環境を大切にすまちづくりについて質問します。

環境問題は、ごみ、食糧、エネルギー、森林破壊、地球温暖化、人口増加など取り組むべき課題の項目は多岐にわたり、地球規模の視点で捉えないことには解決が困難な課題です。残念なことに、世代を超えて引き継がれる深刻な課題です。決して過剰反応ではなく、絶滅種に指定される動物もいるわけですから、人間の存在も危ぶまれます。これほど極端な表現をしても、遅々として対策が進まないのも、この問題の課題に思えます。環境問題については、入り口はどこからであれ、まず知ること、そして問題を身近に引き寄せることが重要と考えます。子ども版環境家計簿の取り組みを始めるとのことですが、どのようなものかお聞きします。

暮らしにやさしく笑顔あふれるまちづくりの平和と人権を大切にすまちづくりに

ついて質問します。

世界は本当に混沌としており、戦争は特定の地域から拡大され、地域を限定せず、常に形を変え、日常と隣り合わせの危機的状況にあります。人の命は地球よりも重いという言葉があったのですが、昨日の続きの何も変わらない日常の中で、命が何の予告もなく、あずかり知らないところで突然断絶させられる。命の値は軽くなり、本当にむなしく、やり場がないです。どれほど戦争し、人権をじゅうりんすれば、私たちは理想の世界を現実に行えるのかと思いますが、このようなときだからこそ、強い平和と人権に向けての覚悟が必要です。「私には夢がある」、これは言うまでもなく、辛苦の中に生き、人種差別、人権問題と闘ったキング牧師の言葉ですが、平易でこれほど心にストレートに響く言葉を知りません。私たちの周りにあるあらゆる人権侵害に対して、さまざまなルールや制度を設けて、さらに一層社会全体の人権意識を高揚させるよう取り組むことは、行政に課せられた大きな課題であると思います。

また一方で、ことしは終戦70周年の節目に当たります。戦争は最も重大な人権侵害であり、これまでの人類の長い歴史の中でも、戦争以上の人災は見当たらないと思います。しかし、世界に目を向ければ、地域紛争、民族紛争の悲惨な様子が頻りに報道されています。平和への私たちの願いも、はるか遠い戦場には届いていません。

そこで、市長に質問いたします。摂津市ではどのような理念のもとに平和行政、そして人権行政に取り組んでおられるのでしょうか。「暮らしにやさしく笑顔あふれるまちづくり」を基本理念に掲げ、平和と人権を大切にすまちづくりを先頭になって推し進めておられる森山市長に、平和行

政、そして人権行政の基本理念についてお答えを求めます。

続いて、本市の認知症高齢者等徘徊 SOS ネットワークの取り組みはどのようなものなのかお聞きします。

今、テレビやラジオでの特集番組で頻度が高いものの一つに高齢者の問題があります。その中でも認知症の方のことが多く取り上げられています。きっかけは昨年のあるテレビ局の特集であったようですが、何年も行方不明であった認知症の方がどこに行ったのかわからなくなって捜し続けた家族のもとに戻られたという話だと思えます。家族にとって認知症の方が冬には寒い、厳しい寒さの中で、夏には死に至る暑さの中でどのようにしているのか連日心配され、途方に暮れておられるだろうと察して余りあります。この認知症については、今後ふえ続けることが予想されています。本市では既に認知症高齢者等徘徊 SOS ネットワークの取り組みが行われていますが、どのようなものなのかお聞きします。

続いて、障害者施策についてお聞きします。

昨年、女性防災会議が行われ傍聴しましたが、活発な意見が交わされ、随所に女性の視点からの発信が行われていました。会議は男女同数で開催され、自由闊達な意見が飛び交えばよいのですが、どの会議も理想とはほぼ遠い男女構成です。その中において女性の意見を取り入れた政策のために、女性防災会議の役割は大きかったと思えます。この防災会議を一例として、やはり当事者でなければわからない、伝えられないものがあるはずで、障害者施策についてですが、施策を進めていくに当たって、当事者の意見が反映されたものであるべきですので、障害のある方の意見はどの

ように把握されているのかお聞きします。

誰もが学び、成長できるまちづくりで、教育問題について質問します。

まず初めに、次年度の学力向上の取り組み、学力定着度調査の実施について、どのようなものなのかお聞きします。

また、学力向上の取り組みのためにも、教職員の多忙化が解消されることなく課題となっておりますので、教職員の現状についてのお答えをお聞きします。

次に、学校教育環境では課題であったトイレの洋式化が進められておりますので、進捗状況についてお聞きします。

また、摂津小学校区では将来的に児童数の増加に伴って教室の不足が予想されますが、このことについて対策ですが、どのように進められるのかお聞きします。

最後に、新教育制度ですが、現行制度と変わる部分、変わらない部分についてお聞きします。

活力ある産業のまちづくりについて質問します。

本市は北摂随一の物づくりのまちとされていますが、経営は大変厳しく、経営基盤の強化が課題とされるということです。産業の活性化を図るために、産業振興アクションプランに基づくさまざまな支援策を展開していくとのことですが、産業振興アクションプランの1年間の取り組みの成果と課題をどのように認識されているのかお聞きします。

計画を実現する行政経営について質問します。

市内の公共施設は昭和40年から50年代の人口急増期に整備されたものですが、今後経年劣化による問題が考えられます。その対応は膨大な資金を伴うものです。人口減少、経済成長が望めない社会を予測す

ると、大変厳しい行政経営の検討が必要か
と思います。

まず初めに、老朽化した公共施設の更新
問題について、庁内プロジェクトチームで
取り組まれるのは、どのような内容なのか
お聞きします。

続いて、平成26年、平成30年度まで
を取り組みの期間とする摂津市第5次行政
改革実施計画が発行されておりますが、行
革の実施スケジュールについて、どのよう
に取り組まれるのかお聞きします。

以上、1回目の質問です。

○渡辺慎吾議長 答弁を求めます。市長。

(森山市長 登壇)

○森山市長 民主市民連合を代表してのご質
問にお答えをいたします。

子どもたちの夢ある未来についての質問
ですが、近年急速に進む少子化、核
家族化、地域コミュニティの希薄化などに
伴い、子どもを取り巻く環境も大きく変化
をしております。そのような中で、子ども
たちを健やかに育むためには、家庭を初
め、地域・行政が連携協力して社会全体で
教育に取り組むことが大変重要なことで
あります。

このような思いから、平成27年度の重
点テーマを脈々と続く人々の営みの結晶で
ある地域を守り支え、摂津の未来そのもの
である子どもをしっかりと育む取り組みに
したところでございます。失われつつある
地域のきずなを取り戻し、地域全体で子
どもたちに対して日本人がかつてより育ん
できたあいさつを初めとする五つの心、す
なわち人間基礎教育の精神を大切にす
る道徳心、生きる力をあわせ持った子
どもをしっかりと育てる取り組みが夢
ある未来に必ずつながるものと思
っております。

私たちは今の社会をよりよいものにし、

夢ある未来を次の世代に引き継ぐ責任が
ございます。そのためにも、時代のニーズ
に合った魅力ある行政サービスを確立し、
次代を担う子どもたちにしっかり引き継
いでいくことができる持続可能なまちづ
くりの実現のための諸課題に対処して
いきたいと思っております。

情報発信力の強化についてであります
が、今や自治体の情報発信力は住む場所
を選択する際に影響を与えるほど重要
なものとなりつつあります。また、市の
勢いや魅力を最も身近に感じてもらえ
るのは、市の広報紙やホームページで
ございます。このたび秘書課から分離
し、広報課を新たに設置いたしますも
、第5次行政改革実施計画に掲げる情
報戦略を進めていくためでありませ
う。情報発信力を強化することが喫緊
の課題であると判断したからでござい
ます。

このように組織の体制は、市の意思を
あらわすものであり、広報課という市
民にとってよりわかりやすく、親しみ
やすい組織とすることで、今まで以上
に情報の収集や発信の充実に取り組む
ことができるのではないかと考えてお
ります。

環境問題の取り組みについてあります
が、子ども版環境家計簿は、これからの
社会を担う子どもたちに効率的なエネ
ルギーの利用方法や、温室効果ガス排
出に伴い発生している諸問題を伝える
ことで、環境に対する意識啓発を目的
として実施するものであります。

平成26年度は、三宅柳田小学校5年
生を対象に試行実施いたしました。平
成27年度は環境家計簿の内容を精査し、
市内全小学校に拡大してまいります。

平和と人権を大切にす
るまちづくりにつ

いてありますが、本市では市の行事などあらゆる機会を捉えて積極的に人権尊重や平和について訴えるために、昭和58年に憲法を守り、人間を尊重する平和都市宣言を行いました。また、平成9年には、人間尊重のまちづくり条例を制定して、一人一人が尊重されるまちづくりを全力で進めてきたところでもあります。しかし、世界に目を向ければ、依然として戦闘状態が続く地域もあり、頻繁に悲惨な映像が映し出されております。また、我が国でも人と人とのつながりや思いやりといった大切な心が薄らいだことに起因する不幸な事件がたびたび取り沙汰されております。

このような状況に対応するため、本市では平成25年5月に摂津市人権行政推進計画を改定し、より一層一人一人が尊重されるような優しさあふれる施策を鋭意実施しているところであります。

また、終戦70周年を迎えるに当たりまして、平和施策にもさらに邁進してまいる所存であります。

高齢者への福祉施策についてでございますが、認知症高齢者は年々増加し、団塊の世代が75歳になる平成37年には、65歳以上の高齢者の5人に1人になると言われております。認知症支援の施策といたしましては、現在認知症サポーター養成講座の開催や認知症支援ボランティアの育成のほか、平成25年度からは認知症高齢者等徘徊SOSネットワーク事業を実施し、認知症を正しく理解し、認知症の人やその家族を支援する取り組みを進めております。

徘徊SOSネットワークは、認知症高齢者等が行方不明になった場合に、地域の支援を受けて早期に発見できるよう関係機関や協力事業者との支援体制の構築を図るものであります。本市におきましては、警察

署への捜索願の提出時にも、この徘徊SOSネットワークを照会、活用を促すなど連携を図り、24時間体制のもと、早期発見に努めるよう取り組んでおります。

次に、障害者への福祉施策についてでありますけれども、障害者施策を進めていくに当たりましては、障害当事者の方々の意見を聞くことは大変重要であると考えております。そのため、障害者施策を審議し、意見していただくために、障害者施策推進協議会の設置を条例で定めております。その委員として障害当事者団体から当事者の委員の参加をいただいております。

本年3月作成予定の障害福祉計画も、障害者施策推進協議会にて審議していただき、作成しているところでございます。

また、地域での集まりなどの機会に障害当事者の方々の意見をお聞きすることも多くあります。これらの意見を大切に施策運営を図ってまいります。

産業のまちづくりの成果と課題についてであります。

本市では平成24年度に市内の全事業所を対象に実態調査を実施いたしました。この中で多くの中小企業の皆さんから行政への期待や要望が寄せられました。産業振興アクションプランは、これらのご意見を踏まえまして、総合計画に掲げる活力ある産業のまちの実現を目指し、これまでの施策をいま一度見詰め直し、新たな施策を取り入れ、産業の活性化を図るための行動計画であります。

策定から1年が経過し、既に新たに取り組みました事業としましては、企業者融資補助金制度及び環境改善事業融資制度の創設、ビジネスマッチングフェア、創業支援セミナー、女性向け就労支援フェアの開催などがございます。また、本年度の取り組

みといたしましては、商工業活性化補助事業及び中小企業育成事業の拡充、創業相談窓口の開設などを予定しております。

今後は産業支援のワンストップ窓口を開設し、総合的な支援体制を整えることが主な課題と認識をいたしております。

ご質問の公共施設の更新についてですが、本市では他の地方自治体と同様、高度経済成長期の人口増加に伴い、市民サービスの向上を図るため、学校施設や公民館、集会所などの多くの公共施設を建設してまいりました。近年、人口は減少傾向にあり、少子化・高齢化の時代を急激に迎え、公共施設は同時に老朽化が進みつつあります。今後、公共施設やインフラの更新費用が集中的に増大することが明らかであります。

この問題解決に向けた取り組みとして庁内を横断するプロジェクトチームを組織いたします。この組織は小さなコストで最大の効果を引き出せるため、土地や建物、設備を経営資産と捉え、総合的に管理や活用できるようにするファシリティマネジメントの考えを持ち、公共施設全体の大規模修繕や更新、集約化を計画的に行い、また各施設の維持管理のあり方を検討いたします。

第5次行政改革についてのご質問でございますが、昨日からもお話をしておりますが、第5次行政改革では、6本の改革の柱を掲げております。人を改革し、組織を改革し、財政を改革し、物を改革し、そして新たな情報戦略を展開する、これらによって生み出されるものを、最後の柱である持続可能な行政経営の実現と市民サービスの向上のための新たな行政サービスに投入していくこととしております。この行革の実施スケジュールにつきましては、現在全庁

的に改革項目の洗い出しを行っております。夏ごろを目途にその項目と内容、実施時期、取り組み工程をまとめたロードマップを作成予定でございます。完成後には議会にもお示ししていきたいと考えております。

本市を取り巻く社会経済環境は、加速度的に変化する中で、改革の歩みをとめるわけにはまいりません。20年後、30年後の摂津市を光り輝くものとして将来世代へと引き継ぐことは、我々の責務であります。そのためにも、私はこの第5次行革に不退転の精神で臨んでまいります。

以上、私からの答弁といたします。

○渡辺慎吾議長 教育長。

(箸尾谷教育長 登壇)

○箸尾谷教育長 教育委員会所管分についてのご質問にお答えいたします。

まず、通学路の安全確保に向けた取り組みについてでございます。

登下校時におきます児童生徒の安全確保は大変重要な課題であり、本市におきましても、不審者の情報を入手した場合には、学校・幼稚園・保育所などで情報を共有するとともに、今年度からはせつつ安全安心メールシステムを活用して、保護者への情報提供に努めております。

また、登下校時の見守り体制といたしましては、市としての交通専従員の配置や子ども安全巡視員による青色防犯パトローカーの巡回、スクールガードリーダーによる巡回指導に加え、地域のご協力のもと、こども110番の家運動や、子どもの安全見まもり隊、セーフティパトロール隊などによる活動を実施していただいております。

さらに、子ども自身が緊急時の対応能力を身につけられるよう、各校において安全

教育を実施しております。

また、市長部局が摂津警察署と連携して設置を進めております防犯カメラにつきましても、安全確保に効果があるものと考えており、設置箇所を選定するには、児童生徒の通学の安全確保の観点も盛り込んだものとなるよう協議してまいりたいと考えております。

交通安全教室などの取り組みについてでございます。

交通事故は一瞬にして被害者、加害者の両者を不幸に陥れるものであり、それを防ぐ交通安全教育は大変重要であると認識しております。

一方で、学校の現場では教科学習以外にも防災教育や環境教育等さまざまな取り組みが行われており、限られた時間の中で効果的な交通安全教育を実施していかなければなりません。そのため、今年度、中学校2校におきまして、スタントマンによる交通安全教室を実施しました。これはスケアードストレート教育と呼ばれ、恐ろしい事故の状況をあらかじめ経験することにより、事故を未然に防ぐことを目的とした心理学的教育の一つであり、ことし1月に大阪府交通対策協議会が策定した自転車安全利用推進のための重点行動指針の中でも、このスケアードストレート等を活用した参加体験型の交通安全教室の積極的な導入が示されております。同様の交通安全教室は府内他市でも実施されており、近隣では箕面市で平成22年からの3年間で全中学校で実施されております。

本市においても、スケアードストレート方式の交通安全教室は交通ルールを遵守することの大切さを体感させる効果があると認識しておりますが、議員ご指摘のとおり事故の再現が衝撃的でもありますことか

ら、実施の際には内容を事前に生徒に説明した上で参加確認をとったり、場面によっては見なくてもいいと指示するなど、配慮が必要な生徒等への対応をしてまいりたいと考えております。

次年度の学力向上の取り組み、学力定着度調査の実施についてでございます。

学力向上のためには、学習内容を定着させることが重要であり、家庭学習などの反復的学習は欠かせませんが、本市の小・中学生は家庭での学習時間が短いことが課題であります。そのため、今年度放課後宿題広場等、放課後の学習機会を拡充した学校もでございます。教育委員会としましても、それらの取り組みを支援するため、来年度、宿題や補習用のプリントを効率よく作成できる教材ソフトとそのプリントの採点や提出状況をチェックする人材を小学校2校に導入し、学習内容の定着に効果があるか検証いたします。

さらに、小学校2年生から6年生までの学力定着度調査も予定しております。この調査の実施により、児童がその準備として改めて1年間の学習内容を復習することが期待され、より学習内容の定着が図れるものと考えております。

また、学校や市教委はその調査結果を活用して、1年間の学力向上の取り組みのより詳細な効果検証を行うとともに、児童一人一人の学力状況を経年で追跡することにより、学力形成の過程やつまずきの発見につなげることができるものと考えております。

あわせて、全児童生徒に学習の意義や方法をわかりやすく記載したリーフレットを作成、配布し、保護者も含めて学習への関心を高める取り組みを進め、学校と家庭が連携して学力向上に取り組むよう支援して

まいります。

次に、教職員の多忙化の現状とそれに対する考え方でございます。

教職員は日ごろより授業以外にも授業準備や学級経営、部活動指導はもとより、問題行動や不登校の対応のための指導や会議等を行っております。また、小学校英語や環境教育、防災教育などの新しい教育課題への対応のための授業研究もしなければならず、小・中学校ともに夜遅くまで勤務をしている教職員もおります。教職員にゆとりがない状況が続きますと、授業のための十分な準備が行えなくなったり、生活指導面でも課題解決のために子ども自身と話をしたり、他の教員と相談したりする時間がとれなくなるおそれがあります。

そのため、教育委員会としましては、教職員の事務量の軽減を図るため、報告書等の提出文書を精査するとともに、教員の勤務状況を把握するため、教員に対し自己申告による勤務時間管理簿を校長に提出するよう指導しております。

今後も教職員の勤務実態の把握に努めるとともに、教職員の相談体制の充実化を図るなどして、教職員に対して適切な支援が行われるよう取り組んでまいります。

続きまして、教育環境整備に伴う学校トイレの洋式化の取り組みと摂津小学校、第一中学校校区の児童生徒数の状況についてお答えいたします。

学校の環境整備につきましては、現在計画的に耐震補強工事や大規模改修工事等を実施し、児童生徒が安全で安心して快適に学べるよう教育環境の向上に取り組んでいるところでございます。その中で、学校トイレの洋式化につきましても、順次進めており、26年度は小学校で4校、16か所、中学校で3校、15か所の計7校、3

1か所のトイレを洋式化実施してまいりました。27年度につきましては、小学校で3校、11か所、中学校で3校、16か所の計6校、27か所の洋式化を予定しております。今後も全ての小・中学校において各階のトイレ1か所に最低1基以上の洋式トイレを設置できるよう、引き続き教育環境の質の向上を図ってまいります。

また、摂津小学校、第一中学校校区の児童生徒数の状況につきましては、転入転出等を含め児童生徒数の把握に努め、その内容を議会にもお示しするとともに、必要に応じて関係機関と協議してまいりたいと考えております。教育委員会といたしましては、今後も児童生徒が豊かな学習環境で学校生活を送れるよう取り組んでまいります。

新教育委員会制度についてのご質問にお答えいたします。

今回の教育委員会制度の改正におきましては、教育の政治的中立性・継続性・安定性を確保しながら、教育行政における責任体制の明確化や迅速な危機管理体制の構築等を図るため、教育委員会制度の抜本的な改革が行われたものでございます。

改正内容は大きく2点ございまして、これまでの代表者である委員長と事務の統括責任者である教育長を一本化した新教育長の設置と市長による総合教育会議の設置が上げられます。

新教育長の設置につきましては、教育委員会における責任の所在が不明確であるという従来の課題を解消し、教育行政の第一義的な責任者を新教育長として明確化するという内容でございます。

一方で、教育委員会の性格は、政治的中立性・継続性・安定性を確保するため、これまでと同様に合議制の執行機関としての

位置づけは変わらず、職務権限につきましても変更はございません。それを前提として、市長と教育委員会とが連帯・連携して教育行政に対して責任を果たしていく仕組みとして総合教育会議が設置されるものでございます。

なお、今回の改正法は平成27年4月1日からの施行となっておりますが、経過措置が設けられており、平成27年4月1日に在任中の教育長が任期が満了または退任するまでは現行制度の教育長として在職するものとなっております。

○渡辺慎吾議長 東議員。

○東久美子議員 2回目の質問を行います。

市長が目指す子どもたちに引き継ぐ夢ある未来についてご答弁いただきました。今子どもたちは早く大人になりたいという気持ちがあるのだらうかと思えます。むしろ大人のしんどさを子ども心に感じ、成長を拒んでいるのではないかとさえ思えます。市長の子どもたちに引き継ぐ夢ある未来について、もう少しお聞きしたい思いもございしますが、夢ある未来のためには、まず大人が人とつながり、今をしっかりと生きることと受けとめ、実現に向けた取り組みを期待しております。

市民が元気に活動するまちづくりの広報課のことについて質問いたします。

広報課が新設されるのは、今まで以上に情報の収集や発信の充実に向けて取り組む姿勢が見え、市民にわかりやすい広報を前面に押し出した組織編成が期待されます。情報発信されるに当たっては、情報がしっかり活用されるために、受信者の側に立った理解しやすい情報、必要とする情報発信に期待しています。

また、インターネット等情報通信技術は日々更新されています。そのような情報発

信の形態が大きく変化する中で、情報発信の機会格差が広がることのないよう、あらゆる層の市民が情報を得ることができる仕組みも大切です。情報発信の方法の一つである広報せつつの発行回数や内容充実に向け広報紙の形態などの充実についてどのように考えておられるのかお聞きします。

みんなが安全で快適に暮らせるまちづくりの通学路の安全について、今行われている取り組みと今後の取り組みについてご答弁いただきました。

昨年末、神戸の小学生にかかわる悲惨な事件でも、防犯カメラが事件の解決に大きな役割を果たしました。防犯カメラの必要ない社会が理想ですが、命が奪われる事件が途切れない現実を見ると、抑止効果や事件の解決に多大なものがあります。ぜひ安全確保の取り組みは、児童生徒の安全確保の観点を入れた警察との連携を進めていただくことを要望いたします。

交通安全教室です。事故の再現による交通安全教室について、研究者の説では、交通事故の刺激は一時的なもので、継続した取り組みがなければ効果がないというものもあります。取り組みは継続して行わなければ効果的でないことも視野に入れ、交通安全教室を検討していただきたいです。

危険な自転車走行が人の命を奪い、自分の人生も破綻してしまうものであることを考えさせることは大切です。何よりも自分の将来に対する夢があるから、自分の将来を大切にすることが危険回避につながり、事故を起こさないための一番の手だてだと思っております。本当に難しい。理想的で現実的ではないかもしれませんが、人を育てることは時間がかかり、とつても長い、とつても遠い道のりですが、大切にすることがあるから考えた行動をとる、そのよう

な安全教室につながることを要望します。

参考までに、それぞれ市の事情は、財政事情は違ふと、異なっておると思います。本市では学校図書費は図書の充実のためにふやされました。27年の予算ですが、小・中学校児童1人当たり年間2,000円です。300人規模の小学校が、少ないほうの学校かと思いますが、年間の図書費の予算は約70万円です。この交通安全教室については、1回、約1時間で40万円の経費をかけております。費用が多い少ないとかということではないところの私の思いもお伝えいたしました。限られた財政の中で子どもたちの心を育てるところも十分にご検討に入れてくださるようお願いいたします。

みどりうるおう環境を大切にすまちづくりについて、現在も小学校4年生が環境センターを見学し、ごみ問題について学んでいます。また、学校の取り組みによっては、親子参加型のPTA行事のときに環境センターの職員の方がごみの分別などわかりやすく伝えられ、地道な環境問題の取り組みが行われています。直接担当職員から話を聞くことで、苦労されていることや、工夫されていること、仕事のやりがいなど、子どもたちには大変厚みのある学びになります。この子ども版環境家計簿も市の担当者が直接子どもたちに説明されると伺っておりますので、より子どもたちの関心も高まるものだと思います。子どもたちの個々の実態があることですので、配慮が必要なこともあります。実施に当たり保護者への周知や、子どもが記入した家計簿の情報の取り扱いについてどのようにされるのかお聞きします。

暮らしにやさしく笑顔があふれるまちづくりについてお聞きします。

人権意識の高揚と定着に向けた啓発活動に向けてですが、平和、そして人権に関するご説明で、市が平和と人権をととても大切にされ、さまざまな制度を制定して取り組んでおられることを改めて理解いたしました。しかし、このような人の心に関する取り組みは進めていくのがなかなか難しい。また、行政だけの努力では広く市域全体に浸透するのは難しいのではないかと思います。平和や人権に関する啓発活動は関与する人が多ければ多いほど、裾野が広がれば広いほどより多くの人の心に届くものだと思います。

そこで、2回目の質問です。啓発活動は役所だけが主体となって取り組まれているのですか、それともいろいろな市民団体の協力を得て官民が一体となって取り組んでおられるのでしょうか。これまでのご答弁で平和施策についての取り組みは理解できましたので、人権啓発の具体的な取り組みと啓発活動への市民の参画についてお答えください。

2回目に、小・中学校での平和教育、人権教育の取り組みについてもお聞きいたします。

高齢者徘徊SOSネットワークについてご答弁いただきました。ネットワークの成果と今後の取り組みですが、どのようにお考えになっておられるのかお聞きします。

障害者施策についてですが、当事者の意見が反映されているということをご答弁いただいたと受けとめております。今後も常に当事者の意見を大切にしたい取り組みをお願いいたします。

誰もが学び成長できるまちづくりです。学力定着度調査を2年生から6年生まで対象とするとのことでしたが、学力調査をふやすことで学力向上につながるのです

か。また、今年度学力調査の市としての報告が適切に実施されなかった。このようなことから、市教委自体の負担が増し、学力以外の課題への対応も懸念されます。教育委員会のお考えをお聞きします。

教職員の多忙化に対してどのような対応をとってこられたかお聞きします。

それから、トイレのことについてですが、トイレの問題については、多くの声が届いております。よかった。子どもたちも本当に使いやすいトイレに変わっていくということで声を聞いております。それで、ホンダ、世界のホンダですけども、ホンダの創業者もトイレをどのように扱うかでその所有者というか、管理者の心の一面が読み取れるというふうに言っておられます。また、文明の進んだ国、あるいは民族はトイレを大切に扱い、ないがしろにしないようだという言葉も残されています。トイレについては、本当に市のほうが積極的に改善してくださっていることについて感謝しております。なお、子どもたちが快適な環境になるようによろしく願いいたします。

教育委員会制度についてですが、これは要望とさせていただきます。今年度は来年度から使用する中学校教科書の採択の年です。これと関連して幾つかの要望を申し上げます。

1点目に、教科書は教育現場において教員と子どもが使用する主たる教材であり、極めて重要なものです。教科書採択は教育委員会が行うとなっておりますが、現場教員の声が十分に反映される形での採択をお願いいたします。

2点目に、摂津市は非核平和宣言都市であり、平和と人権の尊重は摂津市の教育の柱です。これにふさわしい教科書が採択さ

れるよう要望いたします。

3点目に、本年4月以降、市長が主催する総合教育会議が発足し、大綱が作成されると思いますが、教科書採択はあくまでも教育委員会が主体となって行うよう要望いたします。

なぜこのように申し上げるかといいますと、教科書採択についても総合教育会議で協議し、採択方針を大綱に盛り込むこともできると解釈する自治体が一部にあると聞いているからです。しかし、これは教育委員会の審議が総合教育会議や大綱に縛られ、教育委員会の自主性が損なわれることが懸念されます。新しい教育委員会制度においても、教科書採択と教職員の人事は教育委員会が責任を持って行うということになっておりますので、その趣旨が十分尊重されるようお願いいたします。これは要望です。

活力ある産業のまちづくりについてはお答えいただきましたので、ありがとうございました。課題の解決に向け今後どのように取り組むのか、今後の取り組みをお聞かせください。

計画を実現する行政経営について、行政経営の検討については、さらに伝えてくださったことを実現されるようお願いいたします。

2点目に、第5次行政改革について、実施スケジュールとしてロードマップの作成を予定されています。完成後は議会に示されるとのことですので、摂津市の実態を踏まえ成果の出るものを期待しております。

以上で2回目です。

○渡辺慎吾議長 答弁を求めます。市長公室長。

○乾市長公室長 広報の形態や発行回数を見直すなど、広報せつつの充実に向けた考え

方についてお答え申し上げます。

自治体の広報紙は、市政情報や市の魅力を伝えるという手段にとどまらず、近年では広報紙そのものをいかに魅力的にするかが追求されてきております。広報紙の質、量ともに充実を図るため、例えば形態を保存性にすぐれた冊子にしたり、ページ数をふやしたりして掲載情報を見やすくわかりやすくするよう、大幅な刷新をする自治体がふえてきております。

本市の広報紙はタブロイド判で、月2回発行しており、1日号を8ページ、15日号を4ページで構成しております。配布につきましては、1日号を宅配業者から全世帯、全事業所に配布しており、15日号は自治会を通じて加入者に配布しております。今後より多くの人に充実した内容の情報をお届けするためには、情報量、発行回数、予算、配布方法、業務量などから総合的に判断していく必要があると考えており、現在研究を進めているところでございます。

次に、裾野の広い平和施策、人権施策についてのご質問にお答えいたします。

本市では、毎年7月、8月を平和月間と定め、多くの市民、そして事業所の皆さんとともに平和のとうときを考える取り組みを実施しているところでございます。

また、12月4日から10日までを人権週間と定め、人権意識の高揚と定着に向けた啓発活動に取り組んでおります。

具体的な人権啓発の取り組みといたしましては、さまざまな人権問題にかかわる講師を招いての講演会や街頭啓発、そして啓発冊子の作成、配布などでございます。これらの平和施策、そして人権啓発施策につきましては、世界人権宣言摂津連絡会議に加盟いただいております市内の27団体に

もご協力いただき、多くの市民の皆さん、そして事業所の皆さんの参画のもと、官民産が一体となって取り組んでいるところでございます。

また、年間を通じて出前講座や啓発資料の貸し出しによる市民・事業者への研修活動支援なども行っております。

今後も行政だけでなく、多くの市民や事業所との連携協力のもと、平和施策、人権啓発施策に全力で取り組んでまいりたいと考えております。

- 渡辺慎吾議長 生活環境部理事。
- 北野生活環境部理事 子ども版環境家計簿の実施に当たり配慮する点についてのご質問にお答えいたします。

実施に際しましては、夏休み前に環境政策課職員が学校に出向き、地球温暖化の現状や環境家計簿の記入方法を説明してまいります。また、環境家計簿には温室効果ガスの排出量を確認するために、電気の使用量を記載していただく必要がございますので、保護者へのご協力をお願いの文書を配布するとともに、各家庭の情報については取り扱い、保管に十分留意してまいります。

以上でございます。

- 渡辺慎吾議長 次世代育成部長。
- 登阪次世代育成部長 小・中学校での平和教育、人権教育の取り組みについてのご質問にお答えいたします。

本市の小・中学校では、人権教育推進のための校内組織が設置され、子どもたちの発達段階に応じた体系的な人権教育が全ての学年で実施されております。平和教育はこのような人権教育計画に位置づけられる中、全校で実施されており、小学校では夏季休業期間中の平和登校や2学期の平和の集いなどの行事を中心に、年間を通してさ

さまざまな教科領域で取り組んでおります。

また、中学校では世界の紛争地域で起きている飢餓や貧困についての講演会を実施するなど、生徒が平和のとうとさを実感し、国際貢献や国際協力について深く考える取り組みを行っております。

平和教育以外の小・中学校での人権教育の取り組みでございますが、集団づくりを柱としながら、国際理解教育、障害者理解教育、男女共生教育など幅広く行っております。

各校では人権に関する知識を教えるだけでなく、集団づくりとしてのアクティビティーや障害者理解のための車椅子、アイマスク体験、男女共生教育である赤ちゃんふれあい体験など、体験活動を通して子どもたちの人権意識を高め、人権を磨く取り組みを進めております。

教育委員会といたしましても、小・中学校でのこのような学習を通して、子どもたちが他者の痛みや感情を共感的に受容できるための想像力や感受性を身につけるとともに、自国の歴史や文化に誇りを持ち、外国の多様な文化を認め、平和な社会を実現する市民となるよう学校とともに取り組みを進めてまいります。

続きまして、学力定着度調査についてのご質問にお答えいたします。

現在、4月に小学校6年生と中学校3年生を対象とした全国の学力調査を、6月に小学校2年生を対象とした本市独自の学力調査を実施しております。調査を調査で終わらせることなく、今後の学力向上の取り組みへ生かしていくためには、学力調査をP D C Aサイクルに位置づけた活動が重要であります。

そのため、各学校は教育委員会による市内全体の結果分析等を参考にしながら、そ

れぞれの調査結果の分析を行い、学力向上プランの取り組み状況の検証などを行っております。また、教育委員会では11月から12月にかけて管理職と学力向上担当教員から学力向上ヒアリングを実施し、各校の学力向上の取り組みに対して指導助言を行っております。

本市独自の学力調査の対象をふやすことで、各校の学力向上の取り組みのP D C Aサイクルに厚みが増しますが、議員ご指摘のとおり教育委員会の学力向上推進体制へも業務負担がふえることが想定されます。

全国の学力調査結果に比べ、市独自の学力調査結果のホームページ掲載がおくれたことなどの担当業務の課題を改善するためにも、今後は学力向上担当者の増員等、推進体制の見直しを図ってまいります。

続きまして、教職員の多忙化に対する対応策についてのご質問にお答えいたします。

教職員の多忙化は、本市でも大きな課題であると捉え、さまざまな対策を講じてまいりました。まず、教職員の職務の効率を上げるため、小・中学校の全教職員に対し1人1台のパソコンを貸与してまいります。また、人材をふやすことについても力を入れて取り組み続け、今年度の府費負担教職員の加配は、小・中学校合わせて69名、小学校で1校当たり約4名、中学校で約6名との回答をいただいております。それに加え、小学校1年生等学級補助員など市費による人材の配置を行っております。さらに、学校に対しても校務分掌の見直しや行事の精選を行うよう指示しているところでございます。

しかし、新たな教育課題がふえ、児童生徒に対する学習の機会をふやさなければならぬ状況がございます。児童生徒が新し

い教育課題に触れ、さまざまな力を伸ばす機会を設けることは必要ではありますが、一方では、準備や指導により教職員の負担が増大することもございます。内容や時期等を考慮し、対応するよう指導しているところでございますが、今後さらに取り組みを進めてまいりたいと考えております。

○渡辺慎吾議長 保健福祉部長。

○堤保健福祉部長 認知症高齢者等徘徊SOSネットワークの実績と今後の取り組みについてお答え申し上げます。

徘徊SOSネットワークは、現在、事前登録者が46名、協力事業者は80事業者となっております。ネットワークの活用実績はこの2年間で28回あり、自力による帰宅や警察による保護により、いずれも無事に発見されております。この事業により、地域における認知症高齢者等の徘徊が身近なものとして周知され、認知症への理解が深まるとともに、介護家族の不安の軽減に役立つものと考えております。

今後は事前登録者や協力事業者の増加により、この事業の周知に努めるとともに、平成27年1月から開始されました大阪府の広域ネットワークも活用し、機能強化を図ってまいります。

また、本事業の充実にあわせ、認知症になったとしても地域で安心して暮らせるよう認知症施策の推進に取り組んでまいります。

○渡辺慎吾議長 生活環境部長。

○杉本生活環境部長 産業振興アクションプランに掲げました課題の解決に向けた今後の取り組みについてでございますが、昨年南千里丘のマンションモデルルーム跡を改修した施設に商工会事務所が移転し、隣接するスペースを産業振興事業に活用できるよう整備しております。このスペースを産

業支援ルームと名づけ、セミナーや会議等の自主事業や委託事業に活用してまいりますが、本年度は創業に関する相談窓口を設けることといたしております。

今後、産業支援のワンストップ窓口の整備という課題の解決に向けまして、商工会とも協議しながら人員確保や施設管理の体制について検討してまいります。

○渡辺慎吾議長 東議員。

○東久美子議員 3回目の質問です。時間の都合でお答えいただいたもの全てに私のほうから質問等できませんが、お答えいただいたものについては理解いたしましたので、そう受けとめてください。

それでは初めに、暮らしにやさしく笑顔があふれるまちづくりのところについて申し上げます。

高齢者の課題について、連携を強め取り組んでいかれることをお答えいただきました。今後は子育てしながら親の介護、仕事と介護の両立といったダブルケアの負担世帯の増加が考えられます。子育て、介護、仕事の両立の問題に対応するためには、今までの子育て支援や高齢者介護施策では対応できなくなるのではないかと思います。

福祉については、今までに経験したことのない社会への緊急の対応が迫られています。先を見通した庁内連携、外部との連携のあり方、強化を期待しております。

この摂津の取り組みについては、私はもっともっと市民の方にアピールしていただきたい。本当にいい政策だと思って、取り組みだと思っておりますので、広報活動のほうもよろしく願います。

前後してしまいましたが、平和と人権のことについてちょっと読み上げさせてください。

実は市長が毎年8月6日にCDに録音さ

れたものを配布されています。学校にも届いているんですが、今までは非常に難しかった。ところが、市長のほうがちよっと難しいというお話を聞かれたようで、内容が子どもたちにわかるようなものになっております。

「きょう8月6日は、平和祈念黙祷の日です。ちょうど今から69年前、広島に原子爆弾が投下されました。また、3日後の8月9日にも長崎で原子爆弾が投下されました。一瞬のうちに広島、長崎のまちがなくなってしまうました。そして、何十万人という人の命が奪われてしまいました。あれだけ怖かった、恐ろしい出来事なんですけれども、70年近くたつとみんなぼちぼち忘れかけています。世界でただ一つ、唯一原子爆弾の被害に遭った日本の国がしっかりと発言し、行動しないと、世界から核はなくなれないと思います。そういう意味では、きょうの平和祈念の黙祷は、恐ろしい出来事が風化されない、風化させないためにも必要な取り組みの一つであります。これから皆さんには1分間の黙祷をさせていただきますが、毎日こうして元気で平和に暮らしている日本の国、お母さん、お父さん、学校の先生たちに感謝の思いを込め、一方で二度と戦争してはいけない、そんな誓いを込め、原爆で亡くなられた皆さんのご冥福を祈りながら、世界の恒久平和を祈っていただきたいと思います。」

本当に私はこのメッセージに感動しました。もうこのメッセージが市の平和に対する姿勢が本当に伝わります。私はこのメッセージを受けとめたら、もうこれで十分ですとお伝えしたい。このことを子どもたちもきっと、今は1年生は難しいかもしれない。でも、いつか、いつか平和について考えるときに、そういうたら摂津では市長さ

んが何か言うてはったなあということにつながると思います。私はこのこと、平和についてはこの代表質問の中でも、繰り返し本当にお願ひしてきたことと思っております。時間の関係で本当に残念なんですけども、最後にこのことをこれからも摂津市として力強く守っていただけるようお願いいたします。

本当に全部の皆さんに質問もできなくて申しわけないんですが、以上で質問を終わらせていただきます。

○渡辺慎吾議長 東議員の質問は終わりました。

暫時休憩いたします。

(午後3時 休憩)

(午後3時29分 再開)

○渡辺慎吾議長 休憩前に引き続き再開いたします。

休憩中に藤浦議員から先ほどの質問のうち、一部発言を取り消したいとの申し出がありましたので、発言を許可します。

藤浦議員。

○藤浦雅彦議員 先ほど朝、質問させていただきました中で、2回目の7の(1)の学校図書館について、第3次摂津市子ども読書活動推進計画の改正が〇〇〇〇〇〇策定されと申し上げましたが、この〇〇〇〇〇〇〇というのは間違っております、私の勘違いでございましたので、この部分の発言を取り消させていただきます。お願いします。

○渡辺慎吾議長 お諮りします。

ただいまの発言取り消しの申し出について、許可することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺慎吾議長 異議なしと認め、発言取り消しの申し出について許可することに決定

いたしました。なお、ただいまの取り消しに関する発言につきましては、議長において速記録を調査の上、適切に措置します。

それでは、代表質問を続けます。

中川議員。

(中川嘉彦議員 登壇)

○中川嘉彦議員 それでは、大阪維新の会、会派を代表して質問させていただきます。質問が重複しているのが多々あるかもしれませんが、よろしく願いいたします。

まず、市長は市政運営基本方針の中で、平成28年11月の市制施行50周年を前に基礎固めの年と位置づけられております。手軽さやスピードが重視される中、基本が肝心だと言われております。根を深く大きく張り、幹を太くしていくところに市長の熱い思いがうかがえます。これは摂津市を活性化させ、人や企業を呼び込み、基本財源をしっかりと安定させていくことだと考えます。まさにそのとおりだと思います。しっかりした市政運営が若者が住み続けたいまち、活力、魅力あるまちに続いていくものだと信じています。

さて、2月16日に発表されました昨年10月から12月のGDP速報値が3・四半期ぶりにプラスに転じ、株高も一段と進んでいます。国会論戦では、安倍首相の強気な発言も続いています。しかし、注目されていた個人消費ですが、前期と同様、プラス0.3%と低い伸びにとどまりました。消費税や円安によって物価が上昇しているにもかかわらず、賃金はそれほど上がっていないので、消費者の購買力は総体的に低下しています。いまだ消費税増税前の駆け込み需要期、昨年1月から3月の水準にも届いていないのが現状なのです。

このような現状の中、地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策を盛り込んだ平成

26年度補正予算が成立しました。この対策は消費の刺激や地方の活性化に重点を置いた内容であり、自治体が地域事情に応じて柔軟に使える総額4,200億円の地域住民生活等緊急支援交付金を盛り込んでいます。後ほど触れさせていただきますが、本市にとっても最大限活用していただきたいと思います。

それでは、質問に移ります。

まず、夢づくりについてですが、5年、10年、30年後の摂津市のグランドデザイン、将来像をハード面においてどのように考えておられるのかお教え願います。

また、市長には地下鉄について連日語っていただいておりますが、鉄軌道によるまちづくりについてお教え願います。

次に、少子・高齢化による人口減少についてですが、よく市長はご挨拶の中で、これからの若い世代が好むと好まざるとにかかわらず、高齢者を支えていかなければならない。急激な少子・高齢化が日本の大問題だと憂えておられます。少子・高齢化による人口減少についての思いをお教え願います。

次に、協働の取り組みについてですが、自分たちのまちを自分たちで育てる市民主体のまちづくりを推進していくとされております。このようなまちにするためには、協働によるまちづくりについてどのような取り組みが必要なのか、行われているのかお教え願います。

次に、阪急摂津市駅北側自転車歩行者専用道路の整備についてですが、今までの答弁で理解いたしましたので、省略させていただきます。

次に、橋梁の安全対策についてですが、道路は市民生活を支える最も基礎的な社会基盤としてその整備の重要性は周知のとおり

りであります。摂津市域には淀川、神崎川、安威川、大正川、山田川、正雀川、境川など多数の河川が流れていることに加え、番田水路、味生水路などの水路も多いことから、橋梁は地域と地域を結ぶ必要不可欠な道路施設であります。橋梁の安全対策、劣化対策の現状と今後についてお教え願います。

次に、水道事業の統合についてですが、水道は市民にとって一番のライフラインであり、常に安全・安心な水の供給が大切です。その維持更新に多額な費用がかかります。このような中、水道事業において単体では事業経営が難しい時代になっていると思います。そういうことを踏まえて、企業団との統合についてどのようにお考えなのかお教え願います。

また、市政運営基本方針の第5次行政改革の中で、持続可能な行政経営の実現に向け民営化・民間委託の推進、水道事業運営においてどのようにお考えなのかお教え願います。

次に、民間住宅の耐震化についてですが、前回一般質問で耐震シェルターを導入することで震災から市民の生命、財産を守るんだと言わせていただきました。この耐震化促進の重要性の認識についてお教え願います。

次に、防犯カメラについてですが、今までの答弁で理解いたしましたので、省略させていただきます。

次に、茨木市とのごみ処理広域化についてですが、ごみ処理広域化を行うことによるメリットにつきましては、嶋野議員の質問への答弁でよく理解できました。

それでは、第5次行政改革において持続可能な行政経営の実現に向け民営化・民間委託の推進を掲げられておりますが、ごみ

行政において民営化・民間委託の推進をどのようにお考えなのかお教え願います。

次に、生活困窮家庭の中学生を対象とした学習支援についてですが、まず内閣府が発表した平成26年版子ども・青少年白書の中の子どもの貧困の部分では、子どもの相対的貧困率は平成21年には15.7%となっています。子どもがいる現役世代の相対的貧困率は14.6%であり、そのうち大人が1人の世帯の相対的貧困率が50.8%と、大人が2人以上いる世帯に比べて非常に高い水準となっております。

また、OECDによると、我が国の子どもの相対的貧困率はOECD加盟国34か国中10番目に高く、OECD平均を上回っています。子どもがいる現役世代のうち、大人が1人の世帯の相対的貧困率はOECD加盟国中最も高い状況です。このように一人親家庭が特に経済的に困窮している実態がうかがえます。

さらに、経済的理由により就学困難と認められ、就学援助を受けている小学生、中学生は平成24年には約155万人で、就学援助率は過去最高の15.64%になっているとしています。

このような状況の中、政府は昨年8月に経済的に厳しい家庭の子どもを支援するために必要な施策をまとめた子どもの貧困対策大綱を閣議決定しました。貧困の世代間連鎖を断ち切るという基本方針を掲げ、親世代の学び直しなどを進める方針です。

また、平成27年4月には、生活困窮者自立支援法が施行され、その中で生活困窮者である子どもに対し学習の援助を行う事業が掲げられております。

そこで、生活困窮者自立支援法が施行されるのに伴い、保護者の収入状況にかかわらず、平等に教育を受けることについての

お考えをお教え願います。

次に、学力向上についてですが、次世代を担う子どもたちを育む教育に関しては、もっと予算をかけて重要視してほしいと思います。市政運営基本方針の中でも、これからの摂津を担う子どもを重点テーマにされております。重複するかもわかりませんが、教育に対して、また教育向上に対してどのようにお考えなのかお教え願います。

次に、人間基礎教育ですが、市長は就任されてから一貫して人間基礎教育を唱えてこられました。一朝一夕には浸透することは難しいとは思いますが、着実に一步一步摂津市民の心の中に入っていると確信しています。人間基礎教育を通じてどのような人物を育てたいのか、人物像などをお教え願います。

次に、商工業活性化についてですが、摂津市は4,000を超える事業所が集積する産業のまちと言えますが、中小企業の経営は厳しい状態が続いていると言えます。また、商店街にも空き店舗が目立ち、活気がないように思います。これまでから中小企業の育成や商工業の活性化のために融資制度や補助制度を設けてさまざまな支援を実施していますが、本年度はさらに商工業活性化補助金を拡充されるということです。商工業の活性化についてのお考えと補助金拡充の意図をお教え願います。

次に、摂津ブランドですが、開発に向けた取り組みを支援することですが、摂津ブランドに対するお考えをお教え願います。

次に、民営化・民間委託の推進、市単独扶助費の見直しについてですが、市政運営基本方針より踏み込んで決意をお教え願います。

次に、老朽化公共施設についてですが、

今までの答弁で理解いたしましたので、省略させていただきます。

次に、新幹線公園のリニューアルについてですが、新幹線公園は市民の憩いのスポットです。春には桜が美しいトンネルになり、秋は紅葉で楽しめます。また、年中通じて野鳥も飛来し、野鳥観察するには絶好のポイントであり、本市における魅力の一つです。新幹線公園のリニューアルを機に、新幹線公園も含め市の魅力発信についてお考えをお教え願います。

次に、中期財政見通しについてですが、平成32年度には財政再生団体になる見通しになっています。平成19年に夕張市が近年では破綻しました。それによって多くの市民が市民サービスがなくなったり減ったりしています。このようなことを回避すべく対策についてお考えをお教え願います。

最後に、きのう他党派からのご質問にもありましたが、大阪の府市再編についてですが、我々大阪維新の会のメンバーは、大阪府と大阪市の二重行政の無駄を解消し、大阪の広域行政を一元化するワン大阪・大阪都構想実現に向けて邁進しているところでございます。

ここで少し大阪都構想についてお話しさせていただきます。

今から約5年前、平成22年4月に大阪維新の会が結成され、大阪都構想を提唱し、翌年の統一地方選挙で大躍進を遂げ、紆余曲折はあったものの、大阪都構想の是非を問う住民投票が本年5月17日に大阪府で実施される予定となっております。摂津市も関係のない話ではありません。地方自治体のあり方を根本から変える統治機構改革で変えていく、まさに100年に一度の大改革、平成維新と言っても過言ではあ

りません。

これまでの国と地方の関係は交付金や補助金など、国が財源を縛り、国のさじかげんで地方政治に大きく介入してきました。しかし、これからの政治は地方のことは地方で決める道州制の導入が検討され、州が独自の法律や財源などを定め、それぞれの州が競い合いながら強い国家をつくっていくことも考えられています。

もし住民投票の結果、賛成多数となれば、市長が府議会議員時代の20年も前から提唱されていた大阪の究極の行財政改革がやっと動き出すことになります。今のタイムスケジュールでは2017年春、大阪都構想実現を目指しております。

この改革で大阪市の24区を再編し、五つの特別区を設置します。特別区に選挙で選ばれた5人の区長が誕生します。

また、大阪府と大阪市の二重行政を再編統合し、新たに3,386億円の財源が生み出され、そのうち2,600億円が使える財源であるとの試算が示されております。二重行政の解消、広域行政の一元化によって、大阪が再び元気を取り戻せば、これまで巨大な大阪市だけで抱え込んできた財源が広く大阪府民全体のために使われていくことになります。そして、東京一極集中から脱却して、東京と大阪のダブルエンジンで日本を牽引していき、強い大阪をつくることで日本全体の元気を取り戻すことができると信じております。

安倍首相はことし1月27日の衆院代表質問で、大阪市を解体再編する大阪都構想について、二重行政の解消と住民自治の拡充を図ろうとするものであり、目的は重要と認識していると言われました。5月に予定される大阪都構想の是非を問う住民投票で賛成多数となった場合は、政府として必

要な手続を進めるとして、新たな特別区設置に伴う法令改正や移行準備などで後押しする考えを示されました。

また、大阪維新の会は、民間活力を積極的に導入すべきと考えています。具体的には地下鉄の民営化による効果として、一つ、民営化されていない昨年4月から初乗り運賃を200円から180円に値下げ、さらに民営化後、2区間240円を220円に値下げ、一つ、初期効果約33億円、継続効果年間約165億円が試算されています。

次に、水道事業の民営化による効果として、一つ、水道基本料金100円値下げ、一つ、年間約10億円の削減効果、一つ、老朽水道管の改修工事スピードアップ、年55キロから年80キロへと考えています。

また、昨日市長は大阪市営地下鉄について語っていただきましたが、摂津市にとって民営化され延伸されれば、どれだけの経済効果・波及効果があるかははかり知れません。まちづくりが変わるんです。とにかく便利になり、摂津市民の生活が飛躍的に向上することは間違いないでしょう。

その一つに、大日駅でとまっている谷町線を摂津市に延伸することも不可能ではありません。御堂筋線とも連絡しているので、そうなれば鳥飼の方々が大阪市内の中心部、北や南に出るのに30分かからなくなるんですよ。すごいことなんです。つけ加えておけば、東淀川区の井高野駅でとまっている今里筋線を阪急正雀駅、JR岸辺駅、そしてモノレールの万博記念公園駅まで連絡しながら延伸する構想もあります。民営化することにより現実味を帯びるんです。大阪都構想の中の大阪市営地下鉄の民営化一つだけ見ても、摂津市に大きな夢と

希望をもたらしてくれるのです。それだけでも摂津市には価値があるんです。

今の体制で何十年言い続けてきても動かなかったことが、前に動くかもしれないんです。私は摂津市に地下鉄が欲しいんです。だから、何としても実現させたいんです。大阪維新の会は摂津市に地下鉄が来るまで言い続けます。大阪府市長会会長でもある森山市長は、この大阪都構想について、昨日も踏み込んでご答弁をいただきましたが、改めて大阪都構想についてお教え願います。

以上で1回目の質問とさせていただきます。

○渡辺慎吾議長 答弁を求めます。市長。

(森山市長 登壇)

○森山市長 大阪維新の会を代表しての質問にお答えをいたします。

ハード面における摂津市の将来像、鉄軌道等々についての質問でございますが、本市域にはJR、阪急、大阪モノレールの3路線が走るとともに、大阪中央環状線を初めとする主要道路が縦横に走っております。これにより本市における交通の利便性が高まる一方、交通渋滞や駅前の混雑など、交通問題を生じる要因ともなっております。この交通問題への対応として、これまで阪急京都線連続立体交差事業、千里丘西地区の再開発や正雀駅前の安全対策などに取り組んでまいりました。どの取り組みも一朝一夕に解決するものではございませんが、将来の摂津のため引き続き取り組み、交通環境改善、交通利便性のさらなる向上を実現させたいと考えております。

鉄軌道によるまちづくりにつきましては、過去には淀川右岸3市1町地下鉄延伸連絡協議会を発足させ、地下鉄谷町線の延長の要望活動を行ってまいりました。しか

し、平成16年の近畿地方交通審議会答申8号を受け、協議会で議論を重ねましたが、谷町線延伸計画を断念した経緯がございます。鉄軌道の延伸は、交通の利便性向上に大きく寄与するものであります。しかし、駅周辺整備も含め延伸に要する経費は膨大なものであります。過去の経緯から見ても、今のところ延伸の実現は厳しい状況であります。市域の交通につきましては、さきにも申し上げました連立事業など優先課題に取り組み、その上で利便性の向上を図ってまいりたいと思っております。

少子・高齢化対策ですが、きのうからもお話をしておりますけれども、今、日本の一番深刻な課題、これは極端な少子・高齢化でございます。オギャーと生を受けて長生きができる長寿は非常にありがたい、めでたいことではございますが、一方でそれ以上のペースで認知症、そして寝たきりの老人がふえている、そのことにしっかり目を向けておかななくてはなりません。お金もない、施設もない、この先一体どうしたら、深刻な問題です。何よりも心配なのは、将来この高齢社会を支えていくマンパワー、若者、これがどんどん減っていくこと。これが深刻だと私は言っております。そういう意味で、何度も愛情持って育てるだけじゃなくって、しっかりとといいますか、しつけといいますか、育てておかないとだめですよということを申し上げてるわけでございます。

そういう意味では、少子化対策はまさに高齢者対策でもあろうかと思っております。今まで具体的には、例えば摂津市では再三出ておりますが、まちごとフィットネス！等々、病気にかからない予防医療の取り組み等々、また一方では妊婦さんの健診の無料費等々、子どもを産みやすい施策等々、

いろいろな取り組みをしてみましたけれども、今後も高齢化対策、そして少子化対策、これは表裏一体のものと捉えて、今まで以上にしっかり目を向けていきたいと思えます。

市民主体のまちづくりに向けて協働の取り組みについてでございますが、近年地域をめぐる環境が大きく変わり、市民ニーズが多様化し、さまざまな新しい課題が生まれてきております。これらの課題を解決するために、市民・事業者・行政がそれぞれの役割を明確にして、協働によるまちづくりを推進していく総合計画に基づき、協働と市民公益活動の指針を平成24年に策定して、市民活動支援の補助制度の創設と拡大、団体がネットワークするための情報冊子の作成などの施策を展開してきました。

市民公益活動は、広く市民生活の向上や地域課題解決を目的として、自主的かつ主体的に行う非営利の活動であります。市民の理解を図り、市民公益活動の活発化を進め、それに伴う協働の担い手の拡大に、ともに市民主体のまちづくりにつながってまいるものと考えております。

橋梁の安全対策であります。橋梁の安全対策及び劣化対策におきましては、平成24年度に策定いたしました橋梁長寿命化修繕計画に基づき、橋梁修繕を順次実施しているところであります。

計画の内容といたしましては、損傷が大きくなってから直すのではなく、予防的な修繕を行うことにより、健全な状態を維持し、コストの縮減と平準化を図っております。今後、修繕対象となる橋梁を組み合わせるなど、毎年の修繕費用の平準化を図りながら、耐震補強が必要な橋梁につきましては、長寿命化修繕とあわせて実施してまいりたいと考えております。

水道事業の統合についてであります。水道は市民の命を守るライフラインであります。公が責任を持ってすべきものと考えております。現在、水道施設の老朽化が進む中、施設の更新費用の増加や給水収益の減少により厳しい経営となりますが、業務の効率化などを図り、健全な経営に努めてまいります。

また、企業団との統合につきましては、市民サービスが低下しないことを基本に置き、現在進んでおります四條畷市、太子町、千早赤阪村の統合協議の動向を注視してまいりたいと考えております。

民間住宅の耐震化についてでありますけれども、住宅の耐震化につきましては、基本的に建物所有者が耐震診断を受けた上で、耐震改修工事を行っていただくことを前提としております。地震が発生した場合には、市民の生命、財産を守り、安全・安心を高める観点から耐震診断や耐震改修費用に対する補助などの施策を進めております。さきの定例会におきましても、中川議員から耐震シェルター導入検討に関する貴重なご意見を賜っております。今後、耐震改修促進計画の見直しの中で検討してまいりたいと考えております。

耐震化促進の重要性の認識についてであります。阪神・淡路大震災から20年、東日本大震災から約4年となります中で、東南海トラフ巨大地震が近い将来発生することが予想されておりますことから、本市といたしましても、耐震化促進の取り組みの重要性は十分に認識いたしており、今後とも積極的な施策の展開を図ってまいりたいと考えております。

ごみ行政において民営化・民間委託をどのように考えているのかについてのご質問にお答えをいたします。

現在、焼却炉の夜間運転及びごみ収集の一部を民間へ委託しております。今後におきましても、民間活力を生かした行政経営は必要ではございますが、ごみ焼却炉の更新に関しましては、より効率的な運営を実施するためにも、スケールメリットが働く茨木市との広域化を進めてまいりたいと思います。

保護者の収入状況にかかわらず、平等に教育をとの質問でございますが、未来を担う子どもたちは社会の宝であります。家庭の経済的な事情によって教育を受ける環境が左右されるべきものではないと考えております。しかし、生活困窮家庭、とりわけ生活保護家庭においては、保護者が子どもの就学や進学への関心が低かったり、子どもの生活習慣が不規則で学習習慣が身につけていないため学力が低く、一般の家庭に比べて高校進学率が低い状況にあると言われております。

そこで、今般、生活困窮者自立支援法が施行されるに伴い、本市においては生活保護世帯の中学生を対象に放課後の学習支援に取り組み、このような課題が少しでも解決できればと考えております。経済的な理由や家庭環境を理由として高校への進学を諦めることなく、この学習支援事業が次代を担う摂津の子どもたちの希望へとつながるきっかけになることを信じて、関係機関と連携を図りながら取り組んでまいりたいと考えております。

人間基礎教育を通じて育て上げたい人物像についてのお問いでございますが、これもきのうからも何度もお話ししておりますけれども、人間基礎教育を提唱いたしまして11年目になります。この問題はいつも言いますが、心の問題です。上から人に言われてやるもんでもないです。そういう意

味では息の長い問題なんです。10年を振り返りまして、まだまだの感があります。これは事実です。しかし、この議会でもいろんな議員さんから何度も人間基礎教育という言葉が出てきたと思います。それなりに手応えを私は感じております。

そこで、どんな人間を育てるんやということだと思いますけれども、これもあちこちでよく言ってますけれども、戦後の日本、個人主義、これが蔓延してしまって、自分だけさえよかったらいい。一緒にとか、そしてきずなとか、そんなことは教えなかったと思います。だから、言わない、誰も。気づきもしなかったと思います。

ところが、東日本地震が起こった後、誰も教えてないはずなのに、毎日のようにきずなという言葉が出てきたんです。何かといえば、あの壊滅的な状況、打ちひしがれた心、これを慰め癒やしてくれたんは、お金、物、これも大事だったかもわからん。これじゃないんです。実は相手を思いやる、気遣う人の心だったんです。それにみんなが自然に気づいた。日本人の持っているDNAなんですね。だから、人間力というんですかね、あれ以来きずなとか、つながり、一緒にしようと、そんなん勝手に出てきたんですね。

そんなことで、何か災害とかアクシデントが起こらんでも、自然にこういったあつたかい気持ちが湧いてくるような人間といいますか、子どもたちが育ってくれたらいいなあと私は思っています。それにこの人間基礎教育が資すれば、それ以上のことはないなということです。

商工業の活性化補助金の拡充についてでありますけれども、商工業の振興と活性化を図るための支援を行うことは、事業所を経営する方、従業員の方だけでなく、摂津

のまちと市民生活全体に活気を与える重要な施策であると考えております。本市では従来から商工業振興策の一つとしまして、商工業団体が行う活性化の取り組みに対して補助金を交付しております。これらは集客力の向上や商店街の魅力づくりに役立っていただいているものと認識をいたしております。今年度は昨年策定いたしました産業振興アクションプランに沿ってさらに商工業団体が主体となった創意工夫による取り組みを後押しする立場から、行政や市民団体と協働して商工業のみならず、摂津市の魅力づくりにつながるような取り組みを積極的に実施されることを期待して補助金を増額するものでございます。

摂津ブランドについてであります。いわゆる摂津ブランドといいますと、鳥飼なすや銘木などを連想される方も多いと思われかもしれませんが、摂津市は産業のまちであります。さまざまな技術やノウハウを持った事業所が数多く存在します。これらの事業所の技術やノウハウを生かして新たな摂津ブランド、すなわち摂津市生まれの特徴ある製品やサービスを開発していただき、行政が連携してこれらを全国に広めていくことも産業のまち摂津市の魅力づくり、魅力発信にとって重要であると考えております。そこで、今年度は商工業活性化補助金を拡充し、摂津ブランドの開発に向けた取り組みを積極的に支援してまいるのでございます。

第5次行革の中における民営化とか市単独補助云々の話にお答えをします。

バブルのときから比べますと、時代は物すごく変わりました、変化をいたしました。さま変わりです。さっきから言ってますが、極端な少子化、これが大きな原因です。結局、その結果、扶助費の増大等々さ

まざまな行政課題をもたらしております。あれもします、これもします、どっちないえば行政に任せておいたら済んだ時代から、できるだけ自分のことは自分でしてください、そのかわり行政は支援しましょうというふうにさま変わりなんです。ということで、市民の皆さん、事業所、そして行政が一緒になって考えて、そして汗もかいて一緒につくっていきましょう。要するに協働という言葉が出てきたゆえんではないかと思っております。

ところで、まちづくりの原資、これは市民の皆さんの汗です。税金です。ということになりますと、できるだけ安いコストで、そしていいまちづくり、これをしていくか、これは当然のことだと思います。だから、行政運営にも民間のやり方といいますか、市場原理、これが取り入れられるようになったんです。取り入れなくてはならなくなってしまったんです。だから、これからは公の責任を損なうことなく、民間でできることは民間に任そう、やっぱりそういう考え方で取り組んでいく、これが民間委託とか云々の話になろうかと思えます。

もう一つ、単独扶助費の話ですけれども、一般的には社会保障制度といいますか、いろんな制度がありますけれども、これは国の方針とか大阪府のいろんなに沿って大体やっていくもんだったんですけれども、この場合は補助金、また起債等が認められますけれども、それ以外といいますか、市独自でいろんな取り組みをやりませぬ。この場合は自前でやらないけませんね。だから、これは単独扶助費なんですけれども、いい時代は、お金が何ぼでもあるときは、これはそれなりに潤沢にできたんですけれども、これも何回も言ってますけど、もう財政がもたなくなってくるという

ことになりますと、これからは本当に困っている人にはしっかり目を向けながらも、ともすればばらまきになってないか、人気取りになってないか、そこらをしっかり見ていこうというのが私は単独扶助費見直しの一つの視点になっていくのではないかと思います。

新幹線公園のリニューアルについての質問ですけれども、ご承知のとおり本市には母なる川淀川を初めとする多くの河川や水路が存在しております。豊かな水辺環境が大きな特徴の一つとなっております。また、古くから交通の要衝として栄えたことから、貴重な文化財が豊富にあります。さらに、新幹線公園のゼロ系新幹線や電気機関車などは子どもたちや鉄道ファンの皆さんに大変な人気を博しております。このようにコンパクトな市域ながらも、多彩な地域資源が点在しております。大阪府内の魅力を紹介する大阪ミュージアム構想には摂津市の12の項目が登録されているところであります。しかしながら、これら本市の魅力が広く認知されているとは言えないのが実情でございます。

そこで、第5次行政改革の柱の一つに、情報戦略を掲げておりますが、本市の魅力を市内はもとより全国の皆さんに知ってもらえるよう、ホームページなどを活用した戦略的な情報発信の手法について検討を進めているところであります。

また、点在する地域資源をつなぎ、さらに魅力あるものとして発展させることができるよう、ウォーキングコースの活用やまち歩きイベントなどに取り組んでまいります。

中期財政見直しについてであります。中期財政見直しでは、国の税制改正による市税の減収や少子・高齢化に伴う社会保障

費の増大により大きな収支不足が生じ、その収支不足を基金の取り崩しで賄っており、厳しい見通しとなっております。しかし、行政の責務として今後も時代のニーズに応じた市民サービスを安定的に提供していかなければなりません。財政再生団体の回避に向け、景気変動に耐え得る、より強固な財政基盤の確立が重要であります。その実現に向け歳入歳出両面にわたる第5次行政改革を着実に実行し、さらなる各種施策の集中と選択による重点化を推し進めてまいります。

最後に、大阪都構想についてのご質問でございますが、この問題については、きのう大澤議員さんの質問にお答えしたとおりでございますので、重複は避けますが、5月17日にこの住民投票が実施されること、これは承知をいたしております。この結果がどちらにせよ、きのうも言いましたけれども、東京、景気がよくなってきた、東京ばかりよくなって、地方は疲弊してしまう、このままいったらそうなります。大阪もその一つで例外ではないんです。

だから、愚痴言ってもしょうがないから、何とか自分たちでこの大阪を強うしようやないか、元気にしようやないかという思いも持たないかんですね。この住民投票によって大阪市だけと違って、府下43市町みんながみんなこの大阪を何とか強うしようやないかという、そういう思いが芽生えてきたら、私はそれはこれが賛成であろうと反対であろうといいと思っております。

もしも言われてるようなことになってきたら、私はこの周辺都市、隣都協のちょうど真ん中におる、へその緒やないけれども、摂津市、小さくても摂津市を無視したら何もできへんぞというイニシアチブでも握って、逆手にとったこの摂津のまちはよ

かったなというぐらいのまちづくりになったら、もう万々歳だと思います。大阪都はそういうことで。私のほうからの答弁はこれで終わります。

○渡辺慎吾議長 教育長。

(箸尾谷教育長 登壇)

○箸尾谷教育長 教育についてどう考えるのかとのお質問にお答えをいたします。

少子化が進行する中では、私たち大人は子どもは社会の宝であり、社会全体で子どもを育てていくという共通認識を持つことが大切であると思います。これからの社会を生き抜いていく子どもたちには、自分で考え、自分で行動できること、その上で他者と協力して助け合いながら、生きる力を身につけさせることが必要だと思います。このため、教育委員会としては、各学校において、学力調査で明らかとなった諸課題に対応し、学力向上を図ることはもとよりですけれども、一人一人の子どもたちの多様性を尊重しつつ、それぞれの強みを発揮し、自尊感情を高める教育を行いたい。

また、そのような多様な能力を持つ子どもたちが、協力・協働して新たな考えを生み出す経験を積ませることが重要であると考えております。

今回市政方針の重点に「こども」と掲げてありますのも、摂津市全体で子どもを育てていくという決意が表明されたものであり、教育委員会としましても、摂津の未来を考える人づくりのために全力で取り組んでまいります。

○渡辺慎吾議長 中川議員。

○中川嘉彦議員 それでは、何点か2回目の質問をさせていただきます。

まず、鉄軌道によるまちづくりですが、何度も本当に申しわけございません。地下鉄延伸連絡協議会がどのようなことをされ

てきたのか、建設コスト、経済効果はどのように試算されていたのか、そして今後復活させることはお考えにないのか、どのような条件が整った場合、復活できるのでしょうか、お教え願います。

次に、少子・高齢化による人口減少についてですが、今後子どもと高齢者をつなぐ軸となる生産年齢者層、とりわけ若年層の雇用促進などの取り組みについてお教え願います。

次に、協働の取り組みについてですが、例えば正雀地域ですが、学校も多く学生も多くいます。学生たちと協働コラボして、夢のあるまちづくりや地域や若者とイベントに積極的に協働するのはいかがでしょうか。第4次総合計画の基本構想にも、目標を共有し、連携協力することができるようコーディネートしますとなっております。具体的な取り組み状況や今後の展開、展望をお教え願います。

次に、橋梁の安全対策についてですが、橋梁長寿命化修繕計画に基づき、橋梁修繕を実施されるとのことですが、これまでの取り組み状況と中期財政見通しにおける費用の平準化について、また長寿命化修繕計画対象外の橋梁についてはどのようにお考えなのかお教え願います。

次に、水道事業の統合についてですが、企業団との統合については、今後の動向を見ながらということですが、その近況についてお教え願います。

また、統合された場合、本市の水道事業はどのようなになるのか、どのように予想されているのかお教え願います。

また、企業団では府域一水道を目指しているため民営化はないとのことでしたが、統合するまでの間でも民間活力を活用すべきだと考えますが、お考えがあるのかお教

え願います。

次に、民間住宅の耐震化についてですが、先週の日曜日、防火フェアがありました。アトリウム南摂津の中で建築課の職員の方々が模型を使って、筋交いがある場合とない場合の木造住宅の揺れの違いについて実演指導、啓発されておられました。非常にいい取り組みだなあと感じております。これからも耐震化の促進を要望させていただきます。

次に、茨木市とのごみ処理広域化についてですが、スケールメリットを生かす必要があるということは理解いたしました。近接自治体は多数あるのに、なぜ茨木市と広域行政を行うのか、ほかの自治体では適切な規模を確保できないのでしょうか、お教え願います。

次に、生活困窮家庭の中学生を対象とした学習支援についてですが、なぜ大阪人間科学大学と連携するのか、職員や教育の専門家ではないのか、大学生は中学生が抱える生活の悩みなどを聞くよき相談相手と言われるそうですが、大学生側は負担にならないのでしょうか。そして、聞いた悩みはどうなるのでしょうか、どうするのでしょうか、お教え願います。

次に、学力向上についてですが、グローバル化を見据えた英語教育の充実について、具体的な取り組みなどをお教え願います。

次に、人間基礎教育ですが、今後の展望をお教え願います。

次に、商工業活性化についてですが、商工業活性化補助金についてのこれまでの効果と本年度の拡充内容についてお教え願います。

次に、摂津ブランドですが、摂津ブランドの開発に向けての支援の具体的な内容を

お教え願います。

次に、民営化・民間委託の推進についてですが、どういった事務事業が適しているのか、メリットも含めてお教え願います。

次に、新幹線公園のリニューアルについてですが、新幹線公園を含め本市には阪急の車庫などもあります。市の魅力を全国の皆さんに知ってもらえるよう、一刻も早く市政の情報、魅力を携帯電話やスマートフォンで受信できるメール配信やSNSを活用した情報発信システムの構築をスピード感を持って進めていただくことを要望させていただきます。

次に、中期財政見通しについてですが、冒頭でも触れさせていただきましたが、総額4,200億円の地域住民生活等緊急支援交付金はどうなっているのか、今後どうなっていくのかお教え願います。

最後に、大阪の府市再編、大阪都構想についてですが、市長は大阪の二重行政を解消し、強い大阪が必要だとおっしゃっていただきました。同じ方向性だとわかり心強く感じております。摂津市のさらなる発展と大阪復活に向けてご理解していただけるようご要望させていただきます。

以上で2回目の質問とさせていただきます。

○渡辺慎吾議長 答弁を求めます。市長公室長。

○乾市長公室長 まず、鉄軌道によるまちづくりの2回目のご質問にお答えいたします。

淀川右岸地下鉄延伸連絡協議会の復活についてどう考えているのかということですが、同協議会につきましては、谷町線延伸実現を目指し、昭和55年に発足いたしました。本協議会は本市のほか、茨木市、高槻市、島本町で構成され、地下鉄

谷町線の延伸の調査研究や要望活動を行っておりました。審議会答申を受け協議会で議論を重ねましたが、1キロメートルの整備に300億円を要する経費負担の問題はいかんともしがたく、延伸を断念し、平成21年に協議会を廃止したところでございます。

地下鉄延伸の実現を目指して協議会を再度発足させるためには、例えば経費負担問題が解消されるめどが立つとか、協議会で検討する事項を見出すことが必要であると考えております。協議会廃止当時から現在まで、地下鉄延伸を取り巻く状況に大きな変化はなく、連絡協議会の再発足自体は厳しいと考えております。

なお、地下鉄延伸の可能性は3市1町で行うのではなくて、本市単独でもその可能性を探っていくことは必要ではないかというふうに考えております。

それから、民営化・民間委託のご質問でございます。

民営化につきましては、市場原理が的確に働く領域において、民間のノウハウを活用することでより多様なサービスの提供が可能となったり、同じサービスを低コストで提供できるものを民間に移譲することでございます。適する業務といたしましては、行政が実施主体となっていく必要性が失われ、または減少しているものや、民間によって同種のサービスが提供されており、行政が競合して実施する必要性が薄れているものでございます。

また、民間活力の活用により、効率性とサービスの向上が期待できるものも適しているものと考えております。

また、民間委託につきましては、市が行政責任を果たす上で必要な監督権などを留保しつつ、その事務事業を民間企業やNP

O法人などの団体に委託することでございます。適する業務といたしましては、データ入力や処理業務、窓口業務などの定型的な業務やイベント、講習会などの常時一定の職員を配置する必要のない臨時的業務がこれに当たると考えます。

このほかにも、専門的知識が必要な業務でありますとか、民間の事業主体が多く、民間委託により効率的・効果的な執行が期待できる業務も適しているものと考えております。

いずれにいたしましても、業務の効率性、サービス面での効果を念頭に置き、十分に検討した上で民営化でありますとか民間委託を進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

少子・高齢化対策についてのご質問でございます。

若年層の雇用促進でございますが、国の総合戦略の四つの基本目標の中に、若い世代の結婚、出産、子育ての希望をかなえるという目標が設定されております。雇用は生活を成り立たせる基盤となることから、産業のまちとしての特徴を踏まえつつ、若年層の支援についても、総合戦略策定に当たっての大事な視点として捉え、検討してまいりたいと思っております。

それから、人間基礎教育の今後の展望でございますが、人間基礎教育を通じての人づくりについては、これまであいさつの励行、地域での清掃や子どもの見守りなど、市職員はもとより、市民や事業者によるさまざまな活動が展開されてまいりました。今では地域全体に人間基礎教育の理念が深く根づいてきたと感じております。しかし、昔から人づくりは百年かかるとも言われております。一朝一夕になし遂げられる方法などなかなかございません。これから

も長く地味な取り組みを続けて、この人間基礎教育の理念が大きく花開くよう、全職員を挙げて鋭意取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご支援をお願いしたいと思っております。

○渡辺慎吾議長 生活環境部長。

○杉本生活環境部長 協働の取り組みとイベントについてのご質問にお答えをいたします。

第4次総合計画の目指す将来像の実現に向けて協働のまちづくりを推進するために行政の役割として、協働のコーディネートをする事といたしておりますが、具体的には市民公益活動の担い手を育成するための市民講座の開催や職員との合同研修、団体の立ち上げ支援の補助制度を実施してまいりました。今年度から市民公益活動補助金の対象拡大は、市民活動団体の基盤強化を図るとともに、さまざまな分野で活動が実施されることにより、参加者がそれぞれの抱える課題について考えるきっかけとなり、解決に向けた自主的な取り組みにつながっていくことを期待しております。

市民活動イベントにつきましては、安全・安心のための防犯活動やお祭りの催しなど、多種多様な形態が実施されております。地域を元気にするイベントの実施におきましても、関係者がお互いの立場や特性を認め合い、共通の目標を達成するために協力して活動していく協働のルールを理解することが必要であります。その上で、行政が公益活動として連携していくかどうか判断して対応していくべきものと考えております。

次に、商工業活性化補助金についてでございます。

商工業活性化補助金の実績と本年度の拡充でございますが、この補助金は市内の商

工業団体が商工業活性化を図ることを目的に実施する事業に補助を行うものでございます。

平成26年度の事例では、摂津市商工会が市内の商店街で一斉に実施した100円商店街、商店街の街路灯の改修工事費用や電気代の補助など、さまざまな事業に補助を行ってまいりました。これらの事業によって実施団体からは、ふだんよりも集客がふえた、新規の顧客獲得につながった、地元の商店を知ってもらうきっかけになった、安心して買い物してもらえ環境が整備されたなどの報告を受け、一定の効果が得られたものと認識しております。

本年度は新たに商店街の店主が講師となって、商品やサービスに関する知識や情報を伝授するまちゼミや商店会や市民団体が協働で空き店舗を利用して美術展を開催するなどの取り組みを計画されており、これらの取り組みに対して補助を行う予定としております。

摂津ブランドの件でございます。摂津ブランドの開発は、物づくりのまちとして摂津市をアピールする取り組みの一つであると考えております。本年度は摂津市で生まれ、摂津市から発信できる特徴ある製品やサービスを開発、製造することを通じて販路拡大を目指す商工業者に対して、摂津市商工会が勉強会や交流会などを実施する計画であります。この取り組みは、本市の商工業活性化とまちの魅力づくりに寄与するものであり、市としましても、補助や助言を行う予定としております。

○渡辺慎吾議長 土木下水道部長。

○山口土木下水道部長 橋梁の安全対策についてのご質問にお答えいたします。

本市が管理しております市道の延長は約200キロメートルで、河川や水路を横断

する箇所には169の道路橋がかかっています。本市では阪神・淡路大震災以後の平成8年度に橋長10メートル以上の道路橋を対象に保守点検を実施し、平成10年度から橋梁補修事業により天神橋、柳田橋、念仏橋など合わせて9橋の震災時の落橋防止対策を進めてまいりました。その後、平成21年度に橋長10メートル以上の道路橋36橋につきまして保守点検を実施し、部分的な軽度の損傷は見受けられるものの、著しい劣化が見られず、橋本体はほぼ健全な状態であるという点検結果報告を受けております。この保守点検に基づきまして、平成24年度に橋梁長寿命化修繕計画を作成しております。この計画に基づきまして、平成25年度新在家鳥飼中線の大久保橋の修繕実施設計業務委託と修繕工事及び柳田橋耐震補強設計業務委託などを実施しております。

平成26年度におきましては、柳田橋耐震補強工事及び新在家鳥飼上線の鳥飼水路にかかる無名橋の修繕実施設計業務委託を実施中でございます。なお、平成27年度につきましては、引き続き柳田橋の耐震補強工事を予定しております。

また、橋梁長寿命化修繕計画対象外である小規模な橋梁につきましても、順次点検し、予防保全を図る必要があることから、本年度から橋梁点検業務委託を計上させていただいたところ、自治体に点検を義務づける道路の維持修繕に関する省令が制定され、平成26年7月1日に施行し、いち早く対応することができたものでございます。

中・長期見通しによりますと、修繕費用の平準化につきましては、平成26年度当初予算で4,500万円、以降年間約8,000万円を計上しているところでござい

ます。

今後は道路のパトロールによる日常点検や定期点検などによる損傷や劣化の早期発見に努め、発見された場合においては、さらに詳細な点検を実施し、修繕が必要とされる場合は、長寿命化修繕計画に組み入れ、修繕を実施したいと考えておるところでございます。

以上でございます。

○渡辺慎吾議長 水道部長。

○渡辺水道部長 水道事業の統合についての2回目のご質問にお答えをいたします。

現在、3市町村の統合につきましては、課題、条件などについて協議をされており、ことしの夏ごろには一定結論が出るものと考えております。

3市町村の統合協議が調いましたら、企業団の規約改正が必要となりますもので、本市を含める構成42市町村の議決を経て統合することになります。

この統合につきましては、組織統合であり、会計については統合するものではございませんが、組織を大きくすることにより運営の効率化を図り、費用を抑制し、水道料金の値上げ幅が抑えられる検討結果が得られております。しかしながら、企業団は用水供給事業体でございます。末端給水供給事業を行ったことはございません。私どもといたしましては、市民サービスが低下しないことを基本に置き、3市町村の統合後の動向を見定めなければならないと考えております。

また、民間活力の活用につきましては、技術の伝承もあり、民にできることは民で、公でしなければならないことは公で行うという方針のもと、今後も活用してまいりたいと考えております。

○渡辺慎吾議長 生活環境部理事。

○北野生活環境部理事 なぜ茨木市とごみ処理行政の広域化を行うのかについてのご質問にお答えいたします。

本市の焼却施設の更新時期につきましては、茨木市と同時期であり、焼却施設の建設や維持管理の効率化を図ることができます。

また、これからの協議にはなりますが、広域化を行うに当たりまして、茨木市の焼却施設を更新し、共同で処理を行うことになると考えております。

茨木市の焼却施設は本市と隣接しており、ごみ収集運搬コストに関しても効率化を図れると考えております。

以上でございます。

○渡辺慎吾議長 保健福祉部長。

○堤保健福祉部長 大阪人間科学大学との連携についてのご質問にお答え申し上げます。

上村議員さんのご質問でもお答えいたしましたように、生活困窮者自立支援制度の理念の一つとして、生活困窮者を通じた地域づくりや地域の社会資源とのネットワークの構築がございます。そこで、この学習支援事業を実施するに当たり、本市にある唯一の大学の大阪人間科学大学に協力を依頼したところ、事業の趣旨に賛同していただき、快く学生ボランティアの派遣を行っていただける運びとなったものでございます。

大阪人間科学大学は福祉系の大学でございます。社会福祉士や児童福祉司、スクールソーシャルワーカーなどを目指す学生が多数在籍いたしております。大学生にはただ勉強を教えるだけではなく、生活困窮世帯が抱えるさまざまな課題にも目を向けながら、中学生が抱える生活の悩み等をよく聞き、よき相談相手になっていただきま

す。また、中学生にとりましても、大学生とかかわることで高校や大学への進学への憧れや希望を抱くことが期待でき、ひいては学習意欲の向上につながることを期待できるものでございます。

○渡辺慎吾議長 次世代育成部長。

○登阪次世代育成部長 グローバル社会に向けての英語教育についての質問にお答えします。

国の英語教育改革実施計画スケジュールによりますと、平成32年度より小学校の3年、4年生から外国語活動、5年生、6年生から教科としての英語教育を開始するとされております。今年度、市内の教員1名と外国語活動担当の主導主事をそれぞれ文部科学省主催の英語教育の指導者研修に派遣するなどして、本市でも準備を進めているところでございます。

現在は小学校5、6年生で週1回の外国語活動の授業を実施しておりますが、多くの小学校教員にとって英語教育は専門外であり、各校での研究体制づくりも他教科に比べますとおくれているのが現状でございます。このため、来年度は全小学校での英語教育の中心となる中核教員養成のための研修を実施するとともに、英語教育についての校内研修を実施し、国の計画や授業づくりについての課題を学校全体で共有し、研究を推進できるよう指導してまいります。

また、言語である英語を習得させるためには、児童生徒が実際に英語を使う機会を充実させることが重要であり、外国人英語指導助手やICT機器などの効果的な活用もあわせて図ってまいります。教育委員会といたしましても、児童生徒に生きた英語力を身につけさせるよう、英語教育の充実に取り組んでまいります。

○渡辺慎吾議長 総務部長。

○有山総務部長 地域住民生活等緊急支援交付金とはどのようなものかというお問い合わせにお答えいたします。

平成26年12月27日に閣議決定されました地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策の中で、地域住民生活等緊急支援交付金を創設し、平成26年度補正予算に地域消費喚起生活支援として2,500億円、地方創生先行型として1,700億円、合計4,200億円を計上されました。本市におきましても、これに該当する分7,600万円の予算を補正で計上しておるところでございます。交付金の趣旨に沿った施策を平成27年度から実施してまいります。

今後、地域住民生活等緊急支援交付金を活用する施策につきましては、平成27年度に策定いたします地方版総合戦略を踏まえ、平成28年度から本格実施となります。この戦略に対し、国は平成27年から31年まで5か年間に情報支援、人的支援、財政支援を切れ目なく展開するとしています。財政的な見地からは、交付金額は国において交付金の財源として各省庁の補助金などの一部をつけかえることも想定されていることから、今後の交付金の総額や交付金の財源等も含め検討となっており、今後国の動向を注視していく必要があります。

以上です。

○渡辺慎吾議長 中川議員。

○中川嘉彦議員 それでは、何点か3回目の質問をさせていただきます。

まず、鉄軌道によるまちづくりですが、多額な経費の問題が解消されるめどが立たないと協議会復活は厳しいとのことでしたが、これからは常態化してお金が厳しいは

ずです。どこかで強い決断とまちのビジョンを見据えて判断していかないと物事は動かないと思います。過去にもしっかりと検討されていたのは重々わかっております。大阪都構想のところでも触れさせていただきましたが、東淀川区井高野駅でとまっている今里筋線や大日駅でとまっている谷町線の延伸問題、またJR貨物線を有効活用する、そして新幹線基地からJR新大阪駅までの乗降など、摂津市を変えていくポテンシャルは高いと私は思っています。人口減少問題などは地下鉄が延伸することにより解決できるのではないかと考えております。大阪都構想の動向もありますが、地下鉄民営化の協議が始まりましたら、ぜひ注視していただき、可能性を探っていただきたいと思います。ぜひ市民に夢を与えていただける鉄軌道の整備を強く要望させていただきます。

次に、少子・高齢化による人口減少についてですが、若い人たちが経済的な不安が原因で結婚や出産をちゅうちょしてしまわないように、しっかりとした支援をしていただきたいと思います。本市の特徴という点では、摂津市在住の求職者中心に市内の企業への就職フェア開催や、摂津市内の多くの企業で働きながら子育てしやすい社風をつくってもらうことで、摂津市全体が子育てしやすい環境にもなっていくのかとも思います。ぜひ環境整備を要望させていただきます。

また、子育て環境ということで、もう一件申し上げます。

本年度、大阪府で新子育て支援交付金が創設され、摂津市では新たに約2,000万円ほど交付金がもらえると聞いております。他会派からも同様のご質問がございましたが、我々大阪維新の会からもこの制度

を活用し、行革などもあわせて摂津市の子ども医療費助成事業を中学3年生まで引き上げていただけるよう要望させていただきます。

次に、協働の取り組みについてですが、幅広く市民活動、イベントをし、まちを盛り上げ、活気づかせようとするに当たって、公共施設などを利用する場合、借りるのにいろんな制約や条件があると思います。もっと今以上に市民に開放、利用してもらいやすくするお考えがあるのかお教え願います。

次に、橋梁の安全対策についてですが、現在進行中の鳥飼大橋の架け替え工事が行われていると思いますが、現在の状況と今後の予定をお教え願います。

次に、水道事業の統合についてですが、今後統合協議の状況、また統合後の状況についてもしっかり見定めていただき、本市水道事業がよりよくなるよう進めていただきたいと思います。

また同時に、民間活力を生かし、健全経営に努められるよう要望させていただきます。

次に、茨木市とのごみ処理広域化についてですが、環境センターがもし廃止された場合の後の跡地利用についてはどのようにお考えなのかお教え願います。

次に、生活困窮家庭の中学生を対象とした学習支援についてですが、小学生に対する学習支援の実施についてもお教え願います。

次に、学力向上についてですが、魅力あるまちづくりの一つに、教育水準の高さがあります。義務教育の間に日常的に使える、しゃべれる、生きた英語を身につけさせるべきだと考えます。習得できれば、それは子どもたちの財産になります。可能性

が無限に広がるんです。教育は大人が子どもに残せる唯一の財産だと思います。いろいろな施策を展開されておられますが、日々それぞれの事業、施策を検証し、未来ある子どもたちに身につけさせていただきたいと思います。やはり英語は言葉ですので、覚えたら話して使って実践して身につけていく、身につくものだと考えます。覚えたことは使わないと忘れてしまいます。英語をしゃべることなどは、生活の中でそうそうないと思います。習得した英語を日常的に話せる環境についてどのようにお考えなのかお教え願います。

また、教育委員会制度の改革に伴う総合教育会議で、学力向上問題についてどのように取り扱っていくのかお教え願います。

次に、人間基礎教育ですが、よく摂津にはまちのシンボルがないとささやかれておりますが、私はこの人間基礎教育こそが摂津の誇りであり、アイデンティティーそのものであると思います。小さく、そしてシンボルもない本市が生き残るには、そこに暮らす我々市民のモラルがまちの魅力となるほかありません。この10年で随分と市民の心にこの人間基礎教育が広まってまいりました。しかし、啓発活動は始めることよりも継続することのほうが何倍も大切です。人の心に関することゆえに、磨き続けなければ心は逆戻りしてさびついてしまいます。将来10年後、20年後に摂津の魅力はそこに暮らす人々の真心ですと誰からも言ってもらえるように、先の長い啓発活動になりますが、引き続きオール摂津で取り組んでいってほしいと心から強く要望させていただきます。

次に、商工業活性化についてですが、商工業の活性化は単なるイベントの実施では恒久的なものにはならないように思いま

す。市内の商工業を恒久的に活性化させるためには、どのような取り組みが必要とお考えなのかお教え願います。

次に、摂津ブランドですが、速やかに行政として決定していただき、全国、全世界に発信することが摂津市の活性化につながるとも信じています。来年、平成28年は市制施行50周年に当たるので、摂津ブランドを発信する絶好のタイミングだと思います。また、今各地域において地域経済活性化のため、地域資源や地域の魅力を最大限活用した内発的・地域振興策の積極的な取り組みがなされています。そのような中でまちの魅力を磨き上げ、まちが持つさまざまな地域資源を外に向けてアピールすることなどで、みずからのまちの知名度や好感度を上げ、地域そのものを全国に売り込むシティプロモーションが注目されています。本市のイメージをブランド化できるぐらいまでできればすばらしいことだと思います。また、シティプロモーションを進めることで本市への郷土愛も育まれると思います。シティプロモーションをどのように捉えられているのかお教え願います。

また、摂津ブランドのPRイベントを実施していく必要性についてお教え願います。

次に、民営化・民間委託の推進、市単独扶助費の見直しについてですが、民でできることは民への考えをもとに、聖域なき改革を進めていただくよう要望させていただきます。

最後に、中期財政見通しについてですが、国からの施策を待つのではなく、しっかりとした財政基盤を確立し、次の世代を担う子どもたちに多大な負担を残さないよう要望させていただきます。

以上で代表質問を終わります。

○渡辺慎吾議長 生活環境部長。

○杉本生活環境部長 公共施設の利用についてのご質問にお答えいたします。

イベントの開催と公共施設の利用に関しては、私的な催しから地域が主体となって実施される場合などさまざまなケースがございます。施設に応じた使用手続と応分の負担を計画段階から想定されて取り組まれているものと考えております。

公共施設におきましては、ネットによる予約システムの稼働、コミュニティプラザの受け付け時間を午後7時まで延長するなど、施設利用の利便性を図る取り組みをこれまで実施してまいっております。

今後とも、各所管課において、それぞれの施設の設置目的、管理上の制約や運用面での問題などを踏まえ、公平に適切に対応してまいります。

次に、商工業の恒久的な活性化ということでございますが、商工業の活性化につきましては、ハード面、ソフト面、さまざまな面での支援をしてまいりましたが、今回も新たな集客やリピーターづくりを目指した取り組みに対して補助金の増額をしてサポートしてまいっているところでございます。

市内の商工業を恒久的に活性化させていくために、これまでの取り組みの効果を検証しながら、商工業者みずからが従来の手法にとらわれない新たな発想と創意工夫で、その時代のニーズに応じた取り組みがなされるよう今後とも行政として支援を継続してまいります。

摂津ブランドに係るシティプロモーションの考え方についてでございますが、シティプロモーションについていろいろ私どもも調べてみたのですが、その定義には地域再生、観光振興、住民協働などさまざまな

概念が含まれており、その取り組みにつつまして地域住民の愛着度の形成、自治体の認知度の向上やイメージアップなど、単なる産業の振興だけでなく、多方面な活動があるものと捉えておりますが、まだ具体的な形が十分見えてきてないと考えておりますので、今後研究してまいりたいと考えております。

摂津ブランドのPRということですが、摂津ブランドと言うべきものがどういうものになるかというのはこれからでございます。工業製品であるのか、技術であるのか、果たしてサービスであるのか、イメージなのか、こういったものをそれぞれが異なると思われますので、その発信方法については適切なものを研究してまいりたいと考えております。

○渡辺慎吾議長 土木下水道部長。

○山口土木下水道部長 橋梁の安全対策についてのご質問にお答えいたします。

鳥飼大橋の架け替えにつきましては、平成22年春に車道部3車線の新橋が完成しまして、車道のみ部分供用を開始しているところでございます。また、工事を担当しております大阪府では、平成25年度末には架け替え工事が完成する予定としておりましたが、府の財政状況の悪化などによりまして、当初の事業計画を変更しまして、平成24年から平成28年度にかけて橋台及び橋脚の下部撤去工事を行われ、その後、車道と歩道整備に着手する予定と伺っております。

以上でございます。

○渡辺慎吾議長 生活環境部理事。

○北野生活環境部理事 環境センター廃止後の跡地利用をどのように考えているのかについてのご質問にお答えいたします。

2回目でご答弁申し上げましたとおり、

これからの協議になりますが、広域化に当たりましては、茨木市の現行施設内での更新になるのかなと考えております。この場合、本市の現行焼却施設は廃止になります。

今後の跡地利用に関しましては、茨木市との基本合意が調い次第、全庁的に検討すべき課題であると考えております。

以上でございます。

○渡辺慎吾議長 保健福祉部長。

○堤保健福祉部長 生活困窮世帯の小学生に対する学習支援の実施についてのご質問にお答え申し上げます。

上村議員さんのご質問で教育長から答弁いたしましたように、小学生の学習支援の実施につきましては、生活困窮世帯にかかわらず、家庭内の学習環境を整えることが困難な児童に対して実施いたしております。福祉的な観点での生活困窮世帯の小学生に対する学習支援の実施につきましては、支援対象者の拡大となるため、体制面や実施場所の課題がございます。

今回、生活保護世帯の中学生を対象に学習支援事業を新たにスタートするところでございますので、今後さまざまな課題を検証した中で、教育委員会との連携を図り、生活困窮世帯の小学生に対する学習支援につきましても研究してまいりたいと存じます。

○渡辺慎吾議長 次世代育成部長。

○登阪次世代育成部長 児童生徒が習得した英語を日常的に話せる環境についてのご質問にお答えします。

学習指導要領におきまして、外国語活動の目標は、英語の音声や表現になれ親しませながら、コミュニケーション能力の素地を養うこととあります。児童が英語で話してみようという気持ちを持つためには、学

級担任が英語でのコミュニケーションにも積極的に挑戦している姿を見せることと、安心して英語を使ってみようと思える学級集団であることが不可欠となります。

このため、来年度の中核教員養成研修では、学級担任が英語を使って指示を出したり、児童を褒めたりするクラスルームイングリッシュ等も行い、教室を英語を習う場であると同時に、英語を使う場となるよう努めてまいります。

一方、中学校では小学校でなれ親しんだ英語の音声を文字へとつなげ、読む力と書く力も育成し、4技能をバランスよく指導することが求められております。話す力については、自分の英語が通じたと実感させる場面として、外国人英語指導助手とのコミュニケーションが大きな意味を持っております。ふだんの授業では生徒間のペアワークや英語科教員とのやりとりの中で英語を使い、スピーチやインタビューなども行われておりますが、外国人英語指導助手との授業でそれらを経験することは、生徒にとって生きた英語のやりとりを経験する場面であり、来年度も引き続きその機会を確保していく予定でございます。

次に、総合教育会議についてでございますが、本会議は市長と教育委員会が相互の連携の強化を図りつつ、より一層民意を反映した教育行政を推進することを目的として設置するものでございます。

学力向上の問題につきましては、教育施策の最重要課題の一つとして認識しており、これまでも市長と教育委員の懇談の場などで意見交換を行い、新しい施策等に反映させてきたところでございます。

総合教育会議でどのような協議を行うかにつきましては、今後のこととなりますが、本市の教育をめぐる課題につきまし

て、実りある協議となりますよう教育委員会としても努めてまいります。

○渡辺慎吾議長 中川議員の質問が終わり、以上で代表質問が終わりました。

以上で本日の日程は終了しました。

お諮りします。

3月6日から3月26日まで休会することに異議はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺慎吾議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

本日はこれで散会します。

(午後4時52分 散会)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

摂津市議会議員 渡辺 慎 吾

摂津市議会議員 山 崎 雅 数

摂津市議会議員 水 谷 毅

摂津市議会継続会会議録

平成27年3月27日

(第4日)

平成27年第1回摂津市議会定例会継続会会議録

平成27年3月27日(金曜日)
午前10時 開議場
摂津市議会

1 出席議員 (21名)

1 番	上村高義	2 番	木村勝彦
3 番	森西正	4 番	福住礼子
5 番	藤浦雅彦	6 番	村上英明
7 番	三好義治	8 番	東久美子
9 番	市来賢太郎	10 番	中川嘉彦
11 番	増永和起	12 番	弘豊
13 番	山崎雅数	14 番	水谷毅
15 番	南野直司	16 番	渡辺慎吾
17 番	嶋野浩一朗	18 番	大澤千恵子
19 番	野原修	20 番	安藤薫
21 番	野口博		

1 欠席議員 (0名)

1 地方自治法第121条による出席者

市長	森山一正	副市長	小野吉孝
教育長	箸尾谷知也	市長公室長	乾富治
総務部長	有山泉	生活環境部長	杉本正彦
生活環境部理事	北野人土	保健福祉部長	堤守
保健福祉部理事	島田治	都市整備部長	吉田和生
土木下水道部長	山口繁	教育委員会 教育総務部長	山本和憲
教育委員会 次世代育成部長	登阪弘	教育委員会 生涯学習部長	宮部善隆
監査委員・選挙管理 委員会・公平委員 会・固定資産評価審 査委員会事務局長	井口久和	水道部長	渡辺勝彦
消防長	熊野誠		

1 出席した議会事務局職員

事務局長	藤井智哉	事務局次長	川本勝也
------	------	-------	------

1 議 事 日 程

1,

一般質問

森西 正 議員

- 2, 議 案 第 1 号 平成27年度摂津市一般会計予算
- 議 案 第 2 号 平成27年度摂津市水道事業会計予算
- 議 案 第 3 号 平成27年度摂津市国民健康保険特別会計予算
- 議 案 第 4 号 平成27年度摂津市財産区財産特別会計予算
- 議 案 第 5 号 平成27年度摂津市公共下水道事業特別会計予算
- 議 案 第 6 号 平成27年度摂津市パートタイマー等退職金共済特別会計予算
- 議 案 第 7 号 平成27年度摂津市介護保険特別会計予算
- 議 案 第 8 号 平成27年度摂津市後期高齢者医療特別会計予算
- 議 案 第 9 号 平成26年度摂津市一般会計補正予算(第5号)
- 議 案 第 10号 平成26年度摂津市水道事業会計補正予算(第3号)
- 議 案 第 11号 平成26年度摂津市国民健康保険特別会計補正予算(第4号)
- 議 案 第 12号 平成26年度摂津市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)
- 議 案 第 13号 平成26年度摂津市介護保険特別会計補正予算(第4号)
- 議 案 第 14号 平成26年度摂津市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
- 議 案 第 18号 指定管理者指定の件(摂津市立第1児童センター)
- 議 案 第 19号 指定管理者指定の件(摂津市立児童発達支援センター)
- 議 案 第 20号 指定管理者指定の件(摂津市立みきの路)
- 議 案 第 21号 指定管理者指定の件(摂津市立ひびきはばたき園ほか2施設)
- 議 案 第 22号 摂津市教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例制定の件
- 議 案 第 23号 摂津市教育長の勤務時間、休暇等に関する条例制定の件
- 議 案 第 24号 摂津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例制定の件
- 議 案 第 25号 摂津市指定介護予防支援事業者の指定並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例制定の件
- 議 案 第 26号 摂津市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例制定の件
- 議 案 第 27号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件
- 議 案 第 28号 摂津市附属機関に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 議 案 第 29号 摂津市行政手続条例の一部を改正する条例制定の件
- 議 案 第 30号 特別職の職員の給与に関する条例及び摂津市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 議 案 第 31号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 議 案 第 32号 摂津市税条例の一部を改正する条例制定の件
- 議 案 第 33号 摂津市私立幼稚園の園児の保護者に対する補助金交付条例の一部を改正する条例制定の件
- 議 案 第 34号 摂津市立体育館条例の一部を改正する条例制定の件
- 議 案 第 35号 摂津市立保育所条例の一部を改正する条例制定の件
- 議 案 第 36号 摂津市立保健センター条例の一部を改正する条例制定の件
- 議 案 第 37号 摂津市介護保険条例の一部を改正する条例制定の件
- 議 案 第 38号 摂津市保育所における保育に関する条例を廃止する条例制定の件
- 3, 議 案 第 39号 摂津市情報公開条例及び摂津市個人情報保護条例の一部を改正する条例制定の件
- 4, 議 案 第 40号 摂津市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件
- 5, 議 案 第 1 号 摂津市議会委員会条例の一部を改正する条例制定の件

- | | | |
|----|------------|--------------------------------------|
| 6, | 議会議案 第 2 号 | 「核兵器のない世界に向けた法的枠組み」構築への取り組みを求める意見書の件 |
| | 議会議案 第 3 号 | 都市農業の振興策強化等を求める意見書の件 |
| | 議会議案 第 4 号 | ドクターヘリの安定的な事業継続に対する支援を求める意見書の件 |
| | 議会議案 第 5 号 | ヘイトスピーチ対策について法整備を含む強化策を求める意見書の件 |
| 7, | | 常任委員会の所管事項に関する事務調査の件 |
-

- 1 本日の会議に付した事件
日程 1 から日程 7 まで

(午前10時 開議)

○渡辺慎吾議長 おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員は、南野議員及び嶋野議員を指名します。

日程1、一般質問を行います。

順次質問を許可します。

森西正議員。

(森西正議員 登壇)

○森西正議員 おはようございます。一般質問させていただきます。

家庭ごみの有料化についてですけれども、全国にごみ減量を目的として家庭ごみの有料化が進んでいます。有料化している自治体は、全国や大阪府でどのような状況になっているのか、有料化の取り組み方としては、どのようなことをしているのか。現在、本市では家庭ごみは少量であろうと多量であろうと無料であります。事業系ごみは、ごみの量によって負担額が違っております。さらなるごみの減量を図るためには、受益者負担の公平という観点から、家庭ごみの有料化という考えはないのかお聞きをしたいというふうに思います。

続いて、市街化調整区域についてですけれども、本市の市街化区域には大規模な工場などを誘致できる開発可能な広大な土地がないのが現状であります。また、事業所を本市から都市部の大阪市内に移転するという流れや、広大で安価な土地を求め、地方に移転するという流れがあるように思います。将来、人口が減少し、個人市民税を安定して確保できなくなったり、事業所が減少し、法人市民税を安定して確保できなくなったりするのではないかと、大変危惧するところではあります。都市農業の振興策強化を進めていくべきであるという立場でありますけれども、本市の広大な土地と

いうことを考えると、市街化調整区域の鳥飼八町しかありません。その鳥飼八町を市街化区域に編入してまちづくり用地に変換していく考えはないのかお聞きをしたいというふうに思います。

続いて、JR東海新幹線鳥飼基地の地下水汲み上げ問題についてですけれども、1月30日に第1回口頭弁論、3月13日に第2回口頭弁論が行われました。これまでの訴訟の経過と今後の訴訟の展望をお聞きしたいというふうに思います。

また、環境の保全及び創造に関する条例の施行に深くかかわった人物がJR東海に地下水汲み上げ問題に関する資料を渡したという事実があります。そのことを承知しているのか、お聞きをしたいというふうに思います。

1回目は以上です。

○渡辺慎吾議長 答弁を求めます。生活環境部理事。

(北野生活環境部理事 登壇)

○北野生活環境部理事 家庭ごみの有料化についてのご質問にお答えいたします。

ごみ減量化の一つの手段として、有料化を実施している自治体がございます。有料化の実施率でございますが、平成23年度では全国の市区町村で約60%、大阪府では約42%となっております。有料化の内容は、主に自治体の指定するごみ袋をスーパー、コンビニ、薬局などで購入し、指定袋以外での収集は行わないというものでございます。本市におきましては、これまで家庭ごみの有料化をせず、ごみの分別を市民の皆様にご協力いただき、減量化及び資源化率の向上を図ってまいりました。その成果として、平成22年度からごみ焼却炉の1炉運転を可能とすることができました。今後も分別収集による減量化を一層推進す

べきと考えており、現時点で家庭ごみの有料化については検討いたしておりません。

続きまして、ＪＲ東海新幹線鳥飼基地井戸掘削差し止め訴訟の経過と今後の展望についてのご質問にお答えいたします。

まず、これまでの経過でございますが、１月３０日の第１回口頭弁論では、市長が摂津市民の代表として意見陳述をいたしました。陳述では、開業後５０年にわたり多くの市民が新幹線公害に悩まされてきたこと、先人の努力によって環境保全協定が結ばれたこと、井戸掘削に関して市民が不安を募らせていることなど、摂津市民の思いが裁判官の心に届いたと確信いたしております。

３月１３日の第２回口頭弁論では、訴訟代理人がＪＲ東海の訴状に対する答弁書への反論を行いました。主な内容は、環境保全協定が結ばれた経緯や過去の判例を引用して環境保全協定書の法的拘束力が認められることなどを主張いたしました。

次に、今後の展望でございますが、ＪＲ東海の主張は利己的であり、誠実性を欠いたものであると考えております。このことを良識ある裁判官は見抜いておられると思ひますし、正義は摂津市、摂津市民にあると存じます。勝訴に向けオール摂津で取り組んでまいります。

また、ＪＲ東海に対する資料提供等についてのお話でございますが、さまざまな方がさまざまな立場で意見表明をされていることと存じます。しかし、本市といたしましては、市民の安全・安心を第一に対応することといたしております。

○渡辺慎吾議長 都市整備部長。

(吉田都市整備部長 登壇)

○吉田都市整備部長 市街化調整区域についてのご質問にお答えを申し上げます。

市街化調整区域から市街化区域への編入につきましては、大阪府の決定であります都市計画であり、平成２３年３月に作成されました北部大阪都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、いわゆる都市計画区域のマスタープランに適合している必要がございます。大阪府では、少子・高齢化による人口減少を踏まえ、市街化の拡大の抑制を図るため、市街化区域の編入に対する基本方針では、市街化を図る上で特に必要な条件といたしまして、鉄道駅周辺などに位置し、集約型都市構造の強化につながり、さらに計画的な市街地整備が確実にできる区域に限って編入することができる地域といたしており、その地域においては線引きが行えるものというふうに位置づけをいたしております。そのことから、大阪府の基本方針としては、市街化区域拡大を抑制することとされております。

また、本市の総合計画や都市計画マスタープランへの位置づけも条件となっております。今回改定を行いました本市の都市計画マスタープランにおきましても、鳥飼八町地域の市街化調整区域につきましては、旧来の土地利用などの維持・保全を図っていく区域と位置づけておりますことから、市街化区域への編入は困難であるものというふうに考えております。

以上でございます。

○渡辺慎吾議長 森西議員。

○森西正議員 ２回目は要望にとどめておこうと思っておったんですけども、質問させていただきたいというふうに思います。

家庭ごみの有料化についてですけれども、現時点ではごみの有料化は考えていないというふうなご答弁でした。私はごみ袋の販売をスーパー、コンビニ、薬局などでの販売はせずに、自治会を通じてのみ販売

をしてはどうかというふうに思っております。確かに自治会の仕事や金銭の授受など大変になりますけれども、販売による補助を出したり、仕事量の増大により地区振興委員の報酬を増額するなどを考えてはどうかというふうに思っております。

かつてくみ取り券を自治会が販売していたということを聞いておりますし、平成24年第1回と第2回の定例会において私が質問をさせていただいて、平成25年度に市内の全防犯灯をLED灯に切り替えをされましたけれども、以前は自治会が防犯灯を管理し、防犯灯管理費として灯数により自治会に補助を出されていまして。灯や器具が故障したら自治会で取り替えをし、器具が故障した場合、時には市の補助では足りず、自治会費から持ち出しをして、修理や取り替えをしておりました。

現在、広報せつつの1日号は業者による全戸配布、15日号は自治会を通じて配布されております。15日号の自治会配布については自治会に事務手数料として配布数により補助が出されております。広報せつつを1日号と15日号の合併が検討されておりますけれども、私は合併には反対はしませんけれども、配布方法を業者により全戸配布をするなら、それは賛成をしかねるところであります。

日々の生活の中で自治会の必要性が薄らいでいるのではないかというふうに思うんですけれども、災害が生じたときには自治会は必要ですというふうに言っても、いつ発生するかわからない災害を目の前のことと捉えて、そのような考えをされる市民というのは多くはないのではないかというふうには思うんですけれども、自治会に加入していない市民は、自治会を通して市に声を上げることができないため、直接市に声

を上げ、動いてもらえるため、市民が自治会に加入しなくても、生活に不便さを感じないようになっていないかというふうに感じます。絆や協働と言っておりますけれども、絆や協働を必要としなくても、生活ができる社会を市が結果的にはつくっているのではないかというふうには思います。

市民の中には、市民税を納めているのだから、市に何でもしてもらい権利があると言う方がおられますけれども、私は市民税を納めて、さらに市民それぞれの自治会の自治会費を納められて初めて生活をするというサービスを受けることができるというふうには思っております。自治会が見守り活動、美化活動初めさまざまな無償ボランティアをしていただいているからこそ、本市の会計がこの費用だけで済んでいるわけがあります。

代表質問で多くの議員が自治会加入の質問をされておりましたけれども、その点を改めていただかないと、自治会の加入率の増加は厳しいのではないかというふうに考えておるんですけれども、その点の見解を部長でも副市長でも結構ですから、いただきたいというふうに思います。

続いて、市街化調整区域についてですけれども、市街化区域の編入には、鉄道駅周辺に位置するということであり、鳥飼八町の市街化調整区域を市街化区域への編入は困難であるという答弁でありました。代表質問でも、多くの議員が地下鉄の延伸の質問をされておりましたけれども、地下鉄の延伸は採算性や多くの利用者が見込まれることが前提になろうかというふうに思います。それならば、鳥飼八町が市街化調整区域のままであれば、地下鉄の延伸も夢のまた夢ではないかというふうに思います。

以前の総合計画には、鳥飼東部を本市の東部都市核として地下鉄延伸という文言がありました。現在の総合計画には地下鉄延伸という文言がありません。淀川右岸三市一町地下鉄延伸連絡協議会が廃止になって、本市がリーダーシップをとって協議会を復活させるというような、そういうふうな考えもないのかというふうに思います。鳥飼東小学校と鳥飼小学校の児童数、第五中学校の生徒数も減少しております。このまま児童数の減少、生徒数の減少が進みますと、小規模対象校となり統廃合も検討していかなければならないということになってきます。鳥飼の東部地区の人口減少をどのように解消するのか、活性化をどのように考えていくのか、鳥飼八町の市街化調整区域が市街化区域への編入が困難であるならば、大阪近郊の立地条件をうまく利用し、補助なども検討して、ミカン狩りなどができる観光農業や貸し農園などの考えもあります。その点、見解をお聞きしたいというふうに思います。

続いて、JR東海新幹線鳥飼基地の地下水汲み上げ問題についてですけれども、資料を提供された方は前市長であります。副市長はその方の側近として、ともに市民の生命と財産、そして安心して暮らすことができる摂津市をつくってこられました。その方が資料を渡されたことをどう思うのか、私への答弁だけではなく、今まで地盤沈下をしているところに住んでいる市民へ説明をいただきたいと思います。

2回目は以上です。

- 渡辺慎吾議長 答弁を求めます。生活環境部長。
- 杉本生活環境部長 ごみのほうは、理事のほうでご答弁したように、ごみの有料化につきましてはまだ検討しておりませんとい

うことですが、自治会加入の前にその話をもうちよっとさせていただきますと、箕面とか池田で有料化をされております。30リットルの袋が10枚入りまして大体617円というふうにされております。これを自治会でということになったら、高額でもありますし、お金の問題でもありまして、なかなか今の自治会というのは、自治会長さん、ご苦労いただいておりますけども、非常に高齢化もされてますし、ご負担をかけることが忍びないという部分もございます。加入率については、先般の代表質問でもさまざま議論をいただきましたし、我々も決して自治会がなくていいなんてことは思っておりません。どうやれば加入率が上がるかということ、この前もさまざまな議員の方からもご指摘をいただきましたので、今後とも一生懸命検討してまいりたいと考えております。

自治会の調整機能、災害のときだけではなくて、日々の生活における、その自治会長さんがご苦労いただいているのは、日々の生活、小さなもめごと、そういったことの調整、また市との連絡、さまざまなことをご理解をいただいて応援いただいております。負担をできるだけ、自治会長の負担はできるだけ少なくしながら、しかしながら自治会独自の活動については生き生きとやっていたらいいということを目指して、今後とも頑張りたいと思っております。

以上でございます。

- 渡辺慎吾議長 都市整備部長。
- 吉田都市整備部長 それでは、2回目のご質問にご答弁させていただきたいというふうに思っております。

まず、非常に幅広いご質問をいただきましたので、ちょっと答弁としては足り得る

かどうかというのは、ご理解いただくようお願いをしたいなというふうに思っております。

まず、当然ながら先ほどご答弁申し上げましたように、八町区域につきましては、駅勢圏に属さないということで、その分につきましては東部も同じでございます。それは本市といたしましては、いかんともしがたい現実であるというのが今の現状でございます。その中で、さすれば駅がない中で今後の、先ほどご質問いただきました人口の減少という部分につきまして、非常にオール摂津で大きな課題であるというふうには当然ながら認識をいたします。ただ、東部を特化してご答弁を申し上げますと、当然ながらあそこも住工の共存ということで、都市計画マスタープラン上は位置づけをいたしております。

ただ、大阪府の地域の考え方といたしましては、まず戦略的な土地利用を誘導するんだということが大阪府のほうにも考え方は示されております。それは何かといいますと、当然ながらあの東部地域におきましては、住まれてる方、そして事業されてる方ということが、二つの土地利用をされるストーリーがございます。

ただ、今後地域の、先ほど言いました地域力の力を上げて活性化するというご質問に関しましては、当然ながらまちがある程度循環していく、共存できるような環境をつくっていくということになりますと、当然ながら都市計画におきましては、特別用途地域とか地区計画という誘導策も兼ねて、やはり政策的な議論を深めていくということが大事だろうと思います。ただ、その場合におきましては、地権者、住まれてる方々、事業者の方々の同意をもってそういう都市計画手続が踏めるということはご

理解を賜りたいというふうに思っております。

ただ、そう言いますと、何もできないということになりますけども、当然ながら地域の方々の意向も、今回都市計画のマスタープランのほうでも聞いておりますので、そのあたりを十分解析して、どういう課題があって、どういうことが住まわれてるところ、そして事業されてるところの意向をやはり十分行政側としましても認識した上で、どうあるべきかを論じたいというふうに思っております。やはり望まれる土地利用というのが地域の魅力、つまり地域力を高めるといふ部分につきましては、当然ながらルールもあり、そして地域を愛していただける意識をつくっていただく、環境を整えるということが今後我々都市計画サイドとしては、十分求められる要素かなというふうに思っています。

以上でございます。

○渡辺慎吾議長 副市長。

○小野副市長 関係者による資料提供につきまして、市としてどのように感じ、どのように対応をとるのかといったことなんですけども、まず26年8月28日付での市長並びに議長への要望書についての内容をご承知のとおりであります。それで、私の記憶では、12月に入りまして、近隣市のほうの市長から関係者の方に水の専門家としての意見を聞きたいと、そのときに資料が渡されたと、その資料を私どもに持ってこられました。そして、関係者の方が常に言っておられたのは、むしろ液状化等も起こるんで、地下水が問題を起こすと、したがって、今の時点では汲み上げするのが通例であるという考え方をお持ちでございました。

それで、一つはJ R東海との話し合いを

持ち、訴訟という形で持っていくべきでないということもご助言いただきました。私はそのときに申しておいたのは、もしも訴訟で持っていけないとするならば、話し合いするならば、私どもの水道水を送っておいたのは、ミスが一回もなく、臭くもなく、安定的に供給してまいりました。したがって、J R 東海の理屈からいけば、何か起こったときに摂津市の水道がとまったときに、そのときにその水を使ったらいいんではないかと、それは全く真逆の議論であると。そういうことでJ R 東海が理解しない限り、我々はこれをおさめるわけにはいきませんと、市民の安心・安全に地下水が下らないという理屈はどこにもないということを申し上げてまいりました。したがって、その対応策としては、訴訟という形で、今理事が言いましたように、対応していきたいということでございます。

それで、そのときの資料というのを私どももいただきました。それで、担当に渡したんですけども、それは第三者委員会を設置をして、地下水の汲み上げによって地下水がいささかでも下がるのか、安定的なのかと、むしろ安定的であれば、環境保全協定と、それから環境の条例の改正を望むということでございました。

いずれにいたしましても、一貫してJ R 東海と具体的な話をした上で、訴訟に持っていくべきではないというのが関係者の方のご議論でございました。できることならそうしたかったと、しかしJ R 東海の姿勢はああいう形でございますから、我々は訴訟という形でもって市民の安心・安全を守るということでございますから、市の対応としては訴訟で持っていくということが、これが事実でございますので、そういうことでございます。

○渡辺慎吾議長 森西議員。

○森西正議員 それでは、3回目の質問をさせていただきます。

その方とは森山市長はコンビだというふうなことを言われて、タッグを組んでられました。市長にお聞きをしたいというふうに思いますけれども、その方は当時条例をつくられたときには、担当部署から強く求められ、立場で強引に職権乱用を駆使してとめてしまうのは、我田引水と世間から批判を受けるのは、火を見るより明らかだと判断するというふうなことの見解をおっしゃっておられますけれども、その点ですね。森山市長はその資料を渡されたということと、そしてその方がこういうふうな見解をおっしゃってるということですね。今まで多くの方がJ R 東海を許せないと、約3万5,000名の署名をされた多くの方へ説明していただきますように答弁いただきたいというふうに思います。

○渡辺慎吾議長 市長。

○森山市長 森西議員さんからの3度目の質問でございますけれども、この井戸の話、当時の条例ができたときの話は、私はちょっと余り詳しく承知をいたしておりませんので、その当時のいきさつについては私のほうからは答弁できないんですけれども、先ほどご指摘のありました資料提供ということで、私も間接的に資料を見させていただきました。お話も聞きました。私のほうからは、いかなるいろんな意見等々あろうとも、オール摂津といいますか、私の身を挺してでもこれは阻止をしたいのということをお話をしておきました。今の質問の内容についてどうこうやという以前の話ですから、私は何としてもこれは阻止をしていくんだと、そういうかたい決意で、これは市民の皆さんにも発信をいたしております

が、これからもそれは変わりません。

○渡辺慎吾議長 森西議員の質問は終わりました。

以上で一般質問は終わりました。

日程 2、議案第 1 号など 3 5 件を議題とします。

委員長の報告を求めます。総務常任委員長。

(野口博総務常任委員長 登壇)

○野口博総務常任委員長 ただいまから総務常任委員会の審査報告を行います。

3月4日の本会議において、本委員会に付託されました議案第1号、平成27年度摂津市一般会計予算所管分、議案第4号、平成27年度摂津市財産区財産特別会計予算、議案第9号、平成26年度摂津市一般会計補正予算(第5号)所管分、議案第22号、摂津市教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例制定の件、議案第23号、摂津市教育長の勤務時間、休暇等に関する条例制定の件、議案第27号、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件、議案第29号、摂津市行政手続条例の一部を改正する条例制定の件、議案第30号、特別職の職員の給与に関する条例及び摂津市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定の件、議案第31号、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件及び議案第32号、摂津市税条例の一部を改正する条例制定の件の以上10件について、3月10日及び3月12日の両日にわたり、委員全員出席のもとに委員会を開催し、審査しました結果、いずれも全員賛成をもって可決すべきものと決定いたしました。なお、議案第31号につきましては、エコ通勤の促進にかかわる通勤手当の

改正については、一定期間経過後、効果等の検証を実施した上で、エコ通勤の促進のあり方について検討することを要望する附帯決議を全員賛成をもって可決いたしましたので、報告いたします。

以上です。

○渡辺慎吾議長 建設常任委員長。

(藤浦雅彦建設常任委員長 登壇)

○藤浦雅彦建設常任委員長 ただいまより建設常任委員会の審査報告を行います。

3月4日の本会議において、本委員会に付託されました議案第1号、平成27年度摂津市一般会計予算所管分、議案第2号、平成27年度摂津市水道事業会計予算、議案第5号、平成27年度摂津市公共下水道事業特別会計予算、議案第9号、平成26年度摂津市一般会計補正予算(第5号)所管分、議案第10号、平成26年度摂津市水道事業会計補正予算(第3号)及び議案第12号、平成26年度摂津市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)の以上6件について、3月9日及び3月11日の両日にわたり、委員全員出席のもとに委員会を開催し、審査しました結果、議案第1号所管分については賛成多数、その他の案件については全員賛成をもって可決すべきものと決定しましたので、報告いたします。

○渡辺慎吾議長 文教常任委員長。

(安藤薫文教常任委員長 登壇)

○安藤薫文教常任委員長 ただいまから文教常任委員会の審査報告を行います。

3月4日の本会議において、本委員会に付託されました議案第1号、平成27年度摂津市一般会計予算所管分、議案第9号、平成26年度摂津市一般会計補正予算(第5号)所管分、議案第18号、指定管理者指定の件(摂津市立第1児童センター)、議案第19号、指定管理者指定の件(摂津

市立児童発達支援センター)、議案第24号、摂津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例制定の件、議案第28号、摂津市附属機関に関する条例の一部を改正する条例制定の件、議案第33号、摂津市私立幼稚園の園児の保護者に対する補助金交付条例の一部を改正する条例制定の件、議案第34号、摂津市立体育館条例の一部を改正する条例制定の件、議案第35号、摂津市立保育所条例の一部を改正する条例制定の件及び議案第38号、摂津市保育所における保育に関する条例を廃止する条例制定の件の以上10件について、3月10日及び3月12日の両日にわたり、委員全員出席のもとに委員会を開催し、審査しました結果、いずれも全員賛成をもって可決すべきものと決定しましたので、報告いたします。

○渡辺慎吾議長 民生常任委員長。

(上村高義民生常任委員長 登壇)

○上村高義民生常任委員長 ただいまから民生常任委員会の審査報告を行います。

3月4日の本会議において、本委員会に付託されました議案第1号、平成27年度摂津市一般会計予算所管分、議案第3号、平成27年度摂津市国民健康保険特別会計予算、議案第6号、平成27年度摂津市パートタイマー等退職金共済特別会計予算、議案第7号、平成27年度摂津市介護保険特別会計予算、議案第8号、平成27年度摂津市後期高齢者医療特別会計予算、議案第9号、平成26年度摂津市一般会計補正予算(第5号)所管分、議案第11号、平成26年度摂津市国民健康保険特別会計補正予算(第4号)、議案第13号、平成26年度摂津市介護保険特別会計補正予算(第4号)、議案第14号、平成26年度摂津市後期高齢者医療特別会計補正予算

(第2号)、議案第20号、指定管理者指定の件(摂津市立みきの路)、議案第21号、指定管理者指定の件(摂津市立ひびきはばたき園ほか2施設)、議案第25号、摂津市指定介護予防支援事業者の指定並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例制定の件、議案第26号、摂津市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例制定の件、議案第36号、摂津市立保健センター条例の一部を改正する条例制定の件及び議案第37号、摂津市介護保険条例の一部を改正する条例制定の件の以上15件について、3月9日及び3月11日の両日にわたり、委員全員出席のもとに委員会を開催し、審査しました結果、議案第1号所管分、議案第3号、議案第7号、議案第8号、議案第25号、議案第26号及び議案第37号については賛成多数、その他の案件については全員賛成をもって可決すべきものと決定しましたので、報告します。

○渡辺慎吾議長 議会運営委員長。

(嶋野浩一朗議会運営委員長 登壇)

○嶋野浩一朗議会運営委員長 ただいまから議会運営委員会の審査報告を行います。

3月4日の本会議において、本委員会に付託されました議案第1号、平成27年度摂津市一般会計予算所管分及び議案第9号、平成26年度摂津市一般会計補正予算(第5号)所管分の以上2件について、3月25日、委員全員出席のもとに委員会を開催し、審査しました結果、いずれも全員賛成をもって可決すべきものと決定しましたので、報告いたします。

○渡辺慎吾議長 駅前等再開発特別委員長。

(木村勝彦駅前等再開発特別委員長 登壇)

○木村勝彦駅前等再開発特別委員長 ただいまから駅前等再開発特別委員会の審査報告を行います。

3月4日の本会議において、本委員会に付託されました議案第1号、平成27年度摂津市一般会計予算所管分及び議案第9号、平成26年度摂津市一般会計補正予算（第5号）所管分の以上2件について、3月16日、委員全員出席のもとに委員会を開催し、審査しました結果、議案第1号所管分については賛成多数、議案第9号所管分については全員賛成をもって可決すべきものと決定しましたので、報告します。

○渡辺慎吾議長 委員長の報告が終わり、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○渡辺慎吾議長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。

通告がありますので、許可します。

弘議員。

（弘豊議員 登壇）

○弘豊議員 日本共産党議員団を代表して、議案第1号、第3号、第7号、第8号、第22号、第23号、第24号、第25号、第26号、第27号、第28号、第31号、第35号及び第37号に対し、一括して反対討論を行います。

2015年度政府予算案は、3月13日衆議院で自民党、公明党などの賛成多数で可決され、現在参議院で審議されています。日本共産党は衆議院において、本会議に先立つ予算委員会で13項目にわたっての予算の組み替え動議を提出しました。その内容は、自然増削減と称して、社会保障費を大幅に削減することを中止すること。法人税実効税率を2年間で3.29%引き下げ、1.6兆円もの減税を実施するな

ど、大企業優遇の減税措置は、巨額の内部留保をさらに増すだけであり中止すること。最低賃金の引き上げ、異常な長時間過密労働を是正し、雇用を守ること。教育への政治支配、介入の強化を中止し、教育予算を大幅に拡充すること。東日本大震災から4年がたっても、なお23万人にも及ぶ被災者が避難生活を強いられています。住宅となりわい、地域社会の復興を最優先に国の支援を抜本的に強化すること。沖縄辺野古への新基地建設を撤回し、普天間基地の即時閉鎖、無条件返還を求めること。政党助成制度を廃止し、政治腐敗の根源である企業、団体献金を全面禁止することなどです。

今日、国民の5割から6割が反対する原発再稼働や消費税10%への再増税、集団的自衛権行使容認など、政府のこうした動きに対して、3月22日には東京で安倍政権No!0322大行動が1万4,000人の参加で開催されたところです。こうした中で、摂津市としても、住民の福祉の増進が仕事である基礎自治体としての役割を果たされるとともに、市民の暮らしを守る立場に立った意見を国や大阪府に対してこれまで以上に強く発信する姿勢をとられるよう、強く求めるものです。

では、以下5点にわたって申し上げます。

それではまず、地方自治体としての役割について3点述べます。

一つは、国の地方創生の動きについてです。

グローバル企業が活動しやすい制度空間としての道州制導入、その準備段階として位置づけられ、今日の地方の衰退を加速させてきた反省と原因分析もないまま進められようとしています。今全国では、こうし

た流れに対抗して、住民自治をもとにした福祉の向上を図り、人口を維持し、ふやす地域づくりをと、小さくても輝く自治体フォーラムの活動が広がっています。こうした動きも参考に、自治体としての役割、立ち位置を押さえた方向を目指すべきではないでしょうか。

二つ目に、アベノミクスで一層の格差が拡大することでより深刻になっている市民の暮らしを守る立場で頑張るべきだという問題です。

いわゆるアベノミクスによって大企業や一部の富裕層は大きな恩恵を受けています。一方で、働く人の実質賃金は19か月連続マイナス、家計消費支出はこの20年間で最大の落ち込みです。摂津市の納税者1人当たりの平均所得は、この16年間で74万円減少しています。こうした市民生活がしんどくなってきていることをもっと真剣に受けとめるべきです。摂津市は前年度に続き国保料の2年連続値上げなど、総額で2億9,000万円の市民負担増をかぶせようとしています。過去5年間、公共料金を据え置きして頑張ったときのような姿勢に立ち戻るべきではないでしょうか。

また、第5次行革については、その中心点が公共料金の値上げ、公的責任の後退につながる民間委託、民営化、市単独扶助費、補助費の見直し、人件費の削減です。これでは働く職員にとっても夢のない話ではないでしょうか。改めて抜本的な見直しを求めます。

三つ目に、マイナンバー制度導入についてです。

ことし10月から本格実施するための準備を進めています。赤ちゃんからお年寄りまで住民登録している全員に生涯変わら

ない番号を振り、国が管理するものです。多くの国民が制度を知らない上、膨大な個人情報、国家の情報のコントロールは基本的人権の重要な一つでもあり、民主主義の根幹です。国民の権利を危険に陥れる制度は、実施を強行するのではなく、中止を決断すべきだということを申し上げておきます。

次に、市民参加のまちづくりについてです。

総合計画では、市民主体のまちづくりを目指していますが、市政に対して市民の意見を聞くという点で、不足している問題について5点述べます。

一つは、旧三宅・味舌小学校跡地についてです。

この間、多くの市民要求が届けられていますが、地域のコミュニティの拠点としても、災害時の避難所としてもなくてはならない場所だという声です。これまで市民が行政に協力して提供してきた土地財産を活用することなく売却するなど、到底理解が得られるものではありません。暫定的な利用で先が見えない現状ですが、減らすことなく、市民の役に立ててほしいという要望に応えるべきです。

二つ目に、別府のコミュニティセンターについても、ワークショップで市民の意見を取り入れると言いつつも、出された意見の市営住宅跡地を売却せず、丸ごと地元で役立ててほしいという声には全く応えていません。

三つ目に、総合計画では、市民が市の情報提供に満足することを挙げていますが、パブリックコメントは年明けから8件行われて、うち何も意見が寄せられなかったものが4件です。これらの行政計画は当事者

や市民からも参加を求め、何度も会議を重ね作成したのですが、当事者だけでなく、市民全体への最終確認がパブリックコメントのはずです。市民に対して政策が十分に説明されていないのではないかと。政策への市民参加、情報公開に改善を求めます。

四つ目に、市立集会所についてですが、これも総合計画ではコミュニティ施設が市民活動の拠点として積極的に活用されていることを目指すとしています。集会所は住民自治の柱とも市長は言われています。老朽化や使用頻度の低さで廃止するのではなく、住民自治の代表的施設として活用促進し、高齢者も使いやすいよう、改修、改善に努力すべきです。

五つ目に、選挙投票所の問題です。

このたび市内3か所の投票所の統廃合が行われますが、そのかわりが臨時の期日前投票所では不十分です。投票所は身近で足を運びやすいものに改善すべきですし、統廃合によって公営掲示板を減らすことは市民の参政権の保障とは到底言えません。この間の一連の統廃合を進める流れに対し、反対するものです。

次に、安全・安心のまちづくりについて3点述べます。

一つは、災害に対する備えについてです。

東日本大震災から4年、阪神・淡路大震災から20年がたちました。この間の教訓に照らしても、大震災やこの間相次いだ豪雨被害などへの備えを最優先して取り組むべきです。大地震や異常気象に備える防災・減災対策を促進し、災害に強いまちづくりを進めること、災害時に住民の命を守る地域の医療、福祉のネットワークを強化し、消防、自治体の人員確保を含め、避難

所の確保など、財政強化を図られることを求めています。

仮に今大地震が起こったと考えると、市の職員体制を減らしてきたことや、住宅耐震化のおくれなどがどうしても気がかりです。安全・安心のまちづくりのさらなる前進を強く求めます。

二つ目に、交通施策についてです。

交通事故の多い幹線道路の安全対策についても、危険箇所の改善、とりわけ大阪府道の問題など、関係機関に働きかけて対策を進めていくよう求めます。

阪急連続立体交差事業については、以前から述べているように、膨大な資金が必要な大規模事業ですが、現時点では十分に市民の理解や納得が得られているのか疑問に感じます。交通分断の解消で安全性や利便性を向上させることはもちろん大事なことです。事業費を捻出するための市民負担増とならないように強く求めます。

三つ目に、吹田操車場跡地における新たなまちづくりについてです。

市民の健康増進に寄与するようなソフト面での動きは評価しますが、一方でまだ全体像が明らかにされていない国家戦略特区にかかわって、引き続き注視が必要です。特区による規制緩和を広げることを地域振興の柱にという動きもありますが、これは破綻済みの大企業呼び込み策にほかなりません。労働特区など、働く人間の使い捨てを容認することで、大企業を呼び込もうという規制緩和は、不安定雇用と低賃金を広げ、地域経済の地盤沈下を加速させます。

また、医療特区で混合診療の解禁や富裕層目当ての医療の本格化が進めば、医療を大企業の新たなもうけ口とするために、市民の命と健康を犠牲にしていくことにつながりかねません。国の動きに右へ倣えでは

なく、毅然とした対応を求めます。

また、吹田操車場跡地における埋蔵文化財の取り扱いについても、詳しい調査が行われず、試掘のみで開発が進められていることを残念に思います。この土地における歴史文化の研究については、継続して行われるよう、そして形あるものを残していくことも引き続き求めておきます。

次に、暮らしと営業を守るまちづくりについて5点述べます。

一つは、市内中小企業、小規模事業者への支援と大企業へ社会的役割を求めることについてです。

資本金10億円を超す大企業が経常利益の史上最高を更新する一方、中小企業、特に小規模事業者の経営はますます厳しくなっています。ところが、摂津市の商工振興費は預託金である1億円を除く1億6,000万円のうち、9,000万円を大企業への立地奨励金に充て、中小企業、とりわけ小規模事業者への支援策は非常に少額です。今支援を必要としているのは小規模事業者であり、ここにこそしっかりと予算措置をとるべきです。立地奨励金制度によって164人の従業員がふえたと言いますが、そのうち摂津市民はわずか18人、従業員の雇用も下請発注の点でも、もっと地元貢献するよう、市内大企業に強く求めるべきです。

二つ目は、国民健康保険料の値上げと都道府県化の問題です。

国民健康保険料の連続値上げにより、所得200万円、40歳以上夫婦と子ども2人世帯で年間38万円、所得の約5分の1が保険料となります。これはもう払えない額です。大阪府の共同安定化事業の独自の計算方法により、摂津市は1億5,000万円の持ち出しとなりますが、全国並みの

計算では、1,000万円ほどで済むわけです。大阪府の計算方法を改めさせれば、今回の約1億円の保険料値上げは必要ありません。それができないなら、赤字部分は摂津市一般会計から補填すべきです。大阪府の押しつける負担を市民の保険料値上げに転嫁するのは許せません。保険料値上げに断固反対します。都道府県化は複雑な仕組みで、市町村が翻弄され、負担が大きくなるばかりです。都道府県化に反対し、国に対して国民皆保険制度を下支えする国民健康保険にしっかり責任を持つよう求めるべきです。

三つ目に、介護保険についてです。

議案第37号で第6期の保険料値上げが条例でも出されていますが、断固として反対するものです。年金から天引きされる介護保険料値上げは、高齢者の生活を直接脅かします。国は今回、介護保険法の改定で公費投入による低所得者の保険料軽減を法制化しました。摂津市でも、一般会計繰り入れを行い、介護保険料値上げをやめるべきです。介護保険制度は創設以来となる四大改悪が行われます。利用料の2倍化、施設利用費、食費の軽減を削減、特養入所も要介護3以上、要支援のデイサービス、ホームヘルプサービスの介護給付外しです。国に対して反対の声を上げることが必要です。

また、この改悪は市町村の権限を広げるものにもなっています。新たに始める総合事業が介護を必要とする人から専門的なサービスを取り上げることにならないようにするなど、市の姿勢が問われます。

関連して、議案第25号、第26号は省令の条例化ですが、市として新たに定めるのなら、国基準をそのまま引き落とすのではなく、少なくとも現在の市の水準を下げ

ない内容にすべきです。

四つ目は、市税や保険料を払いたくても払えず、滞納になった人に対しての差し押さえの問題です。

滞納額を1年ないし2年で解消することを、全ての納税者に課し、できなければ機械的に差し押さえするという方式はやめるべきです。また、差し押さえ予告が生活保護世帯にまで送られていることがわかりました。生活保護費は法によって差し押さえが禁止されています。違法な差し押さえが行われることがないように、差し押さえ予告を送る際にも、事前に慎重な審査をすべきです。滞納者の個々の実情に即しつつ、生活の維持、事業の継続に与える影響も考慮して、慎重に行うという国会答弁に沿ったあり方に改めるべきです。

五つ目は、生活保護と生活困窮者自立支援事業についてです。

2015年度は生活扶助費の3年連続切り下げの最終年です。それに加え住宅扶助と冬季加算も削減が実施されます。生活保護は憲法25条が規定した、健康で文化的な最低限の生活の保障であり、切り下げは生存権を否定するものだと訴訟も起きています。摂津市においても、保護世帯の生活実態にしっかりと寄り添い、国に対して扶助費削減をやめるよう求めるべきです。

生活困窮者自立支援法は第2のセーフティネットと言われますが、保護の必要な人を排除する手段、保護からの追い出しの手段とならないよう求めます。

次に、市長が重点テーマと掲げた「こども」にかかわる問題について3点述べます。

一つ目に、子ども医療費助成を中学校卒業まで拡大することについて、第5次行革の遂行状況を条件に先送りしたことは大変

残念です。子ども・子育て支援事業計画に対するパブリックコメントにも要望が上がっているこの制度の拡充は、府内各自治体も子育て支援策の大きな柱として重視しています。2015年度に中学校卒業まで対象にする自治体は19自治体、所得制限なしは35自治体に上ります。対象年齢の全国最低レベルの3歳未満児から就学前に引き上げることと引きかえに、所得制限引き下げ方針を示した大阪府に対して、制度の拡充、そして国に制度創設を求めること、市として所得制限なしで対象を中学校卒業まで早期に実現することを求めます。

二つ目に、学力向上に向けての取り組みについてです。

中1、中2に対する大阪府のチャレンジテストに加えて、市独自で小2から小6まで業者テストを実施するとのこと。小2から中3まで子どもたちをテスト漬けにするような取り組みで真の学力向上につながるのでしょうか。恒常的な教職員不足、教職員の多忙化という根本的な問題への解決、国・大阪府に対して教職員の増員、待遇改善を求めるとともに、市費を充てても少人数学級拡大を検討すべきです。

三つ目に、ことし6月から中学校で始まるデリバリー方式選択制給食についてです。

安全を大前提に、喫食率を高めるため、予約システムやメニューの工夫、保護者への説明会や試食会を実施するなど、この間の努力については一定評価します。しかし、アレルギー対応、保護者の負担軽減、衛生管理、給食の量、温かさなど、課題が山積みです。生徒、保護者、学校へのアンケート実施はもちろんのこと、事業者へのチェック、事業検証と評価、また栄養教諭の体制強化と学校現場への人的援助を強く

求めるとともに、自校調理全員給食を目指した検討を行うことを要望します。

次に、議案第24号についてです。

本条例は、子ども・子育て支援制度における幼稚園、認定こども園、保育所の利用者負担額、保育料を設定するものです。今回の保育料は従来の負担額をできる限り上回らないように設定されているとのことで、この点は評価するものです。しかし、15歳未満の子どもが3人以上いる家庭などで保育料が上がる可能性があります。廃止された年少扶養控除を加味して、保育料の負担増を抑えてきた措置を、今回から行わないようにしたためです。市独自で利用者負担額を設定できるのですから、全ての子育て世代が保育料負担額のふえないよう、きめ細やかな措置を講ずるべきです。

議案第22号、第23号、第27号は、教育委員会制度の改悪に伴うもので、賛成できませんが、教育委員会の自主性、独立性など根本的原則は維持されました。新たに創設される新教育長、大綱の策定、総合教育会議の開催という三つの仕組みが、教育委員会の独立性・自主性を損なわないよう、奪わないよう、教育委員会の活性化が必要です。子どもの利益最優先にした地方分権、民意の反映、一般行政からの独立という基本原則を守り、生かしていく改善努力を求めています。

議案第28号及び議案第35号についてです。

この二つの条例案は、市立正雀保育所を廃止し、民営化の事業者選定の委員会を立ち上げるというもので、認めるわけにはいきません。

子ども・子育て支援事業計画に対するパブリックコメントでは、財政的なことを理由に保育所を民営化するべきではないとい

う意見が幾つか出されました。子ども・子育て会議の民営化拡大の留意事項では、誠意ある説明、保護者の意見、希望に耳を傾け、理解を得られるよう努力することとあります。しかし、この二つの条例によってまだ1年運営されているのに、民営化ありきで進められることとなります。待機児童解消、就学前教育、子育て支援、新制度移行など多くの課題を抱え、保育の公的責任はますます重要です。民営化の見直しを求めます。

議案第31号については、昨年、能力評価と業績評価を中心とする人事評価制度を課長級以上の職員に導入する条例改正時点で強調しましたが、こうした人事評価制度は住民に寄り添い問題を解決していく、本来の地方自治体のあり方をゆがめるものです。今回、課長級以上に業績評価を期末勤勉手当に反映させる内容が含まれており、この点に反対するものです。

最後になりますが、昨年からのJR東海新幹線基地井戸掘削問題でとってきた本市の対応は、市民の暮らしと環境を守ることを第一に、相手が巨大企業であったとしても、毅然と物を言う姿勢を貫いてきたことについて強く高い評価をするものです。改めて自治体のあるべき姿として、市政運営の随所に生かされるように望みます。

また、ことしは戦争が終結して70年の節目の年に当たり、改めて70年前に起きたこと、沖縄戦や大空襲、広島、長崎の原爆、日本が起こした海外への侵略、これらの歴史に学び、再び日本を戦争する国にしない、多くの国民、摂津の市民の皆さんはそう願っています。ところが、アフガン、イラクのようなアメリカの戦争で自衛隊が戦闘地域まで行く、攻撃されたら武器を使う、米軍と自衛隊が肩を並べて戦争する、

この集団的自衛権の具体化を図る法案を国会でごり押ししようとする動きが後半国会での焦点となってきます。本市の平和都市宣言の精神にのっとり、この危険な動きに歯どめをかけていく、そんな役割を市長、市職員も一丸に取り組んでいただきますように、このことを最後に強く要望し、日本共産党議員団としての討論とします。

○渡辺慎吾議長 木村議員。

(木村勝彦議員 登壇)

○木村勝彦議員 それでは、市民ネットワーク議員団を代表いたしまして、市長が提案されました議案第1号から議案第14号まで及び議案第18号から議案第38号について、総括的に賛成討論をいたします。

来年28年11月に市制施行50周年を迎えるに当たり、森山市長は本年度を基礎固めの年と位置づけられました。その心は、摂津市のたゆまない成長と発展のため、いま一度足元を見詰め直し、徹底した仕事の総点検に取り組むということであり、総点検を通して摂津のまちの課題を的確に捉え、行政のあらゆる分野において将来を見据え、一丸となった取り組みを進めることを大いに期待しております。

さて、平成27年度一般会計当初予算を見たとき、歳入予算において財政調整基金から約16億9,000万円、公共施設整備基金から約4億9,000万円、合わせて22億円近い基金を取り崩し、計上されていることに注目しなければなりません。22億円という金額は、減債基金も含めた主要3基金の平成26年度末残高見込みの約3分の1に相当するものであります。主要3基金は、中・長期的に安定した財政運営を行うための重要な財源であり、今後の税制改正による本市の税収にもたらす影響も考えますと、財源確保に向けての取り組

みはより一層重要になってまいります。財源確保として、これまで市有地の売却を実施されてこられましたけれども、平成27年度予算においても、2億2,000万円を計上されております。市有地は市民全体の貴重な共有財産であり、みだりに売却すべきものではありません。しかしながら、今後厳しい財政運営が想定される状況では、市有地売却による生み出した財源を市民サービス提供に活用し、最大公約数づくりにつなげていく、そのような判断が必要であります。市政全般の視点から、ぜひとも慎重かつ迅速果敢な対応をしていただくよう強く要望いたします。

次に、主要事業について申し上げます。

市民生活のまちづくりの推進については、市民みずからが地域そのものを支えていく社会が必要であります。その担い手となる人づくりが求められております。市民公益活動補助金制度を拡充するとともに、自治会加入率向上を図る仕組みは、これに資するものであります。しかし、自治会加入率は近年低下傾向にあり、61%にまで減少しております。加入率向上のためにしっかりと取り組んでいくことが求められています。

次に、都市基盤整備についてであります。

本市の長年の課題の一つであった、継続して取り組んでまいりました千里丘西地区のまちづくりにつきましては、事業推進に向けた地権者の合意形成について、準備組合としても精力的に取り組まれていると承知をいたしておりますが、本市としても駅前広場などの基盤整備とともに、まちづくりも一体となった再開発事業による整備が最適であると認識しております。事業推進に向け、引き続き準備組合の一層の取り組

み強化を求めます。

重要プロジェクトと位置づけている阪急京都線連続立体交差事業について、都市計画決定に向けた計画素案の策定に取り組まれていることを大いに評価いたします。本事業は、千里丘三島線を初め市内主要幹線道路の交通渋滞解消といった交通問題だけでなく、さきにも述べました千里丘駅西地区を初めとする周辺のまちづくりに大きくかかわってくるものであり、最優先課題であると考えております。

事業期間が長期にわたり、かつ解決は容易ではない問題に直面することもあるかと思いますが、今後も鋭意努力していただき、一日でも早い完成を期待いたします。

そして、十三高槻線上部利用については、本年度実施設計を行い、地域の皆さんが集い、交流できる施設の建設に向けた取り組みを推進されることを強く高く評価いたします。

十三高槻線については、十三高槻線反対期成同盟による長年の運動があり、大阪府地元、阪急住宅自治会で工事着工協定書を締結し、この運動が上部利用として結実するものであります。今後、デイハウスましたを移転し、第1集会所の機能を有したスペースと合築した施設として整備をし、一体的な管理を検討するとのことであります。検討を進める上で、長年運動を続けてこられた方の思いを十分理解していただき、施設全体のあり方、活用方法については、地域のご意見を集約し、地域の皆さんが集い、交流できる施設としていただくことを強く求めます。

医療クラスター形成に向けた取り組みについてであります。

正雀下水処理場跡地を新たに医療・健康創生ゾーンと位置づけ、医療クラスターの

形成による医療産業の集積や市民の健康寿命の延伸に向けた取り組みを推進されることを評価いたします。今後は医療クラスターの形成を図るため、基盤整備や企業誘致などの方策について関係機関との協議を進められますが、処理場跡地は摂津市域にあることを念頭に置き、摂津市のまちづくりとして主導的に取り組まれることを要望いたします。

次に、防災対策についてであります。

地域防災計画を解説したパンフレットを全戸配布するとともに、地域別防災マップ作成に向けての取り組みは、地域防災計画の実効性を高めるものであり、評価いたします。

環境施策については、本市の懸案事項でありますごみ焼却炉の更新問題につきまして、茨木市とのごみ処理広域化に向けての検討を進めるとのことでありますが、これを高く評価いたします。

ごみ処理行政は市民生活と密接不可分な分野であり、解決すべき課題がさまざまあるかと思われませんが、広域処理実現に向けて格段の努力を期待いたします。

また、JR東海に対する環境保全協定の遵守と井戸の掘削中止を求める裁判については、3月13日に第2回の口頭弁論があり、次回は5月22日に予定されております。本件を提訴する際、全議員が賛成の表決をし、全面的に支援してまいりました。今後も市民の安全・安心のため、オール摂津の取り組みとして、万全の準備で裁判に臨んでいただくことを強く要請いたします。

次に、市民の暮らし、福祉関連施策についてであります。

高齢化と核家族化が進む中で、地域での支え合いが重要となってきております。身

近な地域で気軽に参加できて、集いの広場を開設し、介護予防に取り組みられるとともに、第3期地域福祉計画の策定に取り組まれることを評価いたします。

次に、子育て支援については、3歳6か月児健康診査、歯科健康診査の実施回数の拡充とともに、民間保育所への分園整備の補助を実施されることを評価いたします。

また、ひとり親家庭の支援として、ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金の支給期間を拡大することを評価いたします。

健康・医療のまちづくりについては、健康・医療のまちづくり計画を策定し、施策の展開を行っているとのことですが、健康・医療のまちづくりは、大きなテーマの一つとして、国循の移転、医療クラスターの整備を踏まえて、腰を据えて取り組んでいただきたいと思います。

また、「まちごとフィットネス！ヘルシータウンせつつ」事業、「まちごと元気！ヘルシーポイント」事業は、ハード事業、ソフト事業が一体となった健康づくり支援であり、評価いたします。

続いて、本年度の重点テーマである「こども」についてであります。

市長が市政運営の基本方針で述べられたように、これからの撰津を担う子どもは、撰津の未来そのものであり、子どもたちの生きる力を育む取り組みは大いに賛同するものであります。これまでも学力向上対策を初め、問題行動の早期発見、早期防止など、さまざまな対策を実施されてこられました。反面、子どもの貧困が社会問題となる今日、より一層の取り組みを求めます。

また、市内小・中学校の耐震化率100%実現に向けた取り組みは、本年度6月から全ての中学校で給食を開始される取り

組みを評価いたします。

次に、産業支援につきましては、産業振興アクションプランに基づき、経営力向上セミナーを実施し、中小企業の経営力向上に取り組むとともに、創業塾を実施し、創業時支援に取り組まれることを評価いたします。

次に、国民健康保険特別会計については、国の国保基盤強化協議会において、平成30年度以降の都道府県と市町村の役割分担が示され、これを見据えて保険者としての責任ある国保財政運営を行うため、保険料率を改定することを理解いたします。

また、財政健全化に向けて効率的な保険事業の展開を図られることを評価いたします。

公共下水道事業特別会計につきましては、これまでも経営健全化に向けた努力をされてきましたが、一般会計からの繰入金と資本費平準化債に依存した経営体質脱却のため、より一層の経営健全化に向けての取り組みが図られるとともに、公営企業法の適用、水道部との統合についても検討を進められるよう要望いたします。

また、安威川以南地域の雨水排水対策については、東別府及び鳥飼八町地域の雨水整備に向けて、支障物件の移転に取り組まれますが、周辺住民の方々の安全・安心の確保のため、着実な整備推進を求めます。

次に、市立保育所条例についてであります。

正雀保育所の民営化を決定されました。老朽化による建て替えが現実的な課題となる中で、子ども・子育て会議の意見書を踏まえた決定であり、かつ児童の1人当たりの経費が公立と私立で大きな隔りがあることもあわせて考えますと、今回の決定を理解するものであります。

今後、保育サービスの質の維持、保育所負担金は公立保育所に準ずることを基本とし、保護者のご意見を踏まえて業者選定を実施されることを強く要望いたします。

以上、主要な施策等について述べました。

最後になりますが、本市を取り巻く環境変化とその対応についてあえて申し上げておきたいと思います。

少子・高齢化の進展に伴い、市税収入が減収する中で、社会保障関係経費の増加や公共施設の一斉更新に係る費用を見込む必要があります。本市の財政状況は非常に厳しくなることが予測されます。また、時代の変化に伴い、市民のニーズは多様化しております。これに対応して、20年後、30年後の摂津市を光り輝くものとして将来世代へと引き継いでいくためにも、真に必要とされる行政サービスを見きわめ、そこにあらゆる支援をシフトしていくことを基本理念とした第5次行政改革の実現について、森山市長は議会で不退転の決意で取り組むことを表明されました。不退転とは、決して後に引かないこと、退路を断って前に進み、物事を達成することです。

市制50周年を迎え、基礎固めの上に摂津市の抱える諸問題、とりわけ千里丘西の再開発問題、阪急電鉄の連続立体交差、ごみ焼却炉の更新問題などの重要課題が山積しています。摂津市が置かれている厳しい状況の中、市民は摂津丸のかじ取りを市長に託しました。市長におかれましても、市民の負託に応えようと、勇気を持って行政運営に取り組む覚悟を示されたものであると思いますが、市長のモットーであるやる気・元気・本気で不退転で取り組まれることを期待いたします。

また、我々議員も二元代表制の一翼を担

っており、市民の負託に応じていく責務を負い、市民の幸せの実現に向けて取り組まなければなりません。

第5次行政改革の項目についても、議場で戦わず議論を通して、未来の摂津のため、今ここで手を打たなければならないもの、市民の幸せにつながるものはしっかりと後押しをさせていただきます。これからも光り輝く摂津のため、お互いに切磋琢磨していく決意を披瀝し、賛成討論とさせていただきます。

○渡辺慎吾議長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺慎吾議長 以上で討論を終わります。

議案第1号、議案第3号、議案第7号、議案第8号、議案第22号、議案第23号、議案第24号、議案第25号、議案第26号、議案第27号、議案第28号、議案第31号、議案第35号及び議案第37号を一括採決します。

本14件について、可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立する者あり)

○渡辺慎吾議長 起立者多数です。

よって、本14件は可決されました。

議案第2号、議案第4号、議案第5号、議案第6号、議案第9号、議案第10号、議案第11号、議案第12号、議案第13号、議案第14号、議案第18号、議案第19号、議案第20号、議案第21号、議案第29号、議案第30号、議案第32号、議案第33号、議案第34号、議案第36号及び議案第38号を一括採決します。

本21件について、可決することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺慎吾議長 異議なしと認め、本21件

は可決されました。

日程 3、議案第 39 号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務部長。

(有山総務部長 登壇)

- 有山総務部長 議案第 39 号、摂津市情報公開条例及び摂津市個人情報保護条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、その内容をご説明申し上げます。

本件は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律が平成 26 年 6 月 13 日に公布され、同法により特定独立行政法人が廃止され、新たに当該法人と同様に役員及び職員に国家公務員の身分が付与される行政執行法人の分類が設けられることを受け、摂津市情報公開条例及び摂津市個人情報保護条例の一部を改正するものでございます。なお、議案参考資料の新旧対照表もあわせてご参照賜りますようお願い申し上げます。

まず、摂津市情報公開条例第 6 条第 1 項第 2 号ウ中「第 2 条第 2 項」を「第 2 条第 4 項」に、「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改めるものです。

次に、摂津市個人情報保護条例第 13 条第 3 号ウ中「第 2 条第 2 項」を「第 2 条第 4 項」に、「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改めるものです。

これらの改正によりまして、特定独立行政法人について、その役員及び職員から国家公務員の身分を除き、新たに行政執行法人について、その役員及び職員に国家公務員の身分を位置づけるものです。なお、本条例は独立行政法人通則法の一部を改正する法律に合わせ平成 27 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

- 渡辺慎吾議長 説明が終わり、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 渡辺慎吾議長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。

本件については、委員会付託を省略することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 渡辺慎吾議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 渡辺慎吾議長 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第 39 号を採決します。

本件について、可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立する者あり)

- 渡辺慎吾議長 起立者全員です。

よって、本件は可決されました。

日程 4、議案第 40 号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。保健福祉部長。

(堤保健福祉部長 登壇)

- 堤保健福祉部長 議案第 40 号、摂津市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、その内容をご説明申し上げます。

本件は、国民健康保険法の一部を改正する法律の施行及び平成 27 年 3 月 4 日に国民健康保険施行令の一部を改正する政令、平成 27 年政令第 63 号、平成 27 年 3 月 11 日に国民健康保険法施行令及び国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の一部を改正する政令、平成 27 年政令第 71 号がそれぞれ公布されたことに伴い、追加議案をお願いし、本条例の一部の改正をするものでございます。なお、議案参考資料の新旧対照表もあわせてご参照賜りますようお願い申し上げます。

それでは、改正条文につきましてご説明申し上げます。

まず、摂津市国民健康保険条例第9条及び第12条の2第2号は、国民健康保険法の改正により条ずれが生じたため、「第72条の4」を「第72条の5」に改めるものでございます。

次に、第12条の2第1号及び第2号は、平成26年度までの暫定措置でありました都道府県単位の共同事業が平成27年度から恒久化されることに伴い、附則において基礎賦課総額の特例として規定していた条文を本則に規定するものでございます。

次に、第15条の5は、基礎賦課限度額につきまして「510,000円」を「520,000円」に、また第15条の5の10は、後期高齢者支援金等賦課限度額につきまして「160,000円」を「170,000円」に、第15条の10は、介護納付金賦課限度額につきまして「140,000円」を「160,000円」にそれぞれ改めるものでございます。これは負担能力に応じた負担を求めることにより、中間所得層の負担の軽減を図るものでございます。

次に、第20条第1項第2号及び第3号は、保険料の5割軽減及び2割軽減につきまして、軽減判定の基準を規定したもので、第1項第2号は5割軽減の所得基準につきまして「245,000円」を「260,000円」に、第1項第3号は、2割軽減の所得基準につきまして「450,000円」を「470,000円」にそれぞれ改めるものでございます。これは経済動向を踏まえ、所得の低い方が軽減対象から外れないようにするため、軽減適用の所得基準額の見直しを行うものでございます。

また、第1項、第3項及び第4項につきまして、賦課限度額の改正に伴いそれぞれ改めるものでございます。

次に、附則でございますが、共同事業の規定を本則で行うことに伴い、附則第3条を削り、附則第4条を附則第3条に、附則第5条を附則第4条に、附則第6条を附則第5条にそれぞれ改めるものでございます。

今回の改正条例の附則といたしまして、この条例は平成27年4月1日から施行するものでございます。

また、改正後の摂津市国民健康保険条例第15条の5、第15条の5の10、第15条の10並びに第20条第1項、第3項、第4項の規定は、平成27年度以降の年度分の保険料について適用し、平成26年度分までの保険料につきましては、なお従前の例によるものでございます。

以上、提案内容の説明とさせていただきます。

○渡辺慎吾議長 説明が終わり、質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺慎吾議長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。

本件については、委員会付託を省略することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺慎吾議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺慎吾議長 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第40号を採決します。

本件について、可決することに賛成の方

の起立を求めます。

(起立する者あり)

○渡辺慎吾議長 起立者多数です。

よって、本件は可決されました。

日程5、議会議案第1号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。嶋野議員。

(嶋野浩一郎議員 登壇)

○嶋野浩一郎議員 ただいま上程となりました議会議案第1号、摂津市議会委員会条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、提出者を代表いたしまして、提案理由の説明を申し上げます。

本件は、さきの186回通常国会において、教育委員長と教育長を一本化した新たな責任者である新教育長を置くことなどを内容とする地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が公布され、平成27年4月1日から施行されることに伴い、改正するものであります。

第20条では、説明のため、委員会へ出席を求める対象に、教育委員会の委員長を定めておりますが、同法の改正に伴い、この文言を教育委員会の教育長に改めるものです。

附則として、第1項では、本条例は平成27年4月1日から施行すること、第2項では、改正法施行の際、現に在職する現行の教育長がその教育委員会の委員としての任期中に限り、なお従前の例によることとされていることから、その任期中に限り条例の一部改正の規定は適用しない旨の経過措置を規定しております。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。

○渡辺慎吾議長 説明が終わり、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺慎吾議長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。

本件については、委員会付託を省略することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺慎吾議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺慎吾議長 討論なしと認め、討論を終わります。

議会議案第1号を採決します。

本件について、可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立する者あり)

○渡辺慎吾議長 起立者全員です。

よって、本件は可決されました。

日程6、議会議案第2号など4件を議題とします。

お諮りします。

本4件については、提案理由の説明を省略することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺慎吾議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺慎吾議長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。

本4件については、委員会付託を省略することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺慎吾議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺慎吾議長 討論なしと認め、討論を終わります。

議会議案第2号、議会議案第3号、議会議案第4号及び議会議案第5号を一括採決します。

本件について、可決することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺慎吾議長 異議なしと認め、本4件は可決されました。

日程第7、常任委員会の所管事項に関する事務調査の件を議題とします。

本件については、各委員長から常任委員会の所管事項に関する事務調査表のとおり、平成28年3月31日まで閉会中も調査したいとの申し出があります。

お諮りします。

各委員長からの申し出のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺慎吾議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

以上で本日の日程は終了しました。

これで平成27年第1回摂津市議会定例会を閉会します。

(午前11時33分 閉会)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

摂津市議会議長 渡辺 慎 吾

摂津市議会議員 南 野 直 司

摂津市議会議員 嶋 野 浩一朗

☆ 添 付 資 料

平成27年第1回定例会審議日程（案）

月日	曜	会 議 名	内 容	開 議 時 刻
2 / 19	木	本会議（第1日）	平成27年度市政運営の基本方針 提案理由説明・即決 (議会議案届出締切 17:15)	10:00
20	金			
21	土			
22	日			
23	月			
24	火		(代表質問届出締切 12:00)	
25	水			
26	木			
27	金			
28	土			
3 / 1	日			
2	月			
3	火			
4	水	本会議（第2日）	質疑・委員会付託・代表質問	10:00
5	木	本会議（第3日）	代表質問	10:00
6	金			
7	土			
8	日			
9	月		建設常任委員会（第二委員会室） 民生常任委員会（301会議室）	10:00 10:00
10	火		総務常任委員会（301会議室） 文教常任委員会（第二委員会室）	10:00 10:00
11	水		(常任委員会予備日)	
12	木		(常任委員会予備日)	
13	金			
14	土			
15	日			
16	月		駅前等再開発特別委員会（第二委員会室）	10:00
17	火			
18	水			
19	木		(一般質問届出締切 12:00)	
20	金			
21	土			
22	日			
23	月			
24	火			
25	水		議会運営委員会（第一委員会室）	10:00
26	木			
27	金	本会議（第4日）	一般質問・委員長報告・議会議案 議会運営委員会（第一委員会室）	10:00 本会議終了後

議 案 付 託 表

平成27年第1回定例会

〈総務常任委員会〉

- 議案第1号 平成27年度摂津市一般会計予算所管分
- 議案第4号 平成27年度摂津市財産区財産特別会計予算
- 議案第9号 平成26年度摂津市一般会計補正予算（第5号）所管分
- 議案第22号 摂津市教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例制定の件
- 議案第23号 摂津市教育長の勤務時間、休暇等に関する条例制定の件
- 議案第27号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件
- 議案第29号 摂津市行政手続条例の一部を改正する条例制定の件
- 議案第30号 特別職の職員の給与に関する条例及び摂津市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 議案第31号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 議案第32号 摂津市税条例の一部を改正する条例制定の件

〈建設常任委員会〉

- 議案第1号 平成27年度摂津市一般会計予算所管分
- 議案第2号 平成27年度摂津市水道事業会計予算
- 議案第5号 平成27年度摂津市公共下水道事業特別会計予算
- 議案第9号 平成26年度摂津市一般会計補正予算（第5号）所管分
- 議案第10号 平成26年度摂津市水道事業会計補正予算（第3号）
- 議案第12号 平成26年度摂津市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）

〈文教常任委員会〉

- 議案第1号 平成27年度摂津市一般会計予算所管分
- 議案第9号 平成26年度摂津市一般会計補正予算（第5号）所管分
- 議案第18号 指定管理者指定の件（摂津市立第1児童センター）
- 議案第19号 指定管理者指定の件（摂津市立児童発達支援センター）
- 議案第24号 摂津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例制定の件
- 議案第28号 摂津市附属機関に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 議案第33号 摂津市私立幼稚園の園児の保護者に対する補助金交付条例の一部を改正する条例制定の件
- 議案第34号 摂津市立体育館条例の一部を改正する条例制定の件
- 議案第35号 摂津市立保育所条例の一部を改正する条例制定の件
- 議案第38号 摂津市保育所における保育に関する条例を廃止する条例制定の件

〈民生常任委員会〉

- 議案第1号 平成27年度摂津市一般会計予算所管分
- 議案第3号 平成27年度摂津市国民健康保険特別会計予算
- 議案第6号 平成27年度摂津市パートタイマー等退職金共済特別会計予算
- 議案第7号 平成27年度摂津市介護保険特別会計予算
- 議案第8号 平成27年度摂津市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第9号 平成26年度摂津市一般会計補正予算（第5号）所管分
- 議案第11号 平成26年度摂津市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 議案第13号 平成26年度摂津市介護保険特別会計補正予算（第4号）

- 議案 第 14 号 平成 26 年度摂津市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
議案 第 20 号 指定管理者指定の件（摂津市立みきの路）
議案 第 21 号 指定管理者指定の件（摂津市立ひびきはばたき園ほか 2 施設）
議案 第 25 号 摂津市指定介護予防支援事業者の指定並びに指定介護予防支援等の事業の
人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な
支援の方法に関する基準を定める条例制定の件
議案 第 26 号 摂津市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定め
る条例制定の件
議案 第 36 号 摂津市立保健センター条例の一部を改正する条例制定の件
議案 第 37 号 摂津市介護保険条例の一部を改正する条例制定の件

〈議会運営委員会〉

- 議案 第 1 号 平成 27 年度摂津市一般会計予算所管分
議案 第 9 号 平成 26 年度摂津市一般会計補正予算（第 5 号）所管分

〈駅前等再開発特別委員会〉

- 議案 第 1 号 平成 27 年度摂津市一般会計予算所管分
議案 第 9 号 平成 26 年度摂津市一般会計補正予算（第 5 号）所管分

平成 27 年 第 1 回 定例会 代表質問要旨

質問順位

- 1 番 日本共産党 安藤薫議員
- 2 番 高志会 嶋野浩一郎議員
- 3 番 自民党 大澤千恵子議員
- 4 番 公明党 藤浦雅彦議員
- 5 番 市民ネットワーク 上村高義議員
- 6 番 民主市民連合 東久美子議員
- 7 番 大阪維新の会 中川嘉彦議員

安藤薫議員

- 1 地方自治体の役割について
 - (1) アベノミクスのもとで市民生活の実態について、どのように認識しているか
 - (2) 安倍政権が進める「地方創生」「地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策」が市民生活の改善をもたらすのか
 - (3) 摂津市が地方自治体としての役割をどう果たそうとしているのか
 - (4) 第5次行政改革実施計画について
 - (5) JR東海新幹線基地の地下水くみ上げ問題に対する姿勢について
 - (6) 戦後70年、節目の年の平和の取り組みについて
- 2 「自分たちのまちを自分たちで育てる」市民主体のまちづくりについて
 - (1) 旧味舌小・三宅小跡地活用における情報公開と市民参加、政策決定について
 - (2) 様々な事業計画に対する市民の声を聞き取り入れる取り組みについて
 - (3) 集会所を活用したまちづくりについて
 - (4) 公有地の売却について
 - (5) 投票所の整備について
- 3 安全・安心のまちづくりについて
 - (1) 地域防災について
 - (2) 公共施設の老朽化対策と民間住宅の耐震化促進について
 - (3) 生活道路の安全対策について
 - (4) ごみ行政の今後の展望について
 - (5) 開発計画と住民合意について
- 4 暮らしと営業を守るまちづくりについて
 - (1) 市内中小企業・小規模事業者への支援策と大企業の社会的責任について
 - (2) 国民健康保険料の値上げと制度の今後について
 - (3) 第6期を迎える介護保険制度について
 - (4) 税と保険料の滞納・差押えについて
 - (5) 生活保護と生活困窮者自立支援事業について

- 5 市長が重点テーマの一つにあげた「こども」を取り巻く諸問題について
 - (1) 子ども医療費助成制度を所得制限なしで中学校卒業まで拡大することについて
 - (2) 学力向上と教職員の体制強化と少人数学級の拡大について
 - (3) 道徳教育といじめ問題について
 - (4) 子ども・子育て支援事業計画と正雀保育所の民営化について
 - (5) 中学校給食について
 - (6) 教育委員会制度「改革」とその影響について

嶋野浩一朗議員

- 1 人口減少問題の克服、定住率の向上に向けた取り組みについて
- 2 市民が元気に活動するまちづくりについて
 - (1) 市民主体のまちづくりについて
 - (2) 地域の活性化について
 - (3) 広報課の設置について
- 3 みんなが安全で快適に暮らせるまちづくりについて
 - (1) JR千里丘駅西地区のまちづくりについて
 - (2) 阪急京都線連続立体交差事業について
 - (3) 水道事業について
- 4 みどりうるおう環境を大切にするまちづくりについて
 - (1) 環境の保全及び創造に関する条例の見直しについて
 - (2) ごみ処理の広域化について
- 5 暮らしにやさしく笑顔があふれるまちづくりについて
 - (1) 平和に対する取り組みについて
 - (2) 第3期地域福祉計画の策定について
 - (3) 多世代同居又は近居への支援について
 - (4) (仮称)健康・医療のまちづくり計画について
- 6 誰もが学び、成長できるまちづくりについて
 - (1) 学力の向上について
 - (2) 就学前教育の充実について
- 7 活力ある産業のまちづくりについて
 - (1) 中小企業の経営力向上について
 - (2) 創業支援について
- 8 計画を実現する行政経営について
 - (1) 市民意識調査について
 - (2) 地方版総合戦略について
 - (3) 若手職員の育成について

大澤千恵子議員

- 1 市民が元気に活動するまちづくりについて
 - (1) 自治会加入率の向上について
- 2 みんなが安全で快適に暮らせるまちづくりについて
 - (1) 犯罪の少ないまちづくりについて
 - (2) 消防・救急救助体制が充実したまちづくりについて
- 3 みどりうるおう環境を大切にするまちづくりについて
 - (1) 多機能で魅力ある公園・緑地のあるまちづくりについて
- 4 誰もが学び、成長できるまちづくりについて
 - (1) 子どもたちの生きる力を育む取り組みについて
- 5 計画を実現する行政経営について
 - (1) 職員の育成と組織の活性化について
 - (2) 庁舎管理事業について
 - (3) 大阪都構想について
- 6 本年度の重点テーマの一つである「こども」をしっかりと育む取り組みについて

藤浦雅彦議員

- 1 平成27年度予算と今後の財政見通しについて
- 2 市制施行50周年に向けた取り組みについて
 - (1) 健康・医療のまちづくりについて
 - (2) 魅力ある地域づくり、人口減少問題の克服の取り組みについて
 - (3) 吹田操車場跡地のまち開きと本市の発展について
 - (4) 安威川以南地域に第2児童センター機能を備えるコミュニティ施設構想の見通しを示すことについて
 - (5) 次代を担う子どもたちに夢の実現を支援し、人間基礎教育を実践する場としての総合体育館構想を含めたスポーツ施設の整備と土地の有効利用について
- 3 市民が元気に活動するまちづくりについて
 - (1) 自治会加入率の向上策について
- 4 みんなが安全で快適に暮らせるまちづくりについて
 - (1) 千里丘西地区のまちづくりの方向性について
 - (2) 阪急正雀駅周辺のまちづくりの将来像と市内循環バスの利便性向上について
 - (3) 阪急摂津市駅北側、千里丘グランドハイツ前の境川河川用地の整備について
 - (4) 自転車安全利用倫理条例に基づく交通安全教室について
 - (5) 災害に強いまちづくりの推進について
- 5 みどりうるおう環境を大切にするまちづくりについて
 - (1) ごみ焼却炉の更新問題と茨木市とのごみ処理広域化について

- 6 暮らしにやさしく笑顔があふれるまちづくりについて
 - (1) 保育所待機児童の解消及び子ども・子育て支援新制度の取り組みについて
 - (2) 「まちごとフィットネス！ヘルシータウンせつつ」と「まちごと元気！ヘルシーポイント事業」の取り組みについて
 - (3) データヘルス計画について
- 7 誰もが学び、成長できるまちづくりについて
 - (1) 子どもたちが行きたくてたまらない学校図書館づくりについて
 - (2) 学校施設の非構造部材の耐震化の促進について
- 8 活力ある産業のまちづくりについて
 - (1) 市内の産業振興について
 - (2) セッピー商品券第7弾の取り組みについて
- 9 計画を実現する行政経営について
 - (1) 子ども医療費助成の対象年齢拡大など、時代のニーズに応じた行政サービスの展開について
 - (2) 老朽化した公共施設の更新問題、ファシリティマネジメントについて
 - (3) 市民サービスの向上を目指した電子自治体の推進について

上村高義議員

- 1 市制施行50周年に向けた取り組みについて
- 2 市民が元気に活動するまちづくりについて
 - (1) 市民公益活動補助金制度「発展コース」について
- 3 みんなが安全で快適に暮らせるまちづくりについて
 - (1) 十三高槻線の上部利用について
 - (2) 医療クラスター形成に向けた現時点での取り組みと今後の展望について
 - (3) 境川自転車歩行者専用道路の整備内容と今後の方向性について
- 4 みどりうるおう環境を大切にするまちづくりについて
 - (1) 環境施策全般の再構築の概要と緑化拠点苗圃の体制について
- 5 暮らしにやさしく笑顔があふれるまちづくりについて
 - (1) 終戦70年目を迎え、「憲法を守り人間を尊重する平和都市宣言」について
 - (2) 第6期せつつ高齢者かがやきプランについて
 - (3) 生活困窮世帯の子ども対策について
 - (4) (仮称)健康・医療のまちづくり計画について
- 6 誰もが学び、成長できるまちづくりについて
 - (1) (仮称)学力向上推進懇談会の内容について
 - (2) 教材データベース導入の効果と今後の展開について
 - (3) べふこども園の検証結果と今後の就学前教育推進について
- 7 活力ある産業のまちづくりについて

- (1) セッパイ商品券の評価と商店活性化の効果について
- 8 計画を実現する行政経営について
 - (1) 地方版総合戦略の内容と定住化促進について
 - (2) 地下鉄延伸の可能性について
- 9 人間基礎教育の取り組みについて
 - (1) 人間基礎教育の教育現場での取り組みについて

東久美子議員

- 1 基本方針の重点テーマについて
 - (1) 市長が目指す子どもたちに引き継ぐ「夢ある未来」について
- 2 市民が元気に活動するまちづくりについて
 - (1) 情報発信力の強化について
- 3 みんなが安全で快適に暮らせるまちづくりについて
 - (1) 通学路の安全確保に向けた取り組みについて
 - (2) 交通安全教室などの取り組みについて
- 4 みどりうるおう環境を大切にするまちづくりについて
 - (1) 環境問題への取り組みについて
- 5 暮らしにやさしく笑顔があふれるまちづくりについて
 - (1) 平和と人権を大切にするまちづくりについて
 - (2) 高齢者・障害者への福祉施策について
- 6 誰もが学び、成長できるまちづくりについて
 - (1) 学力・学校教育環境・教育委員会制度などの教育問題について
- 7 活力ある産業のまちづくりについて
 - (1) まちづくりの成果と課題について
- 8 計画を実現する行政経営について
 - (1) 行政経営の検討について
 - (2) 第5次行政改革について

中川嘉彦議員

- 1 夢づくりについて
 - (1) まちの5年、10年、30年後のビジョンについて
 - (2) 鉄軌道によるまちづくりについて
- 2 人口減少問題の克服について
 - (1) 少子高齢化対策について
- 3 市民が元気に活動するまちづくりについて
 - (1) 市民活動支援事業、協働の取り組みについて
- 4 みんなが安全で快適に暮らせるまちづくりについて
 - (1) 阪急摂津市駅北側自転車歩行者専用道路の整備について

- (2) 橋梁の安全対策について
- (3) 水道事業について
- (4) 民間住宅の耐震化について
- (5) 防犯カメラについて
- 5 みどりうるおう環境を大切にするまちづくりについて
 - (1) 茨木市とのごみ処理広域化について
- 6 暮らしにやさしく笑顔があふれるまちづくりについて
 - (1) 生活困窮家庭の中学生を対象とした学習支援について
- 7 誰もが学び、成長できるまちづくりについて
 - (1) 学力向上について
 - (2) 人間基礎教育について
- 8 活力ある産業のまちづくりについて
 - (1) 活性化補助金の拡充について
 - (2) 摂津ブランドについて
- 9 計画を実現する行政経営について
 - (1) 民営化・民間委託の推進について
 - (2) 市単独扶助費等の見直しについて
 - (3) 老朽化公共施設について
 - (4) 新幹線公園のリニューアルについて
 - (5) 中期財政見通しについて
- 10 大阪の府市再編について
 - (1) 大阪都構想について

平成27年 第1回定例会 一般質問要旨

質問順位

1番 森西正議員

森西正議員

- 1 家庭ごみの有料化について
- 2 市街化調整区域について
- 3 新幹線鳥飼基地地下水汲み上げ計画について

常任委員会の所管事項に関する事務調査表

(平成27年第1回定例会)

常任委員会名	調 査 事 件	調 査 期 限
総 務	1. 行財政運営 2. 防災行政 3. 人権行政 4. 消防行政	平成28年3月31日まで
建 設	1. 都市計画行政 2. 土木行政 3. 下水道行政 4. 水道行政	同 上
文 教	1. 学校教育行政 2. 社会教育行政 3. 児童福祉行政	同 上
民 生	1. 老人福祉行政 2. 障害者福祉行政 3. 保健医療行政 4. 環境衛生行政 5. 商工行政 6. 農業行政	同 上

議決結果一覧

議案番号	件名	議決月日	結果
報告 第 1 号	損害賠償の額を定める専決処分報告の件	(2月19日 報告)	
報告 第 2 号	損害賠償の額を定める専決処分報告の件	(2月19日 報告)	
議案 第 1 号	平成27年度摂津市一般会計予算	3月27日	可決
議案 第 2 号	平成27年度摂津市水道事業会計予算	3月27日	可決
議案 第 3 号	平成27年度摂津市国民健康保険特別会計予算	3月27日	可決
議案 第 4 号	平成27年度摂津市財産区財産特別会計予算	3月27日	可決
議案 第 5 号	平成27年度摂津市公共下水道事業特別会計予算	3月27日	可決
議案 第 6 号	平成27年度摂津市パートタイマー等退職金共済特別会計予算	3月27日	可決
議案 第 7 号	平成27年度摂津市介護保険特別会計予算	3月27日	可決
議案 第 8 号	平成27年度摂津市後期高齢者医療特別会計予算	3月27日	可決
議案 第 9 号	平成26年度摂津市一般会計補正予算(第5号)	3月27日	可決
議案 第 10 号	平成26年度摂津市水道事業会計補正予算(第3号)	3月27日	可決
議案 第 11 号	平成26年度摂津市国民健康保険特別会計補正予算(第4号)	3月27日	可決
議案 第 12 号	平成26年度摂津市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)	3月27日	可決
議案 第 13 号	平成26年度摂津市介護保険特別会計補正予算(第4号)	3月27日	可決
議案 第 14 号	平成26年度摂津市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)	3月27日	可決
議案 第 15 号	市道路線認定の件	2月19日	可決
議案 第 16 号	市道路線廃止の件	2月19日	可決
議案 第 17 号	町の区域及び名称の変更等について議決を求める件	2月19日	可決
議案 第 18 号	指定管理者指定の件(摂津市立第1児童センター)	3月27日	可決
議案 第 19 号	指定管理者指定の件(摂津市立児童発達支援センター)	3月27日	可決
議案 第 20 号	指定管理者指定の件(摂津市立みきの路)	3月27日	可決
議案 第 21 号	指定管理者指定の件(摂津市立ひびきはばたき園ほか2施設)	3月27日	可決
議案 第 22 号	摂津市教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例制定の件	3月27日	可決
議案 第 23 号	摂津市教育長の勤務時間、休暇等に関する条例制定の件	3月27日	可決
議案 第 24 号	摂津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例制定の件	3月27日	可決
議案 第 25 号	摂津市指定介護予防支援事業者の指定並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例制定の件	3月27日	可決
議案 第 26 号	摂津市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例制定の件	3月27日	可決
議案 第 27 号	地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件	3月27日	可決

議案 第 28 号	摂津市附属機関に関する条例の一部を改正する条例制定の件	3月27日	可決
議案 第 29 号	摂津市行政手続条例の一部を改正する条例制定の件	3月27日	可決
議案 第 30 号	特別職の職員の給与に関する条例及び摂津市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定の件	3月27日	可決
議案 第 31 号	一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件	3月27日	可決
議案 第 32 号	摂津市税条例の一部を改正する条例制定の件	3月27日	可決
議案 第 33 号	摂津市私立幼稚園の園児の保護者に対する補助金交付条例の一部を改正する条例制定の件	3月27日	可決
議案 第 34 号	摂津市立体育館条例の一部を改正する条例制定の件	3月27日	可決
議案 第 35 号	摂津市立保育所条例の一部を改正する条例制定の件	3月27日	可決
議案 第 36 号	摂津市立保健センター条例の一部を改正する条例制定の件	3月27日	可決
議案 第 37 号	摂津市介護保険条例の一部を改正する条例制定の件	3月27日	可決
議案 第 38 号	摂津市保育所における保育に関する条例を廃止する条例制定の件	3月27日	可決
議案 第 39 号	摂津市情報公開条例及び摂津市個人情報保護条例の一部を改正する条例制定の件	3月27日	可決
議案 第 40 号	摂津市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件	3月27日	可決
議会 議案 第 1 号	摂津市議会委員会条例の一部を改正する条例制定の件	3月27日	可決
議会 議案 第 2 号	「核兵器のない世界に向けた法的枠組み」構築への取り組みを求める意見書の件	3月27日	可決
議会 議案 第 3 号	都市農業の振興策強化等を求める意見書の件	3月27日	可決
議会 議案 第 4 号	ドクターヘリの安定的な事業継続に対する支援を求める意見書の件	3月27日	可決
議会 議案 第 5 号	ヘイトスピーチ対策について法整備を含む強化策を求める意見書の件	3月27日	可決
	常任委員会の所管事項に関する事務調査の件	3月27日	閉会中の 継続調査